

# コロンボ計画加盟国の援助行政機構

(第20回コロンボ計画協議委員会)

1969年

45:3

1969年10月，於ビクトリア(カナダ)

海外技術協力事業団

2/1-2

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 5. 24	100
登録No. E07691	136
	KA

## 序 言

昭和44年10月カナダのヴィクトリアで開催された第20回コロンボプラン協議委員会会議の特別議題として“Administration for Co-operative Economic Aid under the Colombo Plan”が取上げられ、加盟国より資金・技術援助行政機構についてのペーパーが提出されたが、これは各国の資金・技術援助に関する法令・政策・計画・行政機構・手続等を知る上で極めて有益と思われるので、翻訳の上、印刷に付し関係者の利用に供する次第である。

昭和45年3月

海外技術協力事業団

総務部

JICA LIBRARY



1058228L6J

## 目 次

アフガニスタン	1
オーストラリア	3
ビルマ	17
カナダ	40
セイロン	67
インド	77
インドネシア	83
韓国	87
ラオス	98
マレーシア	101
ネパール	119
ニュージーランド	123
パキスタン	130
フィリピン	150
シンガポール	162
タイ	167
英国	181
米国	196

## アフガニスタン

### 外国借款

#### 法律的要件

1. アフガニスタン憲法第64条に基づき、議会在外国借款を承認する権限をもち、従って政府は議会の承認後初めて取極められた借款を使用することができる。これに関し承認とは国王陛下は勿論、議会両院の賛成を意味する。

#### 行政手続

2. 外国借款は、政府の要請か、援助供与国または国際機関の提議により始まる。その交渉は、外務省と協議の上、計画省の監督の下に行なわれる。通常、関係官庁または機関が当初から討議に参加する。当国の経済問題に関する調整機関として、計画省が関係プロジェクトやプログラムに外国借款の分配や割当てをする責任を有している。このため計画省に資金問題や外国の技術、経済協力関係を担当する部局がある。

3. 計画省のこれら機関以外に、借款協定や関連事項を検討するために特別（ad hoc）委員会を設置することができる。

4. 当該借款からの金の払出し、借款の返済および利子勘定の支払を含む、外国借款の資金的会計上の問題は、大蔵省が処理する。借款を使うプロジェクトやプログラムに関するその他の事項は、関係官庁または当局によって処理される。これら諸機関には外国資金を供与されたプロジェクトやプログラムの実施につき責任をもつ多くの常設ないしは臨時の組織がある。

5. まずはじめに計画省が借款申し出を検討し、次いで内閣に勧告を行なう。内閣がその申し出を承認すると計画省の監督の下にアフガニスタン政府代表と援助供与国または機関代表との間でとりきめが行なわれる。ついでその署名を了した文書は、再び検討をうけるため内閣に提出され、内閣から議会と国王陛下の承認をうけるため送られる。

#### コメント

6. 外国借款を得る手続は、以上のべたようにまったく簡単で、たいした複雑さはない。あるとりきめ交渉が不当におくれ、それに基づき使用可能な資金の利用がおくれるという批判は、時々あがる。これに関連してこの欠陥は手続にの

みあるのではなく影響を及ぼし、とりきめ締結や資金使用のおくれに責任をもつその他多くの要素が存在することを指摘することができる。例えばとりきめの条件を逐条項ごとに検討すれば長い時間を要し、疑問点明確化が援助供与国または機関代表にとって時析必要となり、問題を本国（部）に照会しなければならないこともある。また時々借入れ資金使用に関する手続が繁雑でそのためプログラムやプロジェクトへの実施に際し、ある程度当該借款本来の目的を危くするような遅延が生じることもある。

7. これに関連して一般的問題の一つは、契約とりきめの形式が往々にして受入れ国の法的慣行やその政治的事情を十分認識することなく、援助供与国の法的政治的型態を反映しているということである。援助供与国による若干のより柔軟な態度はとくにこれらが或る意味において商業的取引—すなわち借款はたとえ返済が長期間にわたっても、また低利子であろうとも返済されるべきものであるという意味で一であるため特に役立つであろう。

#### 技術および資金贈与

##### 法律的要件

8. アフガニスタンと協力国ないし機関との相互とりきめは、議会に検討と承認をうけるため提出することが要求されている。

9. 資金・技術援助型態の贈与は、協力国または機関が一般的な相互とりきめの枠内で時々供与されるときは、議会の承認は必要でない。この場合当然内閣が処理する権限をもつ。

10. しかし、かかる贈与は間接的に議会の承認を受けている。外国贈与を受けるプロジェクトはどんなものでも憲法の諸規定に従い議会の承認を受けなければならない。議会に現行5カ年計画の一部として、すなわち年次予算の一部として提出されたプロジェクトは、当然資金上の諸規定を含み、プロジェクトの実施に必要な内貨分と外国援助の割合を明らかにしている。

##### 行政措置

11. 外国借款については多かれ少なかれ同様な措置がとられている。

# オーストラリア

## A 援助供与国の行政機構

### 第一章

#### 援助に関する法律と規則

1. オーストラリア援助に適用される基本的法律は、共和国政府支出の全項目を含む年次予算である。オーストラリアは特定の外国援助法または海外援助法をもっていない。しかしオーストラリアの特定プログラム例えば国際開発協会、アジア開発銀行、インダス河流域開発基金に対する拠出金の如き協力に関する法律の例はある。一般的には種々の対外援助プログラムの資金は、そのプログラムを主管する特定の省に対する配賦に含まれている。これは勿論対外援助支出が他の政府支出と同じく詳細な審査をうけることを意味する。それは同様に正当化されなければならないし、支出はその他の政府資金の使用を比較考慮して行なわなければならない。

2. 予算法は別として、包括的な援助立法の不存在がオーストラリアの援助プログラムを柔軟なものにしている基礎となっている。オーストラリア議会は、援助プログラムのため特別な規則の立法化の必要を認めていない。オーストラリア援助を供与する際、援助受入れ国に対し特定の義務または規則を要求する厳格な規定はない。これは援助を支配する政策指針がないということではなく、かかる指針は立法というよりも政府決定というかたちをとることを意味する。

### 第二章

#### 援助プログラム行政のための政府機関

3. 外務大臣が、パプア・ニューギニアに対する援助と若干の国際機関に対する援助そのぞき、政府の対外援助プログラムを管理する。パプアとニューギニアの経済開発は、主として海外領土大臣の責任である。国家教育協力計画 (Commonwealth Co-operation in Education Scheme) に基き供与された援助は、主に教育科学大臣の責任である。大蔵省は、オーストラリアのすべての援助申し出に関心をもち、オーストラリアと国際金融機関(世界銀行グループおよびアジア開発銀行)との関係およびこれらに対する拠出金につき責任をもつ。

4. 本節では、コロンボ計画に直接関連し、本報告の主要な関心事である外務省によって実施されている援助プログラムについてのべる。外務省における実際の援助行政は、継続的に行なわれる援助政策の評価や援助関係の研究をふくめ、対外援助局(External Aid Branch)に集中されている。対外援助局は、オーストラリアの国際関係全体の中で援助政策を統合する立場にある次官、次官補および次官補代理を通じ大臣に報告する。局は現実には外務本省と同じくカンベラにある。それに各州首府にある外務省事務所の留学生や研修員の福祉厚生に関する日常業務に専従している職員を含む。援助局に属する対外援助調達部(External Aid Procurement Directorate)がメルボルンにあり主要な政府調達機関との連絡にあたっている。援助局は、援助問題につき常時オーストラリアの在外公館と連絡をとっており、若干の公館には援助経験をもつ職員が援助問題に従事するため派遣されている。援助問題に専従している外務省職員は、約110名である。

5. カンベラの対外援助局には、援助政策課、プロジェクト課、国際研修課および経理課の4課がある。プロジェクト課は、単に経済開発やプロジェクトの管理だけを担当するのではなく、技術援助プログラムに基き機材の供与、専門家の派遣を担当している。国際研修課は、政府間の技術協力とりきめに基き政府によって提供される研修奨学金や留学生資金を管理し、他政府や国際機関によって引受けられている学生の世話を助力したり、オーストラリアに来る民間の外国留学生の福祉厚生に関する責任も引受けしている。援助政策課は、援助プログラムの全般的な枠組の可能な改編や修正を検討し、援助プログラムに関心をもつ議会や新聞に応じて説明資料を準備し、広範な種々の国際援助会議に出席するオーストラリアミッションの準備を行なう。経理課は、援助プログラムの資金面の調整を行なう。

6. 前述した機構は、オーストラリアの対外援助政策全般につき各省委員会が内閣に報告したあとで、1966年大規模な再検討が行なわれた。着実に増大しつつあるオーストラリアの援助量を処理するため、現在さらに対外援助局を編成する可能性について若干の検討が行なわれている。

7. 最後に援助に関する実施仕組みの検討はヴォランタリー機関とのかかりあいをふれずにはおけないであろう。政府はオーストラリア海外援助評議会



( Australian Council for Overseas Aid - A. C. F. O. A. ) に対し運営費補助のため小額の補助金を与えている。評議会は、1965年オーストラリアの多くの異ったヴォランタリー援助団体を調整するため設立されたものである。また政府は、オーストラリア・海外ヴォランタリー計画 ( Australian Volunteers Abroad Schemes ) の経費支払を援助するため、海外勤務局 ( Overseas Service Bureau ) にも補助金を与えている。

### 第三章

#### 行政機関に関する援助政策の問題点

8 本章に関し事務局が示した種々の論議は広範囲にわたり種々の問題点を提起しているので、便宜上以下の項目にまとめた。

#### 立法府の役割

9 立法機関との予算を通じての関係は前述した。援助プログラムは、他支出と同じく国家予算の提出に伴う討議において吟味される。さらにプログラムの諸要素は年間を通じ議会により検討される。外務大臣および大蔵大臣は必要に応じ対外援助プログラムの特定の進展につき議会に報告している。さらに立法機関との関連は、議員の質問のうち関連事項を通じてある。オーストラリアの対アジア諸国の一般知識の増大は、国家予算において「海外援助票」 ( external aid vote ) がしかるべく地位を確立するのを助長し、その結果援助政策に関する討議の範囲が拡大する傾向がある。1967/68年以降政府の対外経済援助に関する独特の報告書が大蔵大臣の年次予算演説に添付されている。

#### 各省協議

10 援助問題に関する各省協議は、定期的に行なわれ十分に発達している。1966年大臣たちは対外援助に関する各省委員会 ( Inter-departmental Committee on External Aid ) を設置したが、これは外務省が主宰し、10の各省上級代表からなっている。この委員会の慣行では年2～3回会合している。小委員会レベルとよぶことができる段階で非常に多くの協議が行なわれる。役人間とくに、外務省、大蔵省、貿易産業省間の日々のやりとりは、援助行政と政策の調整に重要な役割を果たす。

#### 勸告機関

1.1 国際訓練プログラムは、対外援助局によって召集される訓練当局会議で毎年検討される。この会議には、他の政府関係者、州教育省およびその他の教育機関関係者も参加する。その他の訓練プログラムに関連する勧告団体はやはり外務省によって召集される福祉更生関係職員の年次会議である。対外援助局は、そのメンバーの若干はヴォランタリー援助機関である A. C. F. O. A. と緊密な連絡をとっている。また輸出開発評議会 (Export Development Council) (民間実業家の団体) は、援助、貿易および投資関係につき論評している。

#### 世論の役割

1.2 オーストラリアの世論は、オーストラリアの援助プログラムを引続き増大させるのを妨げるよりも助長する要因である。地理的位置と比較的豊かであるため、近隣諸国の経済成長率促進のためある程度開発援助をするべきであるという事実を受入れる傾向が増大している。最近非常に大きな一般の関心がインドネシアや南ヴェトナムに対する援助プログラムにむけられた。

1.3 外務省はオーストラリアの援助プログラムに関し定期的に種々の事実説明を発表している。外務省の1967/68年と1968/69年度年次報告書の援助関係章には、未発表の若干の報告を含んでいる。オーストラリアの国際援助に関する外務省の年次報告パンフレットの体裁は、より多くの情報を提供し、視覚的効果を高めるため改められた。オーストラリアの援助に関する図解入り印刷物が1968年全アジア諸国を旅行したチームが撮った写真を使って、最近発刊された。現行広報活動範囲を拡大する機会外務省が常時検討している。また一般的な資料がオーストラリアにおける主なヴォランタリー援助機関によって作られている。

#### 優先度決定と援助割当

1.4 以上のべた行政機構は、援助受入れ国に対し、厳格に優先度をつけたり、プログラムを押しつけたりのことのない、援助企画を可能にする非常に柔軟な基盤を提供している。オーストラリアは、特定国の優先度は当該政府が最良に決定できるものであり、第2に受入れ国の全般的経済計画に円滑に適合しない援助は十分効果が上がらないと考える。従って援助配分の出発点は開発途上国の要請である。かかる要請と引続き進展するやりとりが、われわれの計画立案の最初の基礎となるが、オーストラリアは競合するいくつかの要請を調整し

なければならず、その中で優先度を決めなければならない。これらのうち第1は地理的なものである。オーストラリアの将来は南および東南アジアの経済開発と密接な関連をもっているという認識は、オーストラリアで増大している。オーストラリアの対外2国間援助の相当な割合がコロンボ計画地域諸国に向けられている。この包括的な地理的アプローチの枠内で、オーストラリア関係当局は、利用可能な資金の重圧的制限の下に援助受入れ国の要求とか、その特殊な経済環境とか、援助を有効に吸収しうる能力とか、勿論オーストラリアが最も効果的な援助供与の種類とか、重要な要素を検討する努力を払っている。競合する要請を選択するにあたってオーストラリアは、経常支出に割当てるよりも、開発関連部門にむけられることを希望する。しかし援助の配分にあたって基本的支出の必要性が先行すべきであるという事情も存在している。オーストラリアは、農業に対する援助に大きな重要性を認めており、援助受入れ国自体の食糧生産能力増大に役立つ援助に優先度を与えている。プロジェクト援助に関し、インフラストラクチャ的性質（道路、橋りょう、電気通信、都市公益事業等）のプロジェクトや農業研究および普及に重点をおいている。またオーストラリアは教育や訓練にも高い優先度を与えている。そしてこれは常にわれわれのコロンボ計画援助の主要な内容を形成している。教育支出からの成果は長時間かかると考えられるが、均衡のとれたプログラムでは不可欠な要素である。今日多くの開発途上国は1950年代に実施された訓練計画の利益を享受している。

15. 以上概略はオーストラリアの優先度の一つの枠を示すものであるが、それは柔軟性のある枠であり、中程度の援助国が受入れ国の要求に応じることが可能となるよう意図されている。優先度の広範囲の選択はコロンボ計画会議や若干の協議グループにおける接渉やOECD開発援助委員会で助長される。アジアにおける2国間援助供与国としてのほゞ20年の経験により、援助供与方法につき固定した厳格な規則がないことの利益および当事者間の対話の非常に重要性を確信している。一つの重要例はインドネシアに対する援助の最も有効な方法につきインドネシアとオーストラリア間、および勿論インドネシアと他の援助供与国間で行なわれる緊密な協議である。現行のオーストラリア援助は、BE援助、食糧援助、プロジェクト援助および訓練場所の提供を混合したもの

である。

#### 配分計画の立案

16. 援助は年次予算の通常規定によるため支出は毎年議会の承認をうけなければならない。従って支出はかゝる前提のもとに計画されねばならない。とくに最近数年間毎年援助額が増大しているのも、これは前もって企画することを妨げるものではない。最近行政諸手続が改善され、すべての関連2国間プログラムによるプロジェクトに対し長期援助コミットメントを非常に柔軟に行なうようになった。長期プロジェクトは引き続き資金が利用可能であろうという仮定のもとに引き受けられている。この枠組の柔軟性の一例は本年はじめインドネシアに対するプロジェクト援助に3年のコミットメントをするという発表であった。

#### 2国間および多国間援助

17. オーストラリアは、2国間、多国間型態両方の援助供与をしているが、その援助の大宗は2国間プログラムを通じて供与されている。2国間援助を行なう際あらゆる段階において生じる直接的な接触を助長し、進展させるのをかなり重視している。同時にオーストラリアは多国間援助の重要な役割を正しく評価して種々の多国間計画に、その国際機関および地域機関の加盟国として積極的に参加している。

#### 援助量目標

18. オーストラリアは第2回UNCTAD会議で採用された1%援助目標決議に賛成投票した。この決議は、目標に政府援助と民間投資や民間輸出信用のごとき民間資金の流れを含めたという弱点をとくに認めた。これら種々の項目を組合せたUNCTADの目標は、民間部門が予想がつかず政府の影響から殆んど隔離されているため援助供与国にとって十分意味をもった目標となりえない。個々の国の各々の努力を比較するのに最も適切な比較は政府開発援助純額(すなわち民間資本金の流れ、無許可輸出信用および国際機関発行の証券類の中央銀行による買入れをのぞく)を国民所得または国民総生産との比較である。これによるとオーストラリアはこの数年間全西欧援助諸国のうち3位に入っていた。1968年オーストラリアの政府開発援助純額は国民所得の0.71%(国民総生産の0.57%)であったが、これはOECD開発援助委員会によ

って準備され、その後国連によっても使用された比較で、フランスに次ぐものであった。最近数年オーストラリアの政府援助の平均のび率は、オーストラリアの国民総生産の平均成長率を上回っている。オーストラリアは世界第2次大戦終了後パプアおよびニューギニアに対するものを含め開発途上諸国に対し政府経済援助を1,300百万ドル(注)近く供与した。現会計年度末までにオーストラリアはパプアとニューギニアに対するものを除き開発途上国に500百万ドルをかなり上回る政府援助を供与するであろう。

(注)本報告の金額はすべて特記しない限り、オーストラリア・ドルで表示される。

### 条 件

19. オーストラリアの援助プログラムの100%贈与的性格には変化なかったし、オーストラリアから買付けにタイドされているオーストラリア援助のわずかな部分に関係する諸規定にも変化はなかった。オーストラリアの贈与政策の追求は、オーストラリアの援助量の増大抑制として作用していないし、この政策は援助プログラムの交渉を比較的単刀直入なものにしている。

### 民間援助

20. オーストラリア人は開発途上国に対し、金銭・物品および専門職員を送り出す国内および国際諸機関を通じ、種々のボランティア海外援助諸プログラムに貢献してきた。ボランティア団体は、またオーストラリアで訓練を受ける学生援助にも積極的である。オーストラリア海外援助評議会は、1968年ボランティア援助の推算を行なうのに協力した。

○ 開発プロジェクトおよび救済活動に対する援助	3.9
○ 現金送金(救済目的)	4.0
○ その他援助(宗教機関活動および国際的ボランティア機関 に対する拠出金)	9.0
○ 物資援助価値(オーストラリアで調達され海外に送られたもの)	0.5
○ ボランティア機関によって供与された援助総額	17.4

オーストラリア当局は、引続きA.C.F.O.A.、海外勤務局、およびオーストラリアのボランティア・プログラム実施機関の運営経費に補助金を与え助成している。各省はオーストラリアの海外投資につき1969年初頭実業家のため

のセミナー開催につき A.C.F.O.A. と協同できたことをよろこんでいる。

#### 第四章

##### 援助供与国の援助行政

2.1 援助諸プログラム行政に関する政府機関についての第2章の記述に、次の論評を補う。

##### 訓練された職員

2.2. 援助局職員は援助に関し専門化すべきであり、それから経験と訓練を築きあげるべきであると考えられている。そして多くは援助プログラムの特定分野—例えば学生について専門家となる。現在オーストラリアには有能な援助専門家が比較的不足している。

2.3. 援助専門家を海外に配置することはとくに重要である。援助受入れ国の役人と直接々触れ特定の国が直面している諸問題につき最も深い理解をもつのはこれら海外に配置された職員たちである。多くの場合彼等は援助諸プログラムを評価しうる人々であり、各省は彼等の意見を重用している。プログラムの海外での行政管理はミッションの長の指示に委ねられているがその意味は彼が熟練した特別アドバイザーや経験ある援助担当官を駆使することである。援助担当官のポストはオーストラリアが大きな援助プログラムをもっているミッションにおかれている。これまで援助担当官はサイゴン、バンコック、クアラルンプールおよびジャカルタのミッションに任命されており、参事官クラスの職員がサイゴンおよびジャカルタの援助班の長に任命されている。この傾向が継続し、援助専門官制度が拡大発展するという結果を伴うことが期待されている。援助を専門としているがかゝる担当官たちは、一つの援助プログラムが含む広範な分野における技術的専門家ではない。オーストラリアは援助提供検討のため特定国を特別訪問する技術専門家が次第に求められるようになっている。これら専門家は受入れ国の技術部門のアドバイザーとして勤務し、またおそらく諸官庁の資本プロジェクト・プログラムの立案に協力したりまたオーストラリアの援助プロジェクトに配属されたりする。いずれの場合でも彼の仕事の過程において、また利用しうるオーストラリアの専門知識や器材に関する知識をもって、彼は効果的な援助が供与しうる分野に注意を向けるであろう。援助要請は当該専門家の評価を参考にしてその申請を正確に検討しうる大使館を

通じる通常の方法で援助受入れ国から行なわれる。専門家の特別派遣の利用増大により、その限りにおいて専門家が受入れ国に常駐するのが減ったが、オーストラリアのプロジェクト援助の選定技術は最近数年大いに改善された。

#### 専門家

24. 専門家は開発途上国からの要請に従い募集される。可能な場合これら専門家は中央または州政府職員より募集される。これら職員にはエンジニア、エコノミスト、研究科学者、建設専門家、建築家、医学衛生の専門家など非常に広範な技術を有しているものがある。しかし問題は、その技能が往々にして彼等自身の属する機関から強い需要があるにもかかわらず専門家をそこから放出させるため準備することである。最近数年間オーストラリアは専門家に対し効果的に指令を与え、報告させる手続を開発した。一人の専門家が任務に出発する前に彼はいかに彼の任務が受入れ国の援助プログラムに適合されているかにつき詳細な背景の説明をうける。専門家が援助提供検討のため派遣される場合は問題となっている特定プロジェクトの提供について報告するのではなく当該専門家の特定専門分野における援助見通しについても報告することが求められている。任務を終え帰国すると専門家は現地と本国の行政担当官の重要な連絡に役立つ包括的な報告をするため海外援助局を訪問する。

#### 研修員

25. 研修員は第一段階では援助受入れ国政府がその必要性に応じ選ぶ。ひとたび研修員が自国政府によって指名され、通常の身体検査に合格し十分な英語力をもつと認められたならば適当な関係省を通じ研修先が準備される。オーストラリア国際訓練計画に基づく学者や研究員の配置と訓練を準備するのにあたって対外援助国は、教育科学省、労働国家事業省 (Department of Labour and National Service)、保健省および海外領土省のいわゆる4つの“訓練当局”の協力を得ている。教育科学省は引受けた研修員の研修先をオーストラリアの諸大学、教育学部および教育養成大学に依頼している。教育科学省はまた外務省に代り引受けた研修員に対する宿舎提供、受入れ、生計費支払の責任を負っている。労働国家事業省は技術専門学校や民間工業関係企業に研修員の研修先を世話する。保健省は看護研修、大学卒業後医学研修および公共衛生研修などを準備している。

26. 政府派遣プログラムに基きオーストラリアに来るすべての学生はオーストラリアの生活様式、オーストラリアの制度や社会の紹介を目的とした短期間のオリエンテーション・コースに出席する。このコースは到着した都市で科学教育省によって行なわれる。もし引受けられた学生がもっと英語力につき助けが必要ならば、学期が始まるまえに特別講義が到着した人々に準備される。この訓練期間中多くのヴォランタリー団体が歓迎旅行 (hospitality tours) を準備したり、学生に一般家庭と接触する機会をつくったりする。外務省はヴォランタリー団体によるかゝる活動を大きく評価しており、これを助長しようとしている。このようにして学生たちは急速にオーストラリアの生活様式に馴じむよう期待されている。

27. 最近の経緯からオーストラリアの技術援助計画に基づき提供される国際訓練奨学金の手續に若干の変更が行なわれた。アジア・アフリカおよび大洋州からの研修員集団に対して約20の短期国際研修コースを実施するプログラムが政府各省、諸大学、研究機関および専門職業諸団体との協力の下に進展した。将来このようなコースに参加する経費に見合う奨学金の積立が行なわれ援助受入れ国政府は個々の訓練プログラムにつき彼等への割当てを気にすることなく候補者を指名することが出来るようになる。次いでオーストラリア当局はオーストラリアの海外援助プロジェクトに関係する職員を訓練するための適当な規定をつくらうと熱心になりはじめている。それによってオーストラリアの援助プロジェクトが、オーストラリア(または第3国で)における研修を必要とする各国に対し、その国に与えられている通常の研修奨学金の割当てとは別に特定プロジェクト関係の研修のため多くの奨学金を与えるを決めている。

#### プロジェクト

28. オーストラリアは次第にプロジェクトを検討するため、コンサルタントを使用したりして(評価チームは政府職員と民間コンサルタントによって構成される)、援助諸プログラムに民間部門の参加を試みるようになっており、オーストラリアは適当であると認められる場合実際のプロジェクトの実施をオーストラリアの民間会社に契約でまかす用意がある。オーストラリアはまた開発途上国で援助と関連した研究施設を確立するべきであるという科学者団体の提案にも考慮を払うであろう。マレーシア、シンガポールおよびインドネシア



における同様な機関を援助し食糧生産と人口問題ととりくむため、オーストラリアの特定の大学のサービスを確保するという新しい援助プログラムが最近採用された。

29. オーストラリア・プロジェクトの簡単なケース・スタディが本報告に付されている。この事例は諸手続、援助供与国の要求、派遣専門家の行なった評価、機械製造業者による設計調査、オーストラリアの民間契約者による設備の掘付け、オーストラリアにおける援助受入れ国の要員訓練、工場運営に関し報告するオーストラリア専門家の提供、および必要とされる追跡活動等を示している。

#### 資本援助と技術援助との結合

30. 研修要請と資機材の供与を行なう専門家の派遣とむすびつけることは、多くの場合適切である。しかしオーストラリアはこれをどの特定援助プロジェクトでも過渡的なものとする。その目的はそのプロジェクトが出来るだけ早く援助受入れ国によって管理されるべきであるからである。もしプロジェクトが開始されたとき援助受入れ国で適当な要員が調達できないならば、オーストラリアはオーストラリアにおける又は on-the-job(働きながら)研修を実施するため特別な努力を払う。そして出来るだけ早く受入れ国によってプロジェクトが管理されるようにする。技術援助の3つの要素の中では最小ではあるが専門家およびアドバイザーは多くの点でオーストラリアの援助プログラムで次第に重要な役割を果たすようになっている。単独で予備調査だけの目的で派遣される事例は少なくなり、次第に投資前調査のために、または他の専門家とともに派遣されるようになり、多くの場合総合的なプロジェクトの一部に関連をもつ機材が結びつけられる。かゝるプロジェクトのいくつかはまた援助受入れ国における研究機関等と、または他の援助供与国と連合して実施される。例としてタイ-オーストラリア道路プロジェクト、ヒッサール(Hissar)におけるインド-オーストラリア飼羊農場およびチャオ・ピア(chao phya)農業プロジェクト(タイ)がある。

#### 援助評価

31. ひとたびプロジェクトが完成したり、供与機材が引渡を了したり、学生が本国に戻ると、この援助の効果的利用については受入れ国にまかしているが

多くの場合将来プログラムのため学ぶべき教訓がある。適切なフォローアップと継続的な支援が欠けたため期待以上の効果が上らなかった援助諸例がある。現地のオーストラリア在外公館を巡り帰国留学生との接触を保ち、学生本国における活用という見地から如何に彼等の研修が有効であったかの質門書記入依頼を準備することにより、政府援助プログラムに基き供与された研修コースの組織的な評価を行なう試みを行なっている。オーストラリア国立大学によって実施された独立した評価調査は若干の例では研修員が帰国後効果的に使われていなかったが、概してオーストラリアの研修は高く評価されて適切に利用されているという結果を示している。この分野で受入れ国が彼等にオファーされた研修をもっと詳細検討するためやるべきことが多くあるとオーストラリアは考えている。かゝるアプローチは援助要請を行なうとき大いに役立つ同時にオーストラリアより供与された研修プログラムをより効果的にするのに役立つと信じている。

## 第五章

### 援助供与国間の連絡調整

3.2. 援助供与国間に協議、調整するための十分な手段がすでに確立しているとオーストラリアは考える。これら手段の効果は一に供与国の経験を交換しようとする積極性にかゝっており、柔軟性が必要なとき純理論的な原則を適用すべきでない。いくつかの2国間援助プロジェクトは全く簡単で他の供与国との協議の必要性はすくない。包括的な国家計画が実施されており技術援助とともに多額の資本援助が供与されているときとくに援助供与国間の協議が必要となる。効果的な協議のよい例はインドネシアに関する政府間グループ（Inter-governmental group of Indonesia）である。IGGIは1966年のインドネシア経済事情から生じた重大問題と供与援助の効果的利用を確保せんとする援助供与国側の必要性によって実現したものである。IGGIのとりきめは、援助供与国の諸プログラムを受入れ国の必要性によって調整するにあたって実際的なアプローチを容易にしている。コロンボ計画会議、国連諸機関および開発援助委員会の討論の場における議論は、援助供与国の意見や経験の自由な交換に大いに役立っている。開発援助委員会は援助政策や技術の継続的な討議を提供している。さらに国際復興開発銀行は、いくつかの援助受入れ国の

援助要請を検討するため多くの協議グループを設置している。オーストラリアは、セイロン、韓国、マイレシア、およびタイに対する世銀グループの参加国である。さらに異なった型の包括的な協議または調整機関の必要性はないようである。しかしオーストラリアは引続き援助プログラムと協議機関につき検討する必要は認めており、必要ならばより効果的なものにするため修正は必要だと考えている。

#### インド-オーストラリア製パンプロジェクト

コロンボ計画援助プログラムに基きオーストラリアはインドに6カ所の近代的自動式製パン所建設のためインド政府に協力している。オーストラリア援助資金の推定総額はほぼ百万オーストラリア・ドルである。このプロジェクトは1964年開始され現在完成の最終段階に入っている。

インド政府の要請に応じオーストラリア・パン研究所々長(Director of the Australian Bread Research Institute)が専門家として、州所有製パン所計画に対するオーストラリアの援助見通しを検討するため、1964年インドに派遣された。続いてオーストラリアが、ボンベイ、マドラス、ニューデリー、アナクナムおよびカルカッタの製パン所に器材を供与すべく合意をみた。

インド政府は建物およびオーストラリア製パン機械製造業者が設計した敷地を提供した。また付帯施設も提供され完成したとき製パン所を運営する会社も設立された。

据付作業はコロンボ計画に基き、設備据付けと生産ライン設定を行なう技術者をインドに派遣するオーストラリアの専門会社に契約でまかされた。製パン所専門家もまたコロンボ計画に基き製パンや規格確立につきアドバイスをするためオーストラリアから派遣された。

1966/67年において各製パン所から製造支配人や管理技術者とともに製パン所主任指導員がコロンボ計画により製パン所の経営に関する特別研修のためオーストラリアに送られた。1968年製パン所経営に責任をもつインド会社の専務がオーストラリアを訪問し、経営技術につき研修をうけオーストラリア・パン研究所やプロジェクトの実施に関連する人々と討議をした。

最後に製パン所の経営に関する専門家がコロombo計画にもとづき、インド会社に対しすべての製パン所の効果的な運営につき経営技術と販売技術を指導するため、オーストラリアよりインドに派遣された。この主要援助プロジェクトの成功は適切な準備段階における調査とインド関係当局、ニューデリーのオーストラリア高等弁務官、オーストラリア外務省内の援助担当官およびその技術的アドバイザー間のあらゆるレベルにおける協議によって可能となった。

# ビ ル マ

## 序 説

1. ビルマ連邦は1948年1月4日独立を達成、1949年国際連合加盟国となった。1952年カラチ会議でコロンボ計画に参加した。それ以来いろいろな国と国際機関がビルマに対しその計画された開発における努力に援助を与えてきた。これに関し、ビルマはまず次のカテゴリーの開発的性格をもつ援助にのみ関係してきたことを強調されるべきである。

- a. 技術的 ( Technical )
- b. 経済的 ( Economic ) および
- c. 混合援助 ( mixed Aid )

### 技術援助

2. 技術援助とは知識、技能、広い意味での技術的ノウ・ハウの移転を意味する。最も一般に採用されている方法に三つある：

- a. 特定任務を与えられた熟練したアドバイザーの派遣
- b. 学生またはその他研修員が研究や実用的研修またはその両方を行なうため、また視察短期旅行や学術上の滞在をするため海外に赴く際の奨学金の準備
- c. 主として訓練・展示・研究またはパイロット・プロジェクトのための機材提供

3. 技術援助は本来訓練プログラムである。専門家はその技能を伝達し、奨学金を与えられたものは訓練のため海外に行く。援助を求める国は近代的技能・技術の知識が不足しているからそれを補うために援助要請をする。

### 経済援助

4. 経済援助は明らかにかゝる近代的技能や技術を十分効果的に利用できるような経済状態を助長することを意図している。いかえると援助は援助受入れ国において資本供給を増大させることにより生産増大を図る。

5. 概して専門家・奨学金とか人に関するものと、ある程度の機材供与の援助は簡単であるが、投資・建設のための資金を得ることは困難である。経済開発を支える資本の不足はおそらくすべての開発途上国にとって共通の深刻な問題であろう。それなしには技術援助が成功裡に導入できたとしても新技術を利用

することは殆んど不可能である。

混合援助

6. ある場合には、特定プロジェクトに対する援助であっても経済援助と技術援助がむすびつき分離できないものがある。実例としてカナダの援助によるラングーンのとケタ(Thaketa)橋建設はビルマにおける一つの例である。この援助を結合した型態のカテゴリーは、“混合援助(Mixed Aid)”とよぶことができる。

7. 実際問題としてこの二つのカテゴリーは相互に補完的関係をもっており、一方の効果的利用は他方の先行して行なわれた、または同時に行なわれる援助如何できまる。

A 援助供与国の行政機構

ビルマが受入れた研修員

8. コロンボ計画援助は、経済開発を目指す共同の努力を意図しているのでビルマのような援助受入れ国でも同時にある程度じみな方法であるが、援助供与国としてコロンボ計画地域の加盟国に対し技術援助を供与することができる。ビルマ連邦政府は次表に示した研修奨学金を提供した。

1958年6月開始後1969年8月31日までコロンボ計画  
の相互計画に基づきビルマが受入れた研修員

番号	国名	研修員数	支出額(K)
1	タイ	11	45,741.77
2	マレーシア	13	37,495.18
3	フィリピン	3	10,138.81
4	パキスタン	2	6,132.72
5	サラワク	1	2,015.0
6	ケニア	1	6,071.00
7	ネパール	3	36,476.25
8	ヴィエトナム	1	1,530.00
9	韓国	1	4,201.77
		36	147,989.00

9. ビルマが供与しうる技術援助の規模は非常に限られているので現在整備されたその実施のための機関は存在しない。奨学金は国家計画により行なわれ、大臣の一般的指導に従う。コロンボ計画技術援助を担当する次官と次官補はかかる奨学金制度の満足な実施に関し責任をもつ。

#### 研究者に与えられる条件と便益

10. コロンボ計画の技術協力計画に基き受入れた研修員および研究者に与える条件と便益は次のとおりである。

#### 研究者

- a. 食事代と宿舍費の実費支払、所在地により付帯費として最高月額100チャットまでの手当。
- b. 関係当局が認めた書籍と器具購入のため最高300チャットまでの支払。
- c. 学校授業料、入学金等諸経費支払。
- d. 研修が場所的移動を伴う場合国内旅費の支払。
- e. 政府病院における歯科治療をのぞく医療費免除。

#### ジュニア研究員

- a. 食事代と宿舍費の実費支払およびラングーンで研修をうける期間付帯費として月50チャットの追加支給。
- b. 研修がラングーン以外で行なわれた場合月250チャットの手当支払。
- c. 承認された研究旅行の国内旅費支払。
- d. 政府病院における歯科治療をのぞく医療費免除。

#### 上級研究員

- a. 政府指定宿舍の食事代と宿舍費実費支払とラングーンで研修が行なわれる場合付帯費として月100チャットの追加支給。
- b. 研修がラングーン以外で行なわれた場合月425チャットの手当支払。
- c. 承認された研究旅行の国内旅費支払。
- d. 政府病院における歯科治療をのぞく医療費免除。

11. またビルマ連邦政府はビルマにくる研修員に往復船賃または航空賃(ツーリスト・クラス)を支払う。ビルマ連邦の航空機または航路がある場合研修はこれを利用することが要求される。

#### 援助割当

12. 研修資金を認めるための十分な予算規定は存在するが、ビルマの供与する援助額は著しく低滞しており、将来の傾向も単科大学や総合大学および研究機関のすべてのクラスで教授手段がビルマ語であるという問題のため見通しが暗いことを認めざるを得ないのは残念である。言葉の問題は外国学生にとって専門的技術的コースをふくめ芸術的科学的論題につきより高い程度の研究をしようとする際、大きな障害となっている。

13. しかしビルマは林業、熱帯農業、かんがい排水および米加工産業の分野では研修を担当する職員が英語の読み書きが十分出来るので短期コースおよび言葉の障害の問題があまり生じない実習に、外国から研修員を受入れることができる立場にある。ビルマはこのような実習付き短期の実用コースに他のコロンボ計画加盟国からの研修員を受入れることを歓迎する。

14. 利用しうる前記分野の研修とは別にディーゼル・エンジンの操作、修理および維持のため外国から研修員を受入れることができる船舶ディーゼル訓練学校 (Marine Diesel Training School) がある。以前にはわずかながら奨学金が与えられたが昨年マレーシアから研修員が国連研修計画で受け入れられた。ビルマはコロンボ計画でもっと本校に研修員を受入れることを希望している。

## B 援助受入れ国の行政機構

### 援助の企画、調整およびプログラミングのための政府機関

15. 1950年2月ビルマ連邦閣議はすべての技術援助に関する中央調整機関として国家計画省 (Ministry of National Planning) を指名し国連技術援助評議会 (UNTAB) の駐在代表の任命に伴ない、政府のすべての大臣は国家計画省の覚書に基き国連技術援助に関するすべての交渉は同省と右駐在代表を通じて行なわれなければならない旨通告された。

16. 駐在代表事務所は国家計画省の一部と見做されている。同時に駐在代表は連邦政府によって直接すべての大臣と連絡をとり、2国間プログラムの代表たち経技術援助開発につき通告する権限を与えられている。手続の手引き (Manual of Procedure) が1956年国家計画省が国連開発プログラムをビルマ連邦で実施するため作成した。



17. 中央レベルにおける主な調整当局としての立場で活動しながら同省はさらに他の援助行政についても同様に責任をもっている。かくしてコロンボ計画援助プログラムは、その共同経済努力の精神、伝統および達成に合致する限りにおいて国連技術援助のそれで得られ従うパターンに多かれ少なかれ基いて実施される。

18. よく知られているように地域的国際機構であるコロンボ計画に基く援助は、個々の国同志で直接交渉して供与されたり受入れられたりしている。資本援助と同じく技術援助の企画・実施は2国間ベースで行なわれる。これは国連技術援助とコロンボ計画との基本的な相異である。

#### 援助政策の作成

19. 援助要請は自国の利用可能な資源状態によっていろいろ異なるが、開発プログラムの枠内で長期ベースで策定される。

20. 中央政府レベルで援助行政に責任をもつ国家計画省はすべて外国援助要請を審査し、通過させる各省間の外国借款監査評議会 ( Foreign Loan Supervisory Board ) を傘下にもつ。まだビルマは援助受入れ国と供与国との代表からなる援助要請を定期的に検討する正式の協議機関をもっていない。しかしあるプロジェクトにつき何か助言が必要となれば何時でも特別 ( ad hoc ) の会合がもたれる。

21. ニューヨークの国連開発計画 ( United Nations Development Programmes ) との連絡はラングーンの国連開発計画駐在代表事務所を通じ、他の国際機関との連絡は外務省を通じて行なわれる。

22. 計画省は各々コロンボ計画技術援助プログラムおよび国連開発計画を担当する局をもち各々次官の監督下にあり、この2つの局には大臣の一般的指揮下にこの二つの型の援助調整担当次官代理がいる。同様に外国援助の調整と次官補担当の地位である管理局長 ( Chief Executive Officer ) の管理下にある外国借款監査評議会事務局の管理を担当する次官と次官補を長とする局がある。

23. 外務省には国連の政治面を職掌する国連局と対外経済関係すべてを主たる職務とする経済局がある。

24. プログラム策定・調整を行なう他のレベルにおける政府機関—たとえば

産業別、プロジェクト別一は、いろいろな省、部局、委員会、公社からなっている。これに関連する一例として、工業省の監督下に工業開発公社 (Industrial Development Corporation) が工業プロジェクトを実施する主たる責任をもつ。IDCの企画部 (Planning Division)は、明白に本目的をもち、工業計画が審査され、他部門との調整が行なわれ、国家計画省の国の総合的開発計画に組込まれ、閣議と革命委員会で承認されると、工業開発公社がふたたびその計画の実施に責任をもちその監督のもとに種々の実施部門に対し実際の実施を委託する。

25. 援助行政を改善したため特定の研究、研修施設や研修所は存在しない。ビルマ連邦政府が受入れた援助は自国の機関によって管理される。援助供与国の技術専門家はプログラムやプロジェクトにのみ参加する。彼等はプロジェクトの実施に関しその役務を提供するがその役務提供が実際の援助行政とは関係はない。すべての技術援助につき最高調整当局としての機能を果している国家計画省はまた以下の方法で援助行政機関としての役割を果している。

- a すべての多国間ベースの援助要請は、国家計画省を通さなければならない。
- b 同様に2国間ベースのコロンボ計画関係以外の諸国に対する援助要請は、同省を通じる必要がある。
- c すべてのコロンボ計画技術援助プログラムは同省の監督の下に行なわれることが要求される。
- d 国連専門機関や国連特別基金プロジェクトをふくむ国連技術援助に対するプロジェクト要請の策定にあたって、調整、審査、調査および最終的実施のための優先度の選定を行なうのは国家計画省である。
- e 外国借款審査評議会は外国借款のすべての種類の利用につき監督する責任をもつ。

26. 国家計画省は、これら諸規則によって交渉開始における全面的支配と資本援助をふくむすべてのタイプの技術援助についての監督の権限を支えられ、また外国借款につき一般的に審査する権限をもって、その援助を集中的かつ容易に実施することができるのである。これに関連して国家計画省にとってさらに有利なこととはその大臣が、大蔵国税大臣 (minister for Finance and

Revenue)を兼ねていることである。

2.7 国家計画大臣は現在新に任命された副大臣によって補佐されている。

2.8 いかなる国のプログラムでもその最終的成功は、政府がその国家経済社会開発計画に関し技術援助を調整し、企画するため助長されている機関如何にかまっておるので、計画省内部に各省によって異なった任務を与えられた専門家の職務につき特に統一的に評価検討する部門を設置する措置がとられた。定期報告が定期的に関係省を通じ提出することが要求される。これはビルマに派遣された国連およびコロンボ計画両方の専門家およびアドバイザーに適用される。国全体の国連技術援助プログラムの進捗に関しUNDP駐在代表からも月例報告をうける。またラングーンに駐在し、国連計画全体に効果的な調整を図っているWHOやUNICEF代表とも密接な連絡をとっている。

2.9 他方計画省はラングーンに派遣されているコロンボ計画加盟国の大使館とも専門家の募集、奨学金の提供および機材供与に関する交渉でいろいろな協力を得ている。同時に同省はコロンボ計画専門家のその任期中慰安・福祉および便益供与のためいろいろなミッションのコロンボ計画関係連絡担当官とより良き理解、互恵および相互信頼を維持すべく努力している。ラングーンにおける各種ミッションのコロンボ計画連絡担当官と計画省職員との間のひんぱんに行なわれる非公式・公式会合はすばらしい関係を維持するのに役立っており、それはコロンボ計画技術援助プログラムの実施をかなり容易にしている。この相互に意見を検討し、尊重しあう友好的な雰囲気強化するた計画省によって時々いわゆる“いっしょに”(GET TOGETHER)非公式昼食会や夕食会が行なわれ、この会合が緊張があればそれをときほぐし最も自由で卒直な方法で意見を交換する機会を提供し、その結果援助供与国と受入れ国との現地代表者間で真の理解と好意をもちあう重要な手段をつくり出すことになる。

## 第 7 章

### 援助受入れ国の援助行政

#### 援助要求の優先度

3.0 開発途上国は圧倒的に機材に依存しており将来もかなり長期間一次産品の輸出に依存しながら最も頼むしい可能な程度まで国の工業成長の促進を図るため均衡のとれた成長を達成すべく可能な限りの努力を集中している。これが

援助要求の優先度をきめるにあたって本来的に考慮される基準である。

3.1. 開発努力の戦略について輸出促進が強調されている。これは農業生産の増大と多様化をふくみこの経済部門は比較的少額の投資で迅速な成果を得る。採られた方法は、耕地の生産増大を確保するため科学的方法の採用による耕作の強化と、増大する農業人口に見合う耕地拡大である。鉱業部門もまた輸出促進の機会を提供している。

3.2. 次は工業開発で農業の機械化のための機材を供与するとともに国の主要生産物である原料と関連づけられた工業に重点がおかれている。振興すべき工業のタイプを決定するにあたって、輸入代替品に重要な考慮が払われている。

3.3. 農業と工業の発展促進にあたって、需要と供給を均衡のとれた適正な状態に保つためインフラストラクチュア事業や燃料や電力の開発に然るべき考慮が払われている。

3.4. 非常に重要なことであるが教育と公共衛生に関する精力的なプログラムが人という基本的な資源を開発するため実施されている。この点については研修の項で十分にのべる。

3.5. 林業開発のため伐採の機械化、林業資源の保護、加工中心地への輸送可能地の拡大およびチーク材や堅木類への努力の集中化などが中でも開発プログラムの顕著な特色である。

3.6. 輸送と電力の開発計画の実施は他部門、実施と照し合わせながら注意ぶかく行なわなければならない、これにより輸送と電力の供給は大体開発計画の他の部門から要求されるものと均衡を保つことができる。

3.7. 上記基準に合致する長期開発計画に含まれるプロジェクトは、外国借款監査評議会に提出され審査される。すべての条件付き海外借入れ要請は國家計画大臣が議長をつとめ計画、大蔵国税および外務各省の次官がメンバーとなっている同評議会に提出されなければならない。外国借款評議会はこの要請を、意見と勧告を付し閣議まで上げる。

3.8. 閣議の承認を得たのち援助要請は外務省を通じ外国政府や関係国際機関に送られる。

3.9. 資本援助要請は概して同じ機関から技術援助要請とともにまたは先行して行なわれる。

## 研修員

40. 農業や工業開発を促進するためには訓練された人的資源が何にもましておそらく金、銀、財貨よりも当該国では重視されるであろう。それは単的にいえば開発は人によって達成できるものであるからである。従って訓練された人は自国や世界にとって重要であるということは一般に認められている。一国の開発の基準は簡単にいえば何人のエンジニア、いろいろな種類の技術者をもつてゐるかであり、そしてそれは開発の需要に対処することができるのである。ビルマ連邦政府はこの方針にそつているので教育政策やこれに関する実施につき簡単な調査をすることが適当だと考へている。

41. 従つて開発途上国の大いなる資産—すなわちその人的資源—は、最大限その経済的社会的発展発達に利用できる唯一の手段であるので訓練や企画のごときより一般的な必要性が強調されている。

42. ビルマ連邦政府は教育のすべての活動に新しい生命を吹きこみそれを生き返えらせ、その結果全く異つたより実用的な見地より国全体が教育され見直すようにするため新教育政策を展開した。教育は国の団結と豊かな社会主義国家をみざす社会的および経済的改革を生み出す強力な国家的手段と見做されている。

43. 前記政策を実施するため行なわなければならない決つた作業計画に従い政府は次の2つの任務遂行を引きうける。

### a 以下的手段による教育供与の量的拡大

(1) 生産性と国民の能率を高めるため文化的発展と社会的平等性および進歩を確保する必要条件の一つとして、経済開発が必要とする需要を高めるため人的資源と人材開発を行う。

(2) 地理的区別をつけることなく、連邦内あまねく教育機会の均等化を図ること。

### b 以下の方針で質的改善

(1) 不漸に教育水準低下の効果的な防止を図り、教授方法の効果と生徒・学生の到達水準の向上を図ることにより一層発展をするための確固たる基礎として現在の教育供与を強化し改善を図ること。

(2) 豊かな社会主義国家建設を導くような技術・工学上の技能と態度をもつ

った適当数の重要な人的資源の産出のため教育の適当な段階で効果的な過程に分けること。

#### 量的拡大

44. a 小学校の数はかくて1962～63年の13,284から1968～69年14,539と7年間で1,255校増加した。

b 普通中学の数は、1962～63年の973から1422と7年間で449校、46%の増加である。

c 教員養成所または大学の数は10から12へと増加し、就学々生数は1962～63年の2,773から1968～69年には3,696と増加し、33%増を記録した。

d 農業学校または訓練所の数は、1962～63年の5から1968～69年には8と増加し、出席者数は66%増加した。

e 技術訓練所または学校の数は1962～63年の8から1968～69年には12へと増加し、7年間で就学者数は90%増加した。

f 大学数は1962～63年の2から1968～69年には18へと増加し、就学者数は1962～63年の15,671から1968～69年には40,146と学生数だけで6.156%増となっている。

45. 各種型態の学校、研修所および大学で有意義な組織的な授業を受けた学生総数は、1962～63年の2,036,398人から1967～68年には、3,756,095人へと増大し、1962～63年より84%増の1,719,157人の学生数の増加をみた。

46. 一般に認められた原則は、国家開発のすべての分野でそれぞれ特質をもった三段階のレベルの働く人、すなわち現場労働者 (artisans)、技術者 (technicians) および専門家 (professionals) が適当な割合で存在することが必要である。一国の経済地位を引上げるにあたって、かゝる働く人々は国全体の共通の目標に対する相互の貢献を十分理解し、認識しあい、相互に協力しなければならぬ。

47. 高等教育がその役割を果すのは、これら高度に訓練された人々である専門家を産出するときである。このような考えで高等教育が拡充された。この政策にそって国家の経済的社会的開発努力における困難ととりくむため諸外国に

派遣される純粋に政府によって資金を供給される国費留学生を含み、いろいろな奨助プログラムにより研修員が外国に派遣される。

#### 研修プログラム

48. 教育省は純粋な学問的コースと同時に、各部局、評議会および公社の要求と不足を満すため政府機関に勤務中の候補者に各部局が要求している訓練と研究をさせるために、外国に派遣される候補者を選定する独占的な権限をもっている。

49. 国の要請に応じ候補者を可能な限り組織的かつ効率的に選択するため一連の三年計画が発足した。国家計画省、諸大学の学長、研究所々長、大蔵関税省等からの代表が参加し教育大臣が主宰する国家給費評議会 (State Scholarship Board) が一定水準の大学卒業程度の筆記試験とそれに合格した場合は引続き個人面接により候補者の将来性と能力を試験する。有望な候補者と研究の各分野を選定したのち特別委員会が再びこれら選考された研修員が派遣される国も考慮に入れて審査する。同委員会は英語力、確保した奨学金枠、候補者の選好等を考慮に入れて決める。

50. 候補者、専攻科目、受入れ国が決定し承認されたとき最終決定をうけるための上級官庁に提出される。

51. 研修員受入れ国の決定と奨学資金の正式な交渉過程で、国家計画省は、コロンボ計画技術奨助プログラム、他の2国間奨助および若干の国連開発計画を実施する奨助供与国のしがるべき要求を調整する中央調整機関としての重要な役割を果たしている。同様な手続が純粋に政府によって支給される国費留学生の選定にも適用される。

52. 選ばれた候補者は必ず外国に出発するに先立ち、教授手段が英語である英語国における勉学を容易にならしめるため、ある程度の英語力が上達するため外国語研究所 (Foreign Language Institute) の特別英語コースを6ヵ月以上受講するよう要求されることに注意するのは興味のあることである。フランス語、ドイツ語、ロシア語および日本語のごときその他の外国語授業もこれら外国語の知識を必要とする研究分野の候補者に対し行なわれる。

53. これら候補たちのために特に企画された上記外国語コース以外に、彼等はまたまもなく研究や受講のため赴く国の生活様式、文化、文明事情等に関する

る3カ月コースに出席する義務がある。彼等はまた書籍や雑誌、ジャーナル類や講義などにより出来る限り各研修員受入れ国につき学ぶ機会が与えられる。また自国の文化、経済、伝統、文明および歴史につき学ぶ機会も与えられる。このコースは彼等の外国研究旅行を成功させようとする試みにとって非常に役立つであろう。

#### 他の短期コース

54. 教育と保健の分野でWHO通常プログラムによって組まれる3～4カ月の短期コースが、通常コースの手續によって行なわれる。これらコースに対する申込みはWHO代表を通じ内容により保健省または教育省に直接団体から行なわれ、候補者の選考は関係者が行ない最終決定は国家給費生評議会と協議して行なわれる。この場合個人面接試験は免除される。短期実習、視察または研究視察、短期旅行、および短期研修は、通常各部局から要請されその要請は国家計画省に直接提出し交渉される。

55. こゝでもまた候補者の最終選考は個人面接を略して国家給費生評議会と協議して行なわれる。

56. 本来研究課題やコースの種類や援助供与国を選ぶ優先権をもっているのは教育省の任務であり、研修員を何処に配置するか交渉はこれまでコロンボ計画、UNDPおよび2国間援助に関する限り、国家計画省の責任であるといえよう。

57. いわゆる“頭脳流出”(Brain Drain)問題は関係当局をそれほど悩ますものではないが、彼等の研究終了後適時帰国せしめるため予防措置として種々の方策がとられている。そのため彼等すべてが、当事者間で履行される保証契約(Security Bond)により政府と協定することが義務づけられ、それにより当該契約を遵守すべき研究者が下記事項のいずれかの条件または義務履行を怠った場合、政府が研究者に、または彼または彼女に代って支払った授業料、諸手数料、書籍代、旅費等を含め実際に支払った総額に政府借款に適用させる一定政府利率で算出した右総額の利子を加算し総額50000チャットの罰金を政府に対して支払う義務を負わしめる十分な保証をしている。

a 前記契約者何某は政府または大使はこのため政府によって権限を与えられた人または機関によって命令を受けたときにはビルマに戻ること。



b 彼または彼女の研究が彼または彼女の不品行、怠慢または失敗によって妨げられないこと。

c 奨学金が延長可能な国で研究者が長期療養をした場合、治療によって生じた全経費を必要ならば彼または彼女の保証人、または保証人たちが支払うこと。

d 彼または彼女は奨学金給付期間中政府の明示の許可なくして結婚しないこと。

e 彼または彼女は政府または大使またはこのため政府によって権限を与えられた人または機関が彼または彼女に帰国するよう命令しない限り、彼または彼女の研究コースを好成績で修了する以前にビルマに戻らないこと。

58 前述した責任を有する研究者が以上の条件のいずれか遵守を怠った場合政府は直ちに彼または彼女の奨学金を打ち切り、彼等の保証人は保証契約に列挙された債務残額すべてを支払わなければならない。

#### 専門家

59 技術協力専門家は受入れ国で出世するわけではなく単に全く異なった環境で短期間の任務を遂行するものだという事実を知っているため彼等の任期滞在中、決められた任務を十分満足に果せるように具合のより快適な方法で彼等を受入れるべくあらゆる努力が行なわれている。

60 コロンボ計画技術協力プログラムに基づき専門家、アドバイザーおよびコンサルタントを募集する場合この技術要員は2つのカテゴリーに区分できる。すなわち：

a 任務期間により短期間および長期

b 6カ月をこえないか6カ月以下の期間勤務する者は短期として扱われ、6カ月以上の専門家は長期として取り扱われる。

#### 専門家の特権および免除

61 連邦政府と国連および専門機関との間で1954年4月20日付で締結した基本協定第5条に基づき、政府は技術援助専門家に対して国連の特権および免除条約と専門機関の特権および免除条約を適用する。

62 これは国連に関しては1954年10月16日付ビルマ官報(臨時)で発表された1954年法第59号で効力をもち第Ⅶ条第22項は次のよう

べている。

“ 国連に派遣されたミッションの専門家

“ 第 2 2 項－国連へのミッションに勤務している専門家（第 V 条の範囲以外の職員）は、彼等のミッションと関連して旅行に費した期間を含みミッションに勤務期間中、その独立した職務遂行に必要な特権および免除を認められている。とくに彼等には次のものが認められる。

a 身体の逮捕、抑留および個人財産の差押への免除

b 任務遂行中話したり書かれた言語、および行為につきあらゆる法的訴訟の免除、この法的訴訟の免除は関係者が国連使節団から身分が離れても適用される。

c すべての文書・書類の不可侵

d 国連との連絡のため暗号を用いクーリエ、または封印した袋により文書や通信をうける権利

e 臨時の政府ミッションに対し、通常の外国政府代表に認められるような通貨または為替制限に関する便益。

f 外交使節に認められているような個人的荷物に関する同様の免除および便益。

また“ 第 2 3 項－特権および免除は国連の利益のために与えられるものであって個人自身または私的な利益のため与えられるものではない。事務総長はいかなる場合にでも彼の意見でその免除の公正の原則が妨げられると判断したときはいかなる専門家に対してもその免除の中止を行なう権利と義務をもっており、国連の利益にそって偏見なく中止することができる。”

63. コロンボ計画技術援助プログラムに基きビルマに派遣された専門家の特権および免除に関して、コロンボ計画技術援助を十分評価し、国連（特権および免除）1954年法第3項に基く権限を行使している連邦政府は、通常差別なく国連派遣専門家に与えられていると同じ特権、免除およびその他便益を認めていることは特記してよろこばしいことである。詳細な説明が付表 I にのべてある。

#### 専門家の訓練に関するその他の問題

64. 専門家が海外に出発する前に特に派遣される国に関する資料調査をふく

む開発途上国の経済的・社会的および人間の問題に関し短期の集中講義に出席する機会が与えられるならば効果的な技術協力のため開発途上国に派遣する専門家から最大の利益を引き出すことができることを経験で学んだ。

65. これに関連して例をあげるとフランスは海外に派遣される専門家が、多くの配慮をうけている先駆的な国である。国際技術協力の専門家のため研修センター (Centre de Formation des Experts de la Cooperation Technique Internationale) が1957年パリでフランス政府の支援と国立政治学財団 (National Political Science Foundation) の後援を受けて設立された。本センターの主要目的は技術援助で派遣されうる専門家を保存することである。センターは国際機関および2国間派遣両方のための、“研修専門家” (trainee expert) として引受ける。

66. そのプログラムは世界中の開発途上国の問題を地域別に特に人的資源の組織化と利用に重点をおき詳細な分析をすることを含んでいる。研修員たちは、種々の国際機関および2国間機関の仕組みと管理実施および技術協力の資金供給につき十分学習をうける。

67. 事実専門家の役務の効果的な利用については真に注意深い考慮と検討が必要である。最大の効果をあげるために専門家と、彼が配属される部局と、および専門家に配されるカウンターパートとの間に友好的な理解の精神と親善関係を育てることが絶好に必要となる。

68. これに関連して専門家が実際に彼の命令された職務を遂行する前にその国につき相当すんだ考えをもって赴任したならば、開発途上国と彼等の困難性や諸問題や希望に関する正確な知識を前もって持っていることが非常に役立つと考えられ信じられている。これはまた彼をして援助供与国の目的に対する強い献身を養い同じく援助受入れ国のプログラムに十分な理解と見通しをもって参加することを可能にする。

69. 従って技術援助で外国に勤務する専門家に対して短期かつ集中的研修を施すフランス式は専門家の役務を改善するための手段としてコロンボ計画の地域外加盟国の主要援助諸国の検討に値するであろう。

70. 専門家に与えられる特権、免除および便益に関して、かゝる便益を認める意図がその真の目的に役立つ際、意義あらしめるために、客観的かつ公正な

論評をすることが適切であると考え。論点はこうである。専門家は彼の任務期間中彼は事情に応じ、関係国によって彼を職務遂行中、快適にすごさせるため限定的に特権と免除を享有する国際公務員であり、技術者であり、専門家であるということを忘れるべきではない。

71. この事実は不幸にして時に連邦政府に派遣されている外交官のそれと同等または準じる待遇を与えられることを望むか、または要求する、または期待する専門家によって見すごされている。

72. この態度は専門家が心にいだいたり持っている場合、何時でもこの見過しが他の人々との間に不調和をかもし出すので彼の定められた職務は、逆効果となることがある。彼はその限界を理解し、正しく評価すべきである。とりわけ専門家にとって彼の定められた職務を成功させるため若干の特質—すなわち忍耐、不屈の精神、同情、理解および異った環境でもすみやかに適応できる能力—が大いに必要である。

見返り資金 (Counterpart Fund)

73. 見返り資金は若干の援助プログラムによる物資の輸入により生じ、ビルマの場合はコロポ計画に基づくラングーンのとクタ橋建設に資金供給するためカナダ小麦の供与が、注目すべき顕著な業績の一つである。しかしカナダ小麦の船積みは、とクタ橋の完成により中止された。その物資の供与はとクタ橋建設とラングーン総合病院のコバルト治療ユニット建設の現地通貨分をまかなうチャットのカウンターパート資金をつくるため始められたものである。

74. 第1表はカナダ小麦見返り資金を示す。

第1表

	量 - 長期		価 格 カナダドル	売却収益純額 チャット
	小麦穀粒	小麦粉		
1958-59	7,1930	—	500,000	2,442,625.19
1959-60	—	4,727	350,000	1,641,456.54
1960-61	6667	4,874	400,000	1,835,178.96
1961-62	5,283.0	—	400,000	1,407,421.96
1962-63	2,114.0	1,483	325,000	1,409,530.46

1963-64	3,087.0	—	325,000	1,520,564.91
1964-65	4,592.0	—	350,000	1,845,081.30
1965-66	—	3,136	350,000	1,543,172.03
計	22,935.7	14,220	3,000,000	13,636,031.35

75. この資金は第1貿易公社(Trade Corporation No.1)(農業物資)が2政府間で合意されたプロジェクトに資金供給をする本資金の実際の運用をする国家計画省と協議して、物資を売却してつくったものである。いくつかの現実的かつ適当規模のプロジェクトがかかるタイプの援助プログラムにより成功裡に実施されるということは、援助受入国との協力を得て、援助供与国側の適切な思慮と好意のおかげであるということは疑いのないところである。

76. カウンターパート資金の運用に対し心からの感謝を表しながら建設的な批評をするならば、国内通貨の利用を意味するカウンター資金はプロジェクトまたはプログラムにでさえ紐付きとすべきでなく、その発展により国家収入および政府資金の増収が期待できる経済開発プログラムに、国家経済全体に見みえる効果を与えるような条件で一般的援助として受入れ国に与えるべきであるという批判をするのは時機をえたものとする。

77. 見方によってはカウンターパート資金は国内資金の国家動員を促進するものであるから、一般的開発プログラムにむすびつかない一種の一般的援助として使用されるべきである。

78. コロンボ計画に基き林業機械修理および管理所プロジェクトを建設するため250,000カナダ・ドル相当の機材を供与する旨のカナダの申し出に感謝してビルマ政府はよろこんでそれを受けとった。引き続きこの同意されたプロジェクトにつき好意的な小麦船積を検討するため交渉が行なわれた。1969年8~9月12、カナダ政府は右要請を承認して、現在のプロジェクトの実施にかゝる現地経費だけでなく双方で受諾しうる他のプロジェクトに使用しうる見返り資金余剰金を別勘定としてとっておくため、24,000トンの小麦粉供与を気前よく申し出た。現在船積中の小麦供与のおよその価値は3.12百万カナダ・ドルである。

79. タケタ橋の建設は1967年2月に完成した。ラングーン総合病院のコバルト治療ユニット建物は1968年9月全体の完成をみた。小麦見返り資金

の未使用現在残高は第2表に示す。

第2表

受 取	支	出
13,636,031.35	1. タケタ橋プロジェクト	10,812,706.29
	2. 放射線治療建物	835,518.45
	3. 銀行経費	1.15
	差 額	1,987,805.46
13,636,031.35		13,636,031.35

カウンターパート要員の訓練

80. プロジェクト要請の作成およびその実施にあたってカウンターパートの役務提供は、そのプロジェクトを現実的意義あらしめ、効果的なものとするための必須条件であるというのは確立した事実である。

81. 経験によるとカウンターパートは、そのプロジェクトの性格や性質に応じ三段階で訓練をうける必要がある。

- a 募集された専門家の到着前
- b 共に働く専門家の任務期間中
- c 専門家の帰国前に専門家とともに効率的に働くため、必要ならばさらに上級研修のため外国に行くこと。

82. カウンターパートは、もしこの三つの段階を通じ満足すべき研修をうけたとき、実質上専門家が任務終了後国を去った時、専門家の責任を引きつづ立場にある。

83. 将来の専門家候補生としてのカウンターパートの役割の重要性は、外国専門家の役務をかりずにプロジェクトをうまく運用し、将来も引き続き成功裡に継続させるためには決して強調しすぎることはない。

84. 国連開発計画は、プロジェクトの作成が検討され実施されるとき常にカウンターパートの役務を利用することは絶対に必要なことであると考えている。

技術援助の逆流 ( Reverse Flow )

85. 技術援助の逆流とは面白い考えであり、開発途上国にとってはげみになり、それが実施されたときはコロポ計画により現在援助供与国と受入れ国と

の間に存在する友好関係を一層強化する機会を与え、助長するであろう。現在の援助プログラムとその運用の場合のように主導権は要請する側がとるべきと考える。ビルマはこれに関連して事務局に対し、すでにビルマが他の加盟国政府に供与しうる訓練分野を指摘してそれを通告した。

86. この点で各援助受入れ国は出来るだけ早く、すくなくとも小規模でよいから援助供与国となることが重要であると考え。この措置はまた援助受入れ国をして援助供与国の態度とか取り扱い方をよく理解させることができる。

#### 専門家の地域的利用

87. 国連開発計画および E C A F E は、種々の分野で地域専門家を提供している。ビルマはとくにそのような協力が必要なプロジェクトに非常に限られた短期ベースで専門家を受入れている。

### 第 8 章

#### 援助のレビュー

88. 技術援助と資本援助の全般的なレビューは、特定の評価研究はなされないが時々行なわれている。

89. 通常あらゆる援助交渉をはじめの主要調整当局である国家計画省として、全般的国家開発プログラムにつきその必要に応じ技術援助プログラムを現実的に組み込んでいくよう監視しなければならないのは当然で正当なことである。

90. コロンボ計画援助を報告するにあたって、ビルマはオーストラリアやカナダから供与された小麦贈与を含むコロンボ計画援助プログラムにより受入れた援助により多大な利益をえたことを明らかにすることは満足である。各援助供与国よりコロンボ計画に基づき供与された援助総額は、付表 2 に示してある。

91. コロンボ計画技術援助プログラムの全体の運用は、今や十分熟しており、よりよき理解、より多くの感謝および当初よりもより効果的に支援されるようになった。援助供与国と殆んどどの援助受入れ国は、実際の運用で得た経験や、セミナーや通常の年次協議委員会における討議や意見交換を通じ、彼等の機構を整備してきている。したがって技術援助協力は、南および東南アジア地域諸国に一般的にみられる低い生活水準を上げるといふ重要な目的を達成するために引続きその効果を高めることを希望するのは当然である。

附表 A

コロンボ計画専門家にビルマ連邦政府が与えている条件の一覧表

短期専門家（任期 6 カ月まで）

ラングーンに本拠をおく専門家

1. 彼の任務期間中彼のみの第一級ホテルにおける三食付き宿泊料

ラングーンの外に本拠をおく専門家

2. 1日 6200 チャットの手当が、食事代と宿泊料として支払われる。

旅行手当

3. 専門家が本拠地を公務で 1 晩以上離れたとき 1 日当り 6000 チャット。これは専門家が 1 カ所に 30 日以上継続して滞在した場合は 3000 チャットに減額される。これはビルマ連邦政府によって彼または彼女の航空切符または上級クラスの鉄道運賃として支払われる以外のものである。

4. 専門家の役務を利用する政府機関は彼または彼女のために公務用自動車 1 台と必要な事務員を提供する。

5. 政府病院または民間診療所における歯科治療以外の無料治療。

長期専門家（任期 6 カ月以上）

着後手当（Installation Allowance）

6. 到着後 30 日間、1 日当り 6000 チャットに、各認められた被扶養者 1 人当り（限度 4 人まで）この半額（3000 チャット）を加算。

プロジェクト勤務手当

7. ビルマにおける彼または彼女の勤務が 31 日をこえた分につき 1 日当り 3000 チャット、但し家具付宿舍が提供された場合は現金は支払われない。彼または彼女がビルマ国内を公務旅行したり任務期間中休暇をとった場合その本拠地を保持する必要があるときに限り支払われる。この支払は、休暇日つき専門家が実際に支払った経費の限度内で最高 3000 チャットまで行なわれる。プロジェクト勤務手当は専門家に支払われるのであって、彼または彼女の被扶養者に支払われるのではない。

旅行手当

8. 1日 6000 チャットが彼または彼女が 1 晩以上公務で本拠地を離れたとき専門家に支払われる。これは 1 カ所に 30 日以上継続して滞在した場合は



3000チセットに減額される。プロジェクト勤務手当は専門家にとって彼または彼女の本拠地を保持する必要がある場合以外はかゝる旅行期間中は支払われない。これはビルマ連邦政府によって彼または彼女の航空切符または上級クラスの鉄道運賃とずて支払われる以外のものである。

9. 専門家の役務を利用する政府機関は彼または彼女のために公務用自動車1台を提供する。ビルマ連邦が公務のため交通手段を提供できないところで専門家が自分自身の自動車を使用しており1台自動車が公用のため必要な場合、月175.00チャットに、専門家が同日中に本拠地に戻る条件で本拠地以外に出かけた旅行につき通常の公式マイル数当り手当が加算される。

10. 政府病院または民間診療所における歯科治療以外の無料治療。

11. 前記諸手当は次のものが専門家の役務を利用する省または機関が支払うのに対し、国家計画省が支払う。

a 必要な現地事務職員の補助、通訳・翻訳者、および関連協力をふくむ技術・事務現地職員の役務

b 必要な事務所およびその他家屋建物

c 国産の機材と補充品

d 国内における要員の身回品と機材の公用のための輸送

e 専門家が自分自身の自動車を使用しており任務遂行のため自動車が必須であるところでは、その専門家の役務を利用している政府機関は専門家に対して、月当り50ガロンのガソリンを供給する。

f 公用通信費

g 長期専門家のため家具付宿泊設備（適当な数量のハード家具は提供されるが、ベッド・テーブル用リンネル製品、刃物類、顔戸物およびガラス製品、ランプの笠および破損しやすい物品のごときソフト家具は提供されない。これは専門家が自身で調達することが期待されている）。専門家は自分で消費した光熱費を電力供給局（Electricity Supply Board）に直接支払うことが期待されている。

h 公用自動車

12. さらに次の便益も専門家に供与される

a 国内所得税の支払免除

- b ホテル滞在期間中ホテルおよびレストラン税の支払免除
- c 関税、販売税および専門家が下記の条件で輸入した物品の輸入許可手数料の支払免除。

品 物	制限および条件	免除の程度
コロンボ計画技術 援助協力に基づきビ ルマに派遣された 専門家により、本 人、妻および家族 の個人的使用のた め輸入された以下 の品物	(1) 当該物品がビルマ連邦政府の大臣 または彼によってこのため権限を与え られた責任ある人物が誠実に個人的使 用にあてるものであると証明した場合 (2) かゝる物品が前もって政府と同意 され現条件によらざる限り国内では売 却しないこと、および (3) 彼等の任務がビルマ連邦革命政府 にしかるべく通告されていること。	
(a) 身の回り品	(a) ……	全 部
(b) 適当量の私的 財産および家財	(b) ビルマ連邦に職務遂行のため到 着後3カ月以内に何時でも輸入され たとき	全 部
(c) 職員および家 族のための適当な 量の家具	(c) 到着後最初の3カ月以内に何時 でも輸入されたとき	
(d) 1台の自動車 オートバイ、スクータ ー、または職員お よび家族のための 乗りもの。	(d) 最初の到着後12カ月以内の何 時でも輸入されたとき	
(e) 酒、食料品、 煙草	(e) 次の場合 (1) 物品が国家計画省によって発 行された通関証明書に含まれてい ること。	全 部

(2) 外貨送金が伴わないこと。

附表 B

コロンボ計画によって受取った援助

(1950年から1969年9月末まで) 単位1000u.sドル

番号	援助供与国	専門家・研修員 および機材	小麦贈与	総計
1	オーストラリア	3845.7	896.0	4741.7
2	英 国	4364.1	-	4364.1
3	カ ナ ダ	1504.9	5753.8	7258.7
4	ニュージーランド	705.2	-	705.2
5	日 本	743.9	-	743.9
6	イ ン ド	89.6	-	89.6
7	シンガポール	45.4	-	45.4
8	フィリピン	3.5	-	3.5
9	パキスタン	17.0	-	17.0
10	マレーシア	7.5	-	7.5
11	セイロン	12.3	-	12.3
12	タ イ	0.5	-	0.5
	計	11339.6	6649.8	17989.4

1950年から1969年9月までコロンボ計画研修費

年	研修員の数
1952~1966	1,440
1967	97
1968	75
1969	152
計	1,764

# カ ナ ダ

## A 援助供与国の実施機関

### 第 1 章

#### 援助に関する法令と規則

1. カナダの国際開発援助は特別の立法によって行なわれているのではない。資金は毎年議会が決める。国連および経済協力開発機構開発援助委員会は、開発途上国に対する政府資金の流れを算出する際、輸出信用をふくめている。本報告ではカナダで輸出開発公社（議会の法律により設置された国家公社）が実施している輸出信用は若干の例外をのぞき扱っておらずカナダの開発援助の政府プログラムのみを扱っている。それらは特定の国またはプロジェクトを対象とするものではなく、プログラム・ベースで配分される。この目的のための主要なプログラムは ……

- (a) 経済・技術および教育援助のための贈与
- (b) 食糧援助のための贈与
- (c) ヴォランティア機関支援のための贈与
- (d) 緊急救済のための贈与
- (e) 開発借款
- (f) 国際開発諸機関への拠出金

2. 国や機関への資金割当とその後特定プロジェクトのコミットメントは閣議承認が必要である。この資金はまた失効しない条件（non-lapsing basis）で割当てられる。従って資金が当該年で支出されないときは次年支出のために利用できる。

3. カナダ国際開発局（Canadian International Agency）の設置については次項でのべる。資金援助が供与されるときは条件と同様、奨学金が供与、アドバイザーや教師の海外派遣および研修員のカナダ訪問についての条件を規定する種々の規則が存在する。

### 第 2 章

#### 援助プログラムの行政に責任もつ政府機関

カナダ国際開発局（Canadian International Agency）

4. カナダ国際開発局 (C I D A - 以前は対外援助庁) は 1960 年以前は通商産業省 (Department of Trade and Commerce) (現在通商産業省 - Industry, Trade and Commerce) 外務省および大蔵省の責任の下にあった行政単位や機能を合併して別個の機関として臨時法令 (Order-in-Council) によって設置された。局は副大臣相当の長官 (President) が長であり外務大臣に責任を負っている。

5. カナダ国際開発局の機能は次のごとく要約できる。

(a) カナダの経済援助プログラムの実施と行政

(b) かかるプログラムのいろいろな段階で関係する関係省の運用の調整をはかること。

(c) 国際機関や開発途上国で活動しているカナダのヴォランティア機関と協議し、協力すること。

(d) 緊急援助を供与するためカナダの努力を調整すること。

6. これら諸機能を実施するにあたってまた、とくに政策立案にあたって、C I D A は諮問機関 - カナダ国際開発委員会 (Canadian International Development Board) の協力を得ている。1960 年 C I D A が創設されたとき、同時に別個の機関として設置された本委員会は C I D A 長官によって主宰され、彼を通じて外務大臣に報告が行なわれる。委員長以外に委員会は外務次官、大蔵副大臣、通産副大臣およびカナダ銀行総裁によって構成されており、彼等すべてが各々その機関の正式常任首脳である。他の政府機関は直接関係がある問題が論議される時委員会の会議に出席する。委員会の各委員は、C I D A 副長官の 1 人によって主宰される開発援助に関する各省委員会に必要に応じ会合する代理をもつ。

#### C I D A の援助行政機構の再編成と拡大

7. 行政機構に関する本項の主内容は、カナダの対外政策の全面的再検討の一環として 1968 年末から行なわれているカナダの援助政策の根本的・全面的再検討である。現在政府で最終段階にあるこの再検討が将来のカナダの開発援助の条件、構成、質、地理的配分および手段につき影響するところの大きい意義のあるものとなろう。

8. C I D A にとって政策検討は刺戟剤となった。それは関係諸機関からの職

員をふくめ多くのC I D A職員にとって非常に多くの綿密な検討と多忙さを必要とした。それはまたカナダの大学や実業界からエコノミスト、政治学者、社会学者を含む7人の外部からのコンサルタントの積極的な参加を得た。彼等はカナダの将来の計画や選択につき独特の面からの報告を準備した。検討期間中とりあつかわれた問題の中には、カナダの援助の目標と戦略、援助水準と条件、2国間と多国間援助の区分、2国間援助の配分、民間部門の役割、援助の社会的側面、貿易、およびその他直接援助に代るものなどがあった。特別コンサルタントの準備した報告は、C I D Aが準備した追加報告書とともに、カナダ政府職員と政府関係者以外の専門家にとって重要な意見交換の基礎となった。一連のセミナーと会議を通じ、我々の計画、その長所と欠点、および効率向上のための方法につき出来る限り客観的に検討することができた。最終セミナーには、学界、開発援助活動を行う民間機関、産業、銀行、教会、新聞および労働界の代表も参加した。政策を再検討する過程で、われわれは、カナダのプログラムの改善のため非常に多くの代るべき行動方針を見出し、明らかにすることができた。

9. 急速に拡大し増大する援助プログラムの需要に応じ、またある程度この包括的な再検討と平行して、カナダ援助行政の効率性を改善し、カナダの国際的開発活動のインパクトを増大させるため多くの手段が採用された。プロジェクトやプログラムを一層効果的に実施すると同時に、カナダの能力を勘案して受入れ国の要求を分析し、プロジェクト要請のフィジビリティを評価する能力をもつ。より多くの専門家を提供できるように援助局が若干再編成された。その結果現在援助局は1967年中ば以降導入された新機構の枠内で活動している。

10. 新機構の中に企画部(Planning Branch)が設置され、2国間プログラムに関し国の要請やプログラム、産業界研究、個々のプロジェクトにつき企画課(Plannig Division)が十分な検討と詳細な分析を行なう。カナダが多くの援助プログラムを持っている分野—すなわち農業、林業、水産、公共衛生および教育の分野で多くの高級特別顧問(Special Adviser)が募集された。これら企画部に属する顧問たちは、彼等の専門知識をカナダの資源を明確にして引き出すのに役立つ。かつ、これら分野に関連する開発プロジェクトの検討と発展を援助する。将来の計画は飲業開発、エネルギー、交通の分野の他の専

門的顧問を募集することを予定している。

11. 局の性格が当初の政府2国間プログラムに重点をおくことから多国間および民間部門の活動に多大な関心を支払うまで拡大しているため、新しい行政単位が要求され企画部につけ加えられた。国際機関課 (multilateral Institutions Division) が、地域銀行へのカナダの参加を含め世界銀行グループ、UNDP、OECDなどの国際援助機関へのカナダの援助や接触の増大を担当し、これら国際機関とカナダの2国間プログラムの調整を促進するため、設置された。特別プログラム課 (Special Program Division) と商工課 (Business and Industry Division) が、ヴォランタリー機関、諸大学、実業界および対外援助にその他関係民間部門を、大いに包含しようとする政策の実施を促進するため設置された。

12. 若干の新単位とともに既存の諸課が業務部 (Operations Branch) をつくった。カナダの専門家や教師を募集し、外国に派遣する業務とカナダで学生を訓練する業務が、大規模な資金援助プログラムをかまえている三つの技術援助課に割当てられ、調整機能と所要人材を補充する新しいエンジニアリング課 (Engineering Division) を同部に加わえている。コンピューターと統計処理業務がより効果的な運営管理と改善された方法で海外からの要請を処理し実施するため、また増大する利用可能な情報量をより効果的に利用するため導入された。

13. CIDAで第3の部が2国間および多国間プログラムに対して実施業務と資金援助業務を担当する。

14. 開発援助のごとき動的なプログラムに関係する機関では、必然的に増大する計画内でわれわれの要求を満たすため機構上の整備につき柔軟な態度で対処することが要求されている。このため大いに地理的配慮も払ってCIDAの「業務」面での再編成が進行中である。また援助支持プログラム、前述した民間部門のプログラム、情報プログラムおよび多くの特別プログラム単位の開発と実施に責任をもつ新しい第4の部、プログラム部 (Program Branch) を設置することを検討中である。

15. 厳密に言えば機構上の問題ではないが、局のアプローチや見解に若干の変化がみられた。カナダのプログラムの“応じやすい” (responsive) 性質

も依然特色ではあるが修正されることとなる。外国からの援助要請に即応する代りに、局は高級役人と各部代表からなる調査団を編成し、援助集中につき各国の必要としていることを現地で調査し、援助受入れ国とカナダの資源と能力を彼等の欲するところに差向ける独特の開発優先度を定めとした。さらにカナダの開発援助分野での特定の問題を検討するため特別編成調査団（Special task forces）を編成した。例えば本調査団はアジアに派遣され、一つはインドの長期にわたる食糧生産問題につきカナダ専門家を役立たせる方策を検討するため、他は小大陸における資本プロジェクトの行政と実施に関する組織を改善する特別の方法を進展させることを目的とした。

1.6. 機構改革以外に特に強調されたのは現地との連絡および実施方法を改善することであった。過去2年間約20人のCIDA職員が、ラワルピンディ、デリー、コロombo、クアラランブール、サイゴンなどの種々のポストに現地駐在として派遣された。これら職員はカナダの在外公館の完全な一員として勤務し、カナダの資本・技術援助の企画・進展および実施の責任を負う。これら地位はまた開発途上国におけると同じく、本部における援助行政の一般的水準を改善するため採用されたCIDA政策の出世ライン（career development）の一部分である。

1.7. 前述した機構整備とは別に、援助対象国に対する「年別プログラム調査」（Annual Program review）、各部間のプロジェクトレビュー委員会（Project Review Committee）の利用、およびそれを発展させたCIDA内部の上級運営委員会（Senior Management Committee）の活発化、および主として中堅職員を政策立案過程に参加させることを目的とした小委員会の設置等、若干の新しい特色が付加された。

### 第3章

#### 行政機関に関する援助政策の諸問題

##### 援助政策の策定

1.8. CIDAはカナダの国際開発計画の行政と運用につき主たる責任をもつが、局がさらに調整する責任をもつ各省の意見を政策立案過程で十分取り入れる用意がある。

1.9. CIDAで定められたのち重要政策問題はCIDAから外務大臣に提出



される前に、さらに検討をするためカナダ国際開発委員会 (Canadian International Development Board) に付託される。實際上援助水準、2 国間プログラムの国別割当、主な政策上の論議のごとき重要な問題については、内閣に提出されるものも含む。他の関係各省間の問題は第 2 章でのべた委員会によって取り扱われる。

20 カナダの援助努力の方向と量は特定の開発途上国や地域に対して国際機関に対すると同じく資金を割当てる内閣によって決定される。これら割当は年別に行なわれる。すべての主要プログラムとプロジェクトは承認をうけるため内閣に提出される。

#### 優先度決定の基準

21 2 国間または政府間とりきめにより、援助受入れ国は毎年カナダの贈与と開発借款割当の内容が通告され彼等の開発努力の中で高い優先度をもつプロジェクトやプログラムに割当額まで要請を提出することが要求される。

22 一般的にカナダはカナダの援助が多くのおける小プロジェクトの多発によって消散してしまわないよう考慮している。その援助能力が優先度の高いものに結びつくようにするためカナダ政府は、経済、技術および社会開発を促進しそこでは発展の優先度が確固として確立している援助受入れ国政府の政策をますます重視している。カナダの援助が経済開発を刺戟する大きなインパクトとなりうる分野に集中できるようにするため、援助受入れ国の経済、彼等の業績、および他の外国の行なった貢献度を研究するより集中的な努力が払われた。

23 カナダの援助資金は、投資前およびフィジビリティ調査に使うことができる。可能な限り、この政策の目的は、受入れ国政府にカナダの財貨や役務の買付けに援助資金使用を要求する以前に、特定プロジェクトに関連してその可能性、優先度および必要条件を明確にすることによって利用可能なカナダ資金の一層の効果的利用を図ることである。

#### 援助割当

##### 国別割当と集中

24 カナダの 2 国間開発援助資金は、国別に割当てられている。カナダが大きな関心を持ち、受入れ国にとって利用可能な資源を動員して効果的利用をし

ており、かつカナダの援助が受入れ国の開発努力の効果に貢献できるような諸国に、主として2国間援助を集中するのがカナダの政策である。

25. 国に集中する以外にカナダは最近数年その2国間援助プログラムを産業別( sectoral )に集中する措置を導入した。例えば教育や農業が多くの諸国で産業別集中の対象分野となった。

長期コミットメントをする権限( Forward Commitment Authority )

26. C I D Aは、カナダの援助が集中している諸国のプログラムを企画し、5年間に亘って資金をコミットメントする権限をもっている。この場合その年の予算配分額と同額の100%までの分の諸プログラムが計画できる。確実なコミットメントは、計画されたプログラムに対し、将来どの1年分のコミット額もその年の配分額の75%を超えない限度で行なわれる。この権限は1年すぎると1年さらに追加するようにスライドする。

27. プロジェクトの実施率が当初予定したものと異るとき、利用しうる差額はプロジェクトの追加コミットメントに使用できる。最後に一国の割当が増加した場合計画およびコミットメント限度は、その結果増大する。これら要素のすべてが前向きな計画および約束をする権限の枠内で、プロジェクトの支出を行なう際、非常に重要な柔軟性を与えた。

28. 指定された援助受入れ国にカナダ援助の最低限度を保証するこの一般的なとりきめは、彼等にとってより満足すべき長期ベースで開発計画を作成し、実施するのに役立っている。この結果この長期コミットメントをする権限は、カナダの援助プログラムをより効果的に援助受入れ国の全体の計画にむすびつけた。

#### プロジェクト援助

29. カナダのプロジェクト援助は、カナダの産業が国際的競争価格で財貨と役務を提供する用意がある分野(例えば電気通信、水力発電開発、航空機による地図作成および調査)に供与されている。カナダ人業者が国際競争入札の結果、獲得した契約に対して適正な融資をする努力をしている。

#### プログラム援助

30. カナダは広範囲の商品、機材、家畜および援助プログラムに基く食糧援助を供与することにより、プログラム支持またはノン・プロジェクト援助を増

大させている。商品の場合援助は特定の産品にタイドされておらず、援助受入れ国が価格と品質およびカナダ人業者の決められた時間的制限内に品物を引渡す能力に対し然るべく考慮を払って決める、可能な限り広範な種類の入手可能な品目を供与すべく努力をしている。肥料、銅、ニッケル、亜鉛、アルミニウムのような基本金属および工業用原材料が食糧援助と同じくプログラム援助により供給された。食糧供与はカナダの農業専門家が開発途上国の農業部門の生産力増大に援助する方法もかなり重要視されているが、カナダの全体の援助努力の中で引き続き主要な部分を占めている。 --

#### 多国間援助と2国間援助

3.1. カナダの開発努力の相当な割合が国際復興開発銀行、国際開発協会、国連専用機関、とくに国際開発プログラムのごとき国際機関およびアジア開発銀行や計画中のカリビヤ地帯開発銀行のごとき地域開発銀行を通じて行なわれている。

3.2. カナダは多国間援助を二者択一的なものとは考えておらず、2国間プログラムを補完するものと考えている。開発へのアプローチとして多国間援助と2国間援助を組合せることは多くの利点があると認められている。国際機関は種々の型態の大規模資本プロジェクトや複雑な技術援助プロジェクトを引きうけるのに多くの場合資金や専門的知識の点から2国間援助機関より資金的、人的に比較的豊富な資源をもっている。さらに援助の一部を国際機関を連すことは国際的開発努力を支持する重要な手段であり、一般的に受入れ国にとっても非常に受入れやすいものであると認められている。特に米州開発銀行やアジア開発銀行との“特別基金”とりきめを通してこれら国際機関の地域的専門知識が利用されている。

3.3. 国際機関援助自体および“特別基金”とりきめとは全く別に、カナダは国際的仕組みによる調整、主として世銀、米州開発銀行やOECDによって設置された協議グループや債権国会議によって2国間援助の“多国間化”

(Multilateralization) を支持している。事実としてカナダの2国間援助のほぼ60%が、かゝるグループが設置されカナダが加盟国である国に対して供与された。

#### 援助途

34. カナダの援助予算は、1963～64年の65.4百万ドルから現会計年度には5倍増の338.1百万ドル増大した。1969～70年の前年比増は、50百万ドルに達した。さらに穏当な増加ではあるがさらに1970～71年には増加することが期待されている。

35. 第2章でのべたように1969年中にカナダ国際開発政策の全面的な検討を行なった。この検討につき目下政府で考慮中であり、カナダ援助の将来の方向とか水準に関する決定が数か月中に発表されることになっている。

36. カナダは1968年2～3月のUNCTAD第2回会議の援助目標決議に賛成投票をした。新目標達成の特別の期限はUNCTADからもカナダからもつけられなかった。

37. 援助量または水準に関する議論は、カナダの見解では開発途上国によってその援助が直接的な効果をもつような供与条件に関連して行なわれるべきである。

#### 援助供与条件

##### 資金条件

38. カナダの開発援助の供与条件は当初から開発途上国にとって要請する援助量がもしそのすべてが通常借款条件で得られたならば彼等の対外債務状況が収支つかなくなるであろうことを認めて供与された。カナダの2国間開発援助プログラムは、開発借款プログラムが導入された1964～65年まで純粹に贈与ベースで資金供給が行なわれていた。現在開発借款プログラムは開発援助に割当てられた総額の約半分であり、現在の計画はこの均衡を保つよう要求している。

39. 開発借款条件には2種類ある。すなわち無利子、返済期間据置き10年を含め50年と、利子3%、返済期間据置き7年を含め30年。多くの開発借款をカバーする前者の条件によると贈与的要素は借款価値の90%に達し、第2の場合はその約50%となる。全開発借款のうちごくわずかな部分が第2の条件で供与されたのでカナダの開発援助プログラムの贈与的要素は非常に高い。この2条件の選択は主として、借入れ国の国際収支、もっと正確にいうと対外債務返済能力を考慮に入れて行なわれる。この特別条件は非経済的プロジェクトに資金を供給する意図はない。

#### 買付け条件

40. 2国間プログラムによる資金は、カナダから財貨および役務を買付けるべく供与されるが、カナダはその買付け制限により生じる有害な結果を柔わらげるため種々の方法を講じている。

41. 今年とった重要な措置はカナダ産品買付け義務を80%から $66\frac{2}{3}\%$ に減らしたことである。以前と同様、カナダ産品買付け義務は個々の品目ベースよりもプロジェクトにつき適用される。この政策変更は、供与しうる品目の種類を増加させ、融資しうるプロジェクトの範囲を拡大するものと期待されている。

42. 最近カナダは開発途上国が借款資金で監督の下に直接カナダから買付けができる“直接買付”とりきめを実施した。若干の例で、開発途上国が適正な仕様書の作成ができずまたは非常に困難で通常の買付手続に従って入札した場合“販売源”(Sale source)買付けが許可される。さらに政府は開発途上国がカナダで財貨を買付け検査をすることができる中央買付供給機関を設置した。

#### 現地通貨分融資

43. 開発途上国は現地経費を支払うことにより、その全供給に参加することによって当該プロジェクトに優先度を与えていることを示しうるので、プロジェクトの現地経費分は支払うべきであるとカナダは考えている。しかし若干の開発途上国は経済開発プロジェクトの全現地経費を準備することが出来ないのて財政事情がその使用を認めれば、プロジェクトに対するカナダの割当総額の25%をプロジェクトの現地通貨分に使用許可をする権限をCIDAは与えられている。

#### 見返り資金

44. 食糧援助および物資が贈与ベースで供与されているところでは、すべて見返り資金は別建とされなければならない。見返り資金はカナダにおけるf.a.s. 価格に基き船積時の公定為替相場で計算された現地通貨で設定される。見返り資金はカナダと援助受入れ国間で同意された国内の開発目的に資金供給するため援助受入れ国政府の特別勘定に設定される。

#### 資本援助と技術援助との結合

45. この2つを結合するための特別の政策は存在しなく、資本援助と技術援助

との均衡を維持する堅固たる方法も全くないが、資本援助の相当部分が終極的には技術援助と結びついている。本来その援助が国家エネルギー委員会、運輸、農業または森林省に対するものであっても性質上技術援助または助言的なものから端を発した多くのプログラムの場合、贈与または借款ベースでカナダから供与される資本援助の投入を含むであろう。従って多くの場合当初は助言的サービスの提供とは無関係であっても資本援助は密接に技術援助や助言的役務とむすびつく。要するに資本援助と技術援助をむすびつける政策は存在しないし、技術援助として供与するものと資本援助として供与すべき援助の比率に関する政策も存在しない。しかし実際上はCIDAによる助言的および技術援助の型と資本投入との間に非常に高次の相互連関がある。

46. 長期開発に必要な技能と技術的ノウハウの移転を促進する努力でカナダは、カナダの資本、専門家および訓練が1年以上にわたり、開発途上国に対し十分運用しうる教育または技術施設と結合して供与する“総合プロジェクト”(integrated projects)の数の増大を支援している。

#### 援助源としての民間部門

47. 援助に関し民間部門は2つの主要なカテゴリーに分れる。第1は非営利タイプの団体と関連したものと、第2は商工業関係のものである。

#### 非営利団体

48. 開発途上国に対して教会とかヴォランティア団体のような非営利団体によって供与された援助総額はその多くは教育、保健、福祉の分野であるが、年間35百万ドルと推定される。最近数年カナダの専門職業団体は開発途上国の世界で彼等の専門職業を発展させることに大きな関心を示すようになった。

49. 1968年カナダ政府は国際開発にヴォランティア団体や教会や専門職業団体の参加を促進するために特別プログラムに着手した。初年度5百万ドル、現会計年度も $\frac{1}{2}$ 百万ドルがこれら民間機関の活動の増大を示す彼等の特定プロジェクトやプログラムに対し“資金半額負担”(matching fund)ベースで供与された。この半額以上がカナダ大学海外奉仕(Canadian University Service Overseas - CUSO)にむけられ残りが非常に多くの民間団体が行った広範な事業への援助に使用された。

50. 1961年開始のCUSOプログラムは、CIDAの技術援助プログラ

ムの補足的なものと考えられている。1968年CUSOは45カ国に約1,300人のヴォランティアを擁していた。CUSOは専門的かつ技術的に優秀な人を募集し、訓練して開発途上国に2年間の任務で派遣する。派遣は受け入れ国または歳関からの特定の要請に応じて行なわれる。

51. カナダ実業家海外奉仕(Canadian Executive Service Overseas - CESO)は、1968年新機構として設立され、初年度運営で28のプロジェクトを引受け1969年にはその数を60に増大させている。CESOは開発途上国でコンサルタントとして勤務したり、専門職業および技術職員として働くためのカナダ人会社役員、専門職業および技術者を募集する。CESO職員の派遣は開発途上国の公私機関からの特定の要請に応じて行なわれる。期間は通常約6カ月である。

#### 商業と工業

52. 最近カナダ政府は開発途上国に対するカナダの投資促進措置をとったが、その顕著なるものは新輸出開発公社法(Export Development Corporation Act)で規定されている投資保証制度である。さらにカナダ国際開発局は、開発途上国への潜在的カナダ人投資家に対する情報とサービスを提供するための諸措置を採り、さらに諸プログラムを検討中である。

### 第4章

#### 援助供与国の援助行政

##### 援助行政のための訓練された要員

53. カナダの援助経緯は、コロボ計画にはじまり、20年間で世界の他地域にもおよんだ。

54. 地域との多方面にわたる歴史的・通商上およびその他の関係に乏しいカナダはコロボ計画における経緯を有するごくわずかの訓練された人材をもつのみである。さらにCIDAには援助政策立案に関連し、アジア問題の独特の知識をもっている職員の数は大したことはない。

55. この不足を補うためCIDAはアジアの開発途上国で現場の経緯をもつ職員幹部を養成している。この不足を解決するため次のいくつかの方法が試みられている。

- a. カナダのミッションのCIDA行政職員に対する援助を通じること。

b その地域でC U S Oのごとき類似のプログラムの下に勤務した若手職員および新人の募集に重点をおくこと。

c 援助行政職員がアジア諸国における国連事務所に勤務し、援助関連管理業務を担当する国連駐在代表制度との若手職員訓練プログラム(“インターン”計画)によるもの。この計画のための職員はC I D A職員か常勤職員となるため登録されているC I D A以外の人から選考される。

d C I D A本部の企画、業務要員を現地に頻繁に派遣する事業を通じるもの。

#### 援助ミッション

56. これまでのカナダの援助行政は現地の在外公館の利用にかなり依存していた。これは基本的な方式で今後も引き続きかかる型態がとられようが援助行政能力はC I D Aから任命された職員をこれら公館に配属することによって強化されつつある。さらに特別編成調査団(special task forces)やレビュー・チームが国または地域事情または援助戦略を検討するため現地に派遣される。(詳細は第2章参照)

#### 援助アタッシュェと援助要請の評価

57. 援助業務は、カナダの在外公館の不可分の任務の一つである。外務・通産またはC I D Aから派遣されている公館職員が、公館員としてこれらの任務を遂行する。彼等の援助事務は公館における彼等の職務の一部またはすべてである。かかる職員は“援助アタッシュェ”の名称を与えられておらずむしろ他の外交上の地位を与えられている。この枠組の中で援助に責任をもつ職員はその重要かつ基本的援助行政業務に加えて、援助要請の審査、すなわち当該要請に関する政治的、経済的、社会的要素につき必要な公館の評価を行なうこと、問題範囲を明確にすること、カナダの援助基準に照し援助受入れ国に助言し、援助すること、当該プロジェクトまたはプログラムを審査し、評価し、交渉する政府間の過程で不可欠の結び目となることなどの役割をもっている。

#### 援助要請評価の審査手続

58. カナダの国際開発援助プログラムの増大につれ、援助要請の審査と評価の規格化が重要となった。

59. このため二つの一般的指針あるいは質問符が被援助国から資本・技術援



助要請の提出の際の参考のためCIDAが準備した。かゝる指針はすべてのプロジェクトに適用されるものではないが、被援助国は彼等の要請をできる限り指針にそって準備する要求がされている。少なくともCIDAがより統一的迅速な効果的な検討が出来るように可能な限り要求されている情報を提供するよう求められている。この質問書はCIDAに必要なれば現地調査をする前に出来るだけ多くの文書による情報を提供するように意図されている。この指針または質問書は本報告に添付されている写で明らかであるので、こゝで詳細説明する必要はない。それらはCIDAの予定プロジェクト調査の全般的な範囲を示すものである。

60 要請提出の際、実際にとられる経路は次のとおり。

- a プロジェクトの萌芽は正式には開発途上国で発生する。
- b 援助希望機関が開発途上国の計画省または大蔵省の承認を得る。
- c 要請は指針にそって、そしておそらくはカナダの現地公館の協力を得て準備される。
- d 要請は正式にカナダの在外公館に提出され、CIDAに必要な注釈を付し転送される。
- e 要請はCIDAによって援助受入れ国の国家または地域計画の中における優先度に応じ、かつかゝる必要性に応じうるカナダの能力を勘案し、さらに援助受入れ国の経済、技術および社会開発に対するプロジェクトの貢献度を考えて検討される。

61 まず企画部で行なわれる援助要請の最初の検討は、企画担当者と実施担当者との協議を含み、次いで副長官が主宰する各部間のプロジェクト・レビュー委員会によって当該企画の詳細検討となる。検討手続はプロジェクトが贈与または借款援助によって資金供給されても本質的には同一である。概して技術援助は多くの場合借款資金をもって資金供給される資本援助よりも贈与資金で資金供給される場合が多い。

#### 投資前調査と技術援助需要調査

##### 投資前調査

62 多くの資本援助プロジェクトはそのプロジェクトの概略がきめられ不確定要素が明らかにされる前に予備投資前(またはフィジビリティ)調査が

行なわれる。特色としてこの調査は C I D A との契約の下に通常贈与資金を使用してエンジニアリングやコンサルタント会社によって行なわれる。ごく最近とくに大規模なプロジェクトやプログラムが計画されている若干の諸国では若干機構改革が行なわれた。これは次の3つの段階を含む

- a 産業別研究 ( Sectoral Study - 研究員チームによって実施される )
- b プロジェクト・アイデンティフィケーション ( Project Indentification - 特に優先度の高い分野における技術的ないし職業的専門家によって実施されるもの )
- c プロジェクト設計 ( Project Design - 予定実施機関および C I D A のプロジェクト担当職員の技術的専門家からなるチームによって行なわれるもの )

#### 技術援助需要の調査

63. C I D A はコロンボ計画地域にはあまり多くの大規模な技術援助プロジェクトをもっていないが、他地域とくにアフリカではかなり広範囲な技術援助評価調査団を派遣している。現在コロンボ計画地域におけるプログラミングに関する特別研究が行なわれている。これはかかるプログラムに対する短期および長期戦略の発展を目的とする“カナダ教育援助プログラム研究”である。

#### 専門家

##### 募集およびブリーフィング

64. C I D A は単に専門家 ( 教師、アドバイザー ) を現地に単独で派遣するよりも次第に“プロジェクト”方式 - すなわちもちろんそこでは専門家は不可欠であり、若干の例ではその構成員となっている - をとるようになっている。

65. 募集はこの2つの方法のいずれかによる。一つは2国間または多国間技術援助プログラムですでに勤務したか勤務する用意のある資格のあるカナダ人の名簿を作成する。個人は専門ベースで“登録” ( rostered ) され、登録者は技術または教育援助要請が承認された時点で採用される。第2の方法は“協力”または“実施”諸機関の利用である。かなり増大する傾向であるが大部分の技術援助プロジェクトは、C I D A に代り実施する機関 ( 他政府部局、公社、病院、大学、または研究機関等でありうる ) とのとりきめを通じて行なわれる第2の募集の方法で処理されつゝある。通常このような状況では技術的、専門

的職員を求めらるにあたってC I D Aの登録を利用するように助長されている。かかる諸機関と勿論密接な関係と協力が維持されているが、職員を募集する業務は、実施機関の責任である。

66. 教育援助の場合、プログラミングと現場派遣は、カナダの学期とも関連しているので、ブリーフィングは海外に赴任する教師と教育家に対して年々実施されるプログラムで行なわれる。これは通常3週間のかかり組織的なプログラムであり、医学上、社会学上および実施上の諸論題をふくめ専門的な課題につきブリーフィングをするものである。語学研修はこのプログラムでは不可欠である。

67. 他の技術援助の場合ブリーフィングは個々のプロジェクトまたは専門家の要望に従って行なわれる。書類作成、語学テープ、セミナー、現地または当該プロジェクトに関係した専門家との会合がブリーフィングの内容をなす。

68. 現在C I D Aにブリーフィング・センターを設置して、より本格的な“ 国別 ”ブリーフィング措置をとることが検討されている。

#### 専門家の種類

69. カナダの技術援助プログラミングは、援助受入れ国と交渉した業務計画 ( Operations Plan ) に基き技術協力または教育プロジェクトを供与することを含む。この計画の中で実施されるべきプロジェクトの性質により種々異なる専門知識および経験をもつ専門家がプロジェクトの実施に参加する。これら専門家は次のものを含む。

#### a アドバイザー

当該プロジェクト計画で顧問的役割を果す資格のある技術、教育または専門職員。

#### b 教師および教授

学校、研究所または大学において通常の任務 ( live of function ) を果す資格のある教育職員。

#### c オペレーター

プロジェクトに関する通常機能を遂行する技術的に資格のある職員—例えば看護婦、医師 ( 教えない )、機械操縦者等。

70. 上記各カテゴリーごとに現地でカウンターパートの訓練を行なうか、少

なくとも行なうことがすゝめられており多くのプロジェクトでこの要案は“組込まれ”(built-in)しており、カナダの参加は適当な時間が経れば役割を果たして局面からしりぞくことができる。

#### 研修員

71. C I D Aはカナダで研修を行なう奨学金の指名を考慮する際二つの主な基準がある。

72. 第1は候補者は彼等が参加するプログラムの種類に関連して最小限度の学歴または実務経験が必要であり、またプログラムについてゆくだけの十分な英語またはフランス語の知識をもっていなければならない。

73. 第2の基準は、その研修申請を指名国の人的資源および開発上の必要性に関連づけることである。C I D Aの一般的指針によるとその特定の研修は経済的、技術的または社会開発を育成するもので母国で得られないものであるべきである。かゝる基準は、現在修正されてカナダでの研修要請を指名国政府と協議して決めた優先度の高い少数の分野に集中することによって、経済の特定分野に強力な援助を与えている。これら基準がもつ基本的概念はかくて各国の申請によっても、種々の異なった要求の内容および現地施設の利用可能程度によっても異なる。

74. この基準はカナダで研修する研修員を選考する際重要な審査の役割を果たしている。その他の選考する際の要案は、C I D Aが非常に重視している総合プロジェクト方式に重点をおいていることである。このプロジェクトの訓練は他分野の指名よりも優先されるであろう。

75. C I D Aが大学関係の研修指名をする際指示する期限は、C I D Aが大学や研究所への入学(所)条件を満たすため厳守するよう要求されている。多くの場合大学は6月をすぎれば9月入学の入学申請を認めず、その場合その指名は翌年回しとならざるを得ない。

76. 研修員が次の段階または当初予定していなかった高度の資格を得るための研修延長要請は往々にして研修員が帰国後就く地位の必要性を考慮に入れず学問的価値のみに重点をおいているようである。多くの被指名者が余力をもっていることは理解できる。また与えられた地位を満たすための資格が年々変化することも理解できる。一般的にカナダで3年以上滞在した研修員およびとくに

学部研究のための被指名者は、最低2年間の第1段階の研修が終了したならば大学卒業程度の研修計画に指名される以前に帰国すべきであろう。

77. これら被指名者の多くは大抵彼等の形成期にカナダに来て本国ではごくわずかの実務経験しかもっていない。従って彼等は研究分野での実際上の問題に馴じんでおらず、その結果彼等の専攻した研究を本国で特に問題となっていくこと柄にむすびつけることができないのである。

78. “第3国”研修に関する研究と関心が増大している。カリビア地域でかゝる方式に援助資金を利用するための取極めが存在する。

## 第5章

### 援助供与国間の連絡調整

79. 外交チャネルと相互訪問による援助供与国間同志の通常の連絡調整維持以外にカナダは、開発援助の効率を高めるため種々の援助に関する国際的調整努力に全面的に参加している。

80. 開発援助委員会の加盟国としてカナダ代表は他のDAC加盟国と援助政策の種々の局面につき定期的に会合している。DACの年次会議で、カナダの援助プログラムが他の全DAC加盟国によってその業績を評価され、如何に改善するかにつき検討されるためにDACに提出される。

81. またカナダは対セイロン援助グループの参加国であると同時に、対インド、パキスタン開発コンソーシアムおよび対韓国、マレーシア、タイ協議グループの加盟国であり、オブザーバーとして対インドネシア国際グループにも出席している。これらグループの会合への参加により、カナダは援助受入れ国の経済開発および要求につき詳細に検討すること、および他の援助供与国といかにかゝる要求につき対応するかを議論することができる。

82. カナダは、すべてこれら援助政策およびプログラムの種々の局面を調整するための努力は、非常に有益であり、援助の効果的な割当ておよび利用過程で必須条件となると考える。

## カナダ国際開発局

### オタワ4

協力国およびカナダ在外公館用

### 手引き - 技術援助申請用

申請は送付書簡とともに付表を含め4通英文またはフランス語で提出されるべきである。

この手引きは種々の技術援助要請を審査するための包括的かつ詳細な情報を得ることを目的としている。対外援助庁は多くのプロジェクト型態を評価する必要があるので標準的な手引きをすべてのプロジェクトに完全に適用することはできない。この手引きは出来るだけ多くの情報を、もし要請されれば対外援助庁が行なう現地調査の前に容易に文書で対外援助庁に提供することを意図している。若干の質問は特定の申請には適用されず、一方特定の事情の下ではさらに追加的な質問が必要となる。この手引は予定されたプロジェクトに関する対外援助庁の調査の全般的な範囲と程度を示すものである。

ともかく対外援助庁の要求に疑問がある場合申請者はその明確化要求に躊躇すべきでない。申請者は若干の質問でどの程度の詳細な回答を求められているか不明の場合がある。この場合通常可能な限り詳細に質問に回答すれば時間的節約となろう。対外援助庁は回答そのものとその回答のうらにある諸理由に多大の関心をもっており、従ってその回答の基礎となっている仮説または推定につき説明することは重要なことである。

援助申請は“プロジェクト”ベース、すなわち協力政府とカナダとが一定期間後明白な目標、対象および成果を達成するために参加する計画された技術協力活動に基き行なわれるべきである。従って申請は達成されるべく期待されている目標、対象および成果に重点をおかなければならない。

対外援助庁は通常このプロジェクトの実施に関する業務計画を準備されるがこの書類は協力政府とカナダとの間のプロジェクト協定またはプロジェクト協定の基礎となるものからなっている。業務計画の諸条件は可能な限りこの手引きで要求している情報に関連づけられることとなろう。

### I 摘要

1. 提出時期
2. ……政府により
3. 所在をふくめプロジェクトの概略
4. 協力国がプロジェクトに配賦する予定の予算
5. 時期 (a) プロジェクト(期間)  
(b) 職員  
(c) プロジェクト開始希望時期
6. どの政府部局がプロジェクトの全般的な責任をもつか。
7. プロジェクトの実際の実施に責任をもつ特定の省庁名。前記政府と特定省およびその他関係省との関係を示せ。
8. この申請に関するすべての通信が提出される職員の氏名、地位、郵便、電信、住所。
9. この申請は計画省または類似機関の承認を得ているか。
10. プロジェクトは大蔵省の認可を受けているか。

## II プロジェクトの性格

1. プロジェクトの簡単な経緯とプロジェクト自体の詳細な説明およびこのプロジェクトと国家または省の開発計画または目標との関係を示す。
2. 現時点において全般的分野—経済部門または工業の現状はどうか、当該国の全般的な開発に関連するこの分野をどのように拡大し助長していくか。
3. 国の開発にとって期待されている予定プロジェクトの特定の貢献はなにか、その期待されている特定の目標、対象または成果はなにか。
4. 政府省庁または公館、専門家またはコンサルタントがフィジビリティ、予備、資金またはその他の調査または研究を行なったか。もし行なっているとするれば、かゝる調査結果、報告書または覚書は入手可能か、提出可能なそのような資料の写を添付すること。
5. もし他の海外援助源（国連開発機関、2国間プログラム、その他）に対して当該プロジェクトに関する援助申請を前に行なっている場合次のことを示せ。
  - (a) 何処に申請を行なったか、その日付
  - (b) 交渉の結果または現在の交渉状況
6. このプロジェクトに対してカナダ以外の外国から追加援助を予定している

か。

7. 同様な性質をもつどのような他のプロジェクトが実施されているか、あるとせばどの程度そのプロジェクトは他の協力国または開発機関から援助を受けているか。このプロジェクトは現在予定されているプロジェクトとどのような関連をもつか。

#### Ⅲ カナダが行なう予定のプロジェクト援助

##### 1. 要員－専門家

- (a) 職業別所要専門家数
- (b) 各専門家の必要月数
- (c) 専門家の正確な職務概要 (job description)
- (d) 各専門家が負うべき責任の内容
- (e) 各チーム、教師または専門家に対して責任をもつ人の地位および氏名

2. プロジェクトに関係する要員訓練のためカナダによって提供される奨学資金または研修資金

3. プロジェクト実施のためカナダから供与さるべき機材の種類と量を示せ。何時かゝる機材がプロジェクトに必要なか、十分な説明と期日を示せ。

4. 所要資本援助の規模を示せ。かゝる資本援助が多額にのぼる場合特別資本援助フォームを使用すべきである。

#### Ⅳ 援助受入れ国によるカウンターパートの協力

- 1. カナダ人専門家につけられるカウンターパートの故と資格を示せ。
- 2. その他プロジェクト協力要員の故と質を示せ。
- 3. 専門家が利用できる事務所、速記、電話等の諸便益を記述せよ。
- 4. 使用される主要機材を記述せよ。
- 5. 自動車が必要であるかどうか、提供されるかどうかのべよ。
- 6. 専門技術的施設、工場、建物についてのべよ。
- 7. 大蔵省が規定した所要資金とプロジェクトに配賦された各年予算につきのべよ。
- 8. 特定の法的、行政的規定を示せ。
- 9. カナダ人専門家に与えられる予定の宿泊施設およびその他娯楽につきのべよ。



10. あるとすればどのような輸入特権を専門家は享受できるか。

V 一般

1. 最終報告書を必要とするか、その作成に政府はどのような便益を提供するか。
2. このプロジェクトに関連して行なわれたフィジビリティ調査に関する関連情報を示せ、出来ればかゝる調査およびその他関連資料は年次報告書、他専門家の報告書等とともに本報告書に添付すべきである。
3. プロジェクトにおける訓練可能性如何
4. もしプロジェクトが頓調であった場合、カナダ人専門家に代りうべき人が訓練を受け、カナダ人職員がプロジェクト完成後引き揚げたのちプロジェクトを引継ぐことができるか。そのような場合の資金手当はどうか。
5. カナダからの協力がその目標を達成し、局面から手を引いた後の本のプロジェクトを継続させるための政府計画を示せ。
6. このプロジェクトが成功裡に完成した場合どのような新しいプロジェクトを将来のカナダ援助プログラムにのせるべく検討するため提案できるか。
7. 申請は次のごとく政府承認をとるべきである。

援助要請国政府当局

署名

技術援助を調整する責任をもつ政府計画当局または機関による承認または賛同

署名

官職名

官庁名

協力国および在外公館用

手引き—資本プロジェクト申請用

申請は送付書簡とともに付表をふくめ 4 通英文またはフランス語で提出されるべきである。

この手引きは種々の資本プロジェクトを審査するため包括的な統計およびその他の情報を得ることを目的としている。対外援助庁は多くのプロジェクトの種類を評価する必要があるので標準的な手引きをすべてのプロジェクトに完全に適用することはできない。この手引きは可能な限り多くの情報を、もし要請されれば対外援助庁が行なう現地調査の前に容易に文書で対外援助庁に提供することを意図している。若干の質問は特定の申請には適用されず、一方特定の事情の下ではさらに追加的な質問が必要となる。この手引きは予定されたプロジェクトに関する対外援助庁の全般的な調査の範囲を示すものである。

ともかく対外援助庁の要求に疑問のある場合は申請者はその明確化要求に躊躇すべきでない。申請者は若干の質問でどの程度詳細な回答を求められているのか不明の場合がある。かゝる場合には通常可能な限り詳細に質問に回答すれば時間的節約となる。対外援助庁は回答そのものとその回答のうらにある諸理由に多大の関心を持っており、従ってその回答の基礎となっている仮説または推定につき説明することは重要なことである。

援助申請は“プロジェクト”ベース、すなわち協力政府とカナダとが一定期間後明白な目標、対象および成果を達成するために参加する計画された資本協力活動に基き行なわれるべきである。従って申請は達成されるべく期待されている目標、対象および成果に重点をおかなければならない。

I 摘要

1. 提出時期
2. ……政府により
3. プロジェクトの概要
4. 所要資本援助の種類と概要

プロジェクトの所要経費総額 \_\_\_\_\_  
外貨分 \_\_\_\_\_  
援助要請額 \_\_\_\_\_  
プロジェクト完成予定期間 \_\_\_\_\_

5. プロジェクト名および引用番号
6. どの政府部局がプロジェクトの全般的な責任をもつか。
7. プロジェクトの実際の実施に責任をもつ特定の省名。前記政府部局と特定省およびその他関係者との関係を示せ。
8. この申請に関する全通信が提出される職員の氏名、地位、郵便、電信住所
9. この要請は計画省または類似機関の承認を受けているか。
10. プロジェクトは大蔵省の許可を受けているか。

#### II プロジェクトの背景

1. これまで行なわれた物質的ないし技術的作業の経緯の概要
2. 何時、何処で如何にしてプロジェクトがはじまるか。
3. 政府省庁または公館、専門家またはコンサルタントがフィジビリティ、予備、資金またはその他の調査または研究を行なったか、もし行なったとすれば、それら調査結果、報告書または覚書は入手可能か、提出可能なそのような資料の写を添付すること。
4. もし他の海外援助源（国連開発機関、2 国間プログラム、その他）に対して当該プロジェクトに関する援助申請を前に行なっている場合次のことを示せ。
  - (a) 何処に申請を行なったか、その日付
  - (b) 交渉の結果または現在の交渉状況
5. このプロジェクトに対してカナダ以外の外国から追加援助を予定しているか。
6. 全般的な分野、たとえば経済部門または工業の現状はどうか、およびこの分野の開発にとって予定されているプロジェクトの特定の貢献度はどうか。
7. もし国家開発計画または地域開発計画が存在しているならば、このプロジェクトはどのようにこれら計画と適合し、どのような優先度が与えられているか。
8. どのような同様な性質をもつ他のプロジェクトが実施されているか、ある

とすればどの程度そのプロジェクトは他の協力国または開発機関から援助を受けているか。このプロジェクトとどのような関連をもつか。

目 プロジェクト

1. 詳細な地図を含めプロジェクトの所在地
2. プロジェクトの詳細な記述を示せ。
3. プロジェクトの地位をのべよ。
4. 詳細な経費内訳

項 目	支 出 済 額 (適用できれば)			計 画 額			総 計
	現 地 経 費	外 貨 分	計	現 地 経 費	外 貨 分	計	
予 備 調 査							
土 地							
道 路							
電 力							
建 物							
資 材							
労 働 力							
建 設 資 材							
設 備 ・ 機 械							
部 分 品							
鉄 道 車 輛							
船 賃 ・ 保 険 料							
工 事 設 計							
監 督							
遇 発 事 件 経 費							
そ の 他							
そ の 他							

追加；完了に伴う所要運転資本

所要プロジェクト総資金総額

5. 各段階の年別予定作業計画およびそれに対応する現地および外貨経費の支払計画

6. 開始予定時期 \_\_\_\_\_

完成予定時期 \_\_\_\_\_

7. プロジェクトの完成に伴ない実施予定機関の機構図を示せ、プロジェクトが完成するまでに必要な作業、技術および管理委員の訓練確保計画をのべよ、かかる要員を何処で、どの程度訓練するのか、またはカナダによって供与されるのか示せ。

8. このプロジェクトにおいて特に問題となる分野の性格はどこで何にか。

次の質問はプロジェクトの産出高または成果が金銭的に測定できるかまたは適用されている場合適用される(工場、電力開発、農業等のごときもの)

9. 供与された役務価値をふくめ総年間推定生産価値純額はいくらか、2年、3年、4年および5年間の推定額および基礎資料を示せ。

10. 生産の推定現金経費総額はどれほどか(利子、負債元金支払、減価償却およびその他現金でないすべての償却額または支出額をのぞく)、労賃、資材費、雑費等の計画表を提供せよ。

11. 資産の現実的な償却予定表はどうか。

次の質問はプロジェクトの産出高または成果が直接金銭で測定できない場合に適用される(学校、保健プロジェクト、それに多分、橋、ハイウェイ等のごときもの)

12. プロジェクトから得られるべき利益の性格およびその程度または規模はどれほどか、次の4年間の予期された成果につき現実的かつ詳細な予想を提供せよ。

13. 上記の予想利益を得るためのプロジェクトの所要年次運用および維持経費はいくらか、詳細な予算を示せ。

#### IV 国家的な意義

1. あるとすればプロジェクトによって生じた推定輸出量の価値総額はいくらか。

2. あるとすればプロジェクトの生産によって代替された推定輸入量の価値総額はいくらか。

3. あるとすればプロジェクトにより年々輸入されるべき原料、部分品等の推定価値総額はいくらか。

V 一般

1. もしプロジェクトが順調であった場合カナダ人専門家に代りうべき人が訓練を受けカナダ人職員がプロジェクト完成後引き揚げたのちプロジェクトを引継ぐことができるか、そのような場合の資金手当はどうか。

2. このプロジェクトが成功裡に完成した場合どのような新しいプロジェクトを将来のカナダ援助プログラムに基き検討することを提案できるか。

3. 申請は次のごとく政府承認をとるべきである。

援助要請国政府当局

署 名 \_\_\_\_\_

資本援助を調整する責任をもつ政府計画当局または機関による承認または賛同。

署 名 \_\_\_\_\_

官 名 \_\_\_\_\_

省 名 \_\_\_\_\_

## セ・イ・ロ・ン

1 開発のため外国に援助を行うという考え方は戦後の現象である。戦前と  
りわけ19世紀および20世紀初頭の2～30年間における実質的な投資は植  
民地政府の手により行われたが、主として民間資本でありその殆んどは輸出部  
門に向けられていた。しかしながら第2次世界大戦後は民間借款から政府によ  
る贈与に変化してきたし、またそうなるべきであると主張されてきた。先進市  
場経済(Market Economy)諸国からの政府ローンや贈与が開発途上国に対す  
る援助中に占める割合は全体の資金の流れの約 $\frac{2}{3}$ を占めている。

2 ここ20年間位の間に資金の流れの形式および内容の変化、あるいはま  
た外国援助概念の進展等があったため援助国・被援助国とも援助行政のための  
機構を設立するの必要が生じてきた。また援助国・被援助国とも贈与の新しい実  
施方法とか将来の援助を有効に利用するための方法等についても検討する必要  
がある。援助を効果的に実施するため種々の試みが行われてきたが、まだま  
だ修正を要する欠陥や短所が数多くある。今年の会議における特別議題は援助  
国、被援助国双方が援助手続や原則等を評価したり、また援助行政機構の改善  
をしたりするのに良い機会を提供するものである。

3 セイロンに対する外国援助は1948年の独立直後に開始された。それ  
以来援助行政の担当機関は数多く代ってきた。最初は大蔵省が管轄していた。  
ついで国防外務省に移り、更に大蔵省財務局に移った。1965年には新しく  
設立された経済企畫省(Ministry of Planning and Economic Affairs)  
に移された。

4 これらの変更は外国援助機能の位置づけが代わり得るものであることを  
示している。

外国援助行政は必然的に常時外国のミッションや機関との接触を必要とする  
ので、しばしば外務省がこの役目を果たしてきた。また一方大蔵省も予算に関  
する限り、外国援助が国内財源の補完となるので、その適切な割当について考  
慮しなければならぬ。近年開発計畫が強調され外国援助担当を計畫機関に行  
わせる傾向もある。経済企畫省に外国援助局を設ける根本的理由は、これらの  
要素を考慮に入れているが、勿論その他の要因にも基づいている。

5 経済企畫省は1965年に設立され、3つの局より構成されている。すなわち計畫局、計畫実施局、外国援助局であり、その主要機能は次のとおりである。

- a 経済政策、措置の立案と評価
- b 地域経済計畫の作成と実施
- c 官民双方の経済計畫についての指導監督
- d 政府の各省庁間の政策および計畫の調整
- e 経済活動に参与している諸団体、企業等の効果測定
- f 統計その他各種データの収集分析
- g 計畫実施の評価、外国援助と技術協力、その他開発達成のため広く民間の協力を求めるための宣伝その他諸活動

6 同時にまた首相を委員長とする内閣企畫委員会 (Cabinet Planning Committee) も設立された。委員には開発に関係している各省の大臣がなることになっている、経済企畫省がこの委員会の事務運営を担当している。

7 また外国為替予算委員会 (Foreign Exchange Budget Committee) も設立された。委員長は経済企畫省の事務次官 (Permanent Secretary) で、メンバーは財務局長 (Secretary)、産業貿易省事務次官 (Permanent Secretary)、中央銀行副総裁 (Senior Deputy Governor) である。工業漁業省および国務省の事務次官もメンバーに加えられたし、また経済企畫省外国資源局長および工業漁業省開発局長もこの委員会に出席することになっている。

8 外国為替予算委員会の主要機能は内閣の承認を得るための年間外国為替予算案を作成することである。年度途中における外国為替予算割当の変更のうち主要なものは全てこの委員会で検討される。

9 経済企畫省は当初計畫の各方面に関係していた。これらの計畫は経済活動再建のため努力を集中したものであった。

数年にわたる外国為替の不足は国内に深刻な供給不足をもたらした。従って注意を要する点は、外国為替の規則正しい予算化、外国援助交渉および通貨安定、国庫収入の安定化等であった。しかしそれよりさらに注意することは早急なる長期開発計畫の作成であった。

10 開発計畫やプロジェクトを早急に開始する必要性があることを考えて、



計画機関は経済的危機に類した部分から逐次現実的計画を作成することに重点をおいた。全体の生産や長期間にわたり計画機関の努力と資金を吸い込んでしまふマクロ経済は現状では緊急の課題ではなかった。

11 他の省でもこの計画活動に没頭しており、代表者は設立されたいいくつかの部分委員会で作業をしていた。これらの委員会は各省に計画の推移を周知せしめるだけでなく各大臣間の調整を行うための役割をも果たしていた。

12 計画機関はUNDP/Special Fund プロジェクトの実施により強化された。このプロジェクトにより18人の専門家チームと数人の短期コンサルタントが提供されている。UNDP/Special Fund によるものとしては多分この種の最初のものであるこの経済計画とプログラミング・プロジェクトが、セイロンで必要としている特殊技術とを提供することになり、また外国の専門家より得た知識経験をセイロンの状況にマッチさせることにもなり、さらには計画活動に不可欠な知識技術をも提供している。プロジェクトは経済企画省のもとで実施されているが、農業、工業、土地の各省や地方自治体の中で活躍しているアドバイザーもいる。

13 経済企画省での外国為替予算の設定、計画活動、援助行政等により開発計画の決定的要素の調整が可能となった。経済全体に関する外国為替資金管理はより効果的になり、部分的計画では優先順位、経済成長に適した選択を可能な限り反映させている。また一本化された機関は援助資金のより一層効果的な使用に貢献している。

14 この最後の面すなわち援助行政の重要性は近年とみに増大してきた。

15 この20年間セイロンは輸入の伸びより輸出所得の伸びが小さかったため大きな貿易ギャップを経験してきた。この現象は何もセイロンに限ったものではなく、他の開発途上諸国も同様に経験していることである。1948年の独立から1964年までの間、セイロンの輸入量の増加率はこの間の人口増加率より少く、また経済開発の需要をもかなり下回っている。

16 しばらくの間輸入能力が減退したが、これは一部分資本を導入することによって緩和された。しかしながら1960年以降は外資準備の不足により必然的に広範囲の商品にわたって税負担を課すこととなった。この結果生産能力をフルに発揮できず供給不足を招く結果になった。

17 世銀がセイロン援助計画を開始した最初の1965年に得た結果は以上のようのものであった。この援助以前にセイロンの受けた援助は他の開発途上国にくらべて比較的少ないものであった。

18 1966年以来セイロンはかなりの量の援助を受けてきた。その大部分は商品援助またはプログラム援助であった。1965年当時の状況は使用可能な力を結集して全般的な供給状態を改善するために、このような形式の援助を必要としたのであった。

19 開発のためのプロジェクト援助に対し、その時々が必要や消費のための商品援助やプログラム援助というものがしばしば考えられるが、全ての援助は商品援助であろうとプロジェクト援助であろうと輸入のため使用される外資の一部に他ならない。援助が効果的に使用されるか否かは、援助によって得られる特定の事項ではなくて全体としての輸入計画に固有の堅実さと優先順位にかかっている。援助が主要商品の購入やプロジェクトに使用されたとしても、為替資金が消費財輸入増加のため使われれば経済開発には寄与しないであろう。一方援助が消費財輸入に使用されても、主要商品についての輸入に使われれば資金開発の助けとなるであろう。これは特別な目的のために税負担が免除されてきた政府資金の分野で認められた原則である。商品プログラム援助はプロジェクト援助よりはるかに早く支出が可能であるから、開発途上国にとっては、もしこれが開発に密接に結びついた輸入計画につながっていれば弾力性ある援助の手段である。勿論援助国としては援助計画をプログラム援助よりはプロジェクト援助に適合させていかなければならない。援助の大部分は商品援助やプログラム援助であるが、これは援助国がセイロンの特殊な要求に応じて援助計画を好意的に実施しているものである。

20 非プロジェクト援助の増加は何もセイロンに限ったものではない。最近の2国間援助は非プロジェクトベースが主たるものである。

1967年度では2国間援助全体のうち47%が非プロジェクトでわずか4%がプロジェクトである。プログラム援助の増加は今年の第1四半期にニューデリーで行われた第2回UNCTAD会議で歓迎された。

21 非プロジェクト援助の実質的なものはこれまで食糧援助であった。非資本援助全体の中での食糧援助の減少割合は国際穀物協定(International

Grains Arrangement) の食糧援助会議の開催によっても知ることができる。

22 援助実施に影響を与える種々の面が商品援助、プログラム援助にはある。援助の大部分は援助国の供給源に結びついている。ひもつき援助 (Tied-aid) は最も安いところからの購入を妨げるので被援助国にとって不利であるといわれてきた。しかし援助の結びつきは商品援助・プログラム援助についてのみの特別な面ではない。なぜならこれはプロジェクト援助にも等しく適用できるからである。

23 とにかく当分の間は国際収支問題が援助結びつきの範囲を減少するための主要な障害であるから、努力目標としては援助による商品撰択をより弾力性のあるものにすることや、またより良い調達方法を採用することである。援助国との援助取り決めで商品リストの制限をより少なくすることが弾力性を生むための現実的な手段である。援助国のあるものは価格を含まないリストに同意し、またリストの範囲を充分広くして所要の弾力性をもたせることにも同意した。援助国のこのような承認は援助の効果的な使用を可能とするであろう。

24 考えなければならぬ他の面としては、援助国による援助資金の契約承認手続がある。複雑かつ煩わしい承認手続のために迅速な商品援助が駄目になった例もいくつかある。このため割当から商品到着までにかなり期間を要することとなり、その結果供給状況が悪化することとなる。援助国は被援助国が本当に何を望んでいるかについて知りたいわけであるが、援助効果は複雑な（時にはそうでないこともあるが）輸出入業者の間に介在する手続のためある程度減殺されることがある。支払が直ちに行われるのであれば、この問題解決のための一方法としては援助で認められる商品の範囲を広くすることである。

25 援助条件も重要な一面をもっている。さいわいセイロンの受けた援助条件は改善されてきた。しかし開発途上国に対する援助の大部分は例えば開発援助委員会 (Development Assistance Committee, DAC) の平均条件 (25年償還, 7年据置, 金利3%) にも達していない。条件改善の必要性はあらゆる形で強調されてきた。それというのも実質的に援助を受けている国は対外債務の増加に苦しんでおり、その中でも早期償還と高金利に苦しんでいるからである。実際には輸出信用やサプライヤーズ・クレジット (Suppliers Credits) の方法如何によっては状況は悪化しがちな場合も多い。開発途上国

に対する信用条件が被援助国の返済能力内で実施されなければならないという原則は常に考慮されねばならない事項である。

26 条件・手続等についてはプロジェクト援助に関する限り、プログラム援助の場合と同様重要なことである。

27 プロジェクト選択の過程はプロジェクト援助の第一段階である。この過程のためしばしばプロジェクトの実施がかなり遅れることがある。援助国は技術的・経済的に可能性のあるプロジェクト援助を実施したいことは明らかであるが、しかし必ずしも必要とは思われないような投資前調査や効果測定を実施しがちである。時にはいくつもの調査団がプロジェクト調査のため被援助国に赴き、また時には後からくる調査団が前の調査団と同じようなことを実施している。この傾向は二国間援助のみならず多国間援助の場合でもみられる。多分この理由としては被援助国の不十分なプロジェクト作成にあるかも知れないが、援助国が最初に所要のデータを示してくれさえすれば何回も調査を行うということは不必要になるであろう。投資前に所要の処置を速やかに行うことの重要性は、他に関連プロジェクトがあったり、プロジェクト実施遅延の結果資金の損失を招くことや、また特定のプロジェクト実施にあたって密接な関係があることなどによっても理解できよう。

28 プロジェクト援助条件も同様に重要なものである。プロジェクトが商業ベースにのる前に現金払いや、支払開始を強要するのは被援助国に余分の負担をかけることとなる。短期の返済期間と高金利は決して事態を良くするものではない。

29 また経済企画省と同様の機能を持つような外国援助機関でプロジェクトの実施をコントロールすることはプロジェクト援助行政をかなり容易にする。この二つの機能の連繫がプロジェクト援助の効果的利用に多大の力を発揮することが解った。どのようなプロジェクトでも内貨を必要とするので、経済企画省との密接な協議により財務局が国家予算の作成を行い必要な資金を確保することになる。経済企画省がその事務局となっている国家作戦室(National Operations Room)はプロジェクトの実施をフォローアップする中心であり、またプロジェクト実施あたって解決すべき問題を検討するための中心でもある。開発関係の各省や機関と密接な連絡をとることにより、このような問題を迅速

に解決することが可能となる。それゆえ経済企画省の機構整備がプロジェクト援助行政を少なからず促進してきた。

30 貿易赤字および債務増加の結果、外貨獲得が減少する状況下で、開発途上国の開発に適するような外国為替の増加を望む声が強い。このための外国援助増加は開発途上国が必要とし、また支持できるような形式と条件にすることである。目前の援助を更に効果的に使用することも同様に重要である。そのためには援助国と被援助国相互の絶えざる対話が必要であり、その結果援助国は援助の必要性を認識し、被援助国は被援助国としての義務を認識することができる。援助行政担当専門の機関を援助国や被援助国に設立すればこのような対話をすることも可能となるであろうし、また援助行政をより効果的にするような方法の導入や、より良い援助目的達成のための方法を導入することも可能となるであろう。イギリスの海外開発省やカナダのCIDA (Canadian International Development Agency)、アメリカのAID (Agency for International Development) などがこのような機関の例である。

31 開発途上国にとって1年以上の期間にわたる計画やプログラムを作成する必要がますます増大しつつある。たとえばカナダのように将来にわたって援助公約をしてくれるとこのような方法をさらに助長することとなる。このように将来にわたって援助公約をしてもらいと、開発途上国が開発を実施する際に複雑な援助を効果的かつ役に立つように総合的な観点から種々の援助形式をとり入れることが可能となる。

32 近年多国間援助活動が顕著に増大してきた。援助の数的量的増大、またその活動分野の面でも増加しつつある。増大しつつある重要な多国間援助はこれら多国間援助機関相互あるいは二国間援助機関との間に密接な調整を必要とする。

33 最近コンソーシアムや協議グループの発展により二国間援助と多国間援助の結びつきが大変重要になってきた。世銀がセイロンで採用した方法は、他の国においても同様であると考えられるが、大変有利な開発可能性をもった興味深いものである。

34 多国間援助機関の量的増加と、その活動範囲の拡大によりこれらの機関相互での協議が必要となってきた。それは重複、混乱を避けるためであり、ま

た使用可能な資金を最も効果的に利用するためでもある。

35 技術援助は他の援助形式と似かよった面をもっているが、同時に技術援助独特の一面をも持っているといえることができよう。共通の面は開発途上国に技術援助を行う際にこれらの国の要求を考慮に入れなければならないことであり、また同時に技術援助の長期プログラムによって得られる利点をも考慮する必要があるということである。援助国より専門家を派遣してノーハウを教えたり、被援助国より研修員を受け入れて訓練することはまた別の問題を持っている。

36 技術援助の目標は被援助国が生活水準を向上させるために必要な技術上のノーハウや経営上のノーハウを与え、それにより開発途上国の人的資源を増加させることにある。

一般的にこのような技術援助や技術援助分担が資本や商品援助にくらべてはるかに多く増加されなければならないと強調されている。

37 しかしながら技術援助が援助の最も容易な形式かという点とそうではない。技術援助の優先順位決定は容易な作業ではないし、他の援助形式よりその表面的な部分にのみとらわれて取り扱われる傾向がある。

38 たとえ技術援助の優先順位が適当な方法で決定されたとしても、所要の知識を有しかつ社会環境や研究環境の全く異なる外国での仕事に自らを喜んで適応させてくれるような専門家やアドバイザーを選考することは容易なことではない。最適の専門家を選考する責任が援助国にあるのは当然であるが、被援助国側の必要性についても十分に明確にされていない場合もあるので、被援助国側にもその責任があるのはもとより当然である。さらに被援助国側で責任を持つこととしては所要の便宜を供与したり、カウンターパートをつけて専門家を充分援助することである。そうすれば専門家の在任中に十分な結果が得られることは確実である。

39 被援助国の義務を強調することも必要だが、他方等しく強調しなければならないことは専門家が十分に資格要件を備えた人物でありかつ適切な時期に配置されなければならないということである。専門家選考にあたって被援助国が密接な協議をうけたり、2～3名の候補を挙げてもらってその中から選ぶことができたりすれば更に有益であろう。また同様に専門家の経歴をさらに詳し

く知らせてもらえば有益である。

40 開発途上国でより必要とされる分野を明確にすればリクルートを容易ならしめることができようし、そうすれば派遣先で必要とされる知識と全く同じかもしくは類似の知識を有する専門家が得られるであろう。英連邦事務局 (Commonwealth Secretariat) の第3国資金計画はこれらのことを大規模に実施することを可能にした。

41 域内専門家派遣については充分検討する必要性がある。E C A F E や他の地域機関でしばしば域内専門家派遣計画が実施されてきた。このような計画には問題点もあるが、専門家を採山ブールすることになるので開発途上国にとっては選択の可能性が多くなる。

42 研修員の選考および研修計画も複雑な問題を持っている。研修員の選考および研修計画の範囲と内容は最適の方法によって決定される必要がある。

43 セイロンにおける研修員選考の方法はオファーのあったものやこれから要請しようとする研修分野によって違っている。特定の省に関係するコースについての研修員選考は、その省が国家開発に基づいて実施することになっており、一般的なオファーに対する研修員は文部省の委員会で決定される。しかし開発行政分野の研修員は行政研究局長 (Director of Administrative Studies) と財務局、経済企画省の代表者によって決定される。

44 定期的に行われる研修コースのオファーは開発途上国の緊急の要求には必ずしもマッチしない。このためコースによっては全然利用できない場合がある。開発途上国にはそれぞれ異なった要求があるので、内容の異なる研修を受ける機会に恵まれて初めてこの要求に合致することになるのである。

45 国家的見地からすれば、援助国で研修員が得た知識の価値は本来研修員が帰国後その知識をいかに利用するかにかかっている。

このことが被援助国としてのセイロンに影響してくることがらである。研修後のフォローアップ研修を行うことによって、最も効果的な利益を得るよう努力しているが、いまだなすべきことは多く、援助行政のこのような一面も帰国研修員をより有効に活用する現実的な試みを取り入れるため慎重に検討する必要がある。

46 数度のコロンボ・プラン協議委員会で域内研修の成り行きがかんばしく

ないことが指摘された。1967年と1969年に行われた地域討議でこの原因が追求されたが、このうちのあるものは極めて根深いものでいまだ変化は現れていない。しかし域内諸国がこの計畧をより効果的にするためにとりうる方法が考えられるし、域内研修自体をさらに魅力的なものにして行く必要があり、域内諸国に好評を博するようものにしていくべきである。

47 第3国研修を行うことにより大規模な研修需要を満足させるという点については少くとも部分的には解決できよう。援助国の資金には限度があるので、安価に行なえる域内研修によって限られた資金をより有効に使用することが可能となる。また研修員がすでに良く知っている環境で研修が実施できるという利点もある。

48 近年民間機関からの援助が着実に増大してきている。このような援助は主として開発途上国の民間機関に供与されているため、政府援助にくらべてその把握がかなり困難である。しかしこのような援助の量的増大に伴い、被援助国側でこれをさらに効果的に利用する方法を考えることが義務となってくる。

この問題を取り扱う一方法として国家調整委員会(National Co-ordinating Committee)が設立された。この結果所要のものについては民間援助機関に連絡できるし、援助の使用目的や最も効果的な利用を保証することができる。

49 ほとんどの開発途上国では政府間援助を重要視するため民間海外投資を従属的な地位におしやっているが、民間海外投資は政府間援助を補完するものであるということを認識する必要がある。セイロンではこのような投資を促進する方法として投資を歓迎する分野および可能な許可条件を明らかにした白書を刊行している。セイロンでのプロジェクトにオファーする民間海外投資の査定機関として特別委員会が設立され、これまでに数多くのプロジェクトが承認された。

50 しかしながらやはり継続的に開発途上国に対して行なわれる援助の主体は政府間援助であろう。従って必要なことは援助国・被援助国とも援助から生ずる色々の問題点を認識して、開発努力を効果的に行えるような方法を採用することである。コロンボ・プランは開発のため実質的な役割を演じており、協議委員会での特別議題では援助をさらに能率的効果的に行うような結果が得ら



れることを希望するものである。

## インド

### A 援助国の行政機構

1 インドが行なっている援助の対象国としてはコロンボ・プラン加盟国、対アフリカ英連邦国特別援助計画 (Special Commonwealth African Assistance Plan, SCAAP) によるアフリカの英連邦諸国およびインドの技術経済協力計画により数ヶ国に援助を行っている。開発途上国ではあるが、インドは国際社会に対する責任と他の開発途上国に対する責任を充分認識している。かくして発展段階と状況に応じて援助国としての役割が定められたわけである。このよりの観点からインドは主として技術援助を実施しており、また過去20年間に最も発展した教育文化の面でスカラシップを提供している。資本援助はわずかにブータンとネパールに対して実施されているだけである。

2 援助計画の規模が比較的小さいために、これまで援助行政を専門に取り扱う機関が設立されていないし、また援助の目標というものも定められていない。通常の二国間援助手続だけを通じてアジアやアフリカの開発途上国が強調している要求に応えようとする試みがなされている。従ってネパールを除いては被援助国内に援助計画実施のための特別なミッションを設けていない。

3 教育青年省 (Ministry of Education and Youth Services) は教育文化計画を担当し、大蔵省はコロンボ・プランと対アフリカ英連邦国特別援助計画 (SCAAP) に関係しており、外務省ではこの2省で扱っているもの以外の資本および技術援助計画の調整にあっている。

4 技術援助計画では資金を国別、分野別、プロジェクト別等に割当をしないので、資金運用にあたっては極めて弾力的に実施することができる。援助は二国間ベースに基づいて要求のあったものに対して供与されることになる。

5 研修員受入による援助では航空賃・滞在費・授業料・医療費等をカバーしている。

同様に専門家派遣の費用は被援助国が負担することとなっている生活雑費を除いては全てインド側で負担している。さらにUNDP (国際連合開発計画) や国連の専門機関等の多国間援助機関に対しても相当の寄与をしている。UN

D P に対するインドの寄与は開発途上国の中では最大である。

#### B 援助活動管理のための行政機構

6 20年間近くインドは組織的な計画により開発への政策を模索してきた。1951年から1966年までの間に「5ヶ年計画」を3回実施し、その後の3年間は中間的に年次計画を行い、さらに1969年4月より第4回目の「5ヶ年計画」が実施されている。「5ヶ年計画」ではそれぞれの開発目標を設定して、農業、工業、電力、運輸、通信、厚生、教育、社会福祉等の経済のそれぞれの分野でこの目標を達成するためのプログラムやプロジェクトについて明らかにしている。またこの計画ではプログラム実施に必要な経費を内貨、外貨の両方について概算してあり、さらに所要の資本を動員する方法についても示している。外国資本動員計画は商品やサービスの輸出による所得や；経済開発を支えるための商品やサービスの輸入、あるいは債務支払、民間外国資本の本国送還等を考慮しなければならない。5ヶ年間にどの程度の外国資本が供給されなければならないかということは収支の差によって示される。必要とする援助については民間外国資本の流入を考慮した後受け入れることになる。

7 この全体計画の枠内で毎年その年の所要援助量が決定される。これはすでに実施されているかあるいは間もなく実施されるような種々のプロジェクトに必要な輸入、経済、サービスの輸入、配当送金、利子の支払を維持したり資本の支払等を考慮に入れており、その年の外国資本すなわち輸出所得、貿易外所得あるいは繰り越し援助等によって相殺することも考えられる。必要な援助量はこの差引きの結果によってわかるわけである。

8 計画委員会(Planning Commission)の任務は主として5ヶ年間の援助量を算出することである。しかし年次計画については大蔵省経済局の方がより責任を持っている。また援助政策、援助条件、援助の形式等は主として経済局で決定される。

9 援助交渉や援助行政に関する事項は経済局の専管事項である。インド政府では外国資金に関しては州政府ではなく中央政府が一切の権限を持つことになっており、また外国為替に関しては援助であるか否かを問わず全て大蔵省経済局で調整管理されている。大蔵省は国内資金に関して全て調整しているから開発資金に責任を持つ中央機関として存在することとなる。

10 大蔵省と計費委員会は緊密に協力している。大蔵省は資本動員計費に深く関与しており、また全てのプロジェクトやプログラムは国内あるいは外国資本動員計費の枠内にあることが必要である。計費外のプロジェクトには外国資本が使用できないので、疑わしい場合は計費委員会が最終的判定を下すことになる。従って援助計費に関する限り計費機関と行政機関の間には完全な意志疎通が行われる。

11 実施機関は中央官庁であっても州政府であっても大蔵省経済局の承認を取りつける必要がある。

従って各実施機関は年間援助計費の作成される経済局に対し年間の所要外国為替を申請する。一方関係実施機関は特定のプロジェクトやプログラムの援助について密接に協議を行う。援助の利用にあたって問題が生じた時はその性質によって2つの解決方法がとられる。

援助の利用が極めて遅延する場合は経済局が実施機関と交渉を行い、そうではなくて援助が時宜にかなったものかあるいは適切なものであったかどうかという問題であれば実施機関が経済局と交渉することになる。その他にも経済局と実施機関との間で緊密な連絡を必要とする問題も多い。

12 このようなシステムにより調整は全て中央で実施されるから、援助国や多国間援助機関との接触は自然と中央のレベルで行われることになる。インドでは世銀によるコンソーシアムの形式により数多くの援助国との間にかなりの調整と協議が行われた。世銀以外にこのコンソーシアムのメンバーとしてはオーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、イギリスそしてアメリカがある。コンソーシアム以外によってインドが援助を受けている国としてはオーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、東ヨーロッパ諸国中ソ連、ブルガリア、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランドそしてユーゴである。これらの国やUNDP等の機関との援助交渉に関しては、経済援助であろうと技術援助であろうと大蔵省経済局で調整が実施される。しかしながらUNICEF、UNESCO、WHO、FAO等の専門機関との関係はインド政府内でそれぞれ対応する官庁すなわち文部、厚生、食糧、農業等の各省の責任において行われる。これらのケースでは調整手続を実施することによって、計費に盛り込まれた経

経済開発のために援助が使用されることを明確にしたり、また動員可能な援助源が国内資本のみならず外国資本とも調整されうるようにできることである。

13 経済局は援助の利用について常に検討している。コンソーシアムによる年間援助交渉では次の援助要求を行う前に、援助の見通しのついたものの利用についてのアイデアを持っていることが必要である。これについては経済局の援助算定がかなりの機能を果たしている。同時に経済局は援助承認に反して許可された輸入免許、これらは民間の種々の部門や政府の実施機関あるいは是非とも免許が必要なところなどにだしているのであるが、これらについても定期的にチェックしている。プロジェクトやプログラム実施の決定を行う種々の組織において経済局より派遣された職員が援助の迅速な利用について努力している。また各省に配置された財政アドバイザーは実施機関と経済局との連絡を有効に行っている。

14 このシステムは長期の試練に耐え、経済開発の要求に合致することができた。これは予算制限を通じて財政、プログラム、義務等に関して議会のコントロールに備えるものである。これにより広範に異なった性質を持つ外国援助を効果的に管理できたし、また連邦制度下における中央政府と州政府の開発活動をより良く調整することができるようになった。

15 資本援助の場合と同様に技術援助の計画も2段階で実施された。5ヶ年計画が終了すると5ヶ年間の間に必要とされた技術援助が活動分野、専門家、研修員等の分野別に分類分けされた。さらに経済局は各省や各機関からその年の予想要求を受け、これをまた5ヶ年計画に組み入れることにより技術援助要求の年間の検討を行なう。

16 特定の提案を行ったり、それを評価したりするのを容易にするために、関係機関が5ヶ年計画と提案を相関づけられるよう規定が定められ、また条件や優先度を決定できるような規定が定められた。経済局と計画委員会で検討するため提案が提出され、その後技術的な検討が適当な省で行われる。

17 5ヶ年計画によって援助需要が決定されるので、これをもとにして資本援助や技術援助要求の作成が行われる。またこの援助需要は計画と関連があって、優先度についても保証されている。計画に含まれていないような予想不可能の緊急需要が生じた場合は、特別のものとして計画委員会と経済局でその必

要性や優先度についての検討を受けることとなる。適当と判断されれば、所要の調整をして正式に計画に組み入れられる。

18 研修員選考はそれぞれの援助オファーと関係を持つ機関が先ず最初に責任をもって実施する。その後技術関係各省の選考委員会での検討を含め数段階の承認手続を必要とする。最終的には経済局が議長となって計画委員や文部省の代表者を含む技術援助選考委員会でクリアーされて初めて決定される。全ての研修員に対しては一般的な基準をある程度設けている。例えば少なくとも5ヶ年間の実務経験が必要であるとか、年齢は概ね45才以下であること等である。派遣元の保証人は研修員が帰国後どのような職務につくのか明確にしなければならぬし、たまたま研修員が正規の公務員でない場合は帰国後3～5ヶ年間はプロジェクトの為に働くことを約束しなければならない。

19 域内研修や第3国研修に対するインドの考えは、これらは経費が少なくて済むことや、技術経験の類似性等から考えてみても極めて有益なものであると見ている。問題は適切な財政援助のみならず、特別のものとして処理されている現在のやり方をより組織化できるような機関ができるかどうかということである。この方式を採用すれば地域的視野に立った独特の研修施設を作ることが可能となるであろう。インドが経験したところによればUNDPやAIDによるこの種の施設はかなり利用されている。インドとしても勿論第3国研修施設としてインドの施設を使用したいと希望する援助計画に対しては可能な限りの協力を惜しまないつもりである。

20 インドは域内プロジェクトについても支持している。これにより資源や技術を最大限に利用可能ならしめることができるからである。この政策に従ってインドはメコン開発プロジェクトやアジアハイウェイプロジェクトあるいはアジア経済開発計画研修所(Asian Institute of Economic Development and Planning)等に対する支援をしてきた。将来とも域内プロジェクトのうち見込みのあるものについては支持していく予定である。

21 インドは域内域外の区別をなし、また先進国、開発途上国の別を問わず全てのコロンボ・プラン加盟国は他の加盟国に対し必要な研修施設を提供する義務があると信じている。全ての加盟国は多くの分野において他の国から実質的な利益を得ることができるのである。コロンボ・プランの援助の枠内で自由

に取りきめることができるから、特に技術援助の流れを逆にする必要など全くないわけである。

22 専門家派遣計画も研修員と同様の方法で5ヶ年計画に関係づけられることができる。承認の手続も同様で技術援助選考委員会が最終的に決定する。申請が承認される前に、専門家の受入先ではインド側のカウンターパートを少なくとも2人つけることを確約しなければならない。

23 受入先で準備するものとしては家具付の無料宿舎（またはそれにかわる現金支給）、助手、医療施設、国内公用旅費等である。

専門家は所得税を免除され、無関税にて家財道具や身の回り品を輸入できるし、保税在庫品より個人用として消費物品を購入することもできる。公務執行中の行為に対する強制取締りの免除、為替管理法および公課よりの免除等も与えられている。

24 インドの要求は規模も大きくかつ技術程度も一般的に高いので、域内の専門家を充分活用することは若干困難である。しかしこれは勿論利用可能なところに域内の専門家を使用するという原則に反対するものではない。

25 民間部門に対する援助は公共部門ないし政府部門に対する援助と全く同様に考えられてよい。インドの民間部門はこれまでにかなりの量の資本援助、技術援助を外国から受けてきている。5ヶ年計画はインドの民間部門の経済開発に特別の役割を果たしてきたし、民間部門に供与された資本援助や技術援助は5ヶ年計画に盛りこまれた役割と大いに関係を持っている。

#### 援助のレビュー

26 3つの異なった面からこれまでに受けた開発援助のレビューが行われた。援助計画や調整の中心機関としての経済局は援助計画を利用面、効果面、適切性、債務負担等の面から常にレビューしている。そうすることによって援助の内容を変えたり、最小の費用で最大の開発効果を達成するような援助条件に変えたりすることができよう。

27 計画委員会は5ヶ年計画における援助需要、援助割当、援助費、援助行政の面から、あるいは5ヶ年計画の進捗状況評価の面からもレビューを行っている。委員会の任務が開発計画の作成や進捗状況のレビュー等であるから必然的に資本動員の一部として海外からの資本動員状況についても検討すること

となる。

また計画の実施とも深く関係しているので援助行政より生じる種々の問題についても検討することになる。

28 最後に援助が経済開発に及ぼす影響についてのアドホック・レビューが実施されるが、これは次のような各委員会で行なわれる。すなわちこの目的のため特別に設立された海外援助利用に関するラオ委員会 (Rao Committee, 1964)、評価委員会 (Estimates Committee, 1967~1968) のようなものである。援助の可能性、援助条件より生じる問題その他手続、援助の効果等極めて細部にわたる問題についてこれらの委員会は検討を行なっている。インドは現行システム下で次のようなことを充分検討している。すなわち(a)援助需要 (b)援助の及ぼす影響、(c)援助コスト等である。

## インドネシア

### A 援助国の行政機構

#### 援助の企画、調整、計画のための政府機関

1 外国援助分野でインドネシアがこれまでとってきた政策は、援助はあくまでも自国の資源を補完するものであり、また経済開発を早く進めるためのものでなければならぬということであった。

2 インドネシアの現在の経済開発計画においては外国援助が重要な要素を占めている。

この計画というのは1969年4月に開始された5ヶ年間にわたる長期計画であり、実施にあたっては年度毎に政府予算として計上される。この計画の作成は開発企画庁 (Agency for National Development Planning) が行なったものである。1967年6月の大統領布令第80号によって開発企画庁の任務が示され、その中には次のようなものがある。

- a 短期、中期、長期それぞれの全般的な開発計画を作成すること。
- b 計画にあたっては部門別、地域別に充分調整して国家開発計画に適合させること。
- c 信用およびその利用方法ならびにその他の開発に関する外国援助の形式を調べ所要の指示を行ふこと。

- d 開発の準備および実施の監督を行うこと。
- e 開発結果のレビューと効果測定を行なうこと。
- 3 援助行政に関する責任は政府の各種委員会や各省庁にまたがっている。
  - a 技術協力調整委員会 (Committee for the Co-ordination of Foreign Technical Co-operation) は主として次のような責任を持っている。
    - 全ての外国技術援助およびその他の関連プロジェクトについての行政。
    - 技術援助需要計画の作成。
    - 外国技術援助の実施を監督すること。
  - b 外国信用委員会 (Committee for Foreign Credits) は技術チーム (Technical Team) と呼ばれる小委員会の援助を受けて次のような業務を行なう。
    - 信用の要求作成および調整。
    - 援助国と信用について交渉すること。
    - 資金援助および信用実現の指導。

中央銀行は信用やその他の全ての援助形式を取り扱っている。第1委員会のメンバーは大蔵、文部、労働、外務の各省からの代表者である。外国信用委員会は経済、大蔵、工業の各州大臣、および大蔵、貿易、外務の各大臣そして中央銀行の総裁、開発企畫庁の長官で構成されている。外国信用についての小委員会ないしは技術チームはその活動に密接な関係を有する各省庁の代表者で構成されている。開発企畫庁はこれら全ての委員会に代表者を送っているので、委員会の活動については相互に連絡が可能である。

4 援助需要を明確にするため援助国との間で行なわれる協議は、援助国の中央政府と直接実施したり、または在インドネシアの外交使節団を通じてその都度実施される。これに関連して I G G I (Inter-Governmental Group on Indonesia) との間で行なわれている協議方式についても触れる必要がある。インドネシアの安定化計画や開発計画を実施するための外国援助の量はインドネシア側の専門家や I M F、I B R D と援助国との協議の結果決定されるものである。このようにして援助計画を実現するためにはさらに関係援助国と二国間で交渉を行なうことが必要である。



5 E C A F E , F A O , U N D P , I M F , I B R D , A D B 等についてはジャカルタ駐在代表を通じてこれら国際機関との連絡が行なわれる。

6 部門レベルないしプロジェクト・レベルでの計画作成や調整はほとんど実施官庁や機関がその成否の鍵をもっている。

7 現在インドネシアには援助行政機構改善のため役立つような調査研究施設あるいは機関等は存在しないが、機構改善のための努力は絶えず行なわれている。

8 上述の1967年6月の大統領布令第80号では開発企畫庁が、開発のため必要な外国援助をも含めて資源が本当に最も効果的に使用されたかどうかを評価する法的権限を持つことになっている。

9 インドネシアに対する外国援助の増加に伴いインドネシアの援助機構を将来改善するよう更に注意することが重要である。

10 条件や需要のめまぐるしい変化に適応できるように政府の援助行政機構を調整したり、所要の変更を加えたりする必要がある。

#### 被援助国の援助行政

11 援助需要の優先度は経済開発計畫で決定された順位に従って定められている。この計畫によって決定された分野別の優先順位を簡単にしてみると次のようになる。

- a 農産物増加、特に食糧増産
- b 農産物増加と加工および外国為替の節約ができるような産業の育成。
- c 外国為替獲得活動の促進。
- d インフラストラクチャーの改善。
- e 雇用増大。
- f 開発速度をさらに促進するような社会的精神的状態を作り出すこと。

プロジェクト別の優先度は当初各省で検討されるが最終的には開発企畫庁が関係各省と協議の結果決定することになる。

12 援助要求の作成は各省が行なう。プロジェクト援助の要求は開発企畫庁に提出されねばならないが、技術援助の要求は技術援助調整委員会に提出されることになる。開発企畫庁あるいは技術援助調整委員会の場合もあるが、これらの機関の承認なしではどのような正式要請も援助国や援助機関に行なうこと

はできない。

13 外国援助要請の原則は技術援助が最も効果的に開発のためになる方法でプロジェクトと関係づけられる必要があるということである。

14 現在の開発計画には長期計画や資本計画あるいは技術援助要求等が盛り込まれており、技術援助に関する優先順位は次のとおりである。

- a プロジェクトおよび調査
- b 専門家
- c 機材
- d 研修員および研修施設

15 研修員を海外に派遣する主たる目的は開発のため必要とされる技術の程度を高めたり、最新の知識やノーハウを習得させたりするためである。研修員のあるものはこちらから要請したものであり、またあるものは援助国からオファーのあったものである。候補者の選考や研修分野の選択については当初は関係各省の責任で実施される。それから各省はこれを技術援助調整委員会に提出する。委員会で承認されると正式の研修要請がジャカルタ駐在の援助国代表機関を通じて行なわれることになる。これらの研修員は公務員ないしは公務員に準ずる人々であるが、これは研修員が帰国後容易に復職できることを考慮したためである。

16 域内技術訓練がこの地域の技術開発に役立つことは認めるが、さらに良い方法としてはこの地域に技術教員訓練のためのセンターを設立することである。訓練センターが効果的に運営されるためには中心的な行政機構が必要であり、このためコロombo・プラン事務局が積極的に活動することが望まれる。

17 第3国研修についてはインドネシアは従来よりその重要性を認めている。被援助国が第3国研修により大きな利益を得ることが期待できれば、援助国としてもこのため必要な行政措置を充分にとることができるものと信ずる。

18 域内諸国の共通の目的にかなった地域プロジェクトは極めて有益である。しかしそのために新しいプロジェクトを計画するとすれば多額の資金を必要とするので、現存プロジェクトのより一層の効果的な利用が望まれる。

19 ごく最近経済危機を脱した国としてインドネシアは小規模ではあるがいくつかの大学に技術や社会科学分野の留学生を受け入れることができることを

極めて喜びとしている。

20 インドネシアに派遣された専門家に与えられる特権免除についての基本的規定は1955年の政令第19号に示されている。これによるとインドネシアに派遣された専門家は個人用として輸入する全ての物品について関税を免除される等しかるべき特権が与えられている。また国連職員にみあった種々の免除をも与えられている。専門家に対する国内での種々の便宜供与については、派遣国との交渉によって決定され、通常の場合はその国との協定に明記されている。専門家のカウンターパートにはほとんどの場合その専門家と同じ分野の研修を以前に外国で受けたものをあてることにしている。不幸にしてそのような適任者がいない場合は専門家の専門分野と似かよった仕事をしているものが選ばれることになる。

21 国家開発のためには政府のみならず社会全体が重荷を負うことになるということは広く認められている。このような開発に対して民間部門が重要な役割を果たしていることは疑い余地がない。インドネシアではかなりの期間にわたって十分な量の援助が民間部門に行なわれるということはあまり見込みがないので、援助国・被援助国ともさらに民間部門に援助が流入するのを促進するような適当な方法を考えることが必要である。

#### 外国援助のレビュー

22 全般的に統計があまりにも断片的であるために、外国援助をレビューすることが困難である。特別なものについては個別的あるいは抽的にレビューが実施されている。現在実施されている国家開発計画の運営についてはより一層全体的なレビューが行われることになろう。

23 このレポートですでに述べたように短期的規模での5ヶ年計画の実施は年次予算内の実行計画で実施される。技術援助調整委員会は提出されてくる技術援助の要求が開発需要に一致するかどうかを判定することがその責務である。

24 コロンボ・プラン援助に関する報告は毎年協議委員会で実施される。

## 韓 国

### A 援助国の行政機構

#### 第1章

### 援助関係法令

1 1963年以来韓国は域内協力計畫の一環として技術援助を実施し、かつ徐々に拡大してきた。これは主として東南アジア、アフリカ、南米等の友好国あるいは開發途上国からの研修員受入という形式で行なわれてきた。

この計畫の初期には外国援助に関する適切な法令はなかった。

2 1967年韓国政府は行政組織法と政令を改正して科学技術處 (Ministry of Science and Technology, MOST) を設立して技術援助供与に関する法的権限を付与した。さらに政府は種々の目的をもつ包括的な科学技術促進法を制定した。この法律の基本的目的は科学技術の開發を促進することであるが、同様に技術協力計畫についても規定している。

3 実際の計畫や技術援助の実施は先進諸国のものを参考とし、またその影響を受けている。このような技術援助供与に関係のある法令としては予算、會計法、関税法、外国為替管理法、出入国管理法、國際公衆衛生法および検査法等がある。

### 第2章

#### 援助計畫行政に責任を有する政府機関：

4 MOSTは韓国における科学技術の開發、技術協力、調査、開發等の管理、促進のため1967年4月に設立された。MOSTの任務（行政組織法および政令に規定されている。）は次のようなものである。

#### 科学技術の振興

- a 長期、中期および年次開發計畫の作成、科学技術振興のための政策決定。
- b 科学技術振興のための予算編成の下準備および調整。
- c 科学技術基金の管理および拡大。
- d 天然資源の調査、開發、利用。
- e 長期、中期および年間の人的資源開發計畫および政策の作成。
- f 科学技術情報の紹介、編集、普及。

#### 技術協力

- a 技術協力計畫の作成。
- b 外国技術の導入および利用。

- c コロンボ・プラン，国連計画，その他の2国間技術協力計画に従って技術協力計画を実施すること。
- d アフリカ，南米およびコロンボ・プラン地域の諸国に対する技術援助計画の作成および実施。
- e 派遣決定研修員に対する出発前研修を実施すること。
- f 技術援助プロジェクトおよび帰国研修員の効果測定。
- g 第3国研修計画の実施。

#### 調査および開発

- a 調査および開発プロジェクトの選択および調整
- b 政府，産業，研究等の各機関相互の関係改善

5 このようにしてMOSTは外国に対する技術援助計画の作成および実施にあつている。実際の援助計画行政は技術協力局 (Technical Cooperation Bureau) の国際課 (Management Division) で実施されている。

6 技術援助計画実施にあつてMOSTは外務部や関係各部と協同して活動する。外務部はこのような援助計画作成に必要な資料を提供したり，また政府の正式の外交チャネルとして活動する。その他の関係各部も研修施設や受入研修員のために教官を提供したり，また所要の経費を負担している。しかし，MOSTは研修員と直接接触して，研修計画を作成したり，航空賃，授業料，滞在費，その他韓国滞在中の経費支払を実施する。韓国にはCIDA (Canadian International Development Agency) とかOTCA (Overseas Technical Cooperation Agency) あるいはAID (Agency for International Development) といったような専門的な援助実施機関はない。というのは援助の規模も小さく，その形式もわずかに研修員の受入れに限られているからである。

7 MOSTはわずか2年9ヶ月前に設立されたばかりであり，政府の技術援助の規模や形式はささやかなものであり，先進諸国のように種々の形式のものを実施していない。それゆえ政府あるいは民間の技術援助機関を变化の激しい国際技術援助に適應させるよう所要の修正，拡大が行なわれることが期待されるのである。この修正，拡大は勿論援助計画の予算限度内で行なわれなければならない。

### 第3章

#### 行政機構に関する援助政策の問題点

8 友好国に対する技術援助の必要性を認識して、韓国は予算的制約があるにも拘わらず相互協力の精神をもって技術援助を実施してきた。

9 技術援助の規模、形式は他の投資計画にくらべて比較的小規模かつ単純なものであるから、国会や一般人の大きな注目を得るところとなっていない。

10 技術援助計画や政策は主として関係各部との協議により作成されるが、通常はMOSTが計画や政策についての原案を作成し、専門家あるいは行政官よりなる作業委員会や関係各部に送付する。

11 原案作成に先立ってMOSTは被援助国の需要について外務部や韓国駐在の関係国の大使館より所要の資料を入手する。外務部はまた関係国との外交関係ということを考慮した技術援助計画の効果的な実施について協議する。

12 計画の原案は勿論MOSTの年次予算内で作成されるし、また経済企画院(Economic Planning Board, EPB)予算局でも検討される。資金調達の可能性において技術援助計画は好意的に検討されていくであろう。

計画原案は最終的には内閣と国会の承認により決定される。

13 原案より決定にいたるまでの間、優先度決定について特別の選択は行なわれぬ。

というのはこの原案が被援助国の要求と韓国内の研修施設の有無に基づいて2年間ベースにより作成されているからである。

14 韓国はいまだその援助規模が小さいので長期援助計画や国別、分野別、プロジェクト別の割当を行なうにはいたっていないし、また技術援助の量や技術援助に使用すべき民間資本等についても何ら目標をもっていない。

### 第4章

#### 援助行政

15 第2項で述べたように技術援助計画の作成と実施についてはMOSTが主たる役割を持っている。

16 MOSTの技術協力局国際課の少数の職員が援助行政に直接タッチしており、これまでのところ特別の調査団等は被援助国に派遣されていない。しかし被援助国に駐在する韓国大使館がこの業務を実施しており、本年度は数多く

の科学アタッシュが派遣されて以前にはできなかったような重要な役割を果たし、かつ被援助国との活発な接触が行なわれている。

17 被援助国駐在の韓国大使館を通じて研修員要請が受理され、これがMOSTに提出される。MOSTは研修員要請を受理すると適切な研修施設の有無につき関係各部に照会する。しかるべき研修施設がある場合この要請が受け入れられることとなる。

18 研修員は韓国に到着後約1週間にわたりMOSTで韓国の生活習慣、文化等についてのオリエンテーションをうける。帰国後1ヶ月経過すると研修効果についてのクエスチョネアが各研修員に送付され、その提案や意見が将来の研修計画改善のため注意深く検討される。

## 第5章

### 援助国間の連絡調整

19 韓国としてはしかるべき援助調整機関を設立することが援助計画を効果的にするばかりでなく、援助計画改善についてもその経験を交換することが極めて有益であると考えている。しかし援助国がそれぞれの援助計画を同じくすることは極めて困難であるから、援助行政のある程度の特色をうちだすことが肝要であろう。

## B 外国援助を受け入れるための行政機構

### 第6章

#### 援助計画作成と調整のための政府機関

20 速やかなる経済社会開発を維持達成するために韓国では国家開発の主導的なものとして2つの開発計画を設定した。第2次5ヶ年経済開発計画(1967～1971)および第2次5ヶ年科学技術開発計画(1967～1971)がそれである。これらの計画はそれぞれ20年間(1967～1986)にわたる長期プロジェクトの一環として作成されたものである。

21 この2つの計画は目的、期間、投資計画等の点で密接に結びついており、また相互に補完しあうようになっている。さらに次のような考えも充分取り入れられている。すなわち健全かつ速やかな社会経済開発を実施するためには、人的資源を有効に活用したり、技術ノウハウや、国内の要求に合致した産業開発等を通じて科学技術が効果的に開発されねばならないということである。

22 贈与、ローン、資本、技術等援助形式の如何を問わず外国援助に関する企畫や政策はこれら2つの5ヶ年計畫の枠内で検討のうえ作成されなければならない。この計畫を実施するためには、前述の開発計畫に合致した予算編成を翌年度も容易に行えるように、予算編成に先立って年間実施計畫が詳細に作成される必要がある。

23 援助行政や開発計畫のための主要な政府機関としては経済企畫院（EPB）およびMOSTがそれぞれ計畫局や協力局をもっている。経済問題に関してはEPBが、科学技術問題についてはMOSTがそれぞれ関係機関と密接に調整をしつつ担当している。（この2つの機関については付属1および2に組織図が示されている。）

24 直接の担当機関としてEPBとMOSTは首相に対して責任を持ち、計畫を作成して関係各部がこれを実施するのを監督する。

従ってEPBとしては全体的な国家予算や統計の作成等に加えて、さらに外国援助により経済開発計畫や経済協力計畫を作成する責任がある。MOSTの任務についてはすでに第2章第4項にて述べたとおりである。

25 韓国も他の開発途上国と同様に多くの援助国より資本、技術、ローン等の援助を受けており、またコロンボ・プランの諸機関、国連、2国間ベース等により技術援助を受けてきた。援助の効果を最大にするためEPBとMOSTは国際機関、援助国の代表機関、韓国駐在の大使館等と密接に協力している。これらには次のようなものがある。

- a 大使館（コロンボ・プランおよびその他の2国間技術援助）
- b USAID（AID援助）
- c UNDP（UNESCO、UNICEF、FAO、WHO等）の駐韓国代表事務所（国連技術援助）
- d IECONK（対韓協議グループ）（援助行政の調整）
- e その他世銀、IMF、ADB、EXIM Bank等

26 国際機関との連絡を円滑にしたり協力を密接にするため韓国は定期的にこれらの問題について討議できるように政府の職員を派遣してきた。すでに述べたように、種々の開発計畫やプログラムの作成はEPBかMOSTが実施するので、全体的あるいは部分的な計畫もこれら2つの機関で行われることとな



る。しかしその他の関係各部署は部分計画やプロジェクトレベルでの計画作成に参加することになっている。5ヶ年計画作成時には銀行・会社・大学・民間研究機関等の代表者を招いて自由討論を実施した。

27 援助行政を改善するための特別な研究訓練施設はないが、政府の評価委員会とか研究所や大学等が定期的に関くセミナー等において改善のための努力が行なわれている。

28 韓国としては現在の援助行政機構で十分なものであると考えている。従って近い将来において援助行政機構を拡張したり改組したりする緊急の必要性はない。援助行政機構自体を変更する必要はないが、民間の商業ローンの承認についてはさらに研究する必要があり特に財政状態すなわち債務債権比率について研究する必要がある。これは国際的な問題であるが返済は韓国の銀行制度によって保証されているので外国の貸付機関には何ら影響を与えるものではない。

## 第7章

### 援助行政

29 長期、中期あるいは年間の開発計画の枠内でプロジェクト案を徹底的に研究することによって初めて資本援助あるいは技術援助の優先度が決定される。資本援助の要求や優先度は次のような基準をもとにして決められる。

- a 経済開発計画の達成に及ぼす影響
- b 付加価値の点からみた経済開発効果
- c 国際収支に及ぼす影響あるいは輸出促進産業、輸入代替産業への影響
- d 雇用増大効果
- e 対費用効果比率 (Benefits-Costs Ratio)、返済見通しの見地からみたプロジェクトの効果
- f プロジェクトの経済的技術的な可能性
- g 産業界の結びつき効果を高めるプロジェクト

30 技術援助の優先度決定には次のような基準が考慮される。

- a 産業界に必要な技術者養成への影響
- b 技術者・研究・開発等の自立能力に対する寄与
- c 研究開発活動に要する実験施設あるいは技術者養成のための施設の拡

大・増加・新設

d 専門家および必要なサービスの迅速な供与

31 勿論技術援助の優先度は開発段階の程度によっても異なってくる。最近韓国では次のような部門を促進するために最重点をおいている。

a 金属産業・窯業・機械・化学工業・電子工学および電子機器・農漁業生産物の加工技術・水産資源開発技術

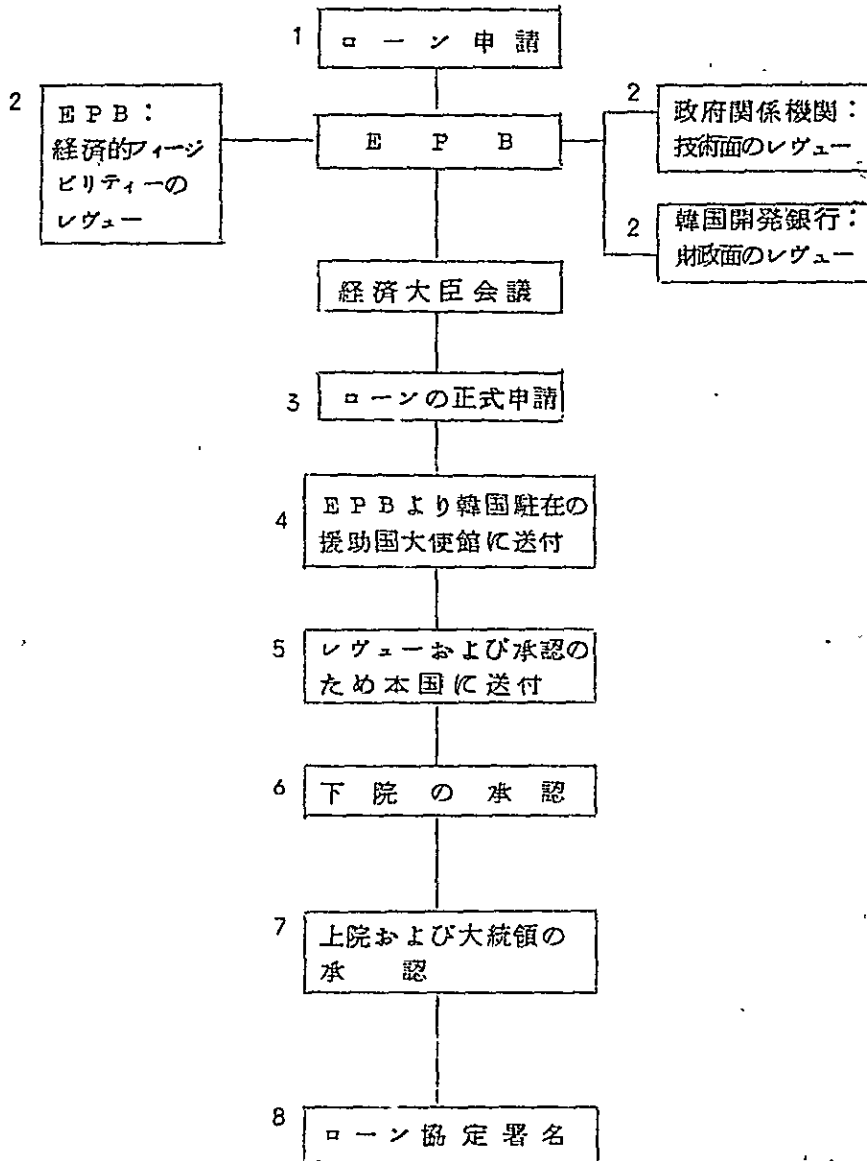
b 技術者を早急に供給できるような職業訓練教育施設の設立

c 技術学校や大学への実験機材の供与・拡充ならびに牧場や酪農製品工場等の展示用プロジェクトの設定

32 外国援助の要求は通常マイクロポイントからみた援助の性質や必要性に基づいてまずEPBかMOSTで検討され、ついで同様の観点から各部で検討されることとなる。

33 このような予備検討を経たのち、EPBないしはMOSTと関係省との間で調整の後最終案が決定され、これを援助国に対し提出することとなる。

しかし、資本援助についてはEPBが主として経済的フィージビリティーについての責任を持っており、一方プロジェクトの技術的フィージビリティーについては実施機関が責任を持っている。政府ローンの詳細な手続方法は次のようになっている。



34 贈与のように外国に債務を負わないような技術援助については上記の手続によることなく別の方法で実施することができる。返済期間が3年以上の商業ローンや外国人による直接投資の場合は、外資導入委員会が政策の調整を行ったり外資導入法に従って外資導入プロジェクトの承認を行うことになる。

35 優先順位に従って実施される資本援助と技術援助相互の関係は極めて密接である。

援助の調整は援助国の対案に従って修正されるが、この対案は被援助国が決定した優先順位と異なる場合がしばしばある。

36 上記のように援助要求の算定は資本であると技術であるとを問わず5ヶ年経済開発計画あるいは科学技術開発計画に基づいているが、年間の開発計画の範囲内で外国援助が必要と認められる場合には特別に要請が行なわれる場合もある。

37 人的資源開発計画に関してはMOSTの技術協力局が選考、オリエンテーション、帰国研修員の利用等につき関係各部と協議のうえ研修計画の作成および実施にあたる。研修計画実施を容易ならしめるため、MOSTでは援助国における研修実施に関するあらゆる資料を事前に収集する努力をしており、またこれらの資料を各部の参考のために配布する。

38 研修員の選考についてはMOSTを通じて各部に伝えられる。各部では下部機関や民間会社と協議のうえ有資格者を正式候補者として指名する。選考は専門科目のテストや外国語の能力等により公正に実施され、また全国的かつ全ての人に開放されている。

39 MOSTは各部のそれぞれの分野の要請を受けて、これを国家的見地より検討するが勿論真に必要な分野であるか、候補者の資格はどうか、外国語の能力はどうか等についても元分考慮を払っている。このように慎重な検討を行なった後、最終的に決定された候補者の研修要請が外務部より韓国駐在の援助国大使館に対して行われる。

40 研修員は出発前にソウル国立大学語学訓練センターで外国語の訓練を受けなければならない、また出発直前の5日間はMOSTの指定した機関でオリエンテーションを受けることになっている。この出発前オリエンテーションは13項目について行なわれることになっている。すなわち研修を受ける国の歴

史、文化、習慣および外国旅行手続の方法、韓国史等が含まれている。

41 帰国研修員を効果的に利用するため、研修員規程を設けてこれらの帰国研修員を一定期間講師や実際の業務に従事させる等して新知識や技術を普及させ、またこれら研修員を有効に生かせるような職場に配置することも行なっている。さらにM O S Tではこれらの研修員名簿を作って関係官庁や機関に提供し人的資源をより有効に役立てるようにしている。

42 1963年以來韓国は域内研修計画の一環としてA I D、国連あるいはその他の国より提供のあった第3国研修計画を実施してきた。第3国研修計画による研修員は、そのほとんどが家族計画、保健、公衆衛生、農業協力および普及、経済計画、繊維、公共行政等の韓国で研修可能な分野に限られている。

43 韓国にはいまのところ域内プロジェクトはないし、またこのような逆流計画 (Reverse Flow Programme) による研修員もない。これについてはコロンボ・プラン事務局を通じて主要な援助国に対して1967年に通報済である。

44 韓国政府が韓国に派遣される専門家に対して与える特権免除は次のようなものを含んでいる。すなわち宿舍提供、事務所とその維持管理物品、カウンターパート、タイピスト、所得税免除、個人用品の関税免除、自動車の関税免除等である。自動車については持ち帰ることを条件としている。

45 洋式の宿舍、食料品等には特に注意を払っている。韓国住宅公団はソールに西洋式住宅地区を若干管理している。これらの施設は勿論完全に西洋式である。外国専門家のための宿舍はこれらの地区内に定められる。一方韓国観光協会 (Korea Tourist Bureau) は外国人向けの売店を沢山開いており、専門家はここで西洋風の食料品、飲物その他の日用品を商品税なしで購入できる。また各地区の病院では十分な診療が受けられる。

46 専門家に対するカウンターパートはそのほとんどが専門家の相談や要求に応じられるよう訓練をうけている。

47 外国援助をうけた初期の段階では、援助のほとんどは復興プロジェクト、復旧作業等の公共部門に向けられていた。しかし最近では外国援助の重点が民間部門におかれており、なかでも外国資本援助による工業プラントの設立や技術援助計画に基づき技術者の研修に向けられている。初期の資本援助は贈与べ

ースであったが、これも徐々にローン形式に変わってきた。

## 第8章

### 援助のレビュー

48 中央地方を問わず政府の全ての機関には計画や管理の部局があって、月毎あるいは年毎にその間のあらゆる活動についての効果測定作業が行なわれている。首相直属の企画調整室（Office of Planning and Coordination）は政府の行政活動の最終的な効果測定センターとして各部の評価結果をまとめる。

49 このような全般的効果測定の一環としてEPBおよびMOSTでは資本援助および技術援助のレビューを専門的に実施している。これらのレビューは他の政府機関のものと一緒に総理府でまとめられる。この効果測定によりなされた提案や示唆はどのようなものでも次期の外国援助計画を改善するために使用される。企画調整室は5ヶ年経済開発計画と科学技術開発計画の評価分析のために2つの特別委員会を設立した。この委員会は種々の学術分野の著名な教授および行政官により構成されている。この委員会が出した最終評価報告は第2次5ヶ年計画の作成に極めて有益なものであった。

50 上述の効果測定作業を通じて委員会は計画改善のための勧告や示唆を行なうのみならず、開発計画の実施や管理についての勧告や示唆も行なっている。技術および経済援助計画に関する効果測定の結果生まれた意見は経済、技術援助をより良く利用するために使用され、また第7章28節で述べたように特定の要求に効果的に適合させるための方法や政策がとられた。

51 このような評価分析をさらに充実し、慎重に実施することにより外国からの経済、技術援助を効果的に利用することができるのみならず、韓国の速やか、かつ着実な開発のためにも利用することができるのである。

## ラオス

### 序

1 開発途上諸国は独立以来不十分な資源（技術ノーマウ、施設）のため2国間あるいは多国間援助を多く求め急速に開発計画を実施してきた。

2 このような援助は可能な限り合理的に緊急の必要性や国家計画に従って

最も優先度の高い方面に指向されねばならない。そうすれば無駄な援助や援助の重複を避けることが可能となる。

3 従って被援助国の中央調整機関と援助国の機関との相互の密接な協力が不可欠となってくる。経済援助であれ技術援助であれ厳密な意味における寄与としてのみならず開発のための数少ない資本としても考慮されなければならない。

4 ラオスも他の開発途上諸国と同様にこのような経験をしてきた。ラオス政府はこの問題を認識して1966年以来種々の行政機関や援助チャネルから生じるプロジェクト調整の仕事を計画庁(General Planning Commissariat)にまかせてきた。計画庁は通常の任務の他にこれらの業務を実施しているわけである。

5 この他に外務省内に調整機関が設けられているが、その任務はわずかに政治外交的側面に限定されている。

#### ラオスにおける調整機関

6 計画庁は計画協力省(Ministry of Planning and Co-operation)の下部機関であって、その任務とするところは以下のようのものである。

- a 経済開発計画の作成。
- b 関係官庁と経済的技術的接触を保つこと。
- c 政府にかわって外国援助機関と連絡を保つこと。

7 計画庁付属の技術機関としては海外援助協力部(External Aid and Co-operation Branch)、経済技術調査部(Economic and Technical Studies Branch)がある。これら各部の果たす役割は極めて重要である。

8 海外援助協力部の任務は：

- a コロンボ・プラン、国連その他地域専門機関および経済技術援助に関係ある諸団体に関係した問題点を明確にすること。
- b 海外援助機関と直接連絡を行なうこと。
- c 援助量に関する計画を研究すること。

9 経済技術調査部の任務は：

- a 国家資源の明細作成
- b 政府の各機関や国際会議に関する資料の収集

- c 全体的なプログラムやプランを提案するためプロジェクトやプランの調査を行なうこと。

10 計畫庁のバックボーンをなしているのがこの2つの部であり、開発計畫の成否はほとんど計畫庁のやり方如何にかかっているということを考えると、この2つの部は実質上一体をなすものである。

11 この機会に注目する必要があるのは、計畫審議會 (National Planning Council) が計畫協力省の組織の枠内で設立されているということである。政府は近い将来計畫審議會に対し調整、計畫分野で必要な所要の権限を与える予定である。

#### 計畫庁と海外援助機関との関係

12 計畫庁は中央調整機関として何よりもまず海外援助機関との密接な関係を樹立する必要がある。なかんずく次のような機関すなわち：

- a 国際機関：コロンボ・プラン、国連、メコン委員会および地域機関として E C A F E、Special Fund、UNESCO、FAO、ILO、WHO、ADB、IBRD、UNDP、UNIDO、UNICEF 等がある。
- b ラオス駐在の2国間援助ミッション：USAID (アメリカ)、MA-ET (フランス) および日本の援助ミッション
- c ラオスに経済使節団をおいていない国については大使館ないし領事館の経済部

#### その他の調整機関：国際機関協力部 (International Organizations and Co-operation Branch (IOCB))

13 上に示したようにこの部は外務省の一部であり、ラオスと正常な国交関係を有する援助国や国際機関との間の外交政策面についての責任を持っている。

14 従って IOCB と計畫庁の担当分野はそれぞれ異なっているから両者の間に重複が生じることはない。すなわち IOCB は外交政策面を、計畫庁は経済、財政面を担当するわけである。

15 IOCB と計畫庁の2つを除くとラオス政府を代表して国際機関や外国の専門機関と公式に接渉するものはない。

16 さらに計畫庁と IOCB は相互に密接に連絡しているので、それぞれの機能遂行に際して重複を避けることができる。



### 技術援助および開発計画の調整の必要性

17 多くの開発途上国には技術協力と国家計画の調整を行なう適当な機関があり、その形式としては委員会、審議会、官庁等があるが、より一般的には計画省あるいは首相の直轄下に所要の権限を付与した機関を作ることが多い。

(ラオスの場合は計画省の下部機関として設置している。)

18 十分な権限を持つ中央調整機関が開発計画を成功裡に実施することが必要であるので、機関の形式としては上記の後者の方がより望ましいものである。

19 このような観点から1966年ECAF主催によりバンコックで開催された技術援助調整セミナーの参加者によって大変有益な勧告がなされた。すなわち援助国の技術援助計画を当該被援助国の開発計画に適合させねばならないということが強く要請されたのである。

20 被援助国の調整機関に何ら連絡することなく関係行政機関と直接交渉を行なうため被援助国の調整機関はあとになって初めてその事実を知ることになるので、上記のような機関設立の方法を採用することによって援助国とその機関相互の競争をも排除できることは明らかである。

21 技術援助が開発部門の生産を増大するような人的資源開発に向けられたり、あるいは派遣された専門家の任期終了後も当該業務を遂行できるカウンターパートの養成に向けられたりすれば有益である。

22 最後に2国間あるいは多国間援助を最大限に効果的かつ実り多きものにするためには、開発計画の枠内あるいは、援助国被援助国間の密接な協力に基づいて、援助が最も優先度の高い開発部門すなわち当該国の経済開発に最も寄与する部門に指向される必要があるということである。

### マレーシア

#### 序

1 過去10年間以上にわたってマレーシアが要求してきた外国援助はその重点・内容ともに変化してきた。1950年代特に1957年の独立後は国内資本のほとんどは開発計画実施の財源にあてられた。というのはゴムや錫などの主要輸出商品の値上りにより財政事情は好調で、相当の外貨準備もあったからである。増大する開発計画を担当する専門家をかでも技術部門を担当する専

門家を保有しておいたり、新しく補充する必要はあったが外国の資本援助を受ける緊急の必要はなかった。ところが1960年代初頭に、主要輸出商品の価格下落、1963年のマレーシア連邦結成後の大規模な投資計画、国防努力の増大、対インドネシア問題による国内治安の安定化、社会行政活動拡大のための経費等の要因により事態は一変した。

2 このため初めての試みとして第1次マレーシア計画(1966~1970)を実施し、この計画実施のため外国資本援助を受けるということになった。より一層専門的な分野に対する技術援助が要求されたが、これはもはや開発努力の決定的な要素をなすものではなかった。しかしほとんどの援助国がすでに先進国となってしまった時期に、このような事態の変化があったことは、これら諸国の援助努力に水をさしその結果新しい試みに対しては極めて批判的になっていた。この原因は良く解っており、あえて説明の要はないが次のことだけはいえよう。すなわちマレーシアの経済活動に全然関係がないという理由によって援助国から資本援助を受けるための理解が得られないということである。

3 このような背景をもとにして、次のような点に重点をおいてこのレポートを作成した。

- a 援助行政および調整機構
- b 援助行政の特色
- c 技術援助および資本援助の問題点
- d 将来の援助要求の性質
- e 援助政策についての提言

#### 援助行政および調整機構

4 第一次マレーシア計画において外国援助なかんづく資本援助の需要が増大したため、1967年初頭に技術援助、資本援助を担当する現存機構の改組強化が実施された。外国援助を取り扱う独立の機関がなかったので、この改組強化によって大蔵省、経済企画部(Economic Planning Unit, EPU)、中央銀行、外務省等の代表より構成されたハイレベルの外国資源委員会(External Resources Committee, ERC)が設立された。

5 ERCの主要任務は：

- a 討議資料の作成、準備および全ての外国資本援助に関してあらゆる外

国援助機関（民間・二国間・多国間）と交渉すること。

- b 所要の外国援助を要求したり利用したりするのに必要なあらゆる方法の検討・指示・促進
- c 外国援助の調整ならびにレビュー、また継続的に実施するものとしては、援助オファーや支出に関する資料収集、プロジェクトの作成や実施の監督、援助国の援助政策や計画についてのデータ収集、あるいはより多くの外国援助を導入する将来の計画を作成するために役立つ各種データの収集等がある。
- d 外国援助動員の促進および外国援助需要を充たすために必要な方法について海外に駐在しているミッションに助言をすること。必要に応じてブリーフやポジションペーパーを各大臣や会議出席者の使用に供するため作成すること。

6 E R C の機能遂行に必要な専門スタッフは大蔵省および E P U 内の適当な課に分置されている。外国援助を要求したり急速な導入等を行なうにあたっては、E R C が大蔵省と E P U の間の調整をする責任を持っている。

これに関し大蔵省と E P U の機能については各省庁や援助国との調整を容易にしたり、不安定要素を作らないようにそれぞれの責任分担に従って実施されることとなっており、その分担は次のとおりである。

#### 大 蔵 省

- a E R C の事務局となることならびに議事日程作成、E R C の検討用の資料あるいは記録の提出、所要のフォローアップ、実施および問題点のレビュー、ミッションあるいは外国援助担当職員に対するプログラムの作成。
- b ローン、サプライヤーズ・クレジット (Supplier's Credits) その他の資金源の条件についての政策立案。もちろんこれらの条件は対外債務や援助量とも深く関係している。
- c 外国政府、国際金融機関、マーケットローンを含めた民間、その他に対しての資本援助の正式要請を行なうこと。
- d 政府の関係機関と一般ローンまたはプロジェクトのためのローンについて交渉したり、政府保証の信用方針、サプライヤーズ・クレジット、

輸出金融・その他の資本援助等についても交渉を実施すること。

- e 外国資本に適した国際プロジェクト入札、入札評価、最適条件の決定、入札のためいくつかのプロジェクトをまとめること等について各省庁に指針を与えること。
- f あらゆる資金援助のオファー、実際あるいは予定のローン支出、返済ならびにIBRD、IMF、ADB等に対する義務について最新の資料を収集すること。

#### E P U

- a UNDP、専門機関、コロムボ・プラン、ボランティア組織、民間財団等により提供される技術援助やプロジェクト援助あるいはフェローシップ等の調整を実施したり申請をすること。技術援助計画が効果的かつ合理的なものであったかどうかについての効果測定。
  - b 多国間援助（IBRD、ADB、UNDP）あるいは2国間援助に適したプロジェクトを関係機関と協議のうえ作成すること。プロジェクト作成に関する基準の設定そして実施にあたってはその援助をすること。
  - c プロジェクト作成および実施の各段階を監督するためのシステム維持。技術援助、贈与等に関する最新のデータを収集すること。援助諸国の援助政策や計画について外務省が定期的に報告書を作成するのを援助すること。
  - d 各省庁がフィージビリティ調査のための詳細な条件を作成したり、長期計画についてのその他のプロジェクトの監督や指導を援助すること。
  - e プロジェクト援助についての交渉そしてこのようなプロジェクトの実施評価に参加すること。
  - f 大蔵省と協力してマレーシアの会議代表や訪問使節団等の使用に供するため外国援助に関する報告書やポジションペーパーを作成すること。
- 7 援助オファーを資金プロジェクトのためすぐ利用できるよう資金援助に関しては、ERUが第一義的に関係を持っている。これはEPUのスタッフの業務処理如何にかかっている。というのはEPUは中央計画機関として例えば開発予算作成について資本割当決定に責任を持っているし、また計画に含ませるべき部門別プログラムやプロジェクトの効果測定についても責任をも

ち、さらにその他のマクロ経済および政策検討に関しても責任を持っているからである。EPUはプロジェクトを通じて国内関係各省とくに計画に直接関係する部局あるいは援助供与機関等とも密接な連絡を行なっている。これによってEPUは実施中のプロジェクトの進展状況について常に把握することが可能となるのである。

8 さらにEPUは国家的見地からあらゆる援助オファーや技術援助、贈与等についての調整を実施する唯一の機関である。このためにEPUが直接接触する相手としては、コロンボ・プラン諸国、ADB、IBRD、UNDPおよび専門機関等がある。この役割を効果的ならしめるためマレーシアにおいてはEPUだけが援助国に対して正式に要請を行ない得る権限を持っている。同様の理由によりEPUを経由することなしには関係省庁やその他の機関は直接援助オファーを受けるとはできない。

9 効果的な調整機構の必要性が広く痛感されているが、これは前述の如き厳格な方法によってのみ援助を最も優先度の高い開発需要に指向できるからである。EPUはその任務の一部として援助を申請する前に、その要求やプロジェクトが第1次計画に組み入れられているか、またあらゆる点で充分満足できるものであるかどうかについても確認を行なう。また関係省庁や機関が技術援助、プロジェクト援助の要求作成を行ない易いように回章を発行している。

10 マレーシア人の研修もまた重要な要素を占めている。これはコロンボ・プランやUNDPにより実施されている。UNDPの研修にはセミナー、ワークショップ、フェローシップ等がある。人事院(Public Services Department)は人的分野での研修需要を決定し、コロンボ・プランにより提供される大学、大学院、短期研修コース等のスカラシップの割当を決定する責任を持っている。人事院は割当にあたっては研修員選考機関である人事委員会(Public Services Commission, PSC)と協議を行なう。研修需要や人的資源の必要性について最近完全に調査され、今やこれらの要求に合致した研修計画が練られている。

#### 援助行政の特色

##### 援助要求のプライオリティーと基礎

11 パラグラフ9で述べたようにあらゆる援助要求はすでに第1次計画に入

っているプロジェクトに関係を持つものでなければならぬし、それぞれの要求自体についても十分な根拠がなければならぬ。プロジェクト推進にあたって専門家が大いに助けとなるようなものについては、すでに判明している隘路に関連した専門家の派遣要求が行なわれる。さらに専門家の業務については、充分能力のあるカウンターパートの有無や、要求の緊急度、目標の達成に役立つ特別な方法等に関して充分検討される。

12. 第一次計書における優先度は全く明白なもので、たとえば農業および土地開発、農業研究、教育、技術、職業、産業訓練、問題別工業研究、近代経営、統計等があるが、適格な援助要請を決定するにあたって特に問題は生じない。主要な問題点としては要請の重複を避けることである。というのは援助機関が大変多いことや、必要とする技術やノウハウについてどの援助国のものが優れているかあるいはどのような特長があるかについて見分ける必要があるからである。

13. 注意しなければならないことは、優先順位は国内施設の充実や重要な経済部門に関する研究や調査が実施されるにつれて変化してくるということである。マレーシアでは、コロンボ・プランやUNDPの援助により重要な開発部門をカバーするいくつかのプロジェクトを採用したが、そのあるものは現在実施中でありまたほとんど終了段階のものもある。

これらのプロジェクトに含まれているものとしては貿易および教員養成機関、工芸学校、通信訓練、漁業研修、土地利用、天然資源調査、運輸部門調査等がある。しかしまだ取り残された部門もかなりあり、これらの部門を開発するための技術援助、資本援助を導入する必要がある。この取り残された部門の中には農業研究、産業開発、経済計書、フィージビリティ調査を含めたプロジェクト作成、予算執行、近代経営、観光開発等がある。

14. 一般的に開発プロジェクト援助でさらに重点をおく分野としては道路および空港建設のフィージビリティ調査、商業会計システムの導入、農業機械訓練センターの設立、少数の専門家の短期間の派遣よりは専門家、機械訓練等を包括的に含み数年間にわたって行なわれるような援助等が考えられる。この包括的なプロジェクト援助方式は援助国に対し長期の約束をさせ、経費も高くつくことになるが、被援助国の自立達成に対する影響が大きいので他の援

助形式よりはかなりの利点を有している。場合によっては好評を博しているコンサルティング会社等の民間機関を利用することによってより一層効果的かつ迅速に実施できるものもある。

#### 専門家派遣要請・受入手続およびプロジェクトタイプ援助

15 専門家派遣要請およびプロジェクト援助の方法はすでに配布済の回章に示したとおりである。要請はEPUで検討の後関係援助国に申請される。またものによっては外交チャネルである外務省を通じて行なわれることもある。EPUは会議、書簡等によって申請後のフォローアップを実施する。

16 専門家受入を迅速にするためには、経歴書の記入が十分なものでなければならぬ。これらの記入事項は関係省庁での専門家の任務に合致しているかどうかを決定するのを容易にするばかりでなく、これらの専門家はしばしば秘密事項に関係したり場合によっては直接処理したりする場合があるので、身元保証を完全にするためにも役立つ。もし援助国が候補者を通報する際にその候補者の身元保証調査が完了していることを確認できればこの方法は幾分簡略化されるだろう。

17 専門家およびその他の援助が結びついて数年間続くプロジェクトタイプの援助については、供与される援助の範囲やプロジェクトを効果的に実施、完成させるため被援助国が提供すべき便宜供与の範囲等を明記したプロジェクト協定あるいは覚え書を交換するのが通例となっている。優先順位、人数、経費等の変更のためにプロジェクト進行のレビューや協定の調整がしばしば行なわれる。

#### 研修員および研修施設

18 種々の研修分野については人事院が決定し、PSCが研修員候補者の面接を行なって研修員を決定する。これらの研修員は一定期間政府の仕事につくことを要求される。そうすることによって帰国後研修を受けた分野に再び従事することが可能となる。さらに資格を得るためとか、特別の研修を受けることなどが認められることもあるが、この場合でもまず政府の承認を得ることが必要である。

19 域内研修の規模を拡大することはそれなりの利点があるが、数年間研修を受けて本当にためになったと思えるような域内研修施設が実際のところない

ということを認識する必要がある。例外的なものとしてアジア工科大学院 (Asian Institute of Technology, AIT) およびラスバノスにある国際稲作研究所 (International Rice Research Institute, IRRI) がある。これらは国際的に著名でありかつ設立後わずか数年でこの名声を博したものである。現在具体的な動きが東南アジア文相会議 (SEAMEQ) を通じてとられている。これは英語教育、科学、数学、熱帯医学等の分野の地域センターを設立しようとするものである。このようなものが一旦設立されたなら、研修員を送ることについての心理的障害などはあとかたもなく消滅するであろう。

20 域内の現存施設はその多くがこれ以上の研修員を受け入れる余裕がなく、スタッフも充分でないしまた実験設備も充分ではない。このことは優先順位をまず各国の研修需要に合致せねばならないということを考えてみても容易に理解できよう。

マレーシアの現存施設もスタッフ増員、機材充実、建物増築等のための経費が継続的に援助されれば域内のトップレベルの施設となることが可能である。このような可能性を持つ施設としては電気通信訓練センター (Telecommunications Training Center)、貿易教員研修大学 (Trade Teachers Training College)、マレーシア開発調査センター (Malayan Center for Development studies)、放送訓練研修所 (Broadcasting Training Institute)、医療調査研究所 (Institute for Medical Research) 等がある。これらのあるものはすでに国連のフェロシップ計画をも含む第3国研修計画によって研修員を受け入れている。

21 科学数学教育の域内プロジェクトは東南アジア文相会議 (SEAMEQ) のもとで着々と進められている。このようなプロジェクトを早く具体化するためにはその国の必要性に合致するように焦点を合わさねばならないし、またプロジェクト所在地の当該国政府がこれを実行するため財政的に約束されていることが必要である。そうすれば設立された研修施設を長期間運営するのに何の不安もなくなる。所要の専門スタッフの提供や研究活動の支援およびセンターに来て勉強する研修員に対してのグラント等については援助諸国の積極的な支援が必要である。



#### 援助プロジェクトの効果測定

22 外国援助計画の効果測定を行なうことによって、専門家やプロジェクト形式の援助が効果的に使われたかどうか、問題点が適切に改善されたかどうかをみることができる。しかしEPUにとって現在のスタッフで全ての個別的な専門家の業績を追跡することはやや困難である。従って各省庁が専門家の提出したレポートを参考にして行なっている効果測定にかなりの部分をたよっている。このレポートについてはEPUも見る事が可能である。カウンターパートの研修中に専門家の任期延長を行なう場合は通常各省庁が専門家の業績について慎重に評価を行なりし、また専門家の作成したレポート、勧告の実施状況、その他の関連事項についても確認が行なわれることになる。このような効果測定をする際には援助国の関係者と密接に連絡することにより大いに助けにすることができる。プロジェクト形式の援助の場合はさらに詳細かつ定期的な効果測定が必要であり、特に基金の援助要請が行なわれた時には特にそうである。さらに援助国は援助プロジェクト実施により生じる問題点については適切な問題解決機関たるEPUに対しいつでも問題を提起することができる。

#### 技術援助および資本援助の問題点

##### 技術援助およびグラント援助

23 技術援助に関する主要な問題の1つは、援助国が要求のあった援助を実施する能力があるかどうかということである。これは援助要求をさらに組織化したり、進歩した方法等を採用することにより修正できようが、次のような事実も否定できない。すなわち資金源にはおのずから限度がありまた資本援助や専門家派遣のために競争をするような援助機関が増加したため事態は一層悪化したし、またこれと並行して広範囲かつ似かよったタイプの援助を要求する国も増加しているということである。

24 極めて優先度の高いプロジェクトがしばしば忍び難いほどの遅延を蒙ることがある。というのは所要の資格、経験を有する適切な専門家がいなとか、派遣することが困難であるとか、あるいは条件が一致しないとか、また援助国内部においても相反する主張があったり、優先度の混乱があったりするためである。このような点こそ援助国において早急かつ積極的に注意を払う必要がある。

25 当然の帰結としていえることは、先進国は援助目的のためさらに多くの予算を割当てなければならぬし、第一級の専門家を派遣することが求められる、また開発途上国にとって立派な成果を収めるのが困難であるからといって三流のものですませようなどということをしてはならない。困難かつ試験的な状況下において援助のために充分訓練されかつ経験豊富な専門家を使用できるより適切な措置がなされねばならない。

26 マレーシアではカウンターパートとほとんど同程度の有能な現地職員のブール制度をすでに発足させた。これらの職員に対する待遇はかなり良くしてあるので国際機関への頭脳流出は深刻なものではない。このためにも専門分野において立派な資格を持つ専門家を得る努力がなされており、研修段階にあるような技術者はあまり採用していない。植民地で行なわれてきた“……化”過程はアフリカでの思考様式、経験等をもった専門家をアジアに流入させることになったし、同様にアジアでのこれらの専門家が国際機関に流入することにもなった。この地域に派遣される専門家にとって實際上余分の知識が必要でないというようなことにもこのような現象を引きおこす原因がある。解決方法としては、例えばイギリスで実施しているように派遣可能な専門家部隊 (Corps of Specialists) を作ってそれぞれの能力、経験に従って単独にリクルートすることである。

27 あまり一般的ではなくなりつつあるが我々が非常に有益だと考えている援助形式は、プロジェクト形式のものである。すなわち援助国が優先度の高いプロジェクトを選定し、専門家、機材、資金、研修等を組合せて援助の実施をしてくれることである。マレーシアの多くの研究機関はこの方法で行なわれている。例えばスタッフ訓練センター、職業学校、農業教員研修大学、経営管理等がある。一方コンサルティング会社も援助実施のためフィーシビリティー調査や経営調査に使用されてきた。

28 マレーシアとしてはこのようなプロジェクト援助がさらに増加されるべきであると考えている。というのはこれらの援助の方が専門家を個別に派遣して貰うより援助資金を有効に活用できるからである。さらにこのようなプロジェクトは安定した援助実施が可能であり、なかんずく国際収支悪化に関係しない民間部門からの援助については特にそうであるし、また貿易拡大により援助

国のためにもなるのである。

29 援助要求を計画する際難かしいことは、それぞれの援助国の援助割当に関する資料不足や、援助資金の基礎や減少割合等に関する資料が不足していることである。事前にこのような資料が入手できれば、より現実に即した援助計画が作成できるし、プロジェクト形式の中で専門家、機材、スカラシップ、研修のいずれに重点をおくかについても援助国と充分討議することができる。

#### 資金援助

30 対マレーシア援助協議グループの諸国が援助を実施するにあたっていくつかの問題が生じた。これらの問題は主として援助条件の不適切さとマレーシア経済の性質に起因するものである。

31 結局援助の大部分のものは商業信用以外の何物でもなかったし、もともとマレーシアに対して調整や経営の方法等を通じて援助を実施するためのものであった協議グループも、正式の会議も開かずに、すでに利用可能となっている信用や資金の調達を行なうだけであった。アメリカのEXIM銀行(U.S. EXIM Bank)、カナダの輸出信用保険公社(Export Credits and Insurance Corporation of Canada)、イギリスの輸出信用保証機関(Export Credit Guarantee Department of U.K.)、ベルギーのデュクロワール(Ducroir in Belgium)、その他の商業ベースの資金等全ての援助はこの範囲に入る。どんな場合でも、調達する場合はその援助国内で購入しなければならないし、金利や返済条件も決して望ましいものではない。また入札者が決定されてから初めて資金を供与したり、購入や注文の規模はこれらの機関が定めた最低量に合致するだけなければならない。ヨーロッパのほとんどの国はロンボ・プランに加盟していないし、実際の影響もないし、また貿易関係も限定されているためマレーシアについてはあまり良く知らない。

32 マレーシア側についていうと主要な問題点や困難な点はマレーシア経済の性質に起因するものである。まず第1にローンがプロジェクト形式であってプロジェクトの外国為替コストをカバーするだけであるため、マレーシア経済は小規模でありまた輸出入にしか適応できないことである。他方どんなプロジェクトを実施しても間接外国為替を必要としたり、外国為替準備、輸出増加、市場借入等の方法によるコストを必要とする。

33 第2 に経済が圧倒的に農業に依存しており、インドやパキスタンにみられるような公共産業部門が不足しているということである。一つの資源だけで大きな購買力を有するものがないため輸出信用の使用能力が極めて限られてくる。マレーシアで最も優先的に実施されるべき開発プロジェクトとしては次のようなものがある。すなわち農業、土地開発、農業普及、教育、訓練、農道建設、診療所、水道であり、これらは比較的少ない外国為替輸入で実施可能である。マレーシア経済をこうして細々ではあるがプロジェクトや供給源に関連した借入システムに適合させてきた。外国援助手段として見込みのある十分な規模（1国より供与される直接外国為替条件）をもった全般的公共開発部門のプロジェクトは極めて少ない。しかし電力プロジェクトのような適切な資金援助が世銀のローンによりすでに開始されている。

34 第3 にマレーシアはダイナミックかつ弾力性ある民間産業部門および公共部門の建設能力を公共事業局（Public Works Department）およびかんがい排水局（Drainage and Irrigation Department）に持っている。産業部門で最新の製品を作ったりセメント、棒鋼等のような輸入代替可能なものを作ることが成功したことはプロジェクトのあるものについてはその導入の重要性が薄くなってきたことを示している。このように経済の総輸入量を減少することなしに直接外国為替コストを縮小してきた。

35 世銀やA D B等の多国間援助機関はこの問題を認識して、プロジェクトの間接外国為替コストの全て（あるいは少くとも実質的部分）をカバーするような政策を採用した。

例えば世銀はローカル・コストの実質的な部分をカバーした。しかしこれは一般的な方法ではなく任意深く行なわれている。というのはこの動きはローンによって自国の輸出製品を買って貰いたい先進国には歓迎されないからである。2国間の援助国はその手続を変更しようとする気配もないし、マレーシアの要求に合致させようとする動きもない。

36 第4 に現在の方法では援助オファーは入札にかけられ、検討されてから利用可能となる。多くの場合、低価格でかつ技術的に希望する機材は数ヶ国から供与されるので、各国からの最終的注文は輸出信用によるローンでは不可能なほど少なくなってしまう。信用が契約の大部分をなしていないとプロジェク

トへの融資を拒否する国もある。供与規模を充分大きなものとするために各部門の要求を同一ないしは似かよったものにする試みも行なわれてきた。しかし将来このようにする機会は限定されているし、とにかくこの方法で得られる外国資金の総額は必要とする外国援助には不足である。

37 第5に2国間ないし多国間援助機関に提出するために所要の形式に従って適切に作成されたプロジェクトは充分なかつた。しかし道路、かんがい排水改良、水道、学校等のプロジェクトのために詳細な提案を作成しようと努力しても、これらのプロジェクトが輸入品の必要性よりも融資対象とならないローカル・コストを必要としているため、充分な量のローンや援助をうる結果になっていない。世銀でさえもこれらのプロジェクトがあまりにも小規模で国内に分散しており、また多くの行政指導問題を持っているため、あまり関心を示していない。マレーシアではとても実施できそうもないような大規模なプロジェクトを好んでいる融資者が多い。そのうえ運輸部門で実施した調査のために、いくつかのプロジェクト特に道路改良および新設（ローカル・コストの占める割合が大きい）が当初の計画どおりに完成できなかった。

38 最後に指摘したいことは、もっと現実的な問題を処理することである。多くの省庁ではかなりの種類の機材に充分習熟しており、ある種の機材についてはストックも持っている。新しい機材はスタッフの再訓練という問題をもたらすので彼らに変更に反対するのは良くわかる。さらに深刻な問題は交換部品の不足や修理施設が国内に不十分なことである。

39 これらは2国間援助を効果的に利用するにあたっての問題点である。世銀のローンは今日までに約210百万ドルに達しており最も多くの資金提供機関である。この資金が使用されたプロジェクトとしてはかんがい排水、土地開発、水道、通信、電力、教育等がある。もし充分な資金が準備されて、それが一層悪い状態の国の要求に合致するよう割当てられかつ金利も引き下げられるならば、マクナマラが声明したように農業、教育、家族計画に重点をおくという世銀の将来の貸付計画は極めて称賛に値しよう。

40 援助問題の別の面としては資本不足や先進国の通貨危機の再発がある。このため援助条件がきびしくなったり、援助計画に影響を及ぼすのみならず、貿易の拡大をも妨げることになる。マレーシアはプロジェクト・ローンや贈与

を補完するものとして資本市場より借入するべく努力したがロンドンやボンで調達できたのは少額のローンだけで大した成果もなかった。その主な理由は一般的な高金利とその他の所要コストであった。というのもマレーシアは資本市場において比較的新しく、まだ良く知られていないので順番のくるのを待つ必要があったためである。

#### 将来の援助要求の性質

41 70年代初頭に次の開発計画に着手するので、徐々にではあっても所得レベルの増加に従って雇用増大のためあるいは労働力増加のため継続的な努力が必要である。次の5ヶ年における開発戦略の重点は農業部門であり、次のようなものが含まれるであろう。

すなわち新たな土地開拓、かんがい排水改良、集約的かつ近代的な栽培方法、農業教育、研究、普及および訓練等がある。人口の半分以上が21才以下である若い国として、マレーシアは教育訓練分野にもその資本の大部分を投資するであろう。今日すでに教育費はGNPの5%以上になっている。さらに道路、港湾、電力、通信等のインフラストラクチャーの拡大改善がより大規模かつより複雑な経済に効果的に適合させるように実施されねばならない。

42 1970年代初期にもこれまでのものとほとんど同じような問題が生じると考えられる。

外国為替の変動や不安定はなかなか解消しないであろうし、公共部門の資金圧迫や急速に解消しつつあるがいまなお続いている人的資源の圧迫や組織上の圧迫等もあるであろう。援助の量や方法が変化しない限り依然として十分な外国援助を継続的に得ることは困難であろう。これらの問題は国際流動性や通貨問題に関係しているので、その解決は容易ではないし、短期間で解決することも無理である。マレーシアは資本市場や2国間あるいは国際間の融資機関よりプロジェクト、部門別ローン、また合理的な条件さえ得られればサプライアーズ・クレジット等を通じて借入を行ない所要の外国資本を調達する予定である。この資金計画の一環としてマレーシアは強力な信用状態、適切なレベルの準備金、自由為替交換、国内物価安定、適当な税水準を維持し続けて行くであろう。

43 技術援助について近い将来考えられる需要は：

- a 農業研究 この分野では新しい作物や収穫の可能性とか・病虫害コントロールの方法等についての努力が必要である。  
最近設立されたマレーシア農業研究開発研究所 (Malaysian Agricultural Research and Development Institute) は積極的な研究努力の先端を行くことになろう。
- b 経済計画およびプロジェクト作成 特に農業、運輸、教育部門の機関を設けること。そうすることにより、各省が部門別あるいはプロジェクト計画のフィージビリティ調査を実施したり、政策作定や実施にあたり現存のプログラムを一層強化できるであろう。
- c 産業研究および開発 政策を具体的問題に適応させるためには広範な分野の能力が要求される。例えば輸出促進、金融、鋳造その他の産業についてもいえよう。
- d 近代経営システム 予算編成、商業会計、公共関係、人材開発等の部門において能率をあげたり、コンピューター時代や21世紀に備えるためには政府が近代的経営技術を持つことが必要である。
- e 観光開発 このためには地域的観点に立って調査や資料収集を行ったり、観光施設の建設や管理、調理技術、ホテル管理等の促進が必要である。

#### 援助政策についての提言

44 この項においては援助国、被援助国双方が援助を実施するにあたっての新しいイメージとか真価を認めてもらえるような援助政策の方法について提言をしたい。

#### 援助割当の基準設定の必要性

45 過去においては経済成長面よりも政治的軍事的側面ばかりが強調されすぎたため、援助のかなりの部分が無駄になってしまったことは疑いのない事実である。援助に対する熱意を失ったのはこのためであり、そうであるからこそ信頼を取り戻し、また行政立法府のみならず広く一般の人が援助に関係できるような努力がなされねばならない。さらに開発途上国に対する援助供与の目標が整備拡充される必要もあろう。

46 援助戦略が個々の計画や政策にとられることなく、その国の計画目標

や経済成長達成に対する努力を長い目でみる必要があろう。開発途上国の効果測定法についての明確な解答はいまのところないが、このための経験はすでに豊富にあり、たとえば世銀などは測定の基準となるべき多くの指針を示している。これらのうちのいくつかのもの例えば国民所得成長率、債務返済能力、プロジェクト実施の効果等については実際測定が行われたり量がはかられたりしている。その他のものについてはその国の経済、財政政策の作成、実施や開発のため国内資源を増加する自助努力の度合等の判断評価にかかっている。

47 以上の点については世銀がそのメンバーと継続的に討議しており定期的に経済および部門別評価の調査団を送っている。この調査団の報告書は広く一般に公開されるべきであり、また他の援助国が資本、技術援助等の計画作成に役立てるよう使用される必要がある。

この世銀の報告書には技術援助の需要や優先度についての効果測定や勧告をも盛り込むことができようし、そうすればコロンボ・プランの援助国が援助要求を検討するための参考として使用することが可能となるだろう。

#### 条件緩和による援助量拡大

48 「技術援助および資本援助の問題点」のところで述べたように、マレーシアは協議グループ国からの援助の利用にあたってはかなりの困難を経験した。先進国は1970年代には援助を増加させねばならないし、また援助の大部分はきびしいローンよりも贈与等を含めた条件の緩和されたものでなければならぬことは自明の理である。つまり国際収支構造を変えるのにはかなりの期間を要するにも拘らず、プロジェクトによっては軌道にのるまでに長期間を要し社会生産への影響が遅れるしその間もサービスに対する支出を必要とするからである。

49 ローンの条件や協定の交渉が困難になったり遅れたりするが、これはなかなかすぐ次のようなことにより改善できよう。すなわち現実の状況により適した贈与の形式で援助を行なって、優先度の高いプロジェクトについては輸入依存度を少なくするとか、プロジェクトの形式を建物や研修を主体にすること等である。



## 援助調整

50 調整は国のレベルのみならず援助機関レベルでも必要である。国のレベルでの手続については簡単に触れてきたが、国際機関についてはその援助機関が急増したため資金が無駄になっている場合が少なくない。これらの機関としては国連・UNCTAD・UNIDO、専門機関・地域経済委員会・地域銀行IBRD、OECD/DAC等がある。最終決定を行なう前に多くの機関の間で討議が行なわれるため所要の専門家のリクルートが遅れたり、プロジェクトの承認が遅れたりするという重大な影響がある。また援助予算のかなりの部分が実際の援助より事務経費に食われていることも事実である。

51 調整機構改善の一方法としては世銀により採用されマレーシアをも含めた数ヶ国に対し実施された協議グループ方式を提案したい。しかしマレーシアの場合は大きな成果はみられなかった。何故なら所要の援助を必要な形式で供与するという意志が援助国に欠けていたからである。例えばアメリカなどは、技術援助供与の際でもかなりのノーハウや技術を提供しなかった。参加国は援助の一部分にしか関心を持っていないし、また一部の国はグループに参加する際別の目的をもっている場合がある。

## 資格および指導能力の向上

52 近代社会は日々複雑さを増しているので、開発途上国に派遣される専門家の質や資格を向上させることが緊急の課題である。

以前に植民地であった地域から退官後の役人を派遣するとか、あるいは公職より長く離れているものを派遣するのは、なるほど開発のごく初期にある国については適当かも知れないが、さらに開発の進んだ国に派遣された場合はほとんど役に立たないであろう。マレーシアのケースについていえば、アメリカが技術援助に限定して、とりわけ農業研究開発部門について援助してくれるなら事態は大いに改善されるであろう。すでに述べたようにコンサルティング会社や大学等を通じて援助割当を受けている民間部門の個別の専門家を補完するような方法で実施されねばならない。

53 さらに2国間あるいは多国間援助計画のための資金が必要であり、そうすれば海外援助に従事している職員の待遇を改善することができるし、さらにこのような仕事に対する豊富な経験を得る機会を増やすこともできよう。これ

は技術分野ごとに選考された専門家を長期間雇用したり、場合によっては人材プール等を作ることによって解決できるものでありまたそうしなければならぬ。このような方向に進んでいるものとしてイギリスの専門家部隊 (Corps of Specialists) がある。

54 また I B R D や A D B あるいはその他の地域銀行が技術援助に果たす役割も徐々に増加されるべきである。これら銀行はローンにより援助しようとするプロジェクトの作成や効果測定のため大きな役割を果たしている。さらに重要なことは、現在のようなローンに代ってプロジェクトの実施、運営のための技術的な側面について援助を実施すべきである。

#### 援助行政の調査、研修

55 この分野は今なお無視されているので十分に理解されているとはいえない。担当官に援助行政の研修を受けさせるため短期間派遣している援助国もいくつかあるが、援助国自身の経験や問題点に関する研修コースは極めて限られている。次のような問題に対してより深い知識を得るためにも、援助国・被援助国双方が援助行政研修の施設を設立することは極めて有意義なことである。

- a 効果的な開発は外国援助によって可能かどうか、あるいは社会的、政治的要因によるものか。
- b 開発のための民間投資の役割と貿易、援助との関係は何か。
- c 援助割当と経済実績の測定法に関する基準はあるか。
- d 援助の利用にあたり教育、農業、インフラストラクチャー、家族計画等の経済の異なった部門に対しさらに重点がおかれるべきか。
- e いかによれば効果的援助プロジェクトをもっと広く周知できるか。また各国の援助に対する積極的参加を求められるか。

## ネパール

1. ネパールの経済開発にとって外国援助が如何に重要であるかは、ネパールの公共セクターにおける投資の過半が外国援助によって賄われているということにより解る。ネパールを援助してくれる国は多い。インド、中共、米国、英国、ソ連、西独、パキスタン、ニュージーランド、オーストラリア及び国連の諸機関に亘っている。援助の規模と種類は援助国によって異なっている。援助は、現金の供与ないし借款、商品援助及び技術援助の形で受入れている。ネパールの国民一人当たりの所得が低いため、生活水準を一応満足な水準にまで引揚げるに足る規模の投資に必要な国内資本形成が障げられている。外国援助は、資金援助も技術援助もともに、国内貯蓄ギャップを補填するのみならず、経済開発促進の基盤を形成するので、極めて重要視されている。過去数年間に相当の努力を傾け国内資源の稼動につとめたため、投資規模は拡大された。しかし自由に使える資源は、増大する投資需要を賄うには依然として不十分である。
2. 援助に関するネパールの政策は、経済開発上の要請と開発目標及び戦略により決定される。ネパールの長期政策は自立と外国援助依存度の漸減とを目的としている。しかし、現在の低国民所得を前提すれば、ネパールは今後長年に亘って、国内自助努力の限界を越えた成長率を達成するため外国援助に依存せざるを得ないと思われる。ネパールは、経常支出は国内財源から賄い、外国援助は投資計画にのみ充当するように努めている。国策として、ネパールは軍事援助を受け入れないことにしている。これは、近隣諸国との関係においてネパールは中立的役割を果たしたいと考えているからである。援助については、その規模だけが問題なのではなく、援助の使用目的も劣らず重要であるということが最近増々深く認識されるようになった。
3. 必要外国援助量は、通常5年間をカヴァーする中期開発計画全体のコンテキストの中で決められる。また出来るかぎり、外国援助を求める国とその外国援助を必要とする部門も決められる。援助要請内容の詳細は、年度開発予算の編成時に決められる。

4. 援助の行政と調整の衝に当る機関は、大蔵省外国援助局である。外国援助を求めるプロジェクトは、実施官庁の手で準備された後、国家計画委員会（National Planning Commission）に移牒されそこで審査され承認される。プロジェクトは国家計画委員会で承認後、予算化されるために大蔵省へ送られる。大蔵省は提出されたプロジェクトを検討し、適当な援助供与国にアプローチする。関係省庁は独自に援助供与国にコンタクトすることが出来ない。経済援助にしても技術援助にしても、全ての外国援助に対する要請は、大蔵省によって承認されることが必要であり、かつ同省を通じて行なうこととされる。実施機関は、大蔵省に対しプロジェクトの定期的進捗状況報告を送付し、また、国家計画委員会と関係援助供与国にも写しを送付する。実施過程で生ずる困難は大蔵省に通報され、大蔵省は、これを関係援助供与国に伝達し必要な是正策を求めるようになっていく。2～3のプロジェクトの場合、実施官庁、大蔵省及び援助供与国の各代表から成る混合運営委員会を設け、実施業務の促進を計っている。
5. 1968年に経済計画省を廃止し、国家計画委員を設けたが、これに伴ない、外国援助局は大蔵省に移管され、大蔵省は国の年度開発予算編成の衝に当ることとなった。計画別に支出を確定し、計画を国家開発目標と関連づけ、かつ、年度開発予算を中期計画上の優先順位と諸計画と密接な関連づけを行なう目的で、本年に入り計画別予算化システムが採用された。7月15日に終る会計年度の終了6カ月以前に、大蔵省は他省庁に対し、次会計年度に行なうプロジェクトとプログラムの提出を要請する。各省庁が記入して提出するフォームは、プロジェクトの経済的妥当性、技術を有するマンパワーと外貨の必要量、継続プロジェクトの進捗状況等を査定出来るように作成されている。提出フォームは大蔵省に新設された経済分析局で分析、検討される。5月中旬までには、次会計年度の開発予算に編入されるべきプロジェクトとプログラムが最終的に決定される。このプロジェクト・リストをもって、外国援助局は、次会計年度に対する確実な資金コミットメントを得るために援助供与国にアプローチする。
6. 大蔵省は、外国援助を含む資金の使用及び使用の進捗実態を追跡調査する任をもっている。実施官庁は資金の使用と成果につき四半期報告を提出し

なければならぬ。若干の援助供与国は、現場で、プロジェクトの進捗を観察し、大蔵省に報告するためにも要員を派遣している。

7. プロジェクト別に見ても分野別に見ても、援助の選考に関する規定の規準というものはない。しかし、投資の全般的な優先順位は開発計画により定められており、外国援助の必要量はこれらの全般的な優先順位系列に適合されている。運輸、電気及び灌漑は現在援助の大部分が投入されている分野である。
8. 技術援助によってもまた、ネパールは、大きな恩恵を蒙っている。技術援助は、専門家及び顧問、ならびにネパール人研修員に対する研修施設という形で供与されている。技術援助に対する要請は、中期計画中の優先順位及び実施官庁からの要求に基づいて行なわれる。研修員候補者は実施官庁のスタッフの中から選ばれられるが、若し適当な候補者が部内にいないときは、部外から選ばれる。言語能力と資格要件が検査される。援助供与機関によっては自ら選考を行ないオリエンテーションも行なっている。研修員は、帰国後最低5年間は政府で働くという誓約書に署名することを求められる。
9. ネパールで働いている外国人専門家は、一定の特権と免除を享受している。所得税、輸入税及び物品税が免除される。また、収入残は額を問わず外貨送金が許されている。目下、特権と免除を詳細に規定する規則を作成中である。
10. ネパールの計画経済開発における経験は未だ浅く、第1次計画が完了した1956年に遡るに過ぎない。経済の動きに関する極めて重要な知識は殆んど不足しており、計画担当者が、中期についてさえ健全かつ現実的な計画を準備することに支障を来している。外国援助をこなす能力は、プロジェクトの準備作成及び実施のための訓練された要員の不足のために限定されている。その結果、道路、動力及び灌漑分野の大型プロジェクトの多くは、援助供与国が自らの手で企画し実施している。誓約済みの援助や借款が、実施の遅れや適切なプログラム作成能力の欠如により十分に使用されなかったり、全く無駄にしてしまった事例もある。しかしながら、このような不備は、行政部門における訓練され技能を身につけた要員の充実と経験の積重ねに伴ない、徐々に取除かれつつある。



## ニュージーランド

### 第1章

#### 援助関係法令

1. コロンボ・プランに基づくニュージーランドの援助行政は特別の法令により規制されているわけではない。公共支出に関する一般立法と手続が適用されるだけである。
2. 政府の支出計画全体の中でコロンボ・プランのための財源は、外務省と大蔵省の助言に基づいて政府が決定している。

### 第2章

#### 援助計画の実施政府機関

3. ニュージーランドのコロンボ・プラン計画を執行する第1義的責任を有する政府機関は外務省である。1950年代の初めに、外務省の外局として対外援助局が計画執行のために設立された。数年来、同局は、英連邦アフリカ援助特別計画（Special Commonwealth African Assistance Plan）、英連邦教育計画（Commonwealth Education Scheme）及び西サモアに対するニュージーランドの援助計画の一部等、多くの他の計画に関する行政をも併せ行なりようになった。同局は、国連の技術援助計画の専門家の派遣をも行っている。コロンボ・プラン行政の日常事務は外務省の対外援助局で行なわれているが、大蔵省は資金援助プロジェクトに対する支出額を決定するに当り重要な役割を演じている。
4. 1969年ニュージーランドで開催された国家開発会議（National Development Conference）の勧告では、援助はこれまでよりも一層緊密にニュージーランドの財と役務に結びつけるべきであるとされている。現金の無償供与よりもニュージーランドの財と役務により大きな重点を置く進歩的かつ野心的な援助計画は、対外援助のスタッフの充実と民間部門とのより緊密な連携を必要とする。
5. 政府はまた海外協力隊を援助している。海外協力隊は、東南アジアと南西

大平洋で働く協力隊員を募集する非政府機関である。

### 第3章

#### 行政機構に関連する援助政策

6. 援助政策の策定は、問題の重要性に応じて異なるレベルで行なわれている。援助政策は、外務省と大蔵省の助言に基き、外務大臣が提出する報告に基づいて内閣が決定することもあるが、一般には、外務大臣（及び大蔵大臣）または外務省の幹部により決定されている。
7. 援助政策が議会の見解と世論を大きく反映することは言いまでもない。コロombo・プランはニュージーランドの議会と世論によって高く評価されている。過去1～2年の間に議会と世論は、コロombo・プラン予算の水準を引上げる上に一層大きな影響力を持つに至ったことは事実であろう。
8. 資金援助の分野における優先順位決定の基準は次のとおりである。
  - (1) プロジェクトないしスキームは受入国の開発計画において高い優先順位をもつこと、即ち、受入国政府が自ら、そのために、土地、材料ないし労働力に相当の投資を行なう用意があること。
  - (2) プロジェクトがはっきりした経済価値を有し、かつ、比較的速やかに生産増加をもたらすか、または、教育機関の設置の如く、経済開発に対する継続的長期投資をもたらすこと。
  - (3) プロジェクトはニュージーランドが特に知識と経験を有する分野のものであること。
  - (4) プロジェクトは、出来れば、技術援助と資金援助との結びつけを可能にするようなものであること。
  - (5) 最も必要としている人々が現実にその利益にあずかること。
  - (6) プロジェクトは、受入国とニュージーランドにおいて良いイメージをもつこと。
  - (7) 行政コストを出来るだけ低く押えること。
9. 技術協力に関しては、受入国は、研修員の約3分の1を、学部留学や大学院留学コースではなく、短期特設の研修コースに参加せしめることを期待する。ここでも、受入国は、ニュージーランドが特に知識と経験を有する分野に



おける研修受入を求めることが望ましい。

10. コロンボ・プランのための財源は毎年議会により予算化される。数年来、長期計画に関する限り何の問題も生じていない。過去において議会で予算化されたが当該会計年度中に支出されなかったものが今後の使用のために信託勘定に積み上げられているからである。その結果、妥当な範囲の将来にまたがる計画の遂行を可能にするに十分な財源が近年使用可能となっている。
11. 国別、援助分野別、プロジェクト別、いずれをみても、予算配分上硬直した規則はない。従ってニュージーランドは、そのコロンボ・プラン計画では柔軟なアプローチを採用することが出来た。
12. ニュージーランドのコロンボ・プラン予算の約半分は、近年技術援助に支出されている。しかし、1970年3月31日に終る会計年度の計画は資金援助の方により大きな重点を置いていることは事実である。
13. ニュージーランドによるコロンボ・プラン援助の大部分は二国間ベースのものであるが、インダス河スキーム及びラオスのナム・グム・ダム計画に対するニュージーランドの拠出は大きな例外である。
14. 援助受入国は、一定期間に亘り供与されうる援助の上限については知らされないことになっている。一般に、ニュージーランドは、開発途上国からの援助要請がニュージーランドでアヴェイラブルな資源の範囲内に収まるものであれば検討する用意がある。
15. 技術援助と資金援助のバランスを保つための方策は特にない。技術援助支出は逐年予測される水準で行なわれている一方、資金援助支出は、承認済みのプロジェクトの進捗状況に応じて大巾に変わりうるものである。総じて、資金援助支出は技術援助支出を上廻っており、この状態は今後も続くものとみられる。このことは、勿論、この分野でのニードが一番大きいということによるものである。
16. ニュージーランドのコロンボ・プラン援助で、今後民間部門が目立った役割を果たすことが考えられる。既に述べたとおり、国家開発会議は、ニュージーランドの援助はもっとニュージーランドの財と役務を利用すべきであると勧告している。資本の純輸入国としてニュージーランドは、外貨の大きなロスを招く援助計画は行なうことが出来ない。民間部門がニュージーランドのコロンボ・

プラン援助を増加させる目途をつけることを希望するものである。しかしながら、ニュージーランドの産業開発水準からすれば、大規模援助プロジェクトを組む能力はもっていない。

17. 政府は、ニュージーランドとして、国連決議により、最低限国民総生産の1パーセントに当る額の財源を毎年開発途上国に供与するために努力をすることに同意している。政府は1パーセント目標に向かって着実に進むつもりである。しかし、ニュージーランドは、自国の開発目的のために資本の純輸入を行なっている国であり、この目標の達成には時間がかかるであろう。

#### 第4章

##### 援助供与国の援助行政

18. 外務省の対外援助局は、同省最大の局の1つではあるが、比較的少規模で総員は僅か27名である。
19. その結果、同局には、特に、ニュージーランド国内のコロンボ・プラン留学生と研修員、ならびにアジアに派遣されているコロンボ・プラン専門家に関する行政事務で、重負担がかかっている。
20. しかし、1969/70会計年度につきコロンボ・プラン年度予算が200万、から400万ニュージーランド・ドルに倍増したので、拡大された援助計画の遂行を成功裡に行なうために、今年若干の要員増加が行なわれる。
21. 現在対外援助局は2つの大きな課に分かれている。1つは資金援助・専門家課で9名の職員から成り、他は研修課で16名のスタッフ、その他計理、支給、タイプ及び記録等の補助業務員がいる。
22. 対外援助局の職員は殆んど大学卒であるが、多くは若い職員で、極く少数の幹部職員だけが開発途上国で生活ないし勤務したことがあるに過ぎない。
23. その結果、在アジア・ニュージーランド公館及び例年の外務・大蔵幹部要員のアジア訪問使節団は、ニュージーランドの多くのコロンボ・プラン・プロジェクトの実態及び規模を決定する上に重要な役割を演じているが、これは必ずしも不自然なことではない。
24. ニュージーランドの経験に照しいえることは、在外公館が、留学生と研修員の選考、海外派遣中のニュージーランド人専門家及び顧問に関する行政事務な

らびに資金援助及び技術援助の各プロジェクトに関する受入国側との折衝を行なう上に極めて重要な役割を果たすということである。アジアにはニュージーランドが外交官を駐在させていない国が数多くあり、資金援助プロジェクトと専門家に関する管理行政が最も重負担となり手間どるのは、往々にしてこれらの国においてである。

25. 同様の問題が、実館を置いていない場合の研修計画の管理行政についても生じる。例えば、アフガニスタン、パキスタン、ネパール及びカンボディアからの研修員候補者の選考と決定は大変な困難を提起している。在外公館がない場合の研修計画は成功率が一般に低いということは事実であろう。
26. コロンボ・プランに基づくニュージーランドによる受入は、受入国の経済・社会進歩に重要であってニュージーランドが提供しうる全ての研修について行なわれる。どの分野の研修受入を利用するかは各域内国政府の決定に委ねられている。一般の受入に加えて、一定数の英語の教師の受入も用意されている。現在既にニュージーランドに学部留学生を送ることをやめた国もあれば、他方受入の大多数が学部留学生という国もある。ニュージーランドでは、コロンボ・プランによる学生の学部留学の分野に対する規制は殆んどない。ただ、多年に亘り医学校はニュージーランド自国の要請を充すに充分急速な発展を遂げていないので、医学分野のみ例外である。
27. 特設研修コース参加者の選定には、ニュージーランドの在外公館が大きく関与し、割当コースにおいて候補者が研修成果を挙げうる能力に関する館員の意見に対し、対外援助局は大きなウエイトを置いている。英語能力は各種の方法で試験されている。英語能力は若い学部留学生よりも短期研修員にとって重要である。コロンボ・プラン研修員候補者（年間200名に及ぶ）の選考は全て研修課長の監督下にある1人の幹部職員によって行なわれている。同職員は、特設研修コース（一般に政府の各省庁に付属して設けられる）の参加者選定に当り、研修に関する事柄につき各省間の連絡の衝に当たる職員の輔佐を受ける。
28. 外務省は、全ての学部留学生その他適宜到着する研修員に対しオリエンテーションを試みている。オリエンテーション・プログラムは、3カ月の速成英語コースに参加する必要がある学生に対しては、11月に、また、英語能

力が充分で直ちに学習に入れる学生に対しては2月に、それぞれ実施されている。これら正規のオリエンテーション・プログラムは、年少の学生が大学について行けないことのないように安全な即席の足掛りを与えるという重要性をもつものと見做されている。最初の2～3カ月は、新入学生は注意深く指導され、またその学習ぶりは緊密な観察をうける。

29. 在外公館は援助要請の評価に際し重要な役割を演じるが、他方、国内官庁その他機関は、特定プロジェクトにつき最終決定が行なわれる前に常に協議を受ける。対外援助局及び在外公館の数の力が低いため、かかる協議はどうしても必要となる。
30. 多くの事例において、要請案件ならびにそれがニュージーランドに対して持つ意識に関する詳細報告を徴するため、特別のコンサルタントないしコンサルタント・グループを援助要請国に派遣することが必要となることがしばしば起る。
31. 全ての専門家、顧問及びコンサルタントの人選と彼らに対するブリーフィングは、関係官庁等の助言と援助の下に対外援助局が行なっている。ニュージーランドのコロンボ・プラン専門家は、多くの分野をカバーしている。これら専門家は、マレーシアにおける教師、ヴィエトナムにおける医療要員及びタイにおける道路建設要員の3つのグループをなしている。

## 第5章

### 援助供与国間の調整

32. ニュージーランドのコロンボ・プラン計画は、現在援助供与国間で公式の協議取極の必要性を感じるほど大きくはない。ニュージーランドの援助活動と他国の援助活動との重複は殆んどない。
33. 要員・資材及び資金ソースが比較的限られているため、ニュージーランドは、行動の自由を必要とし、援助供与国の会議で採り上げられる提案に対しあまり厳密にコミットすることはできない。しかしながら、これら提案を受容る前に、ニュージーランドの在外公館及びコンサルタントは、他国の政府またはその機関が同一分野においてプロジェクトを有するか否かにつき照会を行なっている。ニュージーランドは相当程度、開発途上国に対する援助の特定のも

の例えば、酪農、農業教育、一般教育、技術訓練、英語教育及び医療と外科に特化している。

## 第6章

### 援助レビュー

34. 対外援助局は、常に援助プログラムを変化する環境に適応させるべく努力している。ニュージーランドのコロンボ・プラン技術援助及び資金援助のすべてに関する公式のレビューは行なわれたことはないが、特定の国を対象に、援助のレビューがコロンボ・プランの調査団により時々行なわれている。研修計画及び滞国研修員に関する多くの研究が適宜行なわれている。
35. 更に、毎年議会でニュージーランドのコロンボ・プラン計画に関し広く論議されている。
36. ニュージーランドのコロンボ・プラン援助は、さして大きくはなく、過去の援助及び現在の政策に関する全般的な検討はさほど必要ではない。

## パキスタン

1. 1947年の独立直後、パキスタンは、国民の生活水準向上の問題に直面し、国内の開発事業の調整を計る機構の必要を悟り、以下の作用を営む開発庁（Development board）を1948年2月設置した。
  - (1) 利用可能資源の最効率使用を計るために中央政府と州政府の開発計画を調整すること。
  - (2) 開発計画間の優先順位につき勧告を行なうこと、ならびに、
  - (3) 全ての部門が一様に発展することを阻げる隘路や困難を除去するために開発計画の進捗を観察すること。
2. 開発庁は、開発全体に影響する基本政策事項ないし特定の側面に関してメモランダムを作成し、開発に関してアイデアと情報の交換所として機能し、かつ、閣僚に対して開発を助成するアイデアや計画を提供する。
3. 開発庁設置直後、国の経済政策全体を制定し、かつ、各種経済官庁間の調整を一緊密に行なう機関の必要性が感じられた。このため1948年3月経済省（The Ministry of Economic Affairs）が創立され、開発庁の機能はこれに引継がれた。後同省は大蔵省と合体しその外局となった。2年後、中央統計所（Central Statistic Office）と呼ばれる統計機関が、開発企画に所要の統計データを提供するために設立された。
4. 第2次大戦後の数年間は、低開発世界の経済開発の歴史で決定的重要性をもつ国際協力による持たざる国の開発という考えは、国連とともに、開発の進んでいない国において「生活水準の向上、完全雇用及び経済・社会の進歩・開発条件を推進すること」を追求する先進国側で認められつつあった。「世界経済の中で開発の遅れた国に対して、よりよい地位を与えることによって世界全体の経済安定と生産性」の向上を推進するために共同の努力を行なう必要が認められた。かくして、工業国によって達成された科学と工業の進歩の恩恵が、世界の不運な国の改善と成長のために与えられることとなった。トルーマン大統領は1950年にポイント・フォー計画を発表し、世界の低開発国の開発に米国が全面的に参加することとなった。同年にコロombo・ブラ

ンが生れた。1950年5月シドニーで開かれた第1回協議委員会で、同地域の英連邦諸国は、1950年7月1日より6年間をカバーする開発計画を作成することを決定した。その結果、パキスタン政府は開発6カ年計画を作成したが、事実、同計画は、その後の開発企画の基礎をなしている。

5. 1953年、国家計画庁（National Planning Board）が設置された。同庁は、1955年－60年の期間をカバーする最初の5カ年計画を作成した。同計画は、経済開発を加速する最初のシステムテックを試みであった。
6. それ以来政府の諸政策はますます開発指向の型をとるようになった。それに従い企画と開発の機構は一層強化され、企画と行政（ないし実施）機構間の緊密な協力と協調を助長するように組織された。この方向に沿って次の措置がとられた。
  - (1) 国家開発庁の地位は、同庁よりも広汎な権限を付与されている計画委員会（Planning Commission）の地位に準ずるものとされた。計画委員会は行政的には、行政府の長、即ち大統領（同委員会の議長となる）の下に置かれる。副議長たる同委員会の委員長は、中央政府の閣外大臣の地位を与えられた。もっとも委員長は全ての閣議に出席することができる。同委員会の行政面、即ち計画局は大統領府の一部であり、中央政府の他省庁とヒエラルキー上同等の地位を享受している。
  - (2) 経済庁は、大統領府の一部で、計画委員会副議長の下に置き、これら両機関の間の緊密な協調体制を期した。中央統計所は、経済庁の付属機関となった。
  - (3) 殆んどの省庁等に計画室を設けた。
  - (4) 計画委員会類似の機構を州政府にも設けた。各州は、計画委員会が全国的に行なっているのと同様の機能を州レベルで行なり計画・開発省（Planning and Development Department）を持っている。各州の計画・開発省には付属統計所がある。
  - (5) 国家経済審議会（National Economic Council, NEC）が、大統領を議長とする最高の経済機関として設置された。国家5カ年計画、同計画の枠内で毎年作成される年次開発プログラム及び所定の予算枠を越える州と中央の開発スキームの承認を行なうのが同審議会の任務である。国家経

済審議会は最高首脳部による構成になっているためひんばんな会合は望めない  
ので、同審議会に運営委員会 (Executive Committee, ECNEC) と呼  
ばれ大蔵大臣が司会する下部機関が後から設置された。ECNEC は、特定の分  
野で審議会に代り、またその他分野では審議会の承認を条件として、決定を  
行なう権限を与えられている。

#### 計画立案

7. 所要外国援助は、国家開発計画の枠内でプログラム化されるので、これら  
計画の作成ならびに開発プロジェクトの検討と承認手続のメカニズムを若干  
詳細に記述しておくことが有益と思われる。
8. 5カ年計画の立案は、計画委員会で作成の基本枠から始まる。この基本枠  
は、国民所得、貯蓄、投資、税、輸出入というオーバオールなタームで予備  
的ターゲットを設定する。この基本枠は、中央、州両政府の全ての機関で討  
議した結果をもとにして修正され、国家経済審議会に提出されその内諾を得  
る。
9. この内諾があった後、立案のこまかい作業が始まる。各部門について割当  
を要求する具体的プロジェクトとプログラムが作成される。これらの競合す  
る要求はすべて、オーバオールな国家目的の見地から計画委員会において分  
析・再検討され、最終プランがこれを基礎に作成される。各省庁の競合する  
要求が最終的に解決され5カ年計画中にとり入れられるプロセスは、決して  
完全なものではなく今日なお、強引で整備された機構をもつ省庁が有利とな  
っているが、このことは必ずしも適当とはいえない。もっとも計画委員会は、  
これら要求を客観的に評定し、立ち遅れた経済部門の成長をスピード・アッ  
プする機構上の諸措置を勧告する試みは行なっている。

#### 年次開発プログラム

10. 5カ年計画を実施する基本的な手段は、計画委員会が大蔵省及び州政府と  
協議して作成され、国家経済審議会の承認を得る年次開発プログラム (An-  
nual Development Programme ADP) である。年度開発プログラムは、  
計画執行上所要の柔軟性を持ち、多年に亘る経済情勢の推移に合わせて計画  
の秩序ある手直が出来るよう作られている。
11. 年次開発プログラムの作成手続は、大蔵省の予算作成手続に全面的にとり



入れられている。財源見積の詳細作業がADPの規模等の決定に先行する。これと平行して、プログラムの外貨所要分につき出来るかぎり現実的な見積作業も行なわれる。

12. 国家経済審議会の通達によれば、いかなるプロジェクトもスキームも、関係官憲により承認され所定の政府機関をクリアしたものでないかぎり、ADP内に編入することはできない。開発計画の検討と承認に関する現行手続の主要点は次のとおりである。
  - (1) 州の計画で500万ルピー（経常外）ないし200万ルピー（経常）を越えないものは、中央政府に諮ることなく州政府独自に承認することができる。同様に、中央政府の計画で、250万ルピー（経常外）ないし50万ルピー（経常）を越えないものは、大蔵省と協議はするが、計画委員会に諮ることなく、中央政府省独自に承認することができる。しかし、5カ年計画に含まれていない計画はすべて、その経費いかんを問わずCDWPとECNECに提出することが必要とされる。この規制は、5カ年計画の権威を担保することを狙いとするものである。
  - (2) 上記の如き予算上の制限を越える経費を要する中央・州両政府の計画は、すべてECNECの運営委員会の承認を必要とする。ECNECに提出される前に計画は、中央開発作業部会（Central Development Working Party CDWP）として設置される各省間委員会で検討される。この作業部会は、2,000万ルピー以上要する計画の場合は、副議長が、それ以下の計画の場合は、計画局の局長が主宰する。作業部会には2州の計画・開発省、中央政府の関係省庁ならびに、中央政府と州政府の各大蔵省それぞれのしかるべき代表も加わっている。
  - (3) 州政府の権限範囲に属する計画の検討と処理のために、州政府は、その計画省担当のAdditional Chief Secretariesが主宰し、州知事に勧告を行なう州政府開発作業部会を設立した。
  - (4) 中央及び州の各開発作業部会で審査を要する計画はすべて、これら作業部会に代表を出しているすべての機関に提出され、これら機関により順次的にはなく同時的に検討される。この遣り方により計画検討の促進を計っている。

(5) 上述の如き審査をパスしたプロジェクトのみが年次開発プログラムに掲  
上され、従ってまた援助価値あるプロジェクトの表にも掲上される資格を  
もつ。

13. 民間部門の計画に関しては、産業投資計画 (Industrial Investment Schedule) が5カ年計画の枠内で各産業の大まかなターゲットをきめている。同計画には柔軟性が与えられており、特定分野での投資圧力が高まれば必要な計画修正が行なわれるようになってきている。産業投資計画に基づき企業に対し国内資金の一部とともに外貨をも貸付ける開発銀行が2つ (パキスタン産業信用・投資公社 (Pakistan Industrial Credit and Investment Corporation) 及びパキスタン産業開発銀行 (Industrial Development Bank of Pakistan)) ある。
14. 経済進歩の効果測定は企画立案にとって重要な要件である。年次計画及び5カ年計画のオーバ・オールな経済効果測定は計画委員会の任務である。同委員会は、前年度の経済成果と失敗を評定した報告書を大体、毎年国家経済審議会に提出する。同委員会はまた、5カ年計画の進捗に関する特別レビューを随時発表する。

#### 年次開発計画

15. 年次開発プログラムは、大体において公共部門に限定されている。5カ年計画が公共と民間両部門をカバーするにも拘らず、年次計画の方は経済全体をカバーしていないことが分かる。この欠点を改め、民間部門の企画と政策立案の仕組を改善し、かつ、年度ベースの経済パフォーマンスの評定・再検討等のより効果的なメカニズムをつくらうというので、年次開発プログラムという構想が生まれたのである。民間部門の計画改善を計るということは、政府規制の強化を意味するものではなく、民間の意思決定に対する直接規制と行政の介入を少なくし、かつ、マーケット・メカニズムを通じインセンティブを与える間接政策手段をもっと採用するために現行慣習を合理化し簡素化することを意味する。年次計画は、1968-9年に初めて試みられた。年度別計画の最初の試みとして、意図されたほどには包括的なものではなかったようである。それにしても年度別計画は、計画過程のエバリュエーションに1つの新段階を画した。将来年度別計画は次の如き主要要素を含むことになる

う。

- (1) 前期の経済パフォーマンスの評価と5カ年計画というオーバ・オールな枠内における次年度の開発戦略
- (2) 達成すべき主要目標、即ち、国民総生産、投資、貯蓄、輸出、消費及び雇用の目標の設定
- (3) 当該年度に使用可能な内外の財源の算定
- (4) 公共と民間の各部門における投資計画及び主要部門（分野）の達成すべき物理的目標の各概略
- (5) 各種の目標達成に必要なとなる経済政策の大綱
- (6) 特に国際収支ポジション、オーバ・オールな雇用機会、価格と賃金の安定その他経済の重要エレメントをもとり入れた部門別プログラムと達成目標の分析

#### 資金援助のプログラミング

16. パキスタンが受入れる資金援助のプログラミングは、計画委員会と経済庁とが協議して行なっている。計画局は、援助要請の作成に関する準備作業を行なう。5カ年計画の作成過程において、計画委員会は、最初の外国援助見積りを作成する。年次開発プログラム作成時に同見積りの詰めが行なわれる。外国援助所要のプロジェクトの作成が終り、承認されると、援助価値あるプロジェクトの表に掲げられた上、援助総量が全てをこみで最終的に決定され、計画委員会がコンソーシアム諸国と交渉する。援助額が合意され援助供与国の誓約が発表されると、供与援助の執行と使用は経済庁に移される。
17. 計画委員会は、受入側と援助要請見積りのために定期的に会合する援助供与側の双方に対し一種の事務局として、また、協議機関としての役割を果たす。この援助の主な使用者は、援助要請で計画委員会や経済庁と常時接触をもつ州政府である。州政府は、年度別外国援助予算と同援助所要のプロジェクトのリストを作成し、毎年作成される援助パッケージにとり入れてもらうために計画委員会と経済庁に同時に提出する。経済庁と計画委員会は援助供与国と常時連絡を保っている。
18. 計画委員会は経済情勢一般及び外国援助のプロジェクト・レベルに到るまでの使用状況に関するレビューと共に、常時、世銀の年度経済使節団の来

訪時には特に、外国援助状況につきレビューを行なっている。

#### 資金援助行政

19. パキスタンにおいて援助行政の主要な場は経済庁である。同庁は、1948年に設置された経済省の後身である。同庁の現行の機能は次のとおりである。
- (1) 外国政府及び諸機関からの経済援助所要量の見積りと援助確保の交渉。
  - (2) 国連経済社会理事会、エカフェー、中央条約機構（CENTO）、東南アジア条約機構（SEATO）、英連邦連絡委員会（Commonwealth Liaison Committee）及び英連邦経済委員会（Commonwealth Economic Committee）についての経済関係事項。
  - (3) 外国政府及び諸機関がパキスタンに対して行ない、かつ、逆にパキスタンがこれら外国政府及び諸機関に対して行なう技術援助の必要見積りと同援助交渉。
  - (4) 貿易、物価、産業統計、国民所得、社会統計等に関する統計データの収集、編さん、分析及び刊行
20. パキスタンは、コロンボ・プラン以外の各方面からも援助を受けている。従って経済庁は、援助ソースに応じて部と課に細分されている。四つの部があり、それぞれ大勢の職員と次長があり、資金援助を所掌している。コンソシアム部、米国AID部、社会主義諸国部及び世銀部がある。これらは、各部の名称が示すソースから受入れる援助行政を所掌している。コンソシアム部には調査・統計室があり、名前の示すように、受入援助に関する統計情報を受持っている。米国AID部は、技術援助を含む米国AIDより受ける援助のみを所掌している。世銀部は、同庁の負債支払課と会計課の事務をも所掌している。これら4つの部に加えて、パキスタンが受入れあるいは供与する技術援助の行政、そのプログラミング、実施、効果測定及び政策事項を専管する大きな部がある。また、同庁にはいわゆる「考える部」があり専門のエコノミストがスタッフになっており、対外経済政策部と呼ばれている。経済庁の機構図は付表として別添した。
21. コロンボ・プラン加盟国からの援助の大半は、毎年会合するパキスタン・コンソシアムがチャンネルとなっている。パキスタン政府が提示する次年度の援助要請に基づいて、コンソシアム諸国が援助誓約を行なう。次いで経

経済庁がこれら誓約援助の使用プログラムを作成する。使用プログラムは、年度別開発プログラムに掲げられているプロジェクト等に基づき、かつ、個別援助供与国との交渉で決まった借款または信用の供与条件にも基づいて作られることはいうまでもない。経済庁は、供与国と各借款または信用に関して協定を結ぶ。使用プログラムは2つの部分に分かれる（1つはプロジェクト他は商品）。同区分の下に更に民間部門へのプロジェクト援助の別枠割当があり、年度別計画に定められたところに従い、パキスタン産業信用・投資公社、パキスタン産業投資銀行、パキスタン農業開発銀行等の金融機関に使用を委ねられる。民間部門に対する商品割当は、大蔵省と協議の下に一括商務省の使用に委ねられる。この各国の供与の一括割当は、輸出入管理長が最終使用者に対しライセンスを発給して使用する。公共部門について、プロジェクト援助の割当は、2州の政府及び中央政府省庁に関する年度別開発プログラム上の所要分に基づいて行なわれる。公共部門の機関に対する商品援助の割当は、大蔵省と協議して経済庁が行ない、同部門の諸機関の使用に委ねられる。

22. 資金援助は殆んど例外なく借款か信用の形で受入れられるので、以下に経済庁内における借款・信用の扱いぶりを説明する。

#### 信用等の扱い

23. 外国借款は2つに大別される。

(1) 非プロジェクト（商品）借款

(2) 次の2つに分類されるプロジェクト借款

イ、中央政府が公共・民間両部門のために受け入れる借款、及び、

ロ、国内諸機関が契約当事者となるが外為支払いにつき中央政府がギャランティーを行なう借款。輸出／生産者信用（Export/Supplier Credit）もこの分類に入る。

#### 借款の転貸

24. 非プロジェクト借款については中央政府のみが債務を負う。政府省庁、独自の団体ないし民間機関等、非プロジェクト借款を使用する機関はすべて商業銀行が船荷書類を配達した時点で、現金支払いを行ない、パキスタン中央銀行の中央政府勘定に預託され、中央政府は借款の元金の返済と利子支払い

の義務を負う。

25. 中央政府の受入れたプロジェクト借款は、中央政府の借入条件と同じ条件で州政府に転貸しされ、借款の返済と利子支払いは州政府の義務となる。為替危険負担も州政府が背うことになる。州政府は、商工業分野の諸機関・団体に対し、商工業分野以外の分野におけるプロジェクトの経済性をベースにして決定される金利で、更に再貸付を行なうことが必要とされる。しかし、これらの金利は、いずれにしても借入金利以下であってはならない。中央政府により定められた返済期間が借款の返済期間より短い場合は、借入先は、借款返済期限到来までの間の為替危険課徴金として0.5%ないし1%分支払わなければならない。
26. 中央政府の公社・公団の場合は、上で州の諸機関・団体について説明したのと同じ条件で行なわれる。
27. 民間部門については、政府の政策として、金融機関、即ち、パキスタン産業信用・投資公社及びパキスタン産業開発銀行を通じて再貸付けを行なう。これらの貸付けは、PICICに対しては6.5%の金利または同公社の借入金利のいずれか高い方の金利で、また、IDBPに対しては6%または同行の借入金利のいずれか高い方の金利で、それぞれ行なわれる。しかし同公社及び同行は、民間に8.5%の金利で再貸付を行なうことを要求されている。また、これらの再貸付は最終使用者より10年以内（この期間が、当該借款の返済期間内に可能であることを条件とするが）に返済を求めるということも決められている。10 lakhs ルピー以下で、かつ、15年間ないし当該借款期間の再貸付の場合は、10 lakhs ルピーまたはそれ以上の額の再貸付けいずれか、低い方がとられる。再貸付回収期間が当該借款の返済期間より短い場合も、中央政府は、為替危険課徴金として0.5%ないし1%分を徴収する。
28. ギャランティ―された借款（即ち、公共部門の機関ないし輸出／生産者信用を含む金融機関が直接借款の契約当事者であるが、中央政府が為替支払をギャランティ―しているもの）の場合は、借入先が自ら、借款の返済、利子支払、コミットメント・チャージ等その他の課徴金を支払う責任があり、また為替危険も自ら負う。しかしながら、民間筋の場合は、金融機関が貸付先の民間筋より8.5%の金利を課徴しなければならない。仮りに、外国の再融資

機関が再融資条件を定めているような場合は、借款の回収はその条件に従う。農業開発銀行に対する IDA 借款はその一事例である。

#### 借款の返済

29. 中央政府借款（これは主として、米国 AID 借款，IDA 借款，英国借款，日本の円借款，その他の諸国の資金援助借款及び中共とソ連からの国家借款から成る）は、借款協定に規定された返済スケジュールに従い、政府が返済する。利子支払いは、貸手より支払い通知を受ける借款使用額について利子支払いが行なわれる。州政府の場合は、元金返済と利子支払いが同時に行なわれる。金融機関の場合は、当該借款の再貸付条件に基づいて行なわれる。
30. ギャランティーされた借款の場合は、支払い要求書が貸手より借手に送致され、借手は政府に、為替承認を求めこれを受けて借手は貸手に対し元金と利子の支払いを行なう。

#### 援助行政上の問題

31. 数年来経済庁は、援助行政上幾多の困難に遭遇した。最も由々しい困難は、承認されたプロジェクトの適切なリストの欠如と各諸機関の借款等の使用の遅れである。
32. 適切なプロジェクト作成こそが、援助供与機関の側からも経済庁自体の開発努力の観点からも経済開発の全分野における最も重要な仕事であることは同庁としても充分認識している。計画委員会と経済庁は、適切な技術と有能な経営の才及び適当なプロジェクトの作成と運営の両技能をしかるべく併せ持つ人材の開発の必要性を常に援助受入機関に対し強調するよう努めている。時と共に経験も積み、パキスタンの受入援助実施機関は、健全なプロジェクト作成上着実な進歩を遂げ、今では経済庁にとり適切なプロジェクト・リストの入手はさほど大した問題ではなくなった。プロジェクト作成は不断のプロセスをなすものであり、パキスタンが比較的単純な製造業の段階からより高度化した工業に進むにつれて、プロジェクト作成は当然より高い技術を必要とすることとなる。
33. 借款使用に関しては、経済庁は各ケースごとに常時フォローし、困難を整理するために関係機関と定期的検討会を開き、速やかな使用方法を探求している。遅滞なき使用に一層の努力を払うために、各州に知事が自ら主宰する

調整大臣委員会が設けられた。

34. 援助供与国側も、不必要なフォーマリティーと遅延をなくするために援助供与手続を検討することが等しく重要である。このような検討は、手続簡素化の観点から不断に行なわれなければならない。

#### 技術援助

35. 近代技術と高度の技能をもたない国に対する技術援助は、経済の加速成長目的を達成するために決定的重要性をもっている。マンパワーの生産性と効率は技能の質と種類に密接な関係がある。経済成長の進行過程において技術を持つ科学者エンジニア及び労働者の加速的投入は緊要事である。パキスタンは、教育と訓練の国内施設の拡充を通じ各種の技能の欠如を補充する努力を行っており、国内施設が急速に準備できない分野では技術援助を友好国より要請し受入れている。

36. パキスタンは多くの国と技術援助プログラムをもっているが、外国の技術の最も重要なソースは、コロンボ・プランに基づく相互技術協力プログラムである。コロンボ・プランは、国際技術協力のための最初の組織的な試みである。コロンボ・プランに基づく技術協力計画につき1950年に合意を見、加盟諸国よりの拠出で800万ドルの特別基金が発足した。技術援助行政に関するパキスタンのプログラム作成手続等は、コロンボ・プラン加盟諸国との協力関係の結果として出来上がったものである。これらの手続は、爾来パキスタンと他国との援助取極めのモデルとなっている。従ってこのペーパーではコロンボ・プランに基づき受け入れられる技術援助に焦点を絞ることとしたい。

#### コロンボ・プラン援助の行政とプログラム

37. 技術援助行政の機関は経済庁におかれている。同庁には、次長の下に技術援助部があり、効果測定室、計画・政策課、国連課の2課（1課は援助供与国としてのパキスタンを所掌し、他はコロンボ・プランに加盟していない欧州諸国からの全ての援助を所掌している。）を含む11の課より成り、各課長がいる。RCDとIPECCの技術協力プログラムを専管する課がある。その他は、コロンボ・プラン援助、中央条約機構、フォード財団、アジア財団等々を所掌している。技術援助部は、米国AIDの援助を除くすべての技術



援助の計画作成、実施及び効果測定を所掌している。パキスタンが受入側の場合であろうと供与側の場合であろうと、技術援助の政策と手続に関する全ての事柄は、この部によって行なわれる。

38. 経済庁において技術援助につき遵守されている手続は、以下のとおりである。

#### 計画作成

39. 暦年末に先立ち充分事前に、経済庁は1月1日から始まる次年度中の所要技術援助につき中央政府各省庁及び州政府省庁に照会を行なう。これら省庁に対しては、技術援助のニード作定につき、次の指導原理を守ることが要求される。

- (1) 援助供与側より示されたところに従い、研修施設、専門家の助言役務及び機材の数につき大体の見当をつけ、援助要請機関はこの範囲を越えて要請しないものとする。
- (2) 援助要請は、国家の開発プログラムの中で定められた優先順位に従い、かつ、殊に承認を受けたプロジェクトに関連を有することが必要である。
- (3) 研修員の在外手当等の経費に充当する所要外貨を確保すべきである。
- (4) 専門家と技術者の役務に関しては、パキスタン人技術者がいないこと、外国人専門家に対しカウンターパートを配すること、ならびに、専門家が到着と同時に任務を開始することが出来るよう所要準備を行なうこと、を明らかにすることが必要である。
- (5) 機材供与要請は、教育、研究または演示目的でなされることが必要である。

40. 各方面よりの援助要請を受けて、経済庁は、開発プログラムの優先順位と援助供与側より供与される財源に照して検討を行なう。計画委員会及び州政府の企画・開発省の代表を含む省庁会議が経済庁で開かれ、援助要請はそこで全面的検討を受け最終決定が行なわれる。この最終段階で、要すれば個別ない合同会議において援助供与側と検討を行なう。しかる後援助必要額が部門別に編成され、可能なかぎり分野別に中央政府と各州政府のシェアも明記される。かくしてプログラムは実施と処理を待つばかりとなる。

#### 実施

41. プログラム作成会議の終りには、関係各省庁は全体計画の中で所管関係のシェアと分野について一応はっきりと知ることが出来る。従って各省庁は経済が援助供与側と処理を進めるために適切な研修員候補の受入要請を同庁に提出することを求められる。要請は、所定のフォームで、受入要請年度の第1四半期中に経済庁に到するよう提出することが必要である。要請を行なうに際し次のルールを遵守しなければならない。

(1) 指名候補者は、関係省庁の Secretary または Joint Secretary が主宰する選考委員会によって承認されたものであること。規則により、各省庁はかかる選考委員会をもつことを必要とされる。

(2) いかなる候補者も、例外を認めるべき特別かつ充分の理由がなければ、他の技術援助プログラムに基づき過去に外国に行ったことがあれば、外国研修員に応募することができない。前回の外国研修から3年以内に第2回目の研修を受けることは問題外である。

(3) 50才を越えるものは、外国研修に応募できない。この規則は、当該省庁の大臣及び経済庁の承認があれば緩めることができる。

(4) 24才以下のものは、研修コースが純然たる学問研究でないかぎり、外国研修員に応募することができない。

(5) 研修員候補が研修修了後パキスタンに帰国することを確保するために、帰国しない場合に研修に要した総経費を返済する旨の誓約書を要請書に添付することを必要とされる。

#### 選考委員会

42. 専門家の助言役務に関しては、要請中に専門家を必要とする事由を詳細に説明しなければならない。特に、当該役務が国内で得られないこと、外国専門家が来れば必要なカウンターパートをつけ、いずれ専門家の跡を継ぐために必要な訓練を行なうこと、専門家はその任務を満足に遂行することが出来るよう必要な施設の提供につき満足な準備が行なわれていることが必要である。特別に設置された強力な委員会が、このような専門家要請事由を審査する。

43. 政府の政策として、外国専門家の役務は、これに代る役務が得られない場合に限って要請することとしている。専門家派遣要請事由については、次の

理由により、きびしく審査している。

- (1) 専門家は、派遣側がその給与を払うにしても、それにも拘らずパキスタンにとっては高くつく。パキスタンは専門家に対して、無料の住宅ないしその借料、無料の医療施設、公用旅行の際の旅費と日当を提供し、また、税免除、自動車、冷蔵庫、エアコン及び所定額限りの食料品と酒等を含む個人消費物品に対する課税免除を行なっている。
  - (2) 事務所、事務員、文具等々、専門家の任務に関連する全ての現地便宜を提供している。
  - (3) 1名の専門家に所要経費で、援助供与国は4名まで研修員を受入れることができる。
44. 機材供与要請に関しては特別の手続があるわけではない。供与要請機材は、要請先で国産されているものであり、かつ、教育指導ないし研究目的のものとされる。機材供与要請は、当該機材を使用する技術があることを明証しなければならない。これらの条件を充せないときは、機材は技術援助ベースに乗らない。

#### 効果測定

45. 海外に行く全ての研修員は、出国前に経済庁の技術援助部効果測定室に出頭しなければならない。効果測定室は研修員に対し研修に関連した必要なブリーフを行なう。帰国時にも同様効果測定室に出頭し逆ブリーフを行なわなくてはならない。帰国後3カ月以内に、研修員は規則により、所属先に研修報告を行ない、同写を効果測定室にも送付しなければならない。同報告書には、同人の受けた研修プログラムの評価、同人の職能を高める上に有益であったか否か、同研修コースの改善勧告等々が含まれる。研修員の効果測定室とのインタビュー及び報告書とこれに対する所属先のコメントにより、同室は、同研修プログラムを評価し、同プログラムの存廃につき勧告を作成する。
46. 一般的に、各種の技術援助計画に基づき派遣されて来る専門家や技術者に対し同一の手続が適用される。これら専門家や技術者は、効果測定室に到着と出発を通報し、勤務先の省庁等に定期的報告を提出し、また同写を効果測定室に送付することを求められる。

47. 研修員や専門家によるこれらの報告は、効果測定室による効果測定報告作成の基礎となる。効果測定は本質的にむずかしい作業である。援助供与国より受入国に移転された技術とその与えたインパクトを測定する計測器というものがないからである。効果測定を困難にしている他の要因は、外国に行く研修員が忠実に効果測定室に顔を出さないことと、帰国後研修報告を提出しないこととである。帰国研修員の勤務先である省庁等は、研修員の進歩向上を効果測定室に通知しないことが多い。また専門家も同室に定期的に報告していない。その結果、技術援助プログラムの科学的な効果測定が今日に至るも出来ないでいる。しかしながら、最近全ての省庁及び州政府に対し目的達成に協力を求める努力を行なっている。効果測定に使われる基準につき最近UNITARは有益な勧告を行なったが、これは効果測定作業を科学的基盤に乗せる上に大きな助けとなるものである。

#### 長期見通

48. コロンボ・プランの加盟国により行なわれる全ての援助はコロンボ・プラン援助として示されかつ記録されているが、コロンボ・プランは特に技術援助の方により関係が深い。コロンボ・プランの援助供与国による資金援助は、世銀コンソーシアムを通じて行なわれる。技術援助に関し、コロンボ・プランは調整機関を設けていないが、技術援助の審議会と事務局が一見かかる調整を行なっている。これらの機関はコロンボ・プランの存続のためにあるのである。、一般には加盟諸国の技術協力プログラムを受持っていることと受けとられている。同審議会は、加盟国の技術協力活動につき年次報告書も刊行している。
49. 技術援助は、多くの点において、各種の形体の援助中最も重要である。最近外国援助に関する考えと政策が急激な変化を示している。援助は援助供与国側の外交政策の手段として使われることが多くなっている。欲する目的の達成が出来ないときに、供与側で大巾な削減を行なったこともある。この傾向は続くであろう。ところが同様のことが技術援助について起っているという証拠はない。第1に、他の援助は殆んど借款や信用で行なわれるに反し、技術援助はグラントの形で行なわれている。第2に、経済援助の効果に関し疑念が表明されるが、技術援助についてはこれまでかかる疑念が持たれたこ

とはない。バイラテラルで、また、国連、フォード財団等の民間慈善団体を介して、技術援助は、人間の技能開発における最も重要かつ唯一の要因の開発として、その重要性を増大しつつある。

50. 技術援助の計画作成と実施手続につき一層検討と研究を要するもう1つの理由がある。技術援助のひんぱんかつ継続的な効果測定が改善導入のために必要である。しかしかかる効果測定はプログラムが終了するときに行なわれるのでは充分でない。効果測定は最初から始められなければならない。よい企画は効果的な効果測定の端緒となるものであるからである。
51. 従って、コロンボ・プランが、年度協議委員会の討議及び審議会と事務局を通じて、外国援助一般と特に技術援助の行政にもっと効果ある役割を果たすことは当然のことである。加盟諸国の技術援助財源をとりあげプールし調整するということは必ずしも必要でない。むしろ研究と調査を行ない、加盟国の企画方法、援助の実施と効果測定及び所掌機関の改善のため加盟国にガイダンスを行なうという造り方で役割を果たすのが望ましい。
52. 以下のページでは、この問題の所在を究明し、中期政策と目標につき何らかの助言を提することを試みる。
53. パキスタンは多くと諸国及び機関と技術援助関係をもっている。技術援助企画に関し、全ての技術援助の調整者たる経済庁が当面する最大の問題の1つは、いかなる国ないし機関に援助をアプローチし、かつ、必要総額中どれだけを特定の供与国に要請するかという問題である。この問題を解く1つの方法は、各供与国が特に優れておりかつ進んで援助を行なう分野は何かを見出すことである。同時に、援助供与機関の間で一層効果的な調整を行なうために措置することが必要である。このようにすれば供与国は、パキスタン政府のプログラム作成活動に一層大きく寄与することができる。
54. 所要技術援助の算定は計画上の優先順位から出て来るものであり、またこれに従うものでなければならない。特別要請は控えるべきである。計画作成と並行して、マンパワー・ニード・ギャップ、即ち、プログラムの優先順位系列から生じる技能と技術のニードと国内に現存する技能と技能訓練施設の間のギャップに関して、現存するギャップがいかなるものであるか研究する必要がある。その上で技術援助計画を建てこれらのギャップを埋める努力をす

ることになる。

55. 援助供与側もまた、目前の供与能力に合わせるよりもむしろ受入側のニードに合わせて技術援助を裁断するべきである。
56. プログラムは各方面からの技術援助の総計をベースに作成するべきである。この点において供与側は相互間の調整を改善し、かつ、援助要請が、供与側の能力と援助準備に適合できるように、相互に一層緊密に提携するべきである。パキスタンにおいてはこの線に沿って、1969年度総合プログラム作成の試みが初めて行なわれた。
57. コロンボ・プランに基づき研修施設と専門家役務を提供するに際し供与機関がとる手続上、技術援助の国別割当が示されていない。技術援助は、一国の経済開発に直接関連するスキームやプロジェクトに対して行なわれる。各国別割当は決定されないが、技術援助のための財源は、供与国により、毎年議会の承認をうる予算の形で確保される。国別割当を決めるに際し、総予算額が平等に配分され、かつ、マキシマムの経済効果を生むスキームやプロジェクトに具現するように、各国の総援助要請中から綿密な選択が行なわれるであろう。かかるインフォーマルな方式は、正規の協定を必要としない折衝や折衝の長期性などによくあらわれている。
58. 供与側が、計画年度に先立って、パキスタンに割当を用意した技術援助見積につき何らかのインディケーションを行なってくれるならば、パキスタンの技術援助計画当局にとり大変な助けとなる。パキスタンのこの要望に応じるための措置を始めた供与国があることをここに感謝の念をもって確認したい。
59. プログラムも長期ベースで作成しなければならない。5カ年計画と同じ期間であることが必要である。
60. 供与側と受入側双方にとり技術援助の目的は、ニードを有する国に「能力」(カパシティ)をトランスファーし開発することでなければならない。単に「技能」向上であってはならない。個人についていえば、研修員等は、仕事に対する正しい態度と動機を持ち帰ることであり、国についていえば、パキスタンが研修・訓練機会の自給を達成するように施設・機関を増やして行くことである。
61. 技術援助の利益を民間部門へ流すための心掛けが未だ充分でない。民間部

門が、開発努力に対するその貢献度に応じて、技術援助の利益を受けることが重要である。この点に関し、民間部門のニード決定のための機関を設置するべきである。

62. 現段階でパキスタンの将来の技術援助需要のタイプと規模を予測することは困難である。これらは第四次5カ年計画の道行きに依存する。しかしながら、第四次計画の経済・社会開発目標上宣明されたマンパワー訓練及び教育機会増進を求める与論によって示される如く、外国の技術援助は、パキスタンの資源計画において非常に重要な役割を持ち続けるものと推定され得よう。特に、今後数年間に、パキスタンは高度重工業の段階に入るであろうが、これに要する訓練施設は国内にないことから、この推定が当るであろう。
63. 実施に関して、隘路を除く目的で選択手続を常時再検討する必要は当然である。最近このような再検討を行ない選択手続が簡素化された。帰国研修員が新たに修得した技能を充分活用できる職種に就くことも確保しなければならない。パキスタンにおいては、経済庁の効果測定室がこれらのことが行なわれるよう見張りの役を果している。研修報告を関係先より徴し、関係省庁等のコメントを付して経済庁に移牒し、効果測定を促進しなくてはならない。
64. 現行の政策に基づき、外国人専門家の役務は真に必要な場合にのみ要請することになっている。

#### 援助供与国としてのパキスタン

65. パキスタンは基本的には援助受入国である。従って、受入援助行政機構をこれまで詳しく記述した次第である。
66. パキスタンは、1950年に設立されたコロンボ・プランの創立メンバーの1員である。かかる資格において、パキスタンは可成り以前より、控え目ながら援助供与国としての役割を果して来た。しかしこの役割は技術援助に限られている。パキスタンより友好国に供与された技術援助の規模は過去2～3年間に増加傾向にある。もっとも絶対額では、依然非常に少ない。技術援助はコロンボ・プランに基づき供与され、最近対象範囲を、アフリカ及び中近東諸国に拡めた。可成りの額の技術援助が開発地域協力 (Regional Cooperation for Development) 及びインドネシア、パキスタン経済、文化協力 (Indonesia Pakistan Economic and Cultural Cooperation)

に基づき相互に行なわれた。

67. パキスタンの技術援助プログラムの拡大を制約する主な要因は、財源であり、またパキスタンの大学と訓練・研究所に対する内外の増大する需要圧力でもある。また、受入側のニード予測に内在する困難もある。パキスタンの援助を受入れる国と協議し受入国の援助需要に関するプログラムを、毎年経済庁で作成することが目下提議されている。これまで、多くの受入国より研修員の受入・専門家の派遣要請をその都度ベースで受けて来た。現行手続上、このような要請は次のように処理している。
68. 経済庁において要請に応じる財源があるときは、直ちに、要請を受けた研修の關係先である省庁、州政府ないし大学または訓練・研究所と協議を行なう。研修施設が利用可能であり、要請の受入が可能ならば、要請国に対しその旨を通知し、研修員候補のノミネーション・ペーパーの提出を求め、候補者が受入に適しているか否かを最終的に決める關係研修所に送致する。受入決定の通知は直ちに候補者に通知する。渡航等経済庁がアレンジする。研修員がパキスタンに到着すると、直接研修を受ける先に出頭する。日当、滞在費の支払いも経済庁が行なう。
69. 行政、灌漑、法律、エンジニアリング等の分野でパキスタン人の専門技術に対する要望が増大しつつある。かかる専門家の人選に関する経済庁の手続は以下のとおりである。
  - (1) 必要とする国からの要請は職務説明書（job-description）の形式で来る。
  - (2) 職務説明書は、専門家の人選可能な先に送付する。
  - (3) ノミネーション・フォームは追って履歴書とともに受理する。
  - (4) 専門家の身分は、外務省と協議して、同専門家の給与に上乘せされる外貨滞在費の支払いを決めるために在外パキスタン外交職員の基準で決められる。これには大蔵省も協議に加わる。
  - (5) 専門家がこれらの条件を受容れば、専門家に関する書類と履歴書を要請国に送付する。
  - (6) 受入側よりの同意を得た後、経済庁は専門家の渡航の手配を行なう。
70. 既に指摘したように、パキスタンの他国に対する援助の大きな制約要因は、



財源不足である。外国に派遣された専門家は、国内にいる時よりも高い給与を受けなければならないので、平均クラスの専門家につき年間外貨5万ないし6万ルピーかかる。海外派遣可能な専門家が物理的にいるときでも、経費不足のために派遣できないことがしばしばある。従って、パキスタンは、コロombo・プラン事務局の、域内技術協力の第三国研修計画を常に支持して来た。コロombo・プランの富める加盟国が経費を負担する用意があるならば、パキスタンにおいて利用可能な専門技術は、域内の貧困な国の利益のために使用することができる。

71. 受入国と供与国の2つの地位に立ったパキスタンの援助行政機構を以上に詳述したが、ここで以上に加えて、援助の考え方に対するアプローチの違いの結果、援助供与側と援助受入側の間に時々生じる困難について一言触れてみたい。援助供与側と受入側との間に目的の不一致がないことが最も重要である。双方とも、受入側の経済・社会哲学の中で受入側の経済・社会開発のために努力するべきである。見解の完全な一致が不可能ならば、両者間の緊張とストレスを避けるために、相互の見解につき完全な理解が必要である。援助は、受入国の事情に適合する原則と手続の枠内における運営に委ねるべきである。そうでなければ、必要な成長率を達成することは出来なくなるであろう。パキスタンは、いかなる特定の経済哲学をも捧じていないし、開発問題に対するアプローチは全くプラグマティックである。援助供与側がこれを認めるならば、努力を成功させる基本である供与側と受入側間の連体感を高める上に大きく寄与するであろう。

## フィリピン

### 第6章

#### 企画、調整及びプログラム作成のための政府機関

1. 他の開発途上国と同様、フィリピンは、開発プログラムとプロジェクト資金のギャップを埋めるために外国援助を利用している。国家経済審議会（National Economic Council）は、法律により、経済政策のみならず外国援助政策をも策定する任務をもっている。
2. フィリピンの経済社会5カ年計画は、国家開発計画の枠内で長期及び短期の資金及び技術援助をとり入れている。
3. 国家経済審議会の外国援助調整局（Office of Foreign Aid Coordination）は、外国援助行政を所掌する中央政府の機関である。この局が外国援助及び技術援助を調整し一体化する。また、外国援助を受けるプロジェクトを追跡かつ効果測定を行ない、かつ、プロジェクトの計画上の実施をはばむ隘路の克服に必要な措置を執りあるいは勧告する。また、全体的な国家計画への適合性を確めるため外国援助の再検討も行なう。
4. 政府の各省庁、機関はそれぞれ企画ユニットをもっている。これらの企画ユニットは、技術援助要請を作成し、援助機関係や組織に正式に提出されるに先立ち国家経済審議会の外国援助調整局と検討を行なう。
5. 同局と、米国AID、UNDP、国連専門機関、コロンボ・プラン加盟国およびフィリピンが2国間協定を有する国等の援助機関の代表との間で定期的協議を行なっている。この定期協議で話し合いが行なわれるのは、特定プロジェクトに対する援助、フィリピン側持分の財源、援助を受けるプロジェクトのプラン・オブ・オペレーション及びプロジェクト協定である。
6. 外国政府及び援助機関ないし組織との協定締結交渉は外務省の機能である。外国援助に関する事柄については、外務省は、外国援助調整局と協議し、同局は関連資料と情報を提供する。協定締結後、同局はその調整機能に基づきプロジェクト選出につき官民の関係機関に協力する。
7. 同局のプログラム実施調整課（Coordination of Program Execution

Branch) は、協定が執行され、プロジェクトが適切に実施されているか否かを見るために、外国援助計画に基づく経済・社会開発プロジェクトの実施を追跡調査する。外国援助を受けたプロジェクトが、現行協定に従い実施されていないときは、必要な是正措置を勧告する。また、外国援助を受けたプロジェクトの進捗につきレビューを行なうとともに定期報告をも出す。

8. 同局による外国援助の調整は、概ね満足に行なわれている。しかしながら、政府の各部局が同局及びフィリピンにおける援助機関の代表をバイパスして、直接援助機関の本部と取引することが時々ある。このような事態はフィリピン政府の機構問題に根ざしている。フィリピンのユネスコ委員会、FAOの国別委員会、UNIDOに関する国別委員会及びECARFEに関する委員会のような国別委員会があって、これらは設立法に基づき、これら委員会が、フィリピンのカウンタート機関と見做す援助機関と直接かつ排他的に取引する権限を与えられている。
9. 政府の各部局が援助機関と直接取引することを避けるため、現行法の規程を再強調し、かつ、外国援助に関する事柄は国家経済審議会の外国援助調整局によって調整されるべき旨を指令したメモランダム第9（1962年6月25日付）及び行政命令第144（1965年11月12日付）が大領府より発出された。
10. 専ら援助行政改善のための正規の研修所、セミナー及び調査というものは無いが、援助行政改善のための試みは、帰国研修員の年次会議及び帰国研修員フォローアップ、効果測定プロジェクトの運用という型で行なわれている。これらの活動は、外国援助の重要な要素をなしている研修員の訓練との関連における援助行政の改善に特に焦点を置いている。
11. 政府が、加速された経済・社会開発の国家的目標に適合するプログラムを遂行することが出来るように、公務員制度の簡素化、経済化及び効率を推進するためフィリピン政府の行政部門の改組法案が昨年成立した。この法律の実施の第1段階として、行政改組委員会が創設された。同委員会には17のパネルが設けられ広汎な分野の改組をカバーしている。外国援助調整局は、改組目的を達成するためのみならず援助機構を改善するためにも、今回の改組により影響されることとなりそうである。

## 第7章

### 受入側の援助行政

12. 援助要請は、実施機関より外国援助調整局に提出する。これらの要請は、国の経済社会開発との関連性を決定するために再検討され、分析、評価される。コロombo・プランに関連したプロジェクト選定に関連して、これら要請は、援助供与国へ提出するために外務省へ転達される。
13. 一般に、外国援助調整局は、援助要請を処理するに当り「優先プロジェクト・アプローチ」に従う。経済開発計画（Economic Development Program）に掲げられた望ましい外国援助と投資は、「全体計画アプローチ」を実行するに適切な規模で毎年導入されないかも知れない。この面における遅れや不足は、当然経済全体に影響し、恐らく、生産、消費、所得、貯蓄、投資その他の主要経済活動に関する予測は大きく狂ってしまうであろう。
14. 従って、国家の無理のないレベルでの貯蓄と借入、ならびに効率的投資の能力に適合する「優先プロジェクト・アプローチ」を採用するのが一番よいと思われる。このアプローチは、技術的観点からフィージブルであるのみならず、国内の行政・政治・文化の現実とも調和するプロジェクトの選定を可能にするので、一層有意義である。これらプロジェクトの選定に当っては、フィリピンが開発途上国として経験している資源不足を当然のことながら考慮に入れなければならない。一方に、住宅、家具家財、食料、衣料、医療品等の供給不足ないし偏分布があり、他方に、利用可能な資源が殆んど設備、機械に使用され、また、運輸通信、電力、灌漑及び洪水防除施設の如きインフラストラクチャーに使われるため、消費物資の供給を拡大するために必要な資源が不足するといったことがある。
15. 前記のアプローチによりフィリピンは、「第一のものから手初めに」のルールによりよく従うことができるし、また、きめこまかく予算を立て、限られた資源を配分し、かつ、着手したものは成功裡に完成させ、貴重な資源が重要でなくかつ非経済的なプロジェクトに浪費されないことを確保することができる。
16. コロンボ・プランに基づくものであれ、米国のAID計画あるいはUNDP計画に基づくものであれ、技術援助計画の重要な側面は、フィリピンの海外

研修である。

17. 研修は、プロジェクトの本質的部分である。このことは、研修、特に海外研修は、専門家の役務及び機材とともに、プロジェクトの3つの基本要素をなしていることを意味する。従って、最良の研修プログラムは、プロジェクトに根ざしたもの（project oriented）、即ち、特定のプロジェクト等の実施の手立てとしての技能の改善のために必要とされる訓練需要を充すものであろう。
18. 従って研修プログラムは、研修員自身の改善ないし地位向上に向けるよりもむしろ、プロジェクトの必要とするもの及び関連役務の向上に向けられる。研修応募者が、応募者自身の申請によるよりも所属長の指名をベースに選考されるのは、かかる理由によるのである。
19. 研修機会が与えられ、かつ、これら研修機会が特定のプロジェクト等の直接的部分をなさないときは、外務省は、当該研修機会を利用すべき適当な民間の機関に関して国家経済審議会に協議する。同審議会の勧告は、研修関係機関の代表からなる諮問委員会で再検討される。関係機関が当該研修を利用することが適当であるとの判断を下すと、外務省は、関係機関の長に研修員指名を求める。次いで応募者の選考が行なわれ、最高資格者が決定される。高い優先順位が職場が研修分野に関して“job centred”である応募者に対して与えられる。
20. 海外研修応募者中最優秀者を選びかつ、研修が帰国後有益に利用されることを確実にするため、次の規則が設けられている。
  - (1) 応募者は、指名を行なう省の次官、あるいは、所属機関、大学、その他団体の長による指名書簡を提出しなければならない。また、所属先より身上書をも提出しなければならない。
  - (2) 応募者は長期所属先をもっていなければならない。
  - (3) 応募者は、研修分野に関連した学位（ガレッジ・デグリー）あるいは研修分野に関連して充分の能力と経験をもつことが証明されなくてはならない。
  - (4) 他のプログラムに基づく研修を申請中の応募者は、応募することができない。

- (5) 応募者は、求めに応じ、職務免除の証明書を提出しなければならない。
  - (6) アカデミックな研究の応募者は45才以下であることが望まれる。これ以外の場合も、50才以下であることが望ましい。
  - (7) 応募者は、研修応募の分野において少なくとも2年間政府に勤務し、かつ、出発当時指名機関に少なくとも1年間勤務していることが必要である。例外的な場合に、2年間の勤務は、研修特別委員会 (Special Committee on Scholarships) により緩和される。
  - (8) 応募者は、以前に政府による研修計画により研修を受けたことがないこと必要である。しかし、政府の研修計画により以前に海外研修を行なったことのあるものも、応募分野が前回と同様の分野であり、かつ、専門の高度化を目的とするものであるならば、帰国の日より応募中の研修の開始までに、前回受けた研修分野と同じ分野で政府において2年間勤務しているならば、また、所属先の職務上都合がつかずならば、更に次の研修につき考慮の対象となる。2年間の期間完全に勤務していないときは、不足期間は、応募にかゝる研修に関して新たに必要とされる政府勤務年限に加算することにより理め合せなければならない。
  - (9) 以前に研修で海外に行ったことのあるものが、以前の研修と違った分野での研修に応募する場合は、前回帰国時と応募中の研修プログラムの開始との間に少なくとも4年間経過していることが必要である。
  - (10) 既婚婦人の応募者は、海外研修に関する夫の同意を書面により提出しなければならない。
  - (11) 妊娠中ないし2才以下の子を持つ婦人は応募資格を持たない。但し、例外的な場合、2才以下の子をもつ応募者は、正当と認められる事由があれば、指名されることができる。しかし、2才以上で10才以下の子をもつ婦人応募者は、子のための適切な手配を行なったことを証明しなければならない。
21. 大統領の行政命令第129号の第12項に従い、グラントを受けるものまたは研修を受けるものは奨学金、研修資金または訓練なり研究グラントの受諾を考慮し、次のことを誓約する。
- (1) 留学制度上要求される水準を守り成果を挙げること。

- (2) グラントの条件を守ること。
  - (3) 自己ないし自国の不名誉となる振舞いをしないこと。
  - (4) 留学、研修、または訓練・研究の終了と共に速やかに帰国すること。
  - (5) 受けた研修ないし訓練の1年ないし1年以下2カ月以上の場合につき少なくとも2年間、派遣元、または、自己の専門ないし受けた研修分野で、勤務の都合により必要とされる政府機関において勤務すること。留学、研修ないし訓練が2カ月以下の期間の場合も、勤務は1年以下であってはならない。
  - (6) 次の場合に、旅費、給与、諸手当その他留学、研修ないし訓練、研究に付帯する経費として支出された金額を、フィリピン政府の支払元に全額払い戻しすること。
    - イ、自己の意思による辞職、退職、自己の責めに帰す事由により勤務をはなれることその他自己のコントロール内にある原因のために上記サブパラグラフ(5)に掲げる所要勤務期間の全部または一部を勤務しない場合、
    - ロ、第11項に従い、自己の落度または故意の怠慢により留学、研修または訓練・研究をキャンセルして呼び返された場合、
    - ハ、上記行政命令の規程の違反の場合
22. 以上の条件は、グラントまたは研修を受けるものがこれら条件を了解し右を受諾することを確認した上で、出発前に署名する契約中に規定される。
23. フィリピンは、コロンボ・プランに基づき3つのカテゴリーの研修、即ち、域内および第三国研修ならびに供与国に対する逆研修を実施している。
24. 域内研修に関し、域内訓練施設に関する現存の情報をアップトゥ・デートにし適切な普及を計ることが必要であることが、1969年シンガポールで開かれた域内技術者訓練に関するコロンボ・プランの話し合い場でコンセンサスを見た。域内には可成りの訓練施設がある一方、利用可能なコースに関する充分の情報が不足しており、また、応募者の指名に充分の時間がないことのために、これが充分活用されていない。各国とも、研修オファーより利益を受けそうな域内の他の諸国に対して情報を提供すべきである。
- (1) 映画・テレビ・ラジオ等の適当なマスメディアを通じ、また、

- (2) 全国ないし地域ベースでセミナー、会議および会合を行なうことにより利用可能な施設の存在をもっと宣伝するべきである。しかしながら、域内訓練における協力の限界は、域内諸国の財源の貧困によって大きく制約されている。
25. 第三国研修プログラムの拡大が推奨されるのは、まさにこの理由による。第三国研修は、この問題に対する最もロジカルでまた実行可能な解決策であるように思える。この方式により、一層多くの数の研修員が域内で研修可能となる。その結果、域内諸国の訓練施設が開発、改善される。
26. 米国AIDの第三国研修プログラムに基づくフィリピンの経験によれば、フィリピンで年間平均350名の研修は、米国AID計画より資金供与がなれば不可能であったと思われる。
27. フィリピン国内の研修施設をこれらの研修員に提供することが出来る。研修付帯経費支払いは通常免除している。これは第三国研修計画に対するフィリピン側の拠出分となる。
28. 更に第三国研修計画は、
- (1) 研修参加者の所属する国の間の政治紐帯を強める。
  - (2) 自助を助長する。第三国研修は参加各国に何らかの資金負担を求めるが、域内諸国の拠出分は自助原則と共に累進的に増加する。
  - (3) 研修地の選択に関し柔軟性がある。
  - (4) 経費が比較的低廉であり、従って同一コストでより多くの研修員の研修を行なうことができる。
  - (5) 研修員の所属国と同様の環境の下で研修を行なうことを可能にする。
  - (6) 域内施設の使用を通じて域内の地域的自覚を助成する。
29. 「逆」研修は、コロンボ・プラン協力における新機軸であり、1967年ピルマのラングーンにおけるコロンボ・プラン協議委員会において考え出されたものである。この計画によると、オーストラリア、ニュージーランド、英国、日本及び米国等の伝統的供与国は、域内で充分に開発された分野で域内の伝統的な受入国に研修員を送ることとなる。同年フィリピンは、この計画に基づき、稲作研究、熱帯研究、公衆衛生及び地域開発の分野で受入をオファーした。



30. 専門家から伝授された専門的知識の普及は、現地施設の強化、メンバー技能の向上及び科学の視野の拡大に貢献する。
31. フィリピンに派遣されるコロombo・プラン専門家は次の特権と便益を享受する。
- 食事・住宅手当  
国連専門家と同じ。即ち、食事・住宅手当、日額 1,600 ペソを越えないことを条件に、フィリピン政府は 50 % を負担する。
  - 医療  
政府の病院において無料の医療役務が提供される。
  - 本部を離れて公用旅行する場合の手当  
国連専門家と同じ。即ち、食事・住宅手当、日額 1,600 ペセタを越えないことを条件にフィリピン政府は 50 % を負担する。
  - 公用国内旅行  
月額 10,000 ペソを支給する。
  - 休暇  
土曜、日曜、及び法定休日
  - 所得税  
国連専門家と同じ条件
  - 関税  
国連専門家と同じ条件
  - 事務所  
適当な事務施設及び事務補助員を提供する。
32. 国家経済審議会は、生計費の上昇に伴ない食事・住宅手当を 1,600 ペソから 2,500 ペソに引上げる勧告を外務省を通じて大統領府に上げた。
33. 専門家と共働するために任命されるカウンターパートの訓練は、全ての援助計画の重要な側面をなす。フィリピンにおいて専門家が勤務する所属先では、専門家と共働するカウンターパートを置くことが必要となっており、通例この必要は充されている。専門家はその任務期間中に演示する改良された技術をカウンターパートに伝授することを確実にするためにこれは当然のことである。多くの場合、専門家とカウンターパートは、専門家の演示する技術

改善が大勢の人々に普及するよう企業内訓練をも行なう。

34. 必ずしも全ての援助計画が、域内専門家の役務を利用するわけではないが、例えば国連のエカフェによる場合のように、域内専門家が使える場合は、かかる専門家の役務は、長期の調査を要しない特定の問題に関して短期派遣という形で使うことができる。更にかかる専門家の役務は、援助機関が求める原則と形式に応じたプロジェクト提案の作成方を援助するためにも利用できる。
35. 域内専門家の役務によりかかる成果を挙げることができることはいいとして、要請を行なう国がミッション経費を負担することが必要であり、この点で制約を蒙っている。特に、かかる役務の必要が会計年度中に発生し、当該予算が組まれていなければ、同役務を必要とする機関は経費不足のためかかる専門家役務をあきらめることを余儀なくされる。
36. コロンボ・プランの技術協力計画に基づく協力の性格は域内専門家制度を作ろうとするものではないと考えられる。かかる専門家の役務を使用するためには、通常の2国間取極めで行なうことが必要であろう。また、専門家プールをコロンボ・プラン地域諸国に使うということもコロンボ・プランにおいては考えられていない。
37. コロンボ・プランに基づく援助の受入は、元来公共部門における必要の充足を意図したものであったところ、ここ2～3年間に民間部門の参加が増加して来た。特に、民間部門における需要の特徴となっている研修と専門家役務が増加している。コロンボ・プランに基づく援助の民間利用は、フィリピンの援助計画行政当局も賛同している。

## 第8章

### 援助のレビュー

38. 各会計年度末に、国家経済審議会外国援助調整局は、フィリピンにおける外国援助計画に関する年次報告書を作成し発表する。この報告書は、国内における各種外国援助計画の範囲と規模を内容とし、就中、援助分野、各外国援助計画に基づく諸種のプロジェクト、プロジェクト・ファイナニング、プロジェクト実施に伴う問題と解決のための措置、ならびに、特に重要なも

のとして、フィリピンの経済・社会開発努力に対して与えた外国援助のインパクトを含んでいる。

39. 外国援助プログラムに関する年次報告に加えて、外国援助調整局は、フィリピン政府に対して供与された全ての技術援助が国の経済・社会開発に組み込まれ、かつ、所定のニーズを充足するように仕向けられているかを確認するために継続的にレビューと効果測定を行なっている。
40. 技術援助の効果測定のために幾つかの試みが行なわれた。効果測定の障がい、特定の国に対する技術援助効果を判定する量と質の物差しがないということである。技術援助の効果を測定する方式の開発は、毎年のコロンボ・プラン会議の対議の題目となっている。現在に至るも技術援助の有意義な効果測定を可能とするような基準は考え出されていない。
41. これに関連し、人事院（Civil Service Commission）により行なわれている帰国研修員フォロー・アップ計画（Participant Follow Up Project）について述べておきたい。現職、研修分野、期間及び研修地に関するデータ等を含む帰国研修員簿が発行され、毎年改訂を行なっている。この名簿は、訓練を受けたメンバーの登録簿であり、メンバー計画立案と開発にとり便利なものである。
42. フィリピン技術援助研修員協会（Philippine Association of technical Assistance Participants）と緊密な協力の下に、帰国研修員フォローアップ計画は、帰国研修員が各自の仕事と職務に関する意見と経験を交換し、かつ、行政事務と作業に関する特定の問題を討議する会合、ワークショップ及びセミナーをアレンジする。またこのフォローアップ計画を通じて、帰国研修員は、当該専門分野における協会への加入を認められることにより、また、専門ジャーナル購読により、専門分野における最新情報入手することができる。
43. コロンボ・プランの年次協議委員会は、先進国と開発途上国の各代表間の対話の場を提供している。技術援助と資金援助に対する要請の提示とその受理は、同会議参加諸国代表のハイレベルにおいて行なわれる。また、（先進国と開発途上国とも）参加各国でコロンボ・プランに関する事柄を所掌している専門当局者間の好ましい個人的付合いが行なわれ、近親感が醸成される。

これにより、コロンボ・プラン関係事務を所掌する個人間におけるコミュニケーションに由来するコロンボ・プラン関係の国際事務処理が一層促進される。

- 44 援助のレビューの手段として、協議委員会は効果を挙げている。しかし、協議委員開催がひんぱんであるため、コロンボ・プラン地域諸国における開発に対する技術援助と資金援助の進捗と役割の突り豊かなレビューとまでは行かないかも知れない。経済進歩の有意義なレビューを行なうには1年間では、足りないであろう。年次協議委員会で扱われている事項の中には、恐らくコロンボ・プランの他の機関が扱って同様の効果を挙げうるものがあるであろう。そうすれば、協議委員会の会期は可成り短縮できるであろう。
45. コロンボ・プランの技術協力審議会は、協議委員会がカバーしている事項のうち若干の事項をとりあげ別途取り扱う場として適切であると思われる。同審議会は、事務局より常時要員の供給を受けていることから一層好ましいものであると思われる。そうすれば、審議会に対し、コロンボ・プランの協力のレビューにおいて前よりも大きな役割を与えてもいいのではないかと思われる。援助と域内諸国の進歩に関する年次報告と年次レビューとは、審議会の任務の一部とすることができる。これらの報告の草案は、事務局が作成することとし、また、審議会が同草案を審議するに当り必要があれば、同審議会の代表は自国政府に技術的な支持を要請することもできる。
46. このような改変が行なわれるならば、協議委員会は、3年乃至4年間隔で開くこともでき、例えば、コロンボ・プランの延長、コロンボ・プラン技術協力計画の運営に必要な機関の創設や改組、あるいは合意の上、コロンボ・プラン地域内の経済成長を促進し域内の諸国と住民の間の友好を推進するためにコロンボ・プラン協力計画に一層有効な役割を与える取極めの作成、および会議に先立つ3～4年間の報告のレビュー等、基本的な政策事項に専念できることとなる。
47. これまでに述べた考えの論理をたどれば、コロンボ・プラン協議委員会は、一年一回よりも開催ひん度を下げる方がよいということになる。開催ひん度を下げれば、開発途上国は、会議代表団を派遣するに際し当然必要な経費を節約することができる。特に開発途上国で会議が開かれる場合は、所要経費

は決して馬鹿にならない。会議主催のために支出される経費は、直接開発プロジェクトのために使うことも出来るのである。開催ひん度が下れば、会議を、通例コロombo・プランの供与国と称されている国だけで開く可能も出て来るであろう。

48. 技術援助と資金受助の有意義な効果測定を行なう権威ある基準をつくるために、審議会は、事務局の作成するペーパーに基づいて、コロombo・プランのリソースでは不充足であることを考慮し、UNDPより援助を求めるのがよいと思われる。効果測定の方法や物差しが決められれば、コロombo・プラン地域のみならず全世界の開発途上国で使うことができる。

## シンガポール

### I 援助関係法令

1. シンガポールが供与する援助に関し特別の法令はない。しかし、研修員受入資金については、コロンボ・プラン加盟国に受入れをオファーするに先立ち、毎年議会により承認されなければならない。

### II 援助行政に関する政府機関

2. 1968年8月以来、法務・国家開発省の国家開発局 (National Development Division, Ministry of Law and National Development) が、技術援助計画の行政の衝に当り、コロンボ・プラン加盟国に対する研修員受入に関する事務を所掌している。
3. 毎年第一四半期に、全ての政府機関と公社公団は、次年度に外国人研修員に対し提供可能な研修施設に関する報告書の提出を求められる。また、次年度に新規コースが設置されるか否か、あるいは、同一コースが継続設置されるか否かを申告することも求められる。研修施設を提供していなかった他の政府機関・公社公団も、特定分野でコロンボ・プラン研修員に提供する研修施設の有無を申告することを求められる。これらのインフォメーションを処理して、提供可能な研修施設のパンフレットが一般用に発行される。
4. コロンボ・プラン加盟国よりの要請を受理の上、コロンボ・プランに基づく技術援助のノミネーション・フォームを関係の政府機関・公社公団に移渡し、研修応募者の資格と研修施設の提供可能性につきコメントを求める。
5. 技術援助政策上は、特定の研修に対する要請に応じることも出来るように柔軟性が持たされている。プラン加盟国の要請に応じ、「シンガポールにおけるコロンボ・プラン技術協力計画に基づく研修施設」 ("Training Facilities under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme in Singapore") と題するパンフレットに掲示されていない場合にも、受入れが行なわれることもある。またある場合には、要請に応じて、特定分野の研修の追加受入が、リストを上廻って行なわれたり、また、研修応募者につき研修実施先の機関や公社公団が求める資格要件を緩和することもある。

6. 研修員受入条件については、コロンボ・プランに基づき3つのタイプ、即ち、留学（Scholarships）、一般研修（Junior Fellowships）及び高級研修（Senior Fellowships）がある。条件は次のとおり。

(1) 留学

滞在手当月額300シンガポール・ドル、160シンガポール・ドルを限度とし必要な書籍と機材につき実額、及び受講、登録、受験料及び国内旅費を支給する。年平均4,460シンガポール・ドルの計算となる。留学は、通例1年以上、4年以下である。

(2) 一般研修

研修員に対し月額360シンガポール・ドルが支給される。1年間である。

(3) 高級研修員

月額440シンガポール・ドルの手当及び国内旅費を支給する。平均月額約490シンガポール・ドル。6カ月間である。

イ、これら3つの受入につき無料医療役務が提供される。応募者は、シンガポールと自国間の往復ツーリストクラス航空賃ないし船賃は無料、家族の渡航費は支給されない。

ロ、いかなるタイプの受入が行なわれるかは、応募者の年齢、学歴及び要請する研修のタイプにより決められる。研修語は英語である。

受入国の援助行政機構、企画、調整及び援助のプログラミングの政府機関

I 援助政策の作成

7. 国家開発局は、専門家と機材の要請を所掌し、シンガポール人の研修応募者に対するコロンボ・プラン加盟国における留学と研修オファーの使用と配分は人事院（Public Service Commission）が行なっている。

8. コロンボ・プランその他国際機関及び研修計画に基づく技術援助に関する政策の策定は、シンガポール経済の目標及びオーバ・オールな国家開発により決定づけられるニードと優先順位に関連づけられる。技術援助の最も効果的利用を決めるに際し、次の事情が考慮に入れられる。

(1) 公共と民間部門における予見できる将来に亘るマンパワーの要請。

(2) シンガポールの工業化政策の成功にとって極めて重要なエンジニア、

テクノロジスト及び技術者の研修に優先順位を与えること。

(3) 所要研修が国内で行なえるものであるか否か。

9. 専門家役務と機材の要請に関しては、国家開発局が、要請を行なり政府機関のニーズを査定し、同要請をとり上げるか否かを決定する。政府の経済開発政策上優先順位を付与されており、かつ、全般的な国家開発に実質的に貢献する開発分野のための専門家と機材の要請は優先的にとり上げられる。専門家派遣要請を検討するに際し考慮される他のファクターは、シンガポールにおいて当該専門家がいるかいないかということと、予見できる将来に及ぶ必要マンパワーとである。

援助要請は、開発計画の枠内で長期ベースで作成されているか

10. 過去において、援助必要額は開発計画の枠内で長期ベースで作成されてはなかった。しかし、将来は、4～5年の期間に亘る研修プログラムを計画し、これに事情の変更や新事態の発展のために計画変更の余地をつくるため年次レビューを伴わせることを考えている。

援助行政権限をもつ中央政府レベルの機関は何か。この機関と企画機関及び主要実施機関との関係如何。

11. 既に説明した様に、人事院はシンガポールが受ける留学・研修オプファの使用と配分を所掌し、国家開発局は、専門家と機材の要請を行なり仕組である。この両機関は、研修分野と所要援助の決定及び優先順位の決定に際し、財務、経済開発、国家開発及び教育関係省と協議するシステムになっている。公社・公団及び高等研究機関のニーズも考慮される。

必要援助の決定のために受入国と供与国とが定期的に会合するための協議機関

12. 正規の協議機関はないが、援助関係機関は、必要に応じ、通信ないし会合により供与国の代表と協議は行なっている。

国際機関との連絡

13. 国際機関との連絡は必要に応じ行なわれているが、常設連絡の取極めはない。

援助行政改善の観点に立ったセミナー等を含む研究・研修施設し組織が国内にあるか



14. 国内の機関にはかかる施設はない。

受入国の援助行政

援助要請の優先順位 — 優先順位決定の基準

15. 優先順位は、特に、発展の急速な工業の開発及び公共事業とプロジェクトの実施との関連において既知ないし予測されるマンパワー不足と開発プログラムの優先順位に従って決定される。

要請の作成と提出に際しいかなる仕組と手続がとられるか

16. コロンボ・プラン技術援助については、全ての省庁は毎年研修計画と所要援助を提示することを求められる。これらの計画が検討の後取纏められ、そのうちとりあげられたものに対して利用可能な各種援助のうちから割当てが行なわれる。時として、折衝の結果として供与国に要請が行なわれることもあり、かかる場合、専門家派遣、研修員受入及び機材供与という形の技術援助と共に資金援助も関連するパッケージ・プロジェクトの形をとることがある。

研修員 — 選考及びオリエンテーションの手続、帰国研修の活用

17. 公務員以外の応募者に対する研修オファーについては、普通現地紙に広告を載せる。選考委員会が設けられ、供与国の代表も参加する。選択された研修員が研修を離れる前に帰国後に考慮されている職務のタイプについて知らせられることになっている。帰国研修員は、その役務が最も必要とされる公共部門の組織に配属させられる。更に、民間部門の必要も出来るかぎり充足されるようになっている。

公務員に対する研修オファーについては、特定の人物が指名されないかぎり、通常回章を出す。選考手続は、公務員以外の場合と実質的に同じである。研修修了後は、現職公務員は、普通所層元に帰り、受けた研修に関係のある職務に就く。あるいは、受けた研修が最も活用されるポストに移されることもある。

民間部門に対する援助

18. 急速な工業化を前に、民間産業において技術訓練を受けた要員の必要が増大しつつあることが認められた。産業のマンパワー需要を充足するために、政府は、研修員派遣計画 (TRS = Trainee Release Scheme) 及び工業開発奨励計画 (IDS = Industrial Development Scholarship

Scheme) として知られる2つの計画を採用した。TRSに基づき、研修員は、会社と研修員自身とによる申請に基づき、国家のために産業部門で誓約期間(通常5年)働くことを政府によって命じられることがある。IDSは製造業の会社にも適用されるが、これに基づき政府は、民間会社に雇用されているかまたは民間会社がスポンサーとなっている研修員の研修経費の50%を限度として拠出を行なうことができる。これら両計画は、民間部門の技術をもった要員確保を援助する目的で導入されたものである。

コロombo・プラン専門家は、シンガポールにおける任務の期間中、「コロombo・プラン専門家に対する住居手当」(“Board and Lodging for Colombo Plan experts”)と題するメモランダムに規定された特権と免除を与えられる。これら特権・免除は、受入国が負担するローカル・コストである。

#### 援助のレビュー

技術援助と資金援助に関する全般的なレビューが行われたこと

があるか。効果測定が行なわれたことがあるか。

19. 技術援助そのものに関する全般的レビューは行なわれていないが、各種の研修コースと資金援助の有用性については常に評価が行なわれている。このような評価の基礎になっているのは、各帰国留学生ないし研修員及び専門家につき関係機関から提出される報告書であり、将来の研修と援助プログラムの企画立案に際し考慮される。

技術援助プログラムが現実に生じるニーズに常に現実的にかみ合

合うようにするためにいかなる仕組がつくられているか。

20. 既に述べたとおり、技術援助の下に得られる研修のタイプは、シンガポールの現実の必要、特にその成長する工業と公共プロジェクトが必要とするものにかみ合わされている。公共部門における全ての研修プログラムと援助要請の企画立案と調整は、人事院と国家開発局にそれぞれ集中されているので、技術援助がニーズが最も大きい分野に向けられるように一層現実的かつ合目的なアプローチが可能である。ニーズと優先順位の審査に際しては、各省庁、公社公団及び高等研究機関の要望を、人的資源の開発における重複とムダを極少化するために、検討し調整している。

援助政策の策定

1. 外務省および国家経済開発委員会 (National Economic Development Board- (NEDB) の執行委員会 (Executive Committee) の2つの政府機関が援助政策の策定に責任を有する。外務省は、外交政策の策定により、ある特定の国だけを援助の対象とすべきであるという意味において、援助政策策定をコントロールする。NEDB執行委員会は、有望プロジェクト検討の際調整機関によりガイドラインとして用いられる「国家経済社会開発計画」および「資金援助を要する開発プロジェクト」を策定する機関であることから、援助政策を策定する。同委員会は、またある特定のプロジェクトにつき、政府資金を用いるべきか、外国援助を求めるべきかを決定する。

中央政府の行政機関

2. 外国援助の調整と行政に責任を有する中央政府機関は、技術・経済協力部 (Department of Technical and Economic Co-operation-DTEC) である。これは、1963年国家開発省 (Ministry of National Development) の一部局として創設された。1963年の創設ではあるが、その歴史的背景は、米泰両政府間の共同技術・経済協力協定がその9月19日に署名され、政府が米国特別技術・経済ミッションと協働するための作業部局を設置した1950年にさかのぼることができる。この作業部局は、米国からの外国援助を取扱う最初の中央行政部局であつた。1959年に、政府は、国家経済開発委員会事務局を創設し、作業部局を解体し、その権限をすべて技術・経済課と呼ばれるNEDBの新局に移した。国家開発省の設置に伴ない、この部局は部に昇格し、行政事務につき、同省に責任を負うこととなつた。
3. DTECの主たる権限は、次の4つに大別される。
  - a. 外国との技術・経済協力行政
  - b. 技術援助計画による施設・役務の提供

c. 外国援助プロジェクトに割当てる資金支出の管理

d. 技術協力に関する協調活動を行なうための、外国機関と関係タイ政府機関との間の調整。

4. D T E C 長官は、その副長官の助けを得て、D T E C の事務を命令し、監督する。国内的には、D T E C は、機能的に 15 の部局からなる。この部局は、資金課、長官官房、外国関係課、経済課、報告、図書課、プロジェクト監査課、外国借款課、調達・資材課、通関手続課、D T E C 語学研修所、コロンプラン課、第三国課、国連課、A I D 課およびヴォランティアー課である。
5. A I D 課、国連課、コロンプラン課、第三国課およびヴォランティアー課は、外国技術援助行政を担当する。最初の 4 つの課は、それぞれの名が示すように、その資金源からの援助計画を取扱うが、第 5 番目の課は、あらゆる所からのヴォランティアーを取扱う。これらの課はすべて、独自の考えでプロジェクトの交渉および実施に参与する。これとは別に、これらの課は、またその援助の記録の保存・活用に責任を有する。
6. 上述の援助計画 5 課に加えて、D T E C は、また外国借款課を通じて外国借款交渉を取扱う。同課は、他の政府機関および公共企業体の借款要請を検討し、政府の政策に従って外国資金ソースと交渉する。
7. 技術援助計画に基づく施設と役務の提供に関しては、通関手続課が、入国手続、査証延長、専門家荷物の通関、作業計画に基づく資機材のタイ国への輸入に際して援助を行なう。調達資材課は、入札により、かつプロジェクト・アグリーメントに従って、A I D 援助プロジェクトで使用される機材の調達を行なう。
8. 資金課は、年間約 25 百万ドルにのぼる、専門家宿舎、日当、医療費、税・関税の払い戻し、専門家補助員給与等の外国援助プロジェクト関連のカウンターパート・ファンドの支出を行なう。同課は、また支出簿を記帳する責任を有する。同課の権限は、支払請求を調査し、政府の法令または援助機関と当該タイ国政府機関との間であらかじめ合意した協定に矛盾したり又はそのラインに沿わないものは拒否する権限を有するので、単なる出納係りというよりはむしろ会計検査官である。

9. 資金課と密接な関係をもつ課は、プロジェクト監査課である。同課の主たる権能は、A I D援助プロジェクト勘定の会計検査に関連する。同課は、またプロジェクトの財政月報のレビュー、フォローアップ会計検査報告および最終用途報告書の作成を行なう。
10. 前述のように、援助の計画作成と調整に直接関係する、D T E Cの各課は、それぞれの課を通る援助を記録する責任を有する。例えばコロンボプラン課は、コロンボプランの下で供与される援助の統計を作成し、国連課は、国連およびその専門機関の種々の計画の下で供与される援助の統計を記録する。これら各課の行なり記録は、援助形態、援助量、援助配分および専門家・研修員の到着・出発である。これら各課は、上述の統計を経済課に定期的に回わし、同課は受取つた記録の各々をもとめてタイが受取り使用した援助総額を出す。その後で、経済課は、受取つた援助を部門別、供与国別、配分別等に分類する。この数字は、毎年発行され、外国技術・経済協力関係者に配布される。「タイ、事実と統計…… Thailand, Fact and Figures」に発表される。
11. その権能を上述した各課は、外国機関と直接関連する課である。他の課の権能は、ほとんどタイ国内におけるD T E Cの行政権能に関するものであるので、説明は省略する。
12. D T E Cの語学研修所は、2つの権能を持っている。第1は、試験により研修員候補者の語学力を認定し、集中的語学訓練により外国留学又は研修に出発する前に候補者が満足すべき語学力を身につけるのを補助することである。現在、4カ国語が語学教育専門家およびタイ人カウンターパートにより教えられている。この語学は、英語、フランス語、ドイツ語および日本語である。第2の権能は、研修員候補者に短期のオリエンテーションを行なうことである。このオリエンテーションの目的は、候補者が渡航する国の税関等の知識を与えることである。
13. D T E Cには、D T E C委員会と呼ばれる諮問機関があり、これは外国援助に関するあらゆる事項につき、D T E Cに助告する。同委員会は、国家開発省、大蔵省、外務省、国家経済開発委員会事務局、予算局、財政政策事務局および技術経済協力部の高級官吏からなっている。同委員会がD T E Cに

勧告する案件は、タイが援助を供与する国、タイが援助を受ける国、援助を要請する計画の妥当性等である。

14. 国家経済開発委員会は、政府の企画機関である。開発プロジェクトのプライオリティーを決定する国家経済開発委員会執行委員会の事務局とし機能する。同委員会は、経済部門別に組織されている。タイの国家経済社会開発計画を作成するので、タイの開発において重要な役割を演ずる。また同委員会は、D T E Cがガイドラインとして使用する資金技術援助需要に関する長期計画を作成する。さらに、外国援助を求めるプロジェクトのメリット決定に際して、D T E Cと協力して作業を行なう。

#### 連絡機関

15. 国際機関との連絡にあたる政府機関は、委員会の形をとる。これには、タイユネスコ国内委員会、タイF A O国内委員会、タイU N I D O国内委員会等がある。これら委員会のメンバーは、通常すべての機関の代表から成る。その機能は、大部分その分野の調整に限られている。
16. タイにおける、受益国および援助供与国・機関の代表が定期的に会合し、外国技術援助に関する事項を議論する場となる機関は、D A Cタイ調整グループ（略称バンコックグループ）である。
17. バンコックグループのメンバーは、D A Cの公式メンバーと同一ではないが、ほぼ同じである。D A Cのメンバーではないが、オーストラリア（最近D A Cに加盟した……訳者註）、ニュージーランド、スイスおよびU N D Pは、そのタイに対する技術援助計画あるいは外交関係から、バンコックグループに積極的に参加している。イスラエルは、調整目的のため、事務レベルの会合に参加するよう招請されている。タイに対する技術援助計画および外交使節が存在しないので、ノルウェーおよびポルトガル（D A Cメンバー）は、バンコックグループに参加しておらず、またE E Cもそれ自身の資格では参加していない。ベルギー、デンマーク、イタリーおよびオランダは、時々参加する。フランス、ドイツ、日本、英国、米国は、バンコックグループに積極的に参加している。タイ王国政府は、通常D T E CおよびN E D Bの高級官吏をすべての会合に出席させている。

18. 他のレベルの政府調整機関も、通常、委員会の形をとる。タイの5地域のうち、4つにつき、地域開発委員会があるが、唯一の例外は、中央地域である。これら委員会は、その地域の開発計画調整に責任を持つ。もう1つのタイプの委員会は、プロジェクトレベルのものである。このタイプの委員会の機能は、プロジェクト要請を作成し、プロジェクトの実施を監督することである。現在、タイにはこの種の委員会が80以上ある。このタイプの委員会は、その性格上、多くの実施機関にまたがるプロジェクトにつき、適切な調整を確保するために、作られる。

#### 援助需要のプログラミング

19. タイでは、援助需要は、長明ベースでかつ開発計画の枠内で、計画化される。国家経済開発委員会は、「資金援助を要する開発プロジェクト」と題する本を作成する。これは、通称「イエロー・ブック」といい、「国家経済社会開発計画書」の付属である。「同計画書」が計画期間（現在のものは1967年～71年）中に政府が実施する開発状況について述べられているのに対し、「イエロー・ブック」は外国援助を求めるプロジェクトに関する情報および概略について述べられている。イエローブックも同計画書も、援助供与先に要請すべきか否かを決定するために、外国援助を求めるプロジェクトを検討する際、D T E C がガイドラインとして使用する。

#### 要請書の作成と提出

20. 要請書の作成は、通常、実施機関すなわち、プロジェクトの実施に責任を持つ機関によつて行なわれる。要請書の作成に関する指導が必要な場合には、D T E C が相談にのる。要請書が作成されると、実施機関所属省を通じて、検討のためにD T E C に提出される。この場合、通常援助を要請する援助供与先が実施機関によつて特定される。専門家要請では、なぜ専門家が必要かという理由書を実施機関は提出しなければならない。さらに、専門家と共働する通格カウンターパートスタッフがいるという確認書を提出しなければならない。研修員要請では、実施機関は、現在海外で留学あるいは研修中の公務員の人数を示す、人事図を提出しなければならない。さらに、実施機関は、

研修の必要性および研修員の帰国後どのように用いるかに関する詳しい説明書を提出しなければならない。これに関連して、研修員が帰国後行なうべき職務に関する計画書も提出しなければならない。

21. D T E C は、この要請書を受け取ると、そのメリットを判断する。これら要請書をふるいにかける場合に、D T E C が考慮することは、要請が国家経済社会開発計画およびイエローブックのラインに沿うかどうか、実施機関がプロジェクトを実施する態勢が来ているかどうか、必要性の有無、要請書に述べられているようなすべての研修員、専門家および機材につき必要性があるかの点である。必要に応じて、国家経済開発委員会および予算局の代表の参加が要請される。前者が参加する場合は、国家経済開発計画の点からプロジェクトを決定する場合であり、後者の場合は、カウンターパート資金が述べられた額だけ必要かおよび国策に沿うものであるかどうか並びにそれだけの金額をコミットすることが可能かどうかを決定する場合である。要請のメリットを含めて、これらの問題に対する回答がイエスである場合には、要請書は適当な援助供与先へ送付される。

22. 概して、資金・技術援助に対する諸需要は統合され、一定のプライオリティーに基礎を置いているということがいえる。このことは、ガイドラインとして用いる国家経済開発計画があり、国家経済開発委員会の代表もまた要請書の検討において積極的役割を果たすという意味で事実である。

## 研 修 員

### 選考・オリエンテーション手続き

23. 研修員の選考には、2つのアプローチが用いられる。フェローシップのタイプの違い、すなわち先ずD T E C が要請し、援助供与先が承諾したものおよびD T E C が前以つて要請することなく、援助供与先がオファーするものがあるため、異なる2つのアプローチが必要である。2つのアプローチにつき次に詳述する。

24. D T E C の要請したフェローシップ研修員の第1次選考は、実施機関が行なう。実施機関は研修員を選考すると、その名前をD T E C に送付する。D T E C は、ノミネーションフォームに記入するよう研修員に求め、研修候補



者が研修プログラムに適合であるかどうかを知るために、このフォームを研究する。同時に D T E C はまた、研修プログラムにおける指導に用いられる十分な語学力をもつかどうか認定するために、研修員に語学試験を受けさせる。彼等がこの試験に合格すると、そのノミネーションフォームは援助供与機関に送付される。もし彼等がこの試験に落第すると、2つの措置のうちの1つがとられる。試験に大差で落第したもののすなわちその点数が0~39点の者については、D T E C はその候補資格を拒否し、実施機関は新しい候補者の名前を提出しなければならない。試験で40~59点を取った者は、D T E C の語学研修所で集中語学研修を受けさせられる。研修期間の終りに再び試験が行なわれる。通常、候補者がこの試験に合格するには、集中語学研修に2学期以上は要しないといえる。

25. 上述の手続きは、A I D および英国研修計画研修員以外のすべての研修候補者について取られる。A I D 研修員は、A U A 又は T O E F L テストを、英国研修員は、ブリティッシュ・カウンシル (British Council) のテストを受けなければならない。

26. もう1つの選考方法は、D T E C の要請なくして援助供与先が与えるフェローシップ研修員の選考に用いられる。このタイプのフェローシップの供与は、D T E C はすべての関係機関に通報し、候補者を回報するよう求める。候補者の名前が全部揃ったところで、D T E C は、すべての候補者が参加する記述試験を行なう。この記述試験の後、これに合格した者は、援助供与先の代表が出席する口頭試問を受ける。

#### 帰国研修員の活用

27. パラグラフ 20 で述べたようなシステムの下では、研修員は、研修要請書を援助供与先に提出する前に定められた職務計画に従って、特定のポスト又はプロジェクトで職務に就かなければならないことは全く明らかである。この義務は、研修員が出国する前に行なり誓約によつて一層強化されている。この誓約書の中で、研修員は帰国後あらかじめ決定した職務計画に従って勤務することを誓約する。この誓約書の条件に応じらぬ場合には、研修コストの2倍の科料が課せられ、政府に支払わなければならない。D T E C は、誓約

が十分に守られるように注意する。過去の経験では、研修員は、帰国後、職務計画に従って活用されているといえる。

## 専 門 家

### 専門家の選考

28. 援助供与先が、すでにきまつたポストの専門家を D T E C に通報してくると、D T E C は、その履歴書を検討のため実施機関に送付する。実施機関が O K すると、D T E C は、その旨援助供与先に通報する。他方、実施機関が N O という場合には、D T E C は、供与先にもつと多くの候補者を提出するように求め、上述の手続きが繰返される。

### 特権、免除および便宜供与

29. タイ政府の外国専門家に供与する特権、免除および便宜供与は、次のとおりである。

#### a. 入国特権

専門家は、査証および一時居住許可手数料の支払いを免除され、外人登録証明書の取得を免除される。これは、専門家の妻子にも適用される。

#### b. 手当および費用の払い戻し

払い戻しを受けるためには、切符あるいは領収書を払い戻し請求書とともに提出しなければならない。払い戻しが受けられる経費は、次のものである。

#### 手 当

- (1) 6 カ月未満の任期：バンコックでは日当最高 200 バーツまで、他の場所では 100 バーツまで。
- (2) 6 カ月以上の任期：バンコックでは月額最高 4,000 バーツまでの家賃、他の場所では月額 2,000 バーツまで。

#### 公務出張手当

専門家が勤務するポストから離れる公務出張については、次の経費が払い戻される。

- (1) 日当 100 バーツ以下の生活費（領収書不要）

(2) バンコックにおいては日額最高200バーツまでのホテル代実費、他の場所では日額100バーツまで

(3) 切符又は領収書に基づき運賃実費  
輸送手当

公務遂行に自動車が必要な場合には、領収書と引換えに、次の経費が払い戻される。

(1) 月額600バーツを超えない、軍隊給油所で購入した燃料および潤滑油

(2) 公務の直接の結果により生じた修理・維持費。

タイ政府の貸与する自動車については、月額450~600バーツの割合で、運転手1名の賃金が、個々のケースにつき、大蔵省の承認を条件に、払い戻される。

医療費

専門家（但し家族は含まない）の医療費は、年額最高2,000バーツまで払い戻される。

国内旅行と到着時の宿泊

専門家の最初の到着後、次の経費が払い戻される。

(1) 入国地点から勤務地点までの専門家およびその妻子の旅費実費、但し切符又は領収書と引き換え。

(2) 最初の到着日から6カ月を超えない期間中、バンコックでは日額200バーツ、他の場所では日額100バーツまでのホテル宿泊実費。

c. 租税・関税の免除

専門家の享受する租税・関税の免除は、二国間協定又はプロジェクト協定の規定による。

d. 租税・関税の払い戻し

専門家の享受する租税・関税の払い戻しは、二国間協定又はプロジェクト協定の規定による。

カウンターパートの訓練

30. カウンターパートの訓練は、われわれの見解によると、専門家の行なり役務と一体をなす部分である。この点の重要性は、外国援助が終了した時、タ

イ人は引き続きそのプロジェクトの実施を行わなければならないので、いくら強調しても強調しすぎるということはない。しかしながら経験から、この点は、ほとんどの専門家が十分な考慮を払っていない役目であると気付いてきた。極端にいうと、専門家の中には、カウンターパートの訓練が自分の任務全体の一部であることさえ知らないものもある。良い専門家は、その主たる任務を行なう以外に、専門家の帰国後そのプロジェクトがつぶれないように、カウンターパートが自分の仕事をきちんと行ない、プロジェクトの実施においてだんだん重要な役割を果たすように、カウンターパートの訓練を行なうべきである。

51. 1955年以来、タイは、米国AIDの第三国研修計画に基づき、教育、行政、熱帯医学、公共事業、農業、犯罪捜査等の様々な分野で研修員の受入れを行なっている。その後、研修員の受入れは、拡大し、UNDPおよびコロンボプラン第三国研修計画研修員もカバーするようになった。
52. このほか、タイはまた、コロンボプランを通じて、その近隣諸国に対し、研修員受入れおよび商品供与の形で直接の技術援助を行なっている。1968年には、タイは、コロンボプランに基づき20名の研修員を受入れた。このうち12名は、ラオスから、3名がビルマ、3名がマレーシア、各1名が韓国およびオーストラリアからであった。1969年始めから、コロンボプラン加盟国より10名の研修員を受入れている。ラオスから8名およびネパールから2名である。さらに、1968年7月1日から1969年6月30日までに、タイと米国は、第三国研修計画に基づき、タイに472名の研修員を受入れた。ラオス、361名、インドネシア27名、フィリピン、23名、ヴェトナム、21名、パキスタン、10名、ネパール、9名、インド、8名、アフガニスタン、7名、韓国、5名、ガーナ、2名およびジョルダン、1名である。研修分野は、農業、教育、公衆衛生、行政、公衆安全および公共事業等である。タイはまた、オーストラリアと協力して、民間航空研修のためインドネシア人1名を受入れた。

#### 援助レビュー

33. 文字通りの意味での技術援助の総合的レビューは、ただ単にそれを行なうのが実際的でないという理由で、行なわれたことはない。技術援助の総合的レビューを行なうためには、あらゆる部門において、大量の時間、資金、人員を利用しなければならない。しかし多くの要因から、それを得るために費さなければならない努力に見合うよう、結果が有益であると期待するのは不当である。そこで、この場合通常行なわれるのは、実施機関としてプロジェクト毎に技術援助計画の実施および利益をレビューし、効果の測定を行なわれしめ、その結果をD T E Cに提出せしめることである。D T E Cは、この結果をすべての関係当局に送付する。D T E Cはまた、実施機関と共に、効果測定プログラムを実施する。通常、D T E Cの行なう効果測定は、大型プロジェクトのみに限られている。
34. 大規模な効果測定は、政府により行なわれたこともあるが、常に援助供与先と共同して行なわれた。例えば、1966年に、国連は、タイに効果測定チームを送り、国連およびその専門機関の技術援助計画のインパクトおよび有効性に関する効果測定を行なつた。現在、D T E Cは、U S O Mおよび実施機関の代表とともに、A I D援助プロジェクトの効果測定を行なっている。

#### コロソプラン援助報告

35. コロソプラン援助量は、以下の表のとおりである。

コロンボプラン（米国を除く）  
コロンボプラン援助の推定額，1954-68

1,000米ドル

	専門家・スカラー・シップ	機 材	合 計
1954~59	1,715	1,083	2,798
1960	998	346	1,344
1961	1,204	1,061	2,265
1962	1,024	2,479	3,503
1963	1,356	2,378	3,734
1964	1,676	1,575	3,251
1965	1,845	1,123	2,968
1966	2,607	1,816	4,423
1967	3,331	2,265	5,596
1968	3,179	1,295	4,474

出所：技術経済協力部（DTEC）基礎資料

派遣国別新規専門家，1954-68

国 名	1954 ~1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	合計
英 国	—	—	4	3	4	7	23	28	23	16	14	122
オーストラリア	6	3	2	5	2	16	21	31	22	28	1	137
日 本	19	1	21	17	9	23	22	31	48	50	75	316
ニュージー ランド	—	—	—	1	—	—	3	6	19	18	14	61
カナダ	2	—	—	—	1	1	4	12	12	11	1	44
合 計	27	4	27	26	16	47	73	108	124	123	105	680

出所：技術経済協力部（DTEC）基礎資料

供与国別フェロシップ、1954-68  
(新規供与数)

供与国	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
英 国	4	12	51	19	22	29	34	40	40	56	44	22	19	62	48
オーストラリア	9	19	56	21	24	59	62	49	54	48	40	68	81	55	45
日 本	-	-	9	35	14	18	51	98	42	45	65	85	109	102	96
ニュージーランド	-	-	4	4	0	9	15	15	42	32	25	22	34	52	29
カナダ	-	-	-	1	22	14	11	18	9	19	15	40	53	51	75
インド	-	-	2	4	0	18	20	24	51	55	56	52	42	56	54
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	5	11	9	24	2	5	-	-
マレーシア	-	-	1	-	-	-	-	-	15	-	-	1	2	1	55
ビルマ	-	-	-	-	5	-	5	1	-	-	-	5	-	-	-
フィリピン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	2	1	-
セイロン	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-
パキスタン	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	2	-	-
韓 国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-
合 計	15	51	84	82	107	129	198	249	224	245	275	280	549	541	560





## 英 国

注：本ペーパーは、合計150カ国にのぼる開発途上国に対する開発援助の供与および行政に関する英国政府の機構と技術の記述である。コロomboプランの加盟国である南および東アジアの開発途上国は、一部はコロomboプラン地域計画により、又一部はその他の技術援助計画により、海外開発省の援助を受ける。これら計画により、コロomboプラン地域に援助が供与される行政措置は、他の地域に援助が行なわれるそれと実質的には異ならず、以下の各章は、英国援助計画全体と同じくコロomboプランにもあてはまる。

### A. 援助国の行政機構

#### 第1章

##### 援助法令

1. 英国援助計画を規定する基本法は、1966年海外援助法（The Overseas Aid Act 1966）である。同法の主要目的は、外国に対して、又はその利益のために、経済技術援助を供与する海外開発大臣（The Minister of Overseas Development）に対して法律による権限を与えることである。同法は、資金援助の条件、すなわち資金援助が贈与によるべきかあるいは借款によるべきかあるいは両者の組合せによるべきかを決定し、技術援助に関しては、人間又は組織の役務、研修施設、機材あるいは社会経済開発の分野の研究の成果を利用可能にする権限を規定する。同法ではまた、アジア開発銀行に対する英国の出資、インダス河流域開発基金に対する英国の追加拠出並びに連邦開発公社（The Commonwealth Development Corporation）、連邦奨学金法、連邦教員法（The Commonwealth Scholarships Act, The Commonwealth Teachers Act）および海外役務年金計画（The Overseas Service Pensions Scheme）に関する多くの補助事項についても規定されている。同法はさらに、援助支出には特別立法（下記参照）により行なわれるものもあるが、援助計画経費は「議会の与える金で」すなわち毎年の議会権限で賄うべきことを規定する。これらの一

般規定とは別に、コロンボプランによる援助および技術援助供与を規制する特別立法はない。

2. 援助の一般分野における特別の活動を根拠づけるその他多くの法律がある。例えば1959年、1963年および1969年の海外資源開発法(The Overseas Resources Development Act)は、連邦開発公社の活動範囲を規定する。しかし援助資金の現実の規定は、英国予算支出のすべての面をカバーする年度予算割当法(The Annual Appropriation Act)にほとんど全面的に依存する。

## 第2章

### 援助計画行政に責任を負う政府機構

3. 海外開発省(The Ministry of Overseas Development... ODM)は、海外における開発のための英国政府の政策を実行するため、1964年10月設立された。同省は、次の事項につき責任を負う。
  - a. 援助計画全体および多数国間援助と二国間援助、資金援助と技術援助との振り分け
  - b. 資金援助条件および技術援助供与の原則
  - c. 国別援助計画の規模と性格
  - d. 資金援助と技術援助の管理
  - e. 国際援助機関との関係
  - f. 国連技術援助計画における英国の利益
  - g. 同分野で活動するヴェランタリー団体との連絡
4. これら事項を処理する場合、ODMは外務省、連邦省その他の関係省の政策と協調して活動する。その目的は、非自治地域を含む英連邦諸国との英国の特殊な結びつきを考慮しつつ、開発途上国の発展の促進を援助することである。海外開発省は、国連およびその専門機関の援助と開発事業に関連して英国の政策を調整することおよび国連貿易開発会議(UNCTAD)から生ずる援助問題について一般的責任を持つている。さらに、ユネスコやFAOの活動における資金援助や技術援助の重要性から、同省は、その設立に際して、それぞれ、教育・科学省および農業・漁業・食糧省から、これら機関と

- の英国の関係に関する第一次的責任を与えられた。大蔵省は、ODMと緊密な協議を行ないつつ、国際復興開発銀行との関係に責任を負う。ODMは、個々の国々に対する援助調整等の事項については、直接同銀行と接触する。
5. ODMは、行政上地域的問題および機能的責任に基づき、組織されている。「総務」局は、英国援助計画の総括パターン、一般的問題に関する他の援助国との調整および国連およびその専門機関（例えば世銀グループ、UNCTAD）に関連する英国開発政策を処理する。「地域」局は、その域内の、個々の国々の需要の把握、それを満たすための英国内における資金、専門技術および専門家労働力の展開の管理に責任を有する。同局はまた、国別又は地域別計画に関する限り、その援助国との調整を行なう。教育、天然資源、科学技術、医療等をカバーする「業種」局は、職業・技術援助の潜在供給源との接触のチャンネルである。開発途上国の使用可能な経験・知識を有する大学や職業教育機関のような、英国の政府・民間団体との接触を持つている。「機能」局は、海外派遣および外国人の英国における研修のアレンジを行なう。
6. ODMの経済計画スタッフ（Economic Planning Staff）は、経済・統計サービスを行ない、開発問題に関する同省の経済的見地からのフォーミュレーションに貢献する。援助行政の点では、経済計画スタッフの役割は、プログラムやプロジェクトの健全な策定を確保するためその評価を行ない、当該国の経済の点から優先開発を示すことである。このODMスタッフの職業アドバイザーは、建設、工学、医学、教育、農業、林業、漁業、土地所有、マーケティング、協同組合、社会開発および広範囲の科学教育をカバーする。これらアドバイザーは、特定の任務で海外に派遣され、資金援助や技術援助の要請評価に際して、同省の事務を補佐する。特別プロジェクト局（The Special Projects Directorate）という特別局は、海外におけるフェージビリティ調査および投資前調査並びに英国援助で融資するその他のコンサルティング活動に民間会社の従事をアレンジする。ODMの人口局は、開発途上国の人口計画プログラムに対する勧告要請に応じて設置されたものである。同省のすべてのレベルの職員数は、約1,500名である。
7. ODMは、その年次裁決により融資された、次の組織に直接責任を負う。

- a. 海外調査局 ( Directorate of Overseas Surveys ) : 同局は、開発途上国の基礎土地調査および地形地図作成を行ない、専門家の派遣を行なう。
- b. イナゴ対策研究センター ( Anti-Locust Research Centre ) : 同センターは、モロッコから東パキスタンまでのイナゴの発生と大移動に関する研究を行なう。
- c. 海外高等教育大学協議会 ( Inter University Council for Higher Education Overseas ) : 同協議会の機能は、以下の通りである。
- (1) 英国の大学と主として英連邦開発途上国の大学との間の協力を促進し、支持すること。
  - (2) 海外における単科大学の発展とその総合大学への進展を図ること。
  - (3) 海外における高等教育、学術および研究の促進を図ること。
- d. 海外諸国技術教育訓練協議会 ( Council for Technical Education and Training for Overseas Countries ) : 同協議会は、開発途上国の技術・商業教育訓練促進に当つて、勧告および専門家援助を英国政府に対して行なう。
- e. 熱帯産品研究所 ( Tropical Products Institute ... TPI ) : この機能は、その再生可能な天然資源 ( 植物・動物産品、林産および漁業 ) からより大きな利益を得るよう、開発途上国を援助することである。
- f. 熱帯貯蔵産品センター ( Tropical Stored Products Centre ) : TPIの一部であるこのセンターは、産品の貯蔵に関する勧告および実際の援助を行なう。
- g. 熱帯農薬研究所 ( Tropical Pesticides Research Unit ) : 同研究所は、熱帯諸国における農薬の使用と応用に関する基礎研究を行なう。
- h. 熱帯農薬研究本部・広報部 ( Tropical Pesticides Research Headquarters and Information Unit ) : 同部は、熱帯農薬研究所の一部であり、TPIと協力して研究・広報を行なう。
8. これら団体に加えて、ODMは、以下のような、数多くの団体と連絡がある。
- a. 外国政府、政権クラウン・エイジェント ( The Crown Agents for

- Overseas Governments and Administrations) : 他の事業も行なうが、同エイジェントは、外国政府の要請に基づき、技術(すなわち準職業レベル)ポストに対する人材選考エージェンシーとしての事業を行なう。
- b. ブリティッシュ・カウンシル(The British Council) : 他の事業のほか、同協議会は、開発途上国に派遣する英語教員の選考を行なう。
- c. 英国ヴォランティアー計画(The British Volunteer Programme) : 同計画は、開発途上国に対し、教育、社会・共同体開発活動のための若いヴォランティアーを派遣する。同計画によるヴォランタリー団体の経費の半は、政府が負担する。
- d. 連邦開発公社(The Commonwealth Development Corporation) : 同公社は、連邦内および1969年海外資源開発法(The 1969 Overseas Resources Development Act)の議会通過後は、ODMの承認を条件に非連邦国における、広い分野の企業育成プロジェクトを、単独又は他の団体と協力して、実施する権限を有する。
9. ODMは、開発途上国に代つて、道路研究所熱帯部(The Tropical Section of The Road Research Laboratory)、建築研究所海外部(The Overseas Division of The Building Research Station)、地質科学研究所海外部(The Overseas Division of the Institute of Geological Sciences)の行なう事業経費を負担する。これら各部は、海外の照会に回答し、情報を提供し、研修コースを開設し、開発途上国で生ずる技術的問題の解決を援助する。同省は、英国の大学、農業研究協議会(The Agricultural Research Council)および医学研究協議会(The Medical Research Council)の科学研究所の多くの専門機関の援助を求めることができる。
10. 海外における援助行政は、専門家およびその他のODM職員の訪問の助けを得て、主として英国在外公館を通じて行なわれる。ODM職員は、開発途上国における在外公館の中で、援助アタッシュとしてのサービスを行なうため、在外公館に派遣される者が増加している。職業専門家をスタッフとする開発部(Development Division)が、中東、カリブ地域に設けられてい

る。その主たる任務は、それぞれの地域における開発問題に関して、英国外交使節、外国政府およびODMに対して勧告を行なうことである。(第4章参照)。

11. ODMは、設立以来5年近くなる。この期間中、同省の機構は、国際開発援助の分野における状況の変化に対応すべく、数次の改革を見た。しかしその上述の如き基本的構造と権限は不変であり、現在予想できる限りでは、今後もそうであろう。

### 第5章

#### 行政機構に関連する援助政策問題

12. 英国の援助計画は、他のすべての公共支出計画(特に海外支出を伴うもの)と同様に、現在英国の困難な経済情勢を背景にかつ国際収支の大幅かつ継続的黑字を確保するための資源の永久的移動を達成しようとする政府の目的との関連で、策定しなければならない。これらの困難にもかかわらず、基本的援助計画は、1968-69年度および1969-70年度には、特定の目的のための追加を含めて、205百万ポンドを維持した。受益国に最大限の利益を与え、同時に英国の国際収支状態への負担を最小限にするため、政府援助資金を最も効果的に使用することを確保することがODMの目的となつている。そこでODMは、第4章に述べる制度的手続きを確立した。
13. 英国議会は、現在援助計画に特別の関心を払っている。1968年11月、下院予算委員会の海外援助報告書が発表された。長期にわたる詳細な研究の後、同委員会は、「英国の援助計画は総じて企画が良く、運営が良く、所期の目的を達している。ODM設立以来その効率に著しい改善の跡が見られ、将来の趨勢は勇気づけられるものがある」との結論に達した。今会期の議会には、下院特別選任委員会が設置され、予算委員会のように議会の与えた資金の適正使用のレビューに正式に限定することなく、ODMの活動を検討し報告することになつている。
14. 援助に関する世論については、今年パイロット調査が行なわれたが、信頼できるサンプル調査はまだ行なわれたことがない。ジャーナリズムは、英国の経済上の諸困難を理由に、援助供与には反対しがちである。他方、かなり

の組織化された援助支持（ヴォランタリーサービス等）があるが、開発援助はニュースバリューに欠け、プレス・コメントは限られている。広報活動は、開発途上国に対する開発援助計画から生ずる相互利益を一般に認識させるのに役立つている。

15. 援助計画における最大の要素の1つである、二国間資金援助は、通常受取国の総合開発計画又は政策の目的に都合のよい借款の形をとる。その目的は、援助は、健全な開発計画に自己または他の外国資金を使用することにより、その開発を促進する受益国の努力に貢献するものと見るべきであるということである。援助は、財政援助のための贈与の形で行なわれる場合もある。非自治地域への援助は、ほとんどすべて贈与の形で供与される。技術援助は、英国のスタッフ、訓練、役務および機材を供与することにより、経済社会開発および公共サービス（地方政府および政府機関を含む）の改善を援助することを目的とする。役務には、コンサルタント又は第2章に述べた団体の技術・助告が含まれ、非常に重要な要素は、当該開発途上国では得られない英国における研修である。
16. 援助資金の国別割当には、多くの複雑なファクターがからんでくる。過去に行なわれ将来にわたるコミットメントの存在、依然として英国に依存する地域に対する特別の責任および英連邦諸国との継続的な特別の関係を考慮しなければならない。ODMは、開発パターンの継続性および比較的長期的性格に重点を置いている。開発途上国の開発努力に参加することは、たとえ小程度であつても、数年にわたるコミットメントがからんでくる。援助計画は、ディスバースメントベースでかつ議会による年間予算を条件とするので、長期コミットメントを、年間ディスバースメントが現行援助の範囲でフィットできるよう、調整することが必要である。
17. ある国に割当てられた資金援助の使用方法を決定する、確実かつ手取り速いルールはない。それが利用される目的は、例えば他の形の援助に対比してプロジェクト援助に割当てられる割合を検討することを含む、協議と議論の問題である。行なわれた措置は、開発プログラムの性格、国内又は援助国からの資金の利用可能性、当該国の特定の需要を含む、実際上の検討の影響を受けるであろう。ODMの目的は、その国の開発に最も資する形の援助を供

与することである。しかしながら、開発途上国の開発計画および政策に一致する限り、特別の重点が農業部門におかれている。

18. 資金援助が供与される条件は、原則として特定のプロジェクトやプログラムではなく、当該国の一般的経済状態に関連している。1965年に、政府は、適当な場合には無利子の借款を可能とすることを決定し、現在の借款の90%は無利子のものである。多くのこのような借款の期間は25年まで、据置期間は7年までである。利子付借款が妥当と考えられる場合にも、7年までの期間の利子猶予期間および様々な長さの据置期間により条件緩和が行なわれることがある。英国の政府援助条件は、1969年2月OECDのDACの定めた改訂平均条件目標よりも緩やかである。他の援助供与国の現在の政策および英国の経済状態に照らして特別な理由のある場合を除いて、このような援助を英国資材および役務の調達にタイするのが慣行である。しかし、開発途上国の中には、現地資金の不足のため外国資金援助を効果的に利用するのが困難な国もあることは認識されており、プロジェクト又はプログラムの現地経費分をカバーする供与も行なわれる。二国間資金援助全体とすると、現地経費、財政援助はアンタイトであるという事実およびその他の関連要素を考慮に入れると、58%程度がタイトである。技術援助は贈与として供与されるが、通常受取国は現地経費を負担することになっている。官吏の給与補填制度は、受取国政府が負担すべき経費のかなりの部分を必要とする。この制度があるため、現地の訓練を受けた人材の不足のためアドヴァイザーよりも経営者を依然必要とする国々が様々な期間英国人スタッフを求めることが可能となる。技術援助に向けられる英国政府援助の大部分は、この形の援助に高いプライオリティーを置くという英国政府の政策を反映している。資金援助と技術援助をできるだけ緊密に結びつけることは、一般に認められた目的である。資金援助の投入は、必要な技術の訓練とともに、その国で十分に得られない経験の熟練労働力を必要とする場合が多い。このような場合には、技術援助の供与は、プロジェクト又はプログラムの実施の重要な部分である。

19. 国力の許す限り、多国籍機関に対する、その政府ベース援助の割合を増やすことは英国政府の政策である。英国は、IBRDの資金に対する2番目



に大きな出資国であつたし、現在は、国際開発協会に対する2番目に大きな拠出国である。英国はまた、国連開発計画を強力にサポートし、世界食糧計画に対しても多額の拠出を行なつている。多数国間金融機関に対する拠出は公開競争入札の原則に基づき資金プールを利用することは借手にその資金の最高価値を与えるので、アンタイトとすべきである；と英国政府は考える。英国政府は、地域的開発銀行に対し資金的又はその他のサポートを与えているが、これは既存機関の機能と重複することなく、地域開発に積極的な貢献を行なうものとして満足されている。拠出形態は、それぞれの協定の条文で許される関連の形態により異なつている。

20. 援助量については、市場価格GNPの1パーセントの開発途上国に対する資金純額の移転という第2回UNCTADで採択され、改訂目標は、第1回UNCTADの後採択されたものに比して約25パーセントだけ英国の目標を引き上げるといふ効果をもつた。英国は、この新しい目標達成時期を何時と決めることはできない。第2回UNCTADにおいて、英国は、経済事情の許す限り早急にこの目標を達成するよう最善を尽くすと約束した。先ず第1のプライオリティーは、英国の経済および国際収支の強化に与えなければならぬ。

21. 民間部門は、先ず開発という考慮に刺激されることはないし、譲歩した条件で金融を行なうことはないので、その活動を援助ということとはできない。しかし、開発過程で非常に貴重な役割を演じ、この点で政府援助を補完するものである。政府援助は、その物理的、行政的能力により主としてインフラストラクチュアを建設し、かくて民間投資が物的富の創造および技術の伝達を通じて開発に際立つた貢献を行なうことができる環境創造を援助する。開発途上国で操業中の多くの会社は、その国の人々を職場で及びその他の方法で訓練することの重要性を認識している。英国は、伝統的にまた現在も開発途上国における大きな投資国である。民間投資(UNCTADの1パーセント目標に算入される)の額は変動しがちであるが、最近10年間の年間平均は、約100百万ポンドであつた。この数字は、輸出信用を含んでいない。

## 第4章

### 援助行政

22. 前述の第2章では、英国援助政策の策定および実施の主たる機関としての、ODMの機能および役割を述べた。ODMは、ロンドンを中心とするスペシャリストの行政、経済および勸告スタッフの構造を持っている。海外では、英国援助行政は、英国外交ミッションの任務の不可分の一部であり、当局との接触は、大部分そこを通じて行なわれる。ODM職員および他の援助関係機関職員のため、一連の援助行政研修が、サセックス大学付属の開発研究所(The Institute of Development Studies)において行なわれる。
23. 個々のアドバイザーや行政スタッフの訪問に加えて、特別の使節団が開発途上国に派遣され、援助に関する打合せや英国資金援助を要請する特定のプロジェクトの調査を行なう。原則として、二国間援助供与は、政府対政府ベースであり、英国政府は、特定のプロジェクトに対する援助または技術援助供与に対する外国政府の要請に公式に応ずる。詳細な取決めについては、受取国の政府機関による。
24. 資金援助は、国別に割当てられる。国際的コンソーシアムのある場合には、コミットメントの形のプレッジは、通常コンソーシアムの取決めに従って行なわれる。特定の目的に対し、割当てられた援助を使用することは、一方では開発プログラムや計画および他方では英国が最も多く供与できる商品、プロジェクトおよび役務を考慮に入れ、受益国と協議すべき事項である。25万ポンド以上の個別のプロジェクトに援助を使用する提案はすべて、ODMの中央プロジェクト委員会により検討される。これは資金的、経済的検討の評価に統一性を保つ目的をもつ手続である。場合によつては、後に技術アドバイザーがプロジェクトの実施の進行をフォローする継続的責任を与えられることもある。当該国の将来のプロジェクト又はプログラムの場合と同様、選定と実施に当つて、英国の海外機関と引き続き協議が行なわれる。
25. 英国借款に基づく資金のディスパースメントの手続きは、通常その援助の合意後に行なわれる細目協議により、両国政府間の協定又は了解覚書に規定される。資金援助が英国製品や役務の供与にタイされている場合は、通常の手続きでは、必要証明がはつきりしたので借款から基金に繰入れられた(銀

行又は英国代理業者のもつ)特別勘定から英貨で供給者に支払われる。その他の場合、例えば現地経費が供与される場合には、その目的のため支払いが生じた旨の妥当な期間を置いた予告を受け取つて、この特別勘定から合意した一定額まで受益国に払い戻す。

26. 技術援助供与は、通常個々の国と交渉した細目条件によつて行なわれ、公式の協定、了解覚書又はいわゆるコロンプランの合意手続の枠内に規定され、行なりべき任務および妥当な形の選定を正確に決定するため詳細に取決めなければならぬ。この要請は、英国在外公館を通じて行なわれる。在外公館の援助担当官の職務の重要な部分は、ODMが、第1に、各要請を同国の開発需要に結びつけ、第2に、研修、専門家の選考、コンサルタントの指名あるいは技術援助計画の少額資金贈与規定の下での機材発注を開始できるような十分なインフォメーションとともにODMに要請を取次ぐことである。要請に応ずる提案は、変更なきよう要請国政府と合意される。個人が入ってくる場合には、任務の条件をはつきりさせて置くことが、良き人間管理のために、重要である。要請が供給を上廻る場合には、援助スタッフから在外公館にプライオリティーに関する意見が求められる。これら職員はまた、外国政府の要請に基づく英国における研修コースの選定の援助を行ない、この場合ブリティッシュ・カウンシルの現地駐在員の援助を受けることもある。

27. フィージビリティ調査、投資前調査およびマネージメントその他の問題に関する勧告の形で、開発途上国に技術援助を行なうには、コンサルティング会社やその他団体のサービスを利用することが増えている。100万ポンド余りの経費でもつて、約50件のフィージビリティ調査が1968年に行なわれた。さらに広範囲のプロジェクト(例えばアジア工科大学院のマスタープランの作成、西パキスタンの土木工学能力資源調査)に関する勧告業務にほぼ同数の会社が使われた。この形の技術援助経費は、60万ポンドにのぼつた。

28. 英国技術援助計画に基づく、1968年中の、教員、実務要員およびアドバイザーの派遣は、約3,000名を数えた。英国の技術専門家の供給には、2つの主要面がある。1つは、政府機関の構成又は実務要員、教員その他公務員の人材供給であり、この需要は当該国にそれに適当な人材が不足してい

ることから生ずる。この派遣は、雇用国政府又は地方団体が給与、手当を支払い、それに英国政府が補填する。2～3年契約で行なわれる。財政援助の主要計画は、海外役務援助計画（The Overseas Service Aid Scheme）であり、これは40カ国以上の英連邦諸国政府の諸機関の実務要員ポストを充填するのを援助する。また同様の計画により、大学、地方政府および特別公社等の機関への派遣をカバーしている。専門家役務供与の第2の形態は、給与はすべて英国政府が負担し、受入国は現地経費を賄う。アドヴァイザー専門家の派遣である。実務要員、特に技術、事務クラスの実務要員の選考の多くは、英国代理業者が行なうが、アドヴァイザーや幹部クラスの専門スタッフの選考は、民間専門団体と緊密な接触を保ち、そのような派遣入選の選考の経験と勘にたよる、ODM派遣部の主たる責任である。大学スタッフは、海外高等教育大学協議会およびブリティッシュ・カウンシルにより選考される。ブリティッシュ・カウンシルは、また教師、特に英語スペシャリストの選考に関係している。

29. 専門家選考の障害物の1つは、帰国後の再就職の不確実性である。ある種の重要職業に伴うこの困難に対処するため、政府部局、公共団体、大学および技能学校の設立が拡充され、帰国後本国で得られるポストを知つて、海外任務に派遣される「ホーム・ベース」ができた。ODMの「スペシャリスト部隊」（Corps of Specialists）は、このホーム・ベース制度を補完するものである。これは適当なホームベースがなく、一連の海外勤務の間ODM自身が身分を預かるのが最もよい人々を收容し、雇用の継続性を保つものである。この部隊のうち約60名が主として農業、金融、行政、土木工学の分野で派遣されている。
50. 英国の援助供与の中で、英国ヴォランティア計画は重要な役割を演じている。1968年に1,400名の大卒者および573名の休退学者がいるヴォランティアは、4つのヴォランタリー団体が選考し、その選考費の75パーセントはODMが負担している。ヴォランティアのほとんどは、教育分野で働いているが、医療、農業、社会福祉および共同体開発に従事している者もいる。
51. 海外派遣人員のブリーフィングは、関係地域局と協議しつつ、ODM人的サービス執行部が行なっている。このブリーフィングには、任務の詳細、気

候その他事情および給与、手当、休暇等の行政事項が含まれる。スーリーの  
フーンハムの海外サービス大学（The Overseas Service College）  
のコースに参加する選考された候補者の人数は増えており、このコースでは  
派遣される国の生活や仕事の背景のブリーフィングが行なわれる。

32. 英国における外国人学生の研修経費は、主として連邦教育協力計画（The  
Commonwealth Education Cooperation Plan）や地域技術援助計画  
（The Regional Technical Assistance Programmes）等様々を財  
源から賄われる。研修計画行政はODMの主たる任務であり、開発行政・  
訓練局（Development Administration and Training Department）  
の責任である。ほとんどの学生や研修員は、ODMが特別に海外の官吏等の  
ために数多くのコースをサポートすることもあるが、英国の教育施設のカリ  
キュラムの一環であるコースに参加する。この特別コースの多くは、開発途  
上国の需要に応えるため特別に設けられており、受入れオファー、研修員の  
選考および渡航、運営およびコース料などの手配は開発途上国政府当局とO  
DM、ブリティッシュ・カウンシルおよび英国関係機関との間の緊密かつ常時  
的連絡によつて行なわれる。海外の在外公館等は定期的に英国の研修機会の  
連絡を受けている。

33. ODMは、専門分野での研修を行なうことのできる、英国の大学やその他  
施設との広範囲の連絡網を作っている。例えば、外国人留学生の特別の研修  
を行なり、バーミンガム大学地方政府研究所の設立に援助を行ない、マンチ  
ェスター大学海外行政研究部をサポートしている。さらに1966年には、  
ODMは、海外開発問題の高等調査研究を行なりサセックス大学に開発研究  
所を設立した。研修員受入要請全部につき細密な吟味が行なわれるが、プロ  
グラムを支配する主たるファクターは、英国における施設の有無、フェロー  
シップのための財源の程度、オファーした研修に要する基礎資格の有無であ  
る。開発行政・訓練局の事務は、科目毎に組織されている。22の課は、1  
グループの関連科目（例えば、漁業、農業、林業および冶金並びに電気工学、  
工場検査、印刷、貿易および繊維）を、会計、記録等を取扱い課とともに取  
扱う。

34. 英国政府は、援助の効率に大きな重点を置いている。プロジェクト委員会

(パラグラフ 24 参照)の仕事および内外における O D M 職員による援助実施の実務経験の開発、特にプロジェクトの評価と効果測定に関するものは、現在効率増大に貢献するところが大きい。援助効果測定もまたこのプロセスの重要な一環である。英国資金の援助を受けたもののうち特定プロジェクトに関する効果測定報告書が、プロジェクト完成後、プロジェクト評価と比較するために作成される。在外公館等はそのプロジェクトの進捗振りを報告することが要求され、O D M アドヴァイザーは、定期的に訪問して大型プロジェクトと緊密に接触を保つことが奨励されている。専門家の報告会が任務完了後必ず行なわれる。これはその仕事の効果測定を行なうためばかりでなく、その分野での将来の援助の可能性を評価するためである。据え付けた器材の使用および効用について報告が求められる。これはプロジェクトに関連してのその役割ばかりでなく、引き続き別の場所で使用することの妥当性を評価するためである。英国における研修コースにつき引き続き効果測定が行なわれ、2カ国において帰国研修員のパイロット・フォローアップ調査が行なわれた。この業務を拡大するかどうかについては検討中である。

## 第5章

### 援助国間の調整

35. 英国政府は、援助の調整が O B C D の D A C による条件やタイミングのよ  
うな事項に関連する一般的な援助国援助政策に関するものであれ、コンソ  
シアムや協議グループという機構による特定国に対する援助供与国間のもの  
であれ、益々重要となつてくるものと考えている。英国は、I B R D や O E  
C D 主催のすべてのグループの加盟国であり、セイロン、ガーナおよびイン  
ドネシアのために作られた特別グループにも参加している。英国は、一般に、  
純粋に援助国間の援助調整問題であることが示され、当該国に対する英国援  
助の同一のプログラムがある協議グループには積極的に参加したいと考えて  
いる。
36. 英国の見解では、援助調整機構の形態は、個々の開発途上国の事情によつ  
て異なるべきである。数多くの資金援助供与者が二国間であれ、多国間であ  
れ関係する場合には、正式な機構設置を検討するのが一応もつともであり、

そのような場合には、当該国がその開発需要に対するその種の集団的アプローチを受け入れ、かつ世銀がそのグループに便宜を提供できなければ、世銀主催で開始されるグループが調整の目的を達する最も効果的な手段であると、英国政府は考える。その他の場合には、非公式会合によつて調整は最も効果的に行なわれるであろうし、特定の問題、例えば債権繰延べや大型プロジェクトの融資を取扱うアドホック・グループが望ましいと考える。

57. 英国政府は、協議グループの不可欠な役割は当該国への援助の流れの質を合理化し改善し、当該国の開発プログラムに関する情報供給およびそれに対する援助国の政策を改善することであると信ずる。このことは必然的に、対象の情報や分析に基づき、開発計画や需要を総合的に長期的に共同して検討する援助国、被援助国双方にかかわる。この方法により、外国援助はプライオリティの高い需要を満たすような方向に向けられる。コロンボプランは一種の多国間協議グループと見るのが最も良いと英国は考える。

58. 英国政府の見るところでは、技術援助の調整は、国際援助機関や他の援助国との直接の情報交換およびコロンボプランのような場により与えられる機会はその促進に有益な役割を演ずることができるが、第一義的には受益国政府の事項とすべきである。英国在外公館は、受益国における援助供与者の協力を促進するよう、他の国の援助供与機関や国際団体と連絡するよう指示を受けている。専門家の間の技術援助テクニックに関する有益な議論がDACによりあるいは英連邦医療教育会議等のその他の方法により行なわれている。援助国は得意な分野でのみ援助を供与することができるので、ある程度の技術援助の特化は必然的に生ずる。

## 米 国

### A. 援助国の行政機構

#### 第 1 章

##### 援助法令

1. 米国の外国経済援助は、主として4つの法令により根拠づけられている。1961年外国援助法 (The Foreign Assistance Act of 1961) (修正)、1954年農業貿易開発・援助法 (The Agricultural Trade Development and Assistance Act of 1954) (修正) … 通常公法 (Public Law) (PL480) と呼ばれる… 平和部隊法 (The Peace Corps Act) (1961) (修正) および1945年輸出入銀行法 (The Export-Import Bank Act of 1945) (修正) である。

##### 外国援助法 (FAA)

2. 同法は、次のことが米国の政策であることを宣言する：「低開発国国民が開発に必要な知識と資金を獲得し、自由を有し平和なよりよき生活へのその願望を満たす経済的、政治的および社会的制度を確立するための努力を援助すること」。
3. 国際開発局 (The Agency for International Development … AID) は、同援助法により根拠づけられた米国外国援助を行なう主たる機関である。同援助法は、主たる4つの援助形態を規定している。第1は、開発目的のため外国政府又は民間企業に対して行なわれる開発借款である。第2は、社会的、人的資源の改善又は開発のため通常贈与として供与される技術援助である。第3は、アメリカの民間企業が低開発国の企業に投資するのを奨励するプログラムである。この目的は、低開発国の経済活動を一層促進する、雇用機会を作り出し、労働者や管理者の訓練を行なうことにより、開発に貢献する活動のために民間の融資を醸成することである。第4として、米国の自発的拠出は国務省により行なわれ、種々の国際機関にわたっている (国際金融機関に対する米国資金は同援助法により根拠づけられていない)。



#### 食糧援助

4. このタイプの援助は、1954年農業貿易開発・援助法（修正）…通常 PL480 あるいは自由食糧法（Food for Freedom Act）と呼ばれる…に基づいて供与される。農産物が贈与又はドルあるいは外貨のための売却により低開発国の利用に供される。PL480産品の売却による現地通貨収入は、AIDの承認した開発プログラムのために使用できる。
5. PL480は元来米国の余剰農産物を処分することを目的としたものであるが、この法律の下で利用可能な産品は今や統合外国援助パッケージの基本的部分と考えられている。現行法は1970年12月31日に期限切れとなる。

#### 平和部隊

6. 1961年に議会は平和部隊を創設するPL293を通過させた。同法の目的は次のとおりである：「海外勤務の資格あるかつ熟練労働力需要を満たしてその国および地域の国民を助けるため必要ならば困難な状態の下で勤務する熱意を有する合衆国男女を関心ある国および地域の利用に供する。平和部隊を通じて世界平和と友好を促進し、提供を受ける国民の側においてはアメリカ人に対する一層の理解をおよびアメリカ人の側においては他国民に対する一層の理解を増進することの一助とすること」。
7. 同部隊は、平和部隊の役務を要請した世界中の国々へ派遣されるアメリカ人…同法ではヴェランティアという…である。實際上、ヴェランティアは、当該国において合衆国政府の他の機関が得られ、もつと効果的に遂行できるような役務には派遣されない。

#### 輸出入銀行

8. 同銀行は、1954年2月行政命令第6581号に基づくワシントン特別区法人として発足した。1955年1月31日法律により米国政府機関となった。発足当時より同銀行は米国からの商品輸出を貸付および貸付保証により促進する権限をもっていた。1945年7月31日法律により再組織された。1953年5月21日同銀行は戦争や収用による損失からアメリカの輸出業者を保証する権限が追加された。1968年にその名称が「米国輸出入銀行」

に変更された。

#### 援助実施法令

9. 米国の援助法施行に当つての実施当局に対する重要な制限が F A A および関係法令に規定されている。

#### ウェイバー条項

10. 議会は A I D プログラムに行政における弾力性を認めた。このため F A A 第 614 条 a の一般的ウェイバー条項を規定した。これは大統領が国家の安全にとつて重要と考える場合、法律上の制限にもかかわらず 2 億 5,000 万ドルまでの援助資金を支出する権限を大統領に与えるものである。また 2、3 の制限が特定の事情の下ではこの一般的ウェイバーの有効性を否定する。一般的ウェイバーに加えて、法令上の制限の大部分は組込まれたウェイバー権限をもつている。

#### 一定の国に対する援助制限

11. 同法は、米国が、自己の防衛負担と経済成長を維持できる経済的に発達した国、米国との外交関係を断絶した国、十分な補償をせずに米国民の財産を収用するか又は米国民に有効な債務の履行を拒否し又は F A A に基づき供与された借款の返済を怠る国、国際共産主義運動に支配されるか又は管理されている国あるいは急進的な軍事努力を行なつている国に対する援助供与は禁止されている。F A A はさらに、キューバか北ヴィトナムに援助を行なう国、キューバか北ヴィトナムへまたはそこからその船をして貨物を輸送するのを許す国あるいはこの両国のどちらかへある種の商品を守る国に対して米国が援助を供与することを禁止する旨規定する。

#### 米国外からの調達

12. 同法第 604 条は、A I D 資金による商品は、大統領が海外における安価な調達による米国に対する経済上その他の利益が米国経済に対する逆効果を上回るということを決定しない限り、米国内において調達すべきことを要求す

る。この制限は、米国国際収支事情の不調の結果1961年に発効した。

#### ショッピング条項

13. 1935年海事商法(The Merchant Marine Act of 1935)は、AID資金の商品(外貨で購入したもの以外)の輸送に当つては少くとも50パーセントは米国船を利用することを要求する。

#### 競争入札の要求

14. AIDは、FAA第653条は競争契約が外交政策の遂行又はFAA目的の伸長と抵触する場合には例外を許すが、自由競争による調達原則をとつている。

#### 国数の制限

15. FAAは、異なるタイプの援助が与えられる国の数を制限している。従つて開発借款は20カ国以上の国には与えられない。技術援助は各会計年度に40カ国以上には与えられない。支持援助(定義については下記第2章のパラグラフ53を参照)は、各会計年度に2カ国以上には供与できない。進歩のための同盟の開発借款および贈与は、中央および南アメリカの国々に限られている。

#### 軍事支出条項

16. FAA第620条(S)は、FAAあるいはPL480に基づき援助を供与する際大統領は受益国の軍事支出水準を考慮すべき旨規定する。同国が実質的にその開発を妨げる程度に不必要な軍事支出にその援助又はそれ自身の外貨を向けることが明らかになつた場合は、大統領はそのような流用又は妨害がもはや行なわれないと確認するまで援助やPL480の売却を停止しなければならない。
17. FAA第620条(V)は、1969年特別会計支出予算法(The Appropriation Act of 1969)第119条と同様に、大統領は、高度武器システムの購入が米国の安全にとつて重要と決定する場合を除き、その購入に同国が投

じた資金の相当額だけ経済援助を控えるべき旨規定する。

## 第2章

### 援助計画の実施に責任を有する政府機構

#### 関係政府機関

18. 多くの省が米国の外国援助計画に様々な方法で関係する。

#### 国際開発局および国務省

19. 国際開発局は、外国援助活動の主要機関である。A I D ……次節で詳説は、国務省内の半独立機関として大統領命令により1961年に創設された。このようなものとしてA I Dは国務省の設定した一般的ガイドラインの枠内で業務を実施する。しかしこのガイドラインの枠内で、A I Dは独自の予算を伸ばしかつ守り、独自の職員を選考・訓練し、協定交渉あるいはすべての政府機関に対する法令上の要求を守ることにおいては、議会およびホワイトハウスを含む行政府各機関と直接交渉する。
20. A I D計画およびプログラムと国務省政策との公式の調整は、省内グループ(Inter Departmental Groups) ……同省の各地域局につき1個によつて行なわれている。このグループへのA I Dの参加者は、国務長官の代理であるグループ議長と同格のA I D職員である。同グループは、不定期に会合を開き、問題点や緊急事項を処理し、A I Dプログラム実施に当つて各参加者の指導方針となる政策を決定する。
21. 国務省とA I Dの間の非公式調整は、あらゆるレベルで行なわれる。A I D長官(The A.I.D. Administrator)は、国務長官のスタッフミーティングに毎日出席する。A I Dの地域長官補佐官(Regional Assistant Administrator)は、国務省の同格者、すなわち国務省官補の行なりスタッフミーティングに出席する。また経済援助と政治活動との調整は、ワシントンではA I D事務職員と国務省国別担当官および海外ではA I D技術者と大使館員との間の日々の接触を通じて行なわれる。
22. 外国援助に関する調整は、先ずプログラム策定および予算化の段階で、次いで実施計画に沿つて進める前に政治的要素を考慮しなければならない時に、

普通 A I D のイニシャティブで行なわれる。政治面での合意ができると、プロジェクトは独立の A I D 計画および監督の下に進行する。

23. A I D の政策方針を与えることに加えて、国務省はまた次の援助活動を取扱う：国際機関に対するある種の自発的拠出に関する事務、米国軍事援助の調整および教育文化交流計画に関する事務。

#### 農務省

24. 農務省は、上述の米国余剰食糧の売却又は贈与を規定する公法 480、すなわち農業貿易開発・援助法に関する行政に対する主たる責任を与えられている（食糧計画に関する詳しい説明については下記パラグラフ 59 以下参照）。

#### 財務省

25. 財務省は、国務省と協議しつつ対外金融政策、特に米国の国際収支に影響する対外活動に責任を負う。国際金融機関等特に I M F、世銀および新しい地域銀行における米国代表に指導を行なうことに大きな役割を演ずる。
26. A I D は、このため、米国の援助計画がその国際金融政策に沿うよう、財務省と調整を行なう。財務省の高官は、開発借款委員会（The Development Loan Committee-DLC）のような、借款や信用保証をレビューしなければならぬ主たる A I D の委員会に出席し、財務省はまた米国の借款や信用保証計画に一般的責任を負う、国家諮問委員会（The National Advisory Council-NAC）の議長を務める。
27. D L C や N A C で財務省が演ずる重要な役割に加えて、財政省員は、援助目標の総額、米国内調達への援助タイミング、援助国に対する「負担分担」措置および新しい多数国間援助技術等の問題に関する A I D の新しい提案の策定に参加する。最近数年財務省は、米国国際収支事情の不調のため、A I D 計画に対して特に重要な発言権を持つている。

#### 国防総省

28. 国防総省(DOD)は、軍事援助(MAP)および売却に関する実施上の責任を有する。軍事援助資金はFAAに計上される。例えば1969会計年度にFAAに計上された18億ドル近くのうち、3億7,500万ドルすなわち約20パーセントが軍事援助費であつた。この予算は直接DODに計上される。
29. 軍事信用資金—1969会計年度2億9,600万ドル—はFAAの一部ではないが、別途軍事売却法(the military Sales Act)に計上され、これも同じくDODに直接計上される。
30. 経済援助と軍事援助、売却との調整に対する包括的責任は國務長官にある。

#### 商務省

31. AIDは、米国の外国援助と米国の商品およびサービスの輸出関係につき同省と協議する。

#### 参加機関制度(the participating Agencies System—PASA)

32. 外国援助法は、米国の援助計画、特に技術援助の実施に当って最大限に他の連邦政府機関の技術的知識を利用することを要求する。これはまたAIDの長い間の政策でもある。いわゆる「参加機関」は、外国援助計画において主要な役割を演ずる。1967—68会計年度には、AID資金のうち4,700万ドルがAIDのために他の機関が実施する計画に使用された。現在この制度には次の15の機関が参加している。農務省、保健教育厚生省、商務省、国防総省、内務省、労働省、住宅都市開発省、財務省、郵便省、農業金融局、連邦住宅ローン銀行局、一般役務局、国家科学財団、民間航空局および米国広報局である。
33. これら機関の約1,000名の職員が現在海外でAIDの支出するプロジェクトに勤務している。「技術者」としての彼等の役務は、大型技術援助プロジェクトに対する完全な責任から特別の問題に関する短期の相談まで及んでいる。

## 特別な政府援助機関

### A I D

34. 第1章で述べたように、A I Dは米国政府の主要外国援助機関である。
35. A I Dの長は、國務長官に報告し、國務次官と同格の長官 ( Administrator ) である。長官は、ワシントン本部では、特定の地域のプログラムに責任を負う5人の地域長官補佐官 ( Regional Assistant Administrator ) および機能別の専門スタッフ部局により補佐される。A I Dは、米国外国援助を受けている国の大部分に常駐現地スタッフを置いている。A I Dの組織図は、次頁のとおりである。第4章ではさらに現地スタッフにふれる。

### F A A に基づく米国経済援助の主要カテゴリー

36. 議会の承認したA I D資金は、次の5つの主要チャンネルにより支出される。

- 開発借款 ( Development Loans- D L )
- 技術援助 ( Technical Assistance- T A )
- 支持援助 ( Supporting Assistance- S A )
- 緊急基金
- 多数国間機関への拠出

### 開発借款 - 目的

37. A I D借款は、受益国に技術援助又は資金援助を供与する。受益国のプログラムを開発するA I Dは、その借款を次のように分けている。

### プログラム借款

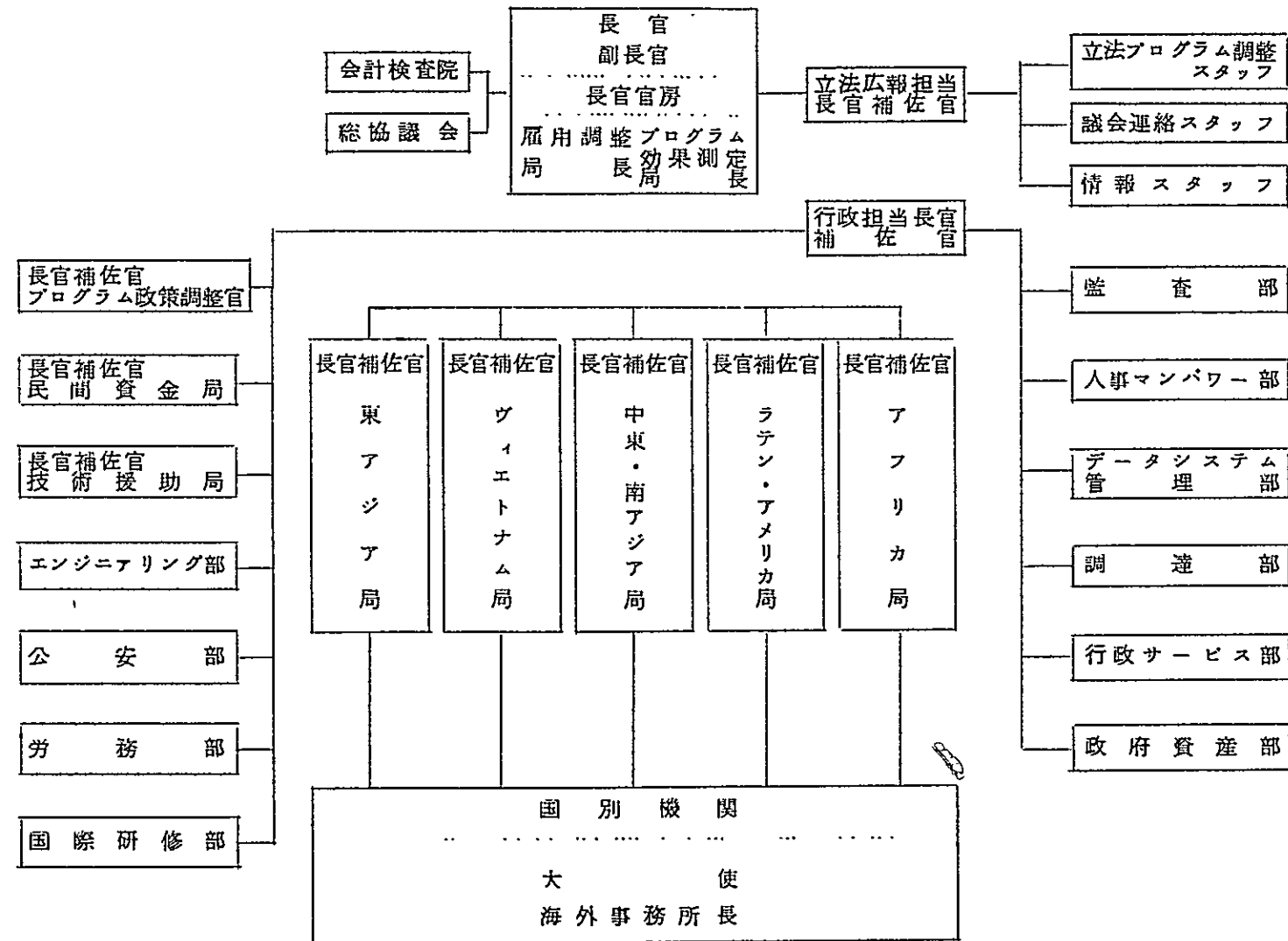
38. この借款は、包括的開発努力を支持する一般的輸入資金に充てるために利用される。

このプログラム貸付により、A I Dは借入国の既存の工業設備を維持するのに必要な補充部品や原材料を借入国に提供する。近年プログラム借款の主要部分は肥料輸入資金に充てられている。プログラム借款は、借入国の経済、財政状態に与える影響が大きいため、開発の進捗および財政安定の維持につ





国際開発局





き受益国と「オーバーオールな議論の場を提供している。

#### 部門別借款

39. このタイプの借款は、一定の部門の活動資金を供与し、借入国により当該部門における政策又は制度的変化に関連づけられることもある。従つて農業部門借款は農村信用制度又は新規農業価格政策の確立又は改善のための借手の事業に基づく。部門別借款による輸入品は必ずしも当該部門のプロジェクトとの関連を有しないが、その借款により創設された現地通貨はすべてその部門の事業資金として使用される。この借款が技術援助をカバーすることもしばしばある。

#### プロジェクト借款

40. これは、借手が直接歳入を生みあるいは借入国のインフラストラクチュアにとつて重要である事業の外貨コストの資金に充てることを可能ならしめるために供与される。例えば製造設備、開発銀行、灌漑、電力、多目的水資源開発、鉱業、港湾、運輸通信、漁業および穀物貯蔵施設の確立又は拡大である。借款資金はまた学校、病院、住宅等の社会開発促進を目的とするプロジェクトおよび成人教育、公衆衛生あるいは共同体開発等の社会プログラムにも使用される。プロジェクトのプランニング、調査およびファイジビリティ調査並びに重要人材の訓練に必要な技術援助は、すべてこのプロジェクト借款でカバーされる。開始期間中の経営技術も含まれる。開発借款は、中間信用機関又は協同組合等の借入国民間企業の開発を促進する事業をサポートするために使用されることもある。

#### 開発借款の供与基準 - 立法

41. 上述のいかなる目的をもつ開発借款も、返済のきちんとした見通しがある場合にのみ供与される。次の追加基準は、借款を承認すべきかいなかを決定する際に考慮される。この基準は、すべての借手 - 政府、半官半民あるいは民間 - にあてはまる。
- a. 他の自由圏の援助供与源から妥当な条件で全部又は一部の資金が得られ

るかどうか。妥当な条件で他の資金が得られるかどうかの判断に当つて、他の貸付機関および政府の供与基準および条件並びに借入国の返済能力が考慮される。

- b. 対象事業が経済的および技術的に健全と考えられるかどうか。
- c. 対象事業が経済資源の開発又は生産能力の増大に貢献するきちんとした見込みがあるかどうか。議会の審議記録は、この規定は社会開発プロジェクトおよびプログラムに対する借款を含む意味であることを示している。
- d. 対象事業が実施中又は計画中の他の開発事業と抵触せずかつ関連を有するものであるかどうか。
- e. 受益国がその国民の重要な経済的、政治的および社会的関心事に応え、有効な自助措置を執るといふつきりとした決意を示しているかどうか。
- f. 借款が米国経済—特に国際収支および労働力の大幅な余剰の分野との関連で—に与える効果が受け入れられるものであるかどうか。

#### 開発借款の条件

42. F A A の第 2 章 I の権限により供与される開発借款の元本および利子は、ドルで返される。A I D 借款の条件は、主として長期経済成長を育成するため援助を行なうという A I D の目的および借入国の長期外国債務返済能力の推定に基づいている。開発借款の期間は 15 年から 40 年に及び、10 年までの据置期間を含んでいる。利率は 5 $\frac{1}{4}$ パーセントまで及ぶが、通常これより大幅に低い。A I D 開発借款の最低利率は、現在その間の最低利率が 2 パーセントである 10 年の据置期間後開始する年率 3 パーセントに法律上定められている。各借入対象国に適用される条件は、定期的な世界的レビューに基づき確定される。

#### 「二段」取極

43. 民間の借り手および公共の自己返済、歳入創出プロジェクトに対する借款については、受益国の国際収支の困難をそれ以上悪化させることなく、借り手の通常の債務負担を維持させる努力が行なわれる。普通、いわゆる二段取極が借手、借り手政府および A I D の間で締結される。同取極には通常の商

業条件すなわちほぼ輸出入銀行の条件での借り手の返済が規定される。最終の借り手は現地通貨で受益国政府に返済し、同政府はA I Dが政府に対する直接借款に適用する条件と同様の条件でドルでA I Dに返済する義務を負う。あるいは、A I Dが政府に低利子、長期の資金を貸付け、同政府は民間又は政府の自己返済目的のため直接に又は開発銀行を通じて商業条件で再貸付を行なうこともできる。A I Dはまた、当該国の返済能力を考慮して、民間企業および歳入創出、自己返済政府プロジェクトに対し通常の条件で直接借款を供与することもできる。

#### 技術援助

44. 技術援助資金は、時たま借款取極に含まれるものを除き、贈与の形で供与される。F A Aにより技術協力および開発プログラム等の手段により人的資源の開発を援助することに重点を置き、友好低開発諸国および地域の経済開発を促進するものとされている。

#### 訓練

45. 技術援助計画の多くは、米国の専門家およびアドバイザーを海外に派遣し又は研修員を米国に受入れることにより、専門家、技術者、専門職員および行政官を訓練することを目的とする。訓練計画の詳細については第4章パラグラフ156および157参照。

#### 施設の建設

46. これには、学校施設および大学、農業普及事業、公衆衛生施設、貿易および信用施設、労働組合および協同組合の設立および改善がある。

#### 調査その他事業

47. このカテゴリーの下では、当該国の計画努力、研究施設および投資調査に助言者を派遣する。

#### 物品

48. 一定限度内であるが、技術援助資金はまた、人的資源の開発又は一般的展示目的のために必要な物的施設建設、すなわち職業学校の工場工具、マラリア撲滅用の DDT 又は農村への公衆衛生教育拡大に使用される簡単な視聴覚用機材等の専門家の努力を支えるのに必要な機材の供与に使用されている。

#### 技術援助資金利用に関する法律上の基準および制限

49. 技術援助資金の使用は、数多くの法律および政策上の基準によつて規制される。

#### 法律上の基準

50. 技術援助事業は、教育その他施設の開発および社会進歩を目的とするプログラムに対する貢献がきちんと見込まれるものでなければならない。すなわち技術的、経済的健全性、他の開発事業との調和、受益国の自助努力および米國経済に対するインパクトに関し開発借款に設定された基準に必ずるものでなければならない。

#### 金資金使用制限

51. 通常技術援助の贈与資金は、開発借款の方が適当な場合には、使用してはいけな。例え、直接外貨を得る資金プロジェクトの資金としては使用されな。自己返済資金プロジェクトの資金としてあるいは國際収支又は財政支持には通常使用されな。プロジェクトが社会的又は人的資源の利益を有するという事実は、受益國が借款返済能力があると考えられる場合に、借款融資をはばむことな。そして最後に年間技術援助予算は、ラテンアメリカ以外の 40 カ國以上に供与してはいけな。

#### 民間及び政府機関との技術援助契約

52. 特に公共建物建設の技術援助分野では、AID は、過去 10 年位必要な経験、情報および人材を有する米國民間機関に頼ることが多くなつていた。例え、米國の多くの大學は開發途上國での大學および學校制度の確立又は改善

のため A I D の融資する契約に基づき活動している。土地贈与の大学は農業大学や普及サービスを確立するのに役立つ。米国の協同組合や信用機関は、住宅、貯蓄、農業信用、農村電化および消費財流通のための協同組合促進のため、技術援助プログラムを実施している。米国政府機関はまた技術援助のため A I D が必要とする専門家を提供している。FASA については上述第 2 章を参照。A I D プログラムにより海外で働いている専門家のうち、A I D の「直接雇い」の職員は比較的少ない。

#### 支持援助 ( Supporting Assistance - S A )

53. このタイプの援助の目的は、通常の開発借款又は贈与の基準にあてはまらない場合の援助を行なうことである。この援助の金額および特定の使用法は開発に最大限の貢献を行なうよう企図される。
54. 特に SA は、国家をしてその経済が援助なしで支えられるより大きく、通常防衛又は国内治安に貢献することを可能ならしめることを目的としている。SA は、現下のサポートの急激な減少が経済的政治的分解を引き越すような国の経済安定を維持することを目的としている。
55. 借款又は贈与の形態をとる SA は、(a)資金プロジェクト(b)緊急又は難民救済プロジェクト、警察および国内治安活動のための物品および役務(c)一般の商品輸出および(d)例外的な場合として現金移動の融資に使用できる。

#### 緊急基金

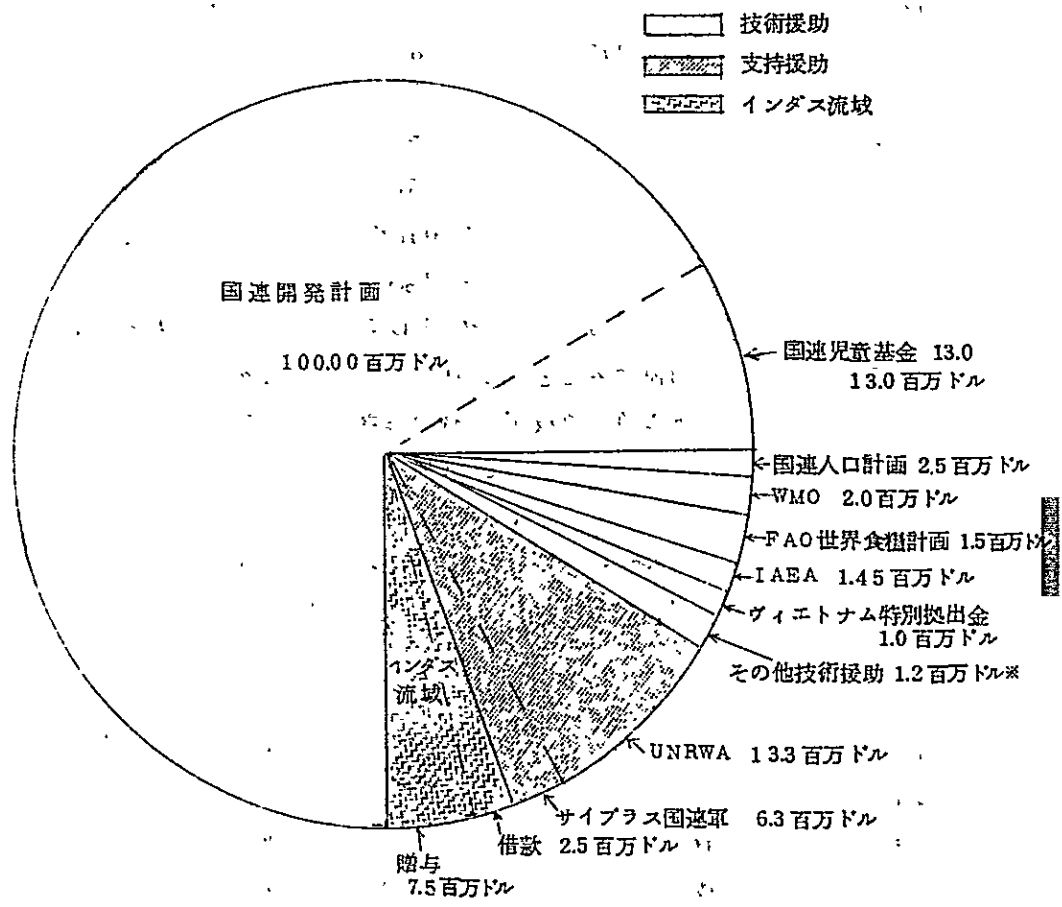
56. 言葉の示すように、この資金は緊急かつ予期せざる経済援助の必要又は明白に定められないが前以つて正確に見積ることの出来ない必要を満たすために利用される。この資金はいかなる目的の経済援助にも使用できるが天災又は人災の犠牲者への援助に用いられることが最も多い。

#### 国際機関への拠出

57. 従来と同様、1970 会計年度の A I D 予算要求は、様々な国連機関、主に国連開発計画に対する米国の自発的拠出金を含んでいる。A I D 予算要求に含まれているその他の国連機関は、国連訓練研究所 ( U N I T A R )、世

界気象機構(WMO)およびサイプラス国連軍である(下図参照)。

多数国間機関への自発的拠出  
1970会計年度プログラムの要求



※ 国連コング援助(0.5百万ドル), UNITAR(0.4), WHO医学研究(0.15)国際ボランティアサービス事務局(ISVS)(0.07)および国連南阿プログラム(0.05)を含む。



F A Aに含まれない他の援助形態、平和のための食糧 (Food for Peace)  
58. 米国議会は、1954年に「農業貿易開発、援助法」すなわち P L 4 8 0  
と題する法律を通過させた。

#### 目的

59. 同法の第2条で、議会は同法の根拠および目的を概略次のように言っている：「第2条、議会は、国際貿易を拡大し、農業生産の増大を決意した開発途上国に対する援助に特別の重点を置き米国農産品の輸出市場を開発、拡大し開発途上国の飢餓と栄養不良と闘い、その経済開発を促進するために米国の豊かな農業生産性を開発し、米国の外交政策を別の方法で推進することは、米国の政策であることをここに宣言する。」

#### 範囲

60. P L 4 8 0 プログラムは、米国の外国援助の重要な一環である。その開始以来185億ドル以上の農産品が世界各地に送られた。このうち3分の2以上を小麦が占めている。総額のうちコロンボプラン諸国は100億ドル以上すなわち約55パーセントを受け取っている。1968年には12億ドルの農産品が売却又は贈与プログラムにより輸出された。過去3カ年続けて「平和のための食糧」の船積は、米国農産物輸出の5分の1近くを占めている。

#### 融資形態

61. 1966年通過した食糧援助法改正は、3種の食糧援助供与方式を規定している。タイトルⅠは外貨であれドルであれ、すべての売却をカバーする。タイトルⅡは救済のための贈与である。タイトルⅢはバーター方式の契約に適用されるが、比較的小さなプログラムである。

#### 売却プログラム、タイトルⅠ-総論

62. 第101条の抜すいは次のとおりである：「本法第2条に言う政策を実施し、目的を達成するためには、大統領は農産品を延払い条件でドルで又は外貨で売却することを規定する友好国との協定を交渉し実行する権限を有する」

63. 1966年の新食糧援助法は、農業開発分野における受益国の自助努力に食糧援助を結びつけた。民間貿易取極を別として、すべての売却協定は外国政府との間で交渉される。政府間協定は、次の融資方式の1つまたはそれ以上を規定している：(1)長期延払い条件によるドル売却(2)延払い条件によるドルと交換可能な外貨売却および(3)農産品の引渡時に支払われる外貨売却。民間貿易取極はドル延払融資に限られている。

#### タイトル I の条件

64. 政府間長期延払い売却は、次の2つの方法で行なわれる：(a)期間最高20年、据置期間最高2年、利子率最低据置期間中2パーセントそれ以後3パーセントの条件でのドル延払い売却(b)合意した交換レートでドルと交換できることを条件に、外貨で支払われる延払い売却を規定する現地通貨延払協定。期間最高40年、据置期間最高10年。最低利子率はドル払いの場合と同じ。(外貨売却収入の使用手続については下記パラグラフ79参照)

#### タイトル I の実施

65. 農産品信用公社 (the Commodity Credit Corporation—CCC) が民間ストックおよび自己ストック双方からの農産品売却および輸出の融資を行なう。実際の売却は、米国の民間業者により外国輸入業者、政府機関又は民間貿易会社に対して行なわれる。同法第401条はタイトル I による売却協定の中の農産品は農務長官により「供与可能」である旨決定されたものでなければならないと規定している。農産品がタイトル I 売却プログラムのため供与可能とされる前に、特に予想されるドル商業輸出を考慮しなければならない。すなわち PL 480 の船積は受取国の通常輸入の追加となる。すなわち通常市場需要を満足させるものでなくてはならない。

#### 売却協定

66. PL 480 の購入要請は外国政府又は民間貿易会社により米国大使館になされるかあるいはワシントンの外国大使館により米国政府に対して行なわれる。農務官又はその他の米国大使館員およびその国の政府職員は、国内生産

および通常商業輸入を上回る需要の証明を行なう。農務省がそれを分析した後、特定の要請農産品の売却と融資を規定し、米国および米国の友好国からの必要な商業輸入の適当な水準を定め、要請国政府のとるべき自助措置を提案し、売却による通貨収入の使用法を特定する。次に農務省、財務省、国防総省、商務省、国務省、A I Dおよび予算局の代表からなる各省スタッフ委員会 (Inter - Agency Staff Committee) が現地の米国大使館に対する交渉訓令を承認する。

#### PL 480 - タイトル II 贈与

67. PL 480 の第 201 条は、贈与を次のように規定する：「大統領は、飢きんあるいはその他の緊急又は異常救済の要求を満たし、友好開発途上地域の経済および共同体開発を促進するため栄養不良特に児童の栄養不良と闘うために並びに米国以外の貧乏な人々、非営利学校給食および就学前の給食プログラムのために、米国国民に代つて要求を決定し、農産品を供給する権限を有する。農産物信用公社は、大統領の要請に従い第 401 条により供給可能と決定した農産品を大統領の使用に供しななければならない。」
68. タイトル II の援助は、共同体および自助プロジェクトへ益々多く供与されるようになってきている。この努力の再方向付けの目的は、その必要に通ずる原因を軽減することである。

#### 配分手続

69. 3つの方法がある。受益国政府、米国任意団体および世界食糧計画 (W F P) 等の国際機関を通ずる場合である。米国任意外国援助諮問委員会 (the U.S. Advisory Committee on Voluntary Foreign Aid) に登録している米国任意団体には、C A R E、カトリック救済サービス (Catholic Relief Services) および教会世界サービス (Church world Service) 等の団体、国連教育事業機関 (UNRWA) および国連児童緊急基金 (UNICEF) 等の国際機関がある。米国任意団体は、プログラムの監督又はその補助、現地人の訓練並びに機材、追加食糧およびその他の必要品の購入資金の拠出を行なう。この拠出は、米国その他の国の国民から任意団体への現金寄附に

より可能となる。

70. A I D は、受益国の食糧を効果的に活用するのを確保するため、外国贈与プログラムの実施の総括監督に責任を負う。このプログラムが実施されている各国又は各地域において、A I D 平和のための食糧係官、米国 A I D 現地事務所員又は米国大使館員が実施の監視を行なう。ワシントンの A I D の会計検査官および現地事務所監査官が、プログラムが協定、米国法規および認められた慣行に従って実施されることを決定するために会計検査を定期的に行なう。

#### 米国負担費用

71. 農産品信用公社 ( C C C ) は、予算で支払う購入費に加えて、農産品の栄養物添加費および保存剤添加費並びにこん包、加工、運搬、取扱い、船舶輸送費を支払う。

#### 受益国負担費用

72. 受益国政府は、取扱い、倉庫、国内輸送および準備費を支払う。また設備を供給し、その他食糧の購入、燃料および加工の資金を拠出することもある。現地監督者、料理人、教員およびその他人員の給与を支払う。

#### 供与農産品

73. 米国政府は、大麦、小麦、バルガー ( bulgur )、とうもろこし、ひきわりとうもろこし、脱脂粉乳、C S M ( とうもろこし—大豆—ミルク混合物 ) W S M ( 大麦—大豆混合物 ) および植物油等の農産品を供与する。

#### P L 4 8 0 - タイトル III - パーター

74. P L 4 8 0 の第 3 0 3 条は次のように規定する：「長官は、農産品信用公社の保有する農産品を戦略物資と物々交換する」。
75. 農産品を戦略物資と交換する手配として、C C C は米国の民間会社とパーター契約を結ぶ。この会社は C C C 保有の農産品を輸出用として受取り、交換に外国の戦略物資を引き渡す。このパーター契約の主たる規定の中で要求

されるのは次の通りである。

- a. 農産品は指定した国へ輸出する。
- b. 指定国への輸出および輸入証明は請負業者が提出する。
- c. パーター農産品は再輸出できない。
- d. 農産品が物資引渡し前に取得される場合は、現金での資金準備金又は信用状を供与する。
- e. 引渡される物資は明細書に合致するものでなければならない。
- f. 物資の引渡に船舶輸送を要する場合は、米国籍の民間使有船舶が公正かつ合理的なレートで使用できるならば、少なくとも50パーセントはそれに船積しなければならない。

#### PL 480における自助規定

76. 「自助」原則は、1966年のPL 480の不可欠の一環となつた。同法には、土地利用、インフラストラクチュア、研究、教育および公共投資を中心とする9つの自助活動が含まれている。
77. 1968年に通過した、一番新しいPL 480の修正では、これに人口増加を抑制するための自発的プログラムが加わつている。同法は、輸入国が要請すればタイトルIプログラムにより受取つた現地通貨の5%程度を自発的人口統制プログラムに使用することを要求している。同法の第109条は自助を規定するが抜すいすれば概略以下のとおりである：「米農産品の売却につき開発途上国と協定を締結する前に……大統領は受益国が一人当りの生産性を増大し、農産品の貯蔵と配分手段を改善するために実地的な自助措置を取つている程度を考慮する。」同法は、同協定に基づく外貨収入の20%強を自助措置に割当てることを要求している。同法はさらに各協定が「同プログラムが十分進捗していないと大統領が考える時にはいつでも同協定を終了させる旨の規定を置く」ことを明記している。

#### 結果

78. 自助の要求が多くの開発途上国の農業発展に貢献してきたと信じている。同協定は多くの受益国において農業予算の増大、農家に対する価格誘因の確

立，市場機構の改善を促進してきたように見える。

#### PL 480に基づく売却収入の使用

79. タイトル I 外貨売却協定は，外貨の積立ておよび使用の条件を含む。各協定は購入国政府に対する贈与および借込に使用できる収入総額に占めるパーセンテージを明記している。
80. 船積が行なわれると，受益国政府は支払うべきドル金額に相当する自国貨額を米国支出官 (U. S. Disbursing Officer) の勘定に積立てる。財務省は現地通貨の積立て，保管および売却に関する規則を制定し運用する。同法第 104 条は抜すいはつぎのとおりである：「同法の別の規定にもかかわらず，大統領は，次の目的の 1 つ又はそれ以上のため本タイトルに基づき外貨売却に関して生じる，借込返済による元本および利子を含む，外貨を使用し，又は使用するため，外国又は国際機関と協定を結ぶことができる。」同法第 104 条のまた売却協定に基づき積立てられた外貨の様々な使用法を列挙している。通常，この米国の保有する資金の大部分は，借込又は贈与により購入国の開発目的に使用される。一部は，その国における米国の費用を支弁するため又は米国あるいは現地投資家に対する貸付いわゆるクーリー修正 (Cooley Amendment) 基金のために米国によつて使用される。

#### 平和部隊援助

81. 平和部隊は，1961 年平和部隊法 (修正) に基づき実施されている。同法の目的は，その第 2 条に述べられているように，パラグラフ 6 に引用されている。
82. 平和部隊は，教師，農業普及員，調査員，水道衛生工事者，看護婦およびその助手，医療技術者，職業，体育指導員，青年グループオーガナイザー並びに農村，共同体開発労働者等様々な分野の仕事をしている。受益国の人員の指導および訓練ならびに新技術およびアプローチのデモンストレーションを行なうことを目的とする A I D 職業，技術専門家と対照的に，平和部隊は差当つての労働力需要を充たすため受入国の監督の下に働くのが普通である。
83. 平和部隊の活動は，大使館およびその他の米国機関の活動とは別個に行な

われている。そのプログラムが策定されると、平和部隊職員は、現地の大使館、A I D事務所並びに受入国のしかるべき政府職員と協議する。A I Dのプログラム作成は、平和部隊プロジェクトの可能性についても考慮する。

84. 1968会計年度末現在3,062名の平和部隊隊員がコロンボプラン加盟9カ国で働いている。

#### 輸出入銀行プログラム

85. 1934年設立の米国輸出入銀行は、米国政府の独立の法人である。その基本的機能は、米国輸出貿易金融を援助することである。しかしこのことはその活動が開発に貢献しないということではない。輸出入銀行をしてこれらの業務を可能ならしめるため、同銀行の性格を形造る法律は、借入および貸付並びに債務証券の買入れ、売却および保証を行なう権限を含む、幅広い銀行機能を与えている。

#### 一般的政策

86. 同銀行法では4つの基本原則が主張されている：(1)輸銀は民間資本を補完し伸長すべきである—それと競争すべきではない(2)保証および保険代金としての輸銀手数料およびプレミアムは、カバーするリスクに釣り合うものでなければならぬ(3)貸付を行なう場合、輸銀は国内経済に対する逆効果を考慮すべきである(4)輸銀貸付は一般的に特定の目的を持ち、返済につき合理的な保証をオフアーすべきである。

87. 同銀行は、その輸出拡大機関(Export Expansion Facility)の下で返済の合理的保証の点では不合格であるが輸銀のサポートを正当化する十分な返済の見込みがある輸出取引の一定額を、米国の外国貿易および長期商業利益を育成するため、サポートする権限を有する。

#### 貸付業務

##### 長期

88. 輸銀は、企業の設立、既存設備の拡張および運輸、通信の近代化等の目的のため、外国の借り手(政府および民間)の購入する米国商品およびサービ

スの費用をカバーするために長期のドル貸付を行なう。1968年の輸銀信用の平均利子率は6.4パーセントであつた。この貸付とその利子はドルで返済する。

#### 中期

89. この分野では、輸銀はまた、海外の買手が支払いができない場合、商業銀行が輸出業者に融資された債務の部分を放棄させることを条件に、輸出業者に対する商業銀行の貸付を保証する。銀行貸付に加えて、輸銀は輸出業者自身がその海外売却のため金融の一部を供与することを期待する。

#### 保険および保証

90. 保険および保証業務では、輸銀は、海外信用売却の商業上および政治上のリスクに対してその輸出業者に保証および保険を行なう他国機関の米国側のカウンターパートである。外国信用保険協会(the Foreign Credit Insurance Association)を含む約60の民間保険会社と協力して、輸銀は、輸出業者のための短期および中期信用並びに政治リスク保険に参加している。

#### 国際貸付機関への拠出

91. F A Aに含まれる、U N D Pその他国連機関を通ずる国連技術援助活動に対する拠出と異なり、国際貸付機関に対する拠出は個々に認められている。これは、I D A、I D BおよびA D Bに対する拠出である。

#### 援助行政機構の再組織又は拡張

92. ニクソン大統領は、1969年9月ルドルフ・ピーターソン氏を米国援助計画研究タスクフォースの委員長に任命した。このグループは1970年2月にその勧告を行なう予定である。

#### 将来の計画

93. 今年度(1970会計年度)に提出された外国援助法案は、新しいプライオリティーおよび新しい方向、特に開発における民間企業の活用の増大およ



び技術援助重視を反映して、1961年外国援助法（修正）の大部分を改正するものである。この法案の新機軸は次のとおりである。

海外民間投資公社(Overseas Private Investment Corporation-OPIC)

94. 本社は、現在のAIDの米国投資促進プログラムの大部分を引き継ぎ、開発に対する米国民間投資の貢献を増大させるため開発途上国と協力してその他の活動を行なうことになつている。

#### 技術援助

95. 法律案では、二国間および多数国間技術援助の供与を一カ所に集中し、2カ年の資金供与の認可を与えることによる、開発プロセスにおける技術援助の役割の重要性が強調されている。AID内部にはAIDの技術援助活動の質と効率を改善するため新しい局が設置された。

### 第3章

#### 行政機構と関連する援助政策問題

##### 援助政策の策定

96. 第1章で述べたように、1961年外国援助法（修正）は、外国に経済援助を供与する際の米国の政策のガイドラインを提供している。

#### 議会および世論の役割

##### 議会過程

97. 議会によるAID計画の審議過程は、実質上毎年全会期にわたつている。第一段階は、毎年1月の大統領一般教書における、伝統的に非常に一般的な言葉での外国援助に関する言及である。第二段階は予算教書である。各援助カテゴリーおよび各地域別のAID要求額は、この予算に含まれている。次は、外国援助に関する一章を含む、大統領経済報告である。

98. AID計画は、大統領が毎年2月から3月に外国援助メッセージおよび権限法案を送る時、正式に議会に提出される。この法案は、翌年度に各援助カテゴリーに割当てる金額を承認するより要請する。通常権限法案は外務委員会

委員長により下院に、外交委員会委員長により上院に提出され、これら委員会の審議に付託される。議会提出書 ( the Congressional Presentation Book ) として知られる A I D 計画案の詳細説明書がその後これら上下両院の委員会および2つの予算委員会に送付される。下院の予算委員会の外交小委員会 ( the Foreign Operations Subcommittee ) の要請に基づき、各 A I D プロジェクトにつき述べた、別個の各地域毎の『プロジェクト・データ』説明書が作成される。

#### 権限

権限法案に関する第1回査問会は通常下院外務委員会によつて行なわれる。それには國務長官、A I D 長官、地域担当國務次官補、A I D 地域長官補佐官等が出席する。この査問会は2-3カ月かかる。下院外務委員会又は上院外交委員会の査問会の後、各委員会は権限要求の削減、1961年外国援助法 ( F A A ) の実質的変更案の受諾、拒絶および修正並びに委員の提出した修正案の追加を行ない法案の『加筆』を行なう。この加筆の過程は1週間から数カ月かかる。続いて、下院および上院が協議の上相違点を調整し単一の法案について合意する。

#### 予算

権限法案に大統領が署名すると、議会は A I D 予算案を取上げる。下院予算委員会の外交小委員会は、A I D 長官、地域担当國務次官補、A I D 長官補佐官さらには國務長官の出席を得て大規模な査問会を開催する。加筆の期間中に大統領予算において要求された金額は権限法で認められた金額—又はそれ以下—まで削減される。下院のロビイイングの間にさらに削減が行なわれたり、法案がさらに修正されることもある。最終的に下院を通過すると、上院に送付され、上院予算委員会にかけられる。同委員会は秘密会議で國務長官および A I D 長官を査問する。これは通常その年の立法過程の終り頃、権限法案が通過し、予算案が下院予算委員会から下院に報告された後に行なわれる。上院予算委員会はその後下院を通過した予算案に加筆し、上院に報告する。上院でさらに変更が行なわれることもある。予算案が両院を通過すると、大統領が署名する。これは当該会計年度の A I D プログラム資金を A I D の使用に供するものである。

99. その他の海外プログラムに関する法律は一般に通過するのにそれほど時間はかからない、過去の平和部隊法および PL 480 は国会でもつとも好意的に承認された。

#### 世論

100. 米国の国際収支問題、ますます世論の注目を浴びる国内問題およびヴェトナム戦争の予算上の経費等が相俟つて過去数年間外国援助資金を削減してきた。

101. しかし援助の特定面についての米国民の基本的態度は比較的不変である。外国援助に対して賛否両グループがあるが、後者の方が声が大きく活動的である。局部的な一般投票では一般国民は概して低開発国民を援助することに好意的であるが、米国の供与額について誇大に考え、援助供与方法について誤解している点が多いことが示されている。

#### A I D の役割

102. 第2章で詳しく説明したように、A I D は米国政府援助プログラムの大部分を実施し、その意味で援助プログラムの策定に指導的役割を果たしている。

#### 他の政府機関の役割

103. これについても、第2章でやや詳しく説明した。

#### 諮問機関

104. 主として民間の代表から構成される、次の主な諮問委員会が、援助事項の活動方法についての勧告を得るために、A I D が利用している。

#### A I D - 大学関係諮問委員会 (the Advisory Committee on A I D - University Relations)

105. A I D 長官が設置し、学界のための場を提供している。本委員会は、主として技術援助、訓練および研究の分野における大学の参加に関連を持つ。ここでは相互の利益と目標が探求され、苦情を並べ、改革が提案される。

国際保健諮問委員会 ( Advisory Committee on International Health )

106. 他の委員会と同様、A I D 長官が設置し、保健、労働力に関するあらゆる A I D の政策およびプログラム並びに経済社会開発の一環として保健状態を改善するプログラムに関し、A I D 長官に勧告し、補助する。

任意外国援助諮問委員会 ( the Advisory Committee on Voluntary Foreign Aid )

107. 本委員会は、外国救済、事業分野の政府および民間のプログラムに関心のある団体やグループと結びつけるため、大統領命令により設置された。米国任意グループの外国援助に関する海外プログラムを委託し、そのプログラムを承認する。本委員会はまた外国援助のための自発的拠出金の妥当な使い方を指導し、政府援助プログラムと委託団体のプログラムとの関連を図る。

A I D 研究諮問委員会 ( the A I D Advisory Committee on Research )

108. A I D 長官により設置され、研究開発、A I D の必要に対する研究グループの動員および支持につき長官に勧告し、特定の研究プロジェクトにつきレビューおよび勧告を行なう。

労働外国援助諮問委員会 ( the Labor Advisory Committee on Foreign Assistance )

109. A I D 長官の設置したもので、労働プログラムおよび政策につき長官に勧告し、労働分野の問題領域における活動方法を勧告する。

プライオリティー決定基準

110. ニクソン大統領は、1969年5月の外国援助メッセージにおいて、次の一般的外国援助優先分野を示した。

- a. 開発努力に民間の諸企業を参加させる必要。
- b. 技術援助に一層大きな重点を置く必要。
- c. 米国援助のうちより多くを多数国間援助機構を通じて行なう必要。
- d. 食糧生産および家族計画を促進する必要。

111. 特定国に対する援助水準および各国内のA I Dミックスに関するプライオリティは、下記の毎年の国別プログラミング過程を通じて決定される。

#### 援助割当

米国援助のプログラミング

国別プログラム

112. 約45カ国におけるプロジェクトおよび事業が、一体をなす国別援助プログラムの一部として、毎年計画される。この国別援助プログラムは、受益国政府との協議、A I D現地事務所のアナリシと報告、ワシントンのA I D本部のレビューおよびその他米国政府部局との協議の産物である。受益国自身の計画は、出発点と考えられる。

#### 年間予算循環

113. A I Dの計画策定、プログラミングおよび予算制度(Planning Programming Budgeting System… PPBS)の枠内での年間予算循環は、ある国に対する米国の政策インタレストの性格および特定の国において米国援助が最も効果的に開発を促進する選択的方法のアナリシから出発する。受益国政府とその国の開発計画および援助優先分野に関する協議の後、現地米国機関は翌年度の同国に対する米国援助プログラムの水準と内容につきワシントンに報告する。さらに、将来数年にわたる期待される援助範囲とそのパターンを示唆する。この現地機関のアナリシとプログラム提案はA I Dの適当な地域局におけるおよびその後のA I D長官の集中的レビューに付される。米国の軍事援助も受ける国については国防総省がプログラム・レビューに参加し、プログラムが平和のための食糧の実質部分を含む場合には農務省が参加する。

114. このようにして計画されたプログラムは、資金割当に関するA I Dの議会に対する年間要求の基礎となる。個々の国の援助水準は通常実際に割当てられる資金の全体の水準に照して後日調整される。

115. ある年の全体プログラム計画過程は、通常現地機関のアナリシおよび受益国政府との協議、ワシントンにおけるレビュー、予算要求に関する議会活動、地域および国に対する資金の最終割当並びに特定プロジェクト又はプログラムへの資金のコミットメント全体にわたって、少くとも18カ月を要する。

一国の経済安定又は政治情勢の急激な変化は、この過程の間のいかなる時でも国別プログラム提案の再割当を必要とするであろう。

116. 要するに、米国の各援助プログラムの大部分は国別に行なわれ、一般的方式に基づくものではない。重点は個々のプロジェクトよりも国別プログラミングに置かれている。

#### 経済援助の配分パターン

117. 過去数年間 A I D の経済援助プログラムは、2, 3 の国に特に集中されていた。現在議会で提出中の 1970 会計年度援助予算は、プログラム全体の 90% が主要 15 カ国に配分されるよう勧告している。主要 15 カ国のうち 9 カ国がコロンボプラン加盟国である。

#### 二国間援助対多数国間援助

2 つの援助形式の競合よりは均衡

118. 米国は、多数国間援助は補完的なものであり、二国間援助努力を補うものと考えてきた。われわれは、2 つが互いに競合するのではなく、個々の開発途上国の事情と受容性に応じて互いに強化し合うものであると見ている。

#### ニクソン大統領の多数国間主義の新しい重視

119. 上述のように、大統領は、1969年5月の議会への援助メッセージの中で、米国はその援助をもつと国際開発銀行を通じ、および国連開発計画 (U N D P) に行なうよう提案した。
120. 米国の二国間開発貸付の大部分は、多数国間援助調整枠のある国に供与されている。1969会計年度には、A I D 開発借款の 90% 以上 (1968 会計年度はこれに対し 85%) が、多数国間調整との関連で供与されると考えられる。米国はすべてのコンソーシアム、調整グループおよび主要なアド・ホック調整活動のメンバーである。

## 援助量

### 目標

121. 開発途上国に対する二国間フロー総額に関するGNP1%という目標については米国は次の1968年UNCTAD決定(TD/II/RES/27, 1968年3月29日)を支持したものである。「従つて、会議は、各々の経済的に進歩した国が実際の支出額により市場価格GNPの1%の最少純額の資金の移転を毎年開発途上国に供与するよう努力することを勧告する。…」
122. 続いて、1968年10月のOECD・DAC閣僚会議において、その会議のコミニケの次の言葉を受諾した。「DACは1968年ニューデリーで開催された第2回国連貿易開発会議の結果に注目し、市場価格GNPの1%に相当する資金を開発途上国に供与すべきことを明記する、援助量に関する勧告に応ずるためできる限りの努力をするという加盟国の意図を再確認した。」
123. この言葉の最終的採択にいたる議論において、米国は、援助国がこの目標達成に向つて行なう進展の程度を評価する際、援助国の国際収支状態が考慮されなければならない旨強調した。
124. 米国は、1%目標達成のためのいかなる特別なタイムテーブルをも受諾できないというその立場を繰返した。

### 受益国計画目的の援助限度

125. 一般的に云つて、米国は受益国にいかなる明確な援助限度を公式に勧告することはしない。他方、現地からのすべてのプログラムの提出も受益国政府との緊密な協力および協議の結果であるので、受益国政府は妥当な範囲で期待できる援助量の大きさの一般的秩序に通常通じている。

### 援助供与を規定する条件と考慮

126. 米国外国援助実施を規制する数多くの法律並びに政策規定がある。これについては、様々な援助形態の説明、特に第2章に関連して説明済みである。

### 技術援助と資金援助の結びつき

127. 米国は、両者の間の一定の割合を定めようとはしていない。技術援助は需

要に基づき資金がある限り供与される。

128. 技術援助は、それが必要と感じられる時と所で、資金援助と結び付けられる。多くの開発借款協定は、借手が借款の下で特定量および特定分野の技術援助を調達する規定を含んでいる。同じ方式が借款により援助を受ける部門の施設の建設における技術援助に関連して、部門借款でもしばしば用いられている。

#### 援助源としての民間部門

129. A I D 援助の多くは、自立的経済成長を造り出す手段としての開発途上国の民間企業強化に向けられている。このため米国は外国投資に好意的な環境を提供する開発途上国の努力を援助する用意がある。

130. 開発途上国で操業している多くの米国民間会社は、自己費用で現地人に技術や技能を伝達している。訓練量は、量的に測るのは難しいが、十分と考えられている。現地の民間企業や関連施設をサポートする A I D プログラムはこの米国民間努力を強化するものである。

#### 開発途上国に対する米国民間投資の促進 - 特定リスク保証制プログラム

131. F A A は、A I D と米国民間業者との投資調査経費の共同負担を規定している。同法はまたいわゆる特定リスク保証プログラム (the Specific Risk Guaranty Program) を規定している。これは、保険料をとつて米国政府が通貨の交換不能、収用、戦争又は暴動による損害に対して開発途上国に対する米国業者の新投資を保証する保険プログラムである。一定の国でこのプログラムが発足する前に米国はその国の政府と協定を結ぶ。この協定は受入国がこのプログラムを引き受け、米国政府は受入国政府が特定の投資をあらかじめ承認することなしにはいかなる投資も保証しない旨規定する。同法はまた、拡大リスク保証としてしられるもつと広範囲にカバーすることをも規定する。このプログラムの下では業者は、投資の 75% まで、投資家側の故意と過失を除くあらゆるリスクに対する保険を掛けることができる。この填補の保険料は実質的により高い。



#### その他誘因

132. 開発途上国に対する投資促進を目的とするこの他の米国政府の民間企業援助については、下記第4章パラグラフ139を見よ。

### 第4章

#### 援助行政

##### 援助行政専門職員

133. 米国は外国援助プログラム行政をA I D職員に頼っている。 A I D自身の職員の大部分は、外国援助プログラムの企画、開発、実施、補助および監督を行なうものである。A I D職員のうち、直接の技術援助供与に従事する者は比較的少ない。契約に基づき雇用される技術者、すなわち個別に又はその企業あるいは研究所等を通じA I Dとの契約による民間機関職員又はA I Dプログラムに参加する米国政府機関の提供する技術者の数が増えている。

#### 在外援助機関

##### 在外事務所

134. 1968会計年度現在、38カ国の38カ所のA I D海外事務所がある。A I Dプログラムの規模と複雑さは国により非常に異なるので、事務所の組織に標準の形はない。しかしながら典型的なA I D事務所は、その事務所に課せられた任務を遂行するための次の機構単位に依存する事務所長(Director)をその長とする。これはプログラム開発部、行政およびロジスティクスサポートを行なう部並びに監査官および会計官からなる財務部である。技術的業務は、食糧、農業、教育、衛生、公共安全又は公共事業等の数多くの機能局が担当する。この機能局は、プロジェクトの発掘および実施に関し、相手国政府職員と緊密な連絡を取って仕事を行なう人員を擁している。
135. 他の政府機関並びに大学その他機関の職員が、A I Dとの契約に基づき、機能部に所属している。各プロジェクトは、プロジェクトの発掘および実施のあらゆる面に主たる責任を負う事務所員であるプロジェクトマネージャーにより監督される。

#### 特別調査団

136. このタイプの調査団は、常駐事務所を置くべきか決定するために新しい国を訪問することから、別の国で常駐事務所を廃止したほうがよい事情を調査することまで、様々な目的のために派遣される。その他の特別調査団は、プログラムの作成又はプロジェクト効率の評価につき常駐事務所を助けるために派遣される。この特別調査団の団員は、A I Dの現職員又は旧職員あるいは米国の外国援助政策に詳しい者の中から選ばれる。

#### 現地事務所がない場合の援助行政

137. 小規模な援助プログラムは、A I D代表を持つA I D事務所(3カ国)又は米国大使館の一部のA I D部(8カ国)によつて処理される。19カ国については、プログラムは直接ワシントン又は近隣諸国から実施される。すべての場合に、国別プログラムは大使の署名を得た上ワシントンに提出される。現在行なわれている効果測定手続については、下記パラグラフ168を見よ。

#### 援助要請査定のための審査手続

138. 第3章パラグラフ112を見よ。

#### 投資前調査および技術援助需要調査

##### 投資前調査

139. 基本的には、A I Dは投資前調査により開発途上国を援助する2つのシステムを持つている。第1に、贈与又は借款ベースでこの種の調査を行なうことのできる一般的技術援助プログラムである。第2に、米国民間企業はこの調査を行なうために補助金をもらうことができる。

140. 民間投資家のための「投資調査プログラム」は、開発途上国での機会を追求することに一般投資家の関心を惹くというリスク分担促進プログラムとして実施される。投資したい者は調査すべき国、産業およびプロジェクトを決定する。調査を行なつた後投資家がプロジェクトを続行しないと決めた場合A I Dが調査費の50%を支払う。

#### 技術援助需要調査

141. この調査は、第3章パラグラフ112で述べたように、国別プログラム作成の一環である。

#### 専門家

##### 選考

142. A I Dの直接雇用職員は、完全な政府職員の身分を有し、通常外国勤務控要員に分類されるが、A I Dプログラムの発掘および実施監督を行なり、全般的運営、行政人員である。技術専門家-受益国に直接技術援助を行なり者-は、原則としてA I Dの直接雇用職員ではなく、この傾向は強まっている。このような専門家は、むしろ会社又は大学あるいは直接個人との契約により任用され、あるいはこれら専門家の本来的使用者である米国政府機関から借用される。

##### 専門家のタイプ

143. A I Dはあらゆるレベルのかつあらゆる職業分野の専門家およびアドバイザーを提供する。A I Dの提供する技術専門家のうちで最も多いのは、農業、衛生および教育関係である。

##### 研修員

144. 技術援助プログラムの開始以来、10万名以上の研修員-A I Dでは「参加者」( Participants )と呼んでいる-が様々な研修のために米国を訪れた。数千名が、A I D資金により、第三国で研修を受けた。コロンボプランのできた1950年から1968会計年度末までに13カ国のコロンボプラン加盟国が約2万6,000名の研修員を米国に、約6,000名を第三国に送った。

145. 米国の研修はプロジェクトに関連するものが多いが、開発にとつてそれ以外の専門研修が重要と考えられる場合には例外として行なわれる。例えば労働、福祉、警察および青年活動等の一般的分野の研修である。

146. 以下では、受入手続に重点を置いて、A I Dの研修手続をやや詳しく説明

する。

#### 選考

147. 候補者は受益国が指名する。政府又は民間部門どちらでもかまわない。研修候補者は、A I Dミッション職員により慎重に選考される。選考された各人の研修プログラムは各人が選考された援助プロジェクトの技術的必要性に適うよう慎重に作成される。同時に、参加者が加わるよう努力する。いわゆる「略歴フォーム」(Bio-Data Form)には、参加者の学歴、語学力、前職、留学、在外研修の有無およびこれがある場合にはその留学、研修機関が記入される。米国研修参加者英語力テストが行なわれ、その得点がフォームに記録される。

148. すべての参加者は、(a)本国における出発前オリエンテーションおよび(b)米国研修あるいは第三国研修であれ、研修国におけるオリエンテーションを受ける。

#### オリエンテーション

##### 出発前オリエンテーション

149. A I Dは、参加者が本国を立つ前のオリエンテーションプログラムでは、次の5課目が有益であると考えている。

(1) 参加者の本国および米国が促進している開発プログラムおよびその開発における参加者自身の役割の説明

(2) 本国政府職員、大学教授又は帰国研修員による参加者本国文化のレビュー

(3) 「文化ショック(Culture shock)」を受ける可能性を減ずるためのアメリカ文化の簡単なレビュー

(4) 参加者の技術研修プログラムおよび日程案およびパスポート、査証、日当宿泊料前払金および渡航アレンジメント等の様々な事務事項のレビュー  
研修員がプログラム案に不満な場合には、後日の誤解を避けるため問題点をはつきりさせる。これらの議論から生じた提案はA I Dに送付されるがA I Dも現地ミッションもプログラムの変更をコミットはしない。

(四) 研修終了後、略歴フォームに署名した誓言に従って、本国に帰国する必要がある。

研修国における出迎えおよびオリエンテーション

#### 出迎え

150. 第三国では、参加者は通常空港で米国 A I D 現地人職員又は現地政府職員の出迎えを受ける。米国では、参加者は空港で国務省レセプション・センター ( Reception Center ) 職員又は米国機関職員の出迎えを受ける。出迎者は、部屋を予約してあるホテルへ参加者を連れて行く前に、次の 2、3 日のスケジュールに参加者に連絡する。

#### 生活と文化に関するオリエンテーション

151. 第三国では、A I D 現地人職員又は現地政府職員が、その国の生活、文化および通貨について話し、参加者に地図その他の資料を配る。米国では、参加者は、政府訪問者に米国を紹介するため 1950 年創設された民間団体である、ワシントン国際センター ( Washington International Center ) で一週間過ごす。3、5 日間のプログラムは、米国の学者および実業人による米国の政府、政治、経済、宗教、教育、国民の権利および家族生活等のトピックスに関する講義が行なわれ、残りの日には質疑応答が行なわれる。

#### 事務オリエンテーション

152. 第三国では、A I D の米人又は現地人職員が参加者の訪問に関する事務又はプログラムルールのすべてを説明する。米国では、参加者は、米国滞在中に関する事務およびプログラム方針に関する参加者ハンドブックを貰う。また身分証明、保険証書および手当、傷病保険および米国移民・国内歳入局の必要事項に関するインフォメーションを受け取る。

#### 米国におけるプログラムオリエンテーション

153. 参加者は、研修プログラムのアレンジに責任を有する A I D プログラム開

発官 (A I D Program Development officer - P D O) に会う。P D O は、彼の監督下の研修のすべての面を監理している。彼はプログラムとその日程を説明し、要請を受ければその変更を議論し、A I D の必要とする事務プログラム報告書の性格と提出頻度を参加者に指導する。

#### 大学前ワークショップ

154. 毎年夏 8 月末に 2 週間のセミナーがワシントンのジョージワシントン大学およびジョージタウン大学で開催される。ワークショップの目的は、秋学期に米国の大学に入る参加者のためアメリカ教育制度や大学生活に関するオリエンテーションを行なうことである。このプログラムには、期末論文の作成試験等のための図書館および研究施設の使用並びに師弟関係の説明が含まれる。これは、米国に以前に来たことがないか又は米国教育を受けたことのない外国人に限られている。

#### 技術および知識の伝達に関するセミナー

155. 帰国前に、ミシガン州立大学で 1 週間のセミナーがおこなわれる。この目的は、A I D 参加者にその新たに獲得した技術および知識を他の者に伝達する効果的方法を指導し、どうしたら本国においてより効果的な変革を行なうことができるかを教えることである。セミナースタッフは、ミシガン州立大学の伝達専門家の指示を受け、チーム教授およびデモンストレーション方法を用いている。

#### 学位を取る又は取らない研修

##### 学位のない研修

156. プログラムの中には、計画された視察特に長期研修プログラムを必要としない経験豊富な技術者のための視察からなるものもある。この「視察 (observation)」プログラムには、個人的なものであれ、チームによるものであれ、工業設備、銀行、農場、労働組合、企業、政府機関、大学その他施設の見学がある。これらの 1 つに、1 時間か 2 時間又は数日間滞在すればよい。また別のプログラムには特に計画されたセミナー、大学における背景研究・

( background study ) , 現場見学 , 又は政府 , 民間施設における現場研修がある。短期の視察タイプの研修には , 通訳は各チームに 1 人使えばよい。

#### 学位研修

157. 本国以外における学位を取る学術研究は , 協力国において十分な研修ができる活動分野では , 通常行なわれぬ。学位研修それ自体は , 参加者が研修の目的とする地位に不可欠である場合以外は認められない。ほとんどの場合 2 つの学位研修要請は , 一定期間本国に帰つてきた後でなければ承認されない。

#### 手続

158. すべてのプログラムは , A I D は「再研修者 ( repeaters ) 」 , すなわちいかなる機関の下で研修を受けたかにかかわらず , 協力国外ですべてに集中研修を受けた者の研修は望まないで , ミッションにより十分にその根拠を示されなければならない。標準コースは , 学術研究施設で研修を受けたものが , その施設がさらに準備を要するとしぬ限り , 参加する。研修追加が必要な場合には , コースが追加されるか , 参加者はそれを「単位」として取る代わりにコースを「聴講」してもよい。しかし学位留学生は , 確立された学校基準を満たすことが望まれる。研修施設への支払いは , 正式かつ弾力的な合意に基づいて行なわれる。すべての研修員は , いかなる施設に入ろうと , A I D の P D O が研修のすべての面を監理する。すべての学術研究留学生は研修施設到着後 1 週間以内に P D O のところに「当初研修報告書 ( Initial Training Report ) 」を送付することが要求される。この報告書には , 取つたコース「単位」のためであれ , 「聴講」であれ , 学部指導者の名前等を列する。すべての参加者は , その後 4 半期毎にすべてのコースの成績 , 学科指導者の承認を得た次の学期の選択コースリストを含む , その進歩と困難について報告する。これらはワシントンの A I D によりコピーがとられ , 米国ミッションに送付され , そこから本国の適当と思われるところに配付される。

159. ほとんどの大学には外国人留学生指導者があり , 学生が参加すべきプログ

ラムを作成する。参加者プログラムの変更（延長を含む）は、参加者の要請に基づき、本国と米国ミッションの同意が得られた場合に、行なわれる。

#### 開発途上国外研修制限

160. A I D規則（M, O, 1381, 1パラグラフ3および4）は、(a)研修の必要を充たす現地研修資源、施設があり、(b)協力国政府、国際機関、民間財団あるいは他の援助国がその他の研修を行なっている場合には、開発途上国外で米国が研修を行なうことを禁じている。

#### 第三国研修

161. この研修は、参加者の本国および米国以外で行なわれる。この種の研修プログラムは、カナダ、パナマ、プエルトリコ、沖縄、日本又はタイにおいてA I Dの資金を受けてきた。通常A I Dは、要請国地域の近隣又は域内諸国でかつプログラムの実施に必要な研修アレンジメントの専務を行なうためA I D代表たるA I Dミッションがある国においてのみ、第三国研修プログラムを行なう。

162. A I Dは、米国とのドル収支が黒字である第三国における研修は行なわない。この制限は現在工業国すなわちヨーロッパ、日本、オーストラリア、ニュージーランド等に適用されているが、ほとんどの開発途上国には適用されない。

#### 条件

163. 次の状態にある第三国研修が優先される：

- (1) その国における研修の資金として使用してもよい米国の保有する又は管理する現地通貨がある場合。
- (2) 要請されるタイプの十分な施設があり、特にこれらの施設がA I D援助により開発されたものである場合。
- (3) 参加者が中級程度の有資格科学又は職業専門家であるか少なくとも熟練労働者又は技術者としてのライセンスを得る資格者となりうる場合。
- (4) 第三国が一定の研修のための十分な施設を有し、この研修を米国におけ



る同種研修よりもより少額の経費で行なうことができる場合。

164. コロンボプラン諸国は、他の主要援助国が第三国研修を行なうよう強調している。

#### 開発途上国との経費分担

165. 協力国政府は、各A I D研修プロジェクト経費のうち、協定した「fair share」を支払うことが期待されている。これは渡航費、参加者の研修中の扶養手当および給与の一部又は金額である。

#### プログラムの目標との関連

166. すべてのA I Dの行なう研修は、受益国の開発プログラムの目標達成を狙いとしており、米国と協力国との合意したプログラムの一環である。

#### 手続

167. 米国ミッションおよび協力国の技術機関は、共同して分野の開発、計画した研修の終了に要する期間および研修員の数の決定にあたる。望ましい研修分野、推定経費および研修課目の必要性は、その後プロジェクト実施令/参加者（Project Implementation Order/Participants……P I O/P）フォームに記入され、米国および受益国政府代表が合意し署名する。従つてこのP I O/P文書は、各研修員又は研修員グループの研修プログラムの作成にあたる者が必要とするすべての基本的インフォメーションを含んでいる。研修プログラムの効果測定については、次のパラグラフ168を見よ。

#### 援助の効果測定

168. 1968年に新しい、より組織的なプログラム効果測定方式がA I Dにおいて開始された。このアプローチは現在A I Dプログラム管理方式全体の一部として十分確立されている。

#### プロジェクト

199. A I Dのプロジェクト効果測定は、次の3つの質問の回答を得ようとする

ものである。

- (イ) 効果—目的が達成されたか
- (ロ) 意義—経済開発に貢献したか
- (ハ) 能率—達成した利益に較べてコストが妥当であつたか

170. 効果測定の主要部分は、技術アドバイザー自身から始まる現地ミッションによつて行なわれる。A I Dは、この方法は効果測定の実証認定が適切であることを確保するために必須の現地事情の経験と知識を十分に織り込む最も良い方法であると考えている。

171. 大規模な現地ミッションには常時効果測定に従事するプログラム効果測定官 ( Program Evaluation Officer ) がおり、小さなミッションでは、「システムマネージャー」であるパートタイムの職員がいる。ワシントン本部ではA I Dは長官官房に効果測定局長 ( Director of Evaluation ) の地位および、プログラム政策調整局 ( the Office of Program and Policy Coordination ) に効果測定スタッフを設けている。A I Dの5つの地域局の各々には、専従プログラム効果測定官がいる。ワシントンは現地ミッションが効果測定作業を行なうのを援助し、個々の分野の経験から教訓を学び、あるミッションの経験を他のミッションに伝えるようにしている。

172. このシステムの主な分析具は、現地ミッションが現在すべてのプロジェクトにつき作成しているプロジェクト評価報告書 ( the Project Appraisal Report — P A R ) である。技術援助プロジェクトのすべてにつき、1969年に効果測定が行なわれた。これは今後毎年行なわれる。

#### プログラム

173. プログラム全体の効果測定は、プロジェクト効果測定とは対照的に、主としてワシントンで、年度プログラム承認循環と関連して行なわれる。

#### 研修員帰国後の効果測定

174. A I Dは、本国に帰国した研修員、直接の上司および研修員の経歴に通じている。面接、コーディング、コーディングおよび図表作成手続は、様々な国からのデータが比較でき、一地域的および全体的分析のための組合せがで

きるように規格化されている。このインフォメーションは、国別報告書の基礎として現地で利用される。

#### 専門家の任務終了後の効果測定

##### 事務効果測定

175. A I D は、国務省と同じく、毎年その人員すべてのパフォーマンスの効果測定を行なう。このシステムは、その勤務の技術的結果よりもむしろ人員そのものの効果測定を行なうことを主たる目的とする。

##### 任期終了報告書

176. すべての技術者、アドバイザー又は専門家は、その任期終了後、総合報告書を作成することが義務づけられている。このシステムは、彼の勤務した環境の批判的評価を、彼が遭遇した困難および達成した成果に特に重点を置いて引き出すことを目的としている。

##### 任務終了報告書

177. これは、技術よりむしろ事務の報告書である。この目的は、職員の適所決定につき本部の一助となることを目的とするものである。

##### 機材の効果測定

178. A I D のプログラム効果測定官は、その報告書作成に当つて、プロジェクトに使用されている機材の妥当性、その有効性および観察された保守基準の効果測定を行なう。

##### 部門別効果測定 - 春季レビュー

179. 特定部門の A I D 活動の世界的効果測定の例は、1969年5月刊行の「穀物新品種の春季レビュー」である。このレビューは、高収稔新小麦、稲およびとうもろこし需要を用いて、広く配分された15カ国における経験の研究に限られている。2つの質問を狙いとしている。

a. 農業における特定の活動改善のためにどのような教訓を学ぶことができ

あるか

b. A I D の将来の農業戦略活動において比較的重点のあるどんな結論を出すことができるか

180. 価格政策，管理方式，制度，大型物理的インプット，研究，緊急性および社会，政治的問題の7項目につき，成項例が注目され，問題点が挙げられた。これは後に議論され，この分野の将来のA I D活動に対してどんな示唆を持つかが関連付けられた。

#### 能率的な援助行政を妨げる問題点

181. 受益国にとつてははつきりしないかもしれないが，A I Dのプログラミング循環は，外国援助能率行政を妨げるのではなくて，簡素化を目的としている。米国資金支出を規制する法律上の要請と財政規則とは，各国別の基本的合理性並びに援助使用方法に関する詳細な正当化および厳格な経理とを要求している。外国援助プログラム行政の経験は，フィージビリティ報告書および研究に支えられた事前計画がプログラムおよびプロジェクトを成功させるチャンスを増大するばかりでなく，プログラムの承認が求められる米国政府関係者にそれが受け入れやすくするという認識を米国にもたらした。これはすべて長期計画を奨励するものであり，必然的に必要とされる詳細な報告およびベイパワークの量を増加させる。しかしながら，A I Dは，長期プログラムの策定および交渉につき込まれる時間と労働とは結局は引き合うものであると信じている。

#### 援助プログラム実施の問題点

182. 援助プログラムの合意および実施の際に生ずる問題は，次の3種に大きく分けられる。

- (a) プログラム実施に際して，取るべき方針，プライオリティおよび方式について相互に満足のゆく了解に達すること。
- (b) 援助国人材の選考と管理および開発途上国カウンターパートの発見。
- (c) 米国の調達方式につき開発途上国側の了解を得ること。

### プログラムの合意

183. プログラムの実施に進む前に、取るべき方針と方式につき相互の合意がなければならぬと A I D は考えている。主要課題は、通常、様々な援助カテゴリーすなわちプロジェクト借款、部門借款、プログラム借款、食糧援助プログラムの規模および最後に技術援助と与えられる研修の分野とタイプとの相互に受諾可能なバランスにつき、受入国と複雑な話し合いを行なうことである。

### 人材の問題

184. 人材の分野では、A I D は米国および受益国の双方の側で問題を解決する必要に直面している。援助国側では、基本的困難は、その分野で得意であるばかりでなく、その知識を必要とする者に分ち与える才能、こつおよび忍耐を有する専門家を見付けることである。派遣前のオリエンテーションにより適応の問題は最少限に減つたが、現在のところ至極簡単な方式はまだない。U N D P を含めて他の援助国等が発見したように、効果的技術援助に対する主たる障害は資格あるカウンターパートを得ることの困難なことである。われわれの経験によると、これが困難な理由は必ずしも適しいカウンターパートが得られないということではなく、受益国のそのような人材配置のプライオリティーの尺度が援助国のそれと異なるということである。この問題解決の唯一の方法は、プライオリティーのつけ方につき前以つてはつきりと合意をしておき、その合意がない又は受益国が不本意に合意したプロジェクトの実施はできるだけ避けることであるように思われる。

### 調達問題

185. 調達分野では、A I D は、製造遅滞、通常の輸送ルートの断絶および受益国が計画通り原料の供給ができないことから始つて、入札および調達規則に応ずる際のずつと難しい問題まで、プログラムの円滑な実施に対する様々な障害に直面している。この最初の困難は事故管理をうまく行なうことによつて通常克服できると思われる。第2のグループの障害は、援助国側における忍耐強い説明と両方の側において引き続き実施することのみが克服できる。

慣習の相違によるという性格のものである。米國援助と米國內調達とをタイ  
することの必要は、米國の現在の國際収支事情から止むなくされるものであ  
るが、調達の遅れおよび困難を生ずることもある。品目を慎重に選択し、米  
國の入札手続を厳格に守ることは、この困難を軽減する一助となる。

## 第5章

### 他の援助国との調整

186. 米國は、他の援助国と同様、その援助プログラムを他の先進國のそれと調  
整する数多くの様々な方法を用いている。3つの主要援助調整形態は、(1)定  
期的調整會議又は特別問題に関するアド・ホック會合を通ずる、2國間のも  
の(2)開發援助委員會(DAC)を通ずるものおよび(3)コンソシアムおよび  
協議グループを通ずるものである。

#### コンソシアムと協議グループ(CG)

187. 1969會計年度には、米國は、すべて世銀により組織された、2つのコ  
ンソシアム10の協議グループおよび1つの別の援助調整グループに参加  
した。さらに、米國はOECDの組織した2つのコンソシアムおよびその  
他の主催の5つの援助調整グループに参加した。20の受益國のうち、6カ  
國のコロンボプラン加盟國があつた。

#### コンソシアムとCGの活動の概要

188. これらコンソシアムと協議グループの活動を簡単にとりまとめることは有  
益であろう。

#### コンソシアム

189. コンソシアム會議の準備として、世銀は当該國に調査団を派遣し、その  
開發計画の下における進展および問題点の效果測定を行ない、外國援助に対  
する需要の評価を行なう。世銀スタッフの報告書—それに援助國は自分自身  
の評価を加える—は、コンソシアム會議における議論の中心になる。四半  
期毎に世銀は一國の開發計画に対する過去のおよび提案された資金援助を要

約した四半期報を作成する。他方その国はその時までの経済発展および検討のため提案された新規プロジェクトの年間要約書を発表する。

#### 協議グループ

190. 協議グループは、開発需要を満たすための援助を定期的に誓約する義務を課すことはないという点で、コンソシアムほど正式のものではない。各協議グループの責任の範囲にはかなりの違いがある。しかし、一般に、協議グループ会合の開催にあたっては、コンソシアムの場合と同様の手続きがとられる。

#### 評価

191. 概して米国はコンソシアムおよび協議グループのアプローチは成功していると考えている。より頻繁に援助調整グループの会合を行なうのが望ましい例もある。また協議増大が優先部門に関する特別会合の形をとつた方がよい場合もある。このような会合には専門家が出席し、その結果は援助調整グループの全体会議に報告される。また援助国間の二国間協議を増やす必要がある。

192. 援助調整グループの会合の効率化は、かなりの程度、定義を厳しくした問題、焦点をあてるべき限定した勧告、主催機関の報告課題に依存すると考える。最近の報告はこの機能を果たす上で注目すべき進歩を示していると考えられる。

193. われわれの考えでは、調整グループまたはその他の機構を通じて技術援助の調整を行なうことにもつと注意を向けることが必要である。

援助国は、その間で共通のアプローチを確立することに向つて作業すべきであるか。

194. 援助国間の目的の調整は、受益国にに対する矛盾した助言を避けるために不可欠である。

195. このような調整は、主に世銀やOECDのような主催者のスタッフの作成した報告書をもとにすることによつて、コンソシアムやCGの会合で促進

されてきた。その結果、検討する国の開発問題につきよりよく理解ができた。このシステムは、共通のアプローチを確立するための慎重な企てよりも受益国により中立的な影響を与えてきた。米国は、事実をはつきり提示すること自体がコンセンサスに通じるようであると信じている。当初から合意を見た共通のアプローチは、受益国側の憤りを買ひ、勧告した方針に従うチャンスを減ずるといふことになりかねない。

援助国は与える援助の種類を特化すべきであるか

196. 實際上、これは、少くともある点までは事実である。特に、受益国の特定の需要および一般的需要が加盟国の注目を引くコンソーシアムやCGでは、特化の機会はある。

197. 例えば、他の国よりもプロジェクト援助とは反対にプログラム援助の方が供与しやすい国もある。また技術援助の分野では、国際的に認められた能力又は伝統的理由により、他の国よりもある分野の技術援助が簡単に供与できる国もある。

198. われわれは、この種の分業の形式化は好まない。がそれにもかかわらず援助国間の特化は合理的であり、援助供与総額の効率を増すかもしれないが、そうすることを目的とした議論はまだ成功していない。しかしながら、援助国の代表が現地または本部でできるがぎりのそのプログラムの調整を促進することが望ましい。

199. またもう1つの新しいアプローチ、すなわち、等定部門に関する（G会合一例えばチュニジア農業について試みられたような拡大する価値がある）と考える。このアプローチは、部門又は活動の特化に対する特定の機会を提供するであろう。



## ヴ イ ト ナ ム

### 第6章

#### 援助計画，調整およびプログラミングのための政府機関

##### 援助政策

1. 援助政策は国家計画委員会 (the National Planning Committee) が決定する。同委員会は経済開発計画，プログラムに関する勧告を行なう。
2. ヴイエトナムでは現在，つい最近経済学者グループが作成した10カ年計画がある。これは主として戦後経済の開発を対象としている。この長期計画は政府の承認に付されており，近い将来に実施されることが望まれている。この長期計画の枠内では，まだ実際の援助要請は行なわれていない。
3. 援助行政に責任を持つ中央機関は中央計画総局 (Direction Générale du Plan) である。様々な政府部局は調整のためにこの特別の機関にそのプログラムを提出する。中央計画総局は計画研究局 (Direction des Etudes du Plan) と技術援助調整局 (Direction de Coordination de l'Assistance Technique) に分れる。
  - a. 毎年前半に計画総局の召集により各部局が会合し，それぞれの援助要求を研究する。同総局は援助国と国際機関との接触に責任を負う。場合によっては援助国に直接援助要請を提出する部局もあるが，このようにして供与される援助は計画総局の範囲外になつてしまう場合があるのでこの慣行を止めようとしている。
  - b. 各部局は，プログラムの開始と調整に責任を持つ，独自の計画局を持っている。
  - c. 援助行政改善の方策を研究することを目的とするセミナーを開催することに責任を持つ研究機関はない。
  - d. 援助の実際の使用を監督することに責任をもつ機関は計画総局である。
  - e. 援助行政機構の再編成や拡大は現在考えられていない。
  - f. 援助行政機構改善計画はない。

## 第7章

### 援助行政

#### プライオリティーの決定

4. ノンプロジェクト援助およびプロジェクト援助双方において、経済開発プログラムは優先されている。ノンプロジェクト援助では、農業、農産物加工業、今まで輸入されていた製造品を目的とする工業および機械工具工業に対する援助に重点が置かれている。
5. 特定プロジェクトを実施するための援助では、様々な政府機関がプロジェクトを計画総局に提出し、同局はそれを国連の援助が要請される場合にはUNDPあるいは二国間あるいは多国間援助の場合には他の援助供与者に検討のため送付する。
6. UNDPを通じて供与される国連援助額のみが、あらかじめかつ年度ベースで決定される。コロンボプランによる援助はあらかじめ決定はできない。コロンボプランの枠内の援助要請は、上述のプライオリティーに基づいている。
7. ヴイエトナムの現状では長期プログラムの実施は困難であるので、長期プログラムに関する資金、技術援助の要請は行なわれていない。

#### 研修員プログラム

8. 研修員の選考は、教育省の外国留学委員会(Commission des études à l'étranger)によつて行なわれる。
9. 帰国後は研修員は受けた研修に従つて活用される。前の職場に戻ることも多い。

#### 域内訓練

10. ラオスとカンボディアの研修員を対象にヴイエトナム統計研究所(Institut des Statistiques du Vietnam)が行なう2級統計家研修コースに関する、域内研修制度は満足すべきものといえよう。同じような政治経済事情の地域の国々のための「域内」研修コースを考慮すべきである。
11. しかし、第3国に研修員を送ることを考慮すべき場合は、国内での研修が

不可能であり、援助国に研修施設がない場合のみである。

12. ヴイエトナムの現状により技術援助施設は減少しているが、海外からの技術援助をかなり必要としている。

#### 専門家プログラム

13. ヴイエトナム政府は、外国専門家がヴイエトナムに到着次第、住宅、交通手段その他の便宜を供与すべくあらゆる努力をしている。
14. 専門家は将来彼らに代るべきヴイエトナム人を訓練するより期待されている。
15. 経済的かつ能率的理由から、一人の専門家のサービスが同時に域内各国で利用されるような制度の実施が考慮されるべきである。専門家は必ずしもフルタイムベースで利用されないの、域内各国が利用したほうがずっとうまく利用できる。実際こうすることにより時間と金の節約ができるであろう。

#### 援助レビュー

16. 技術援助や資金援助の全体につきレビューや効果測定が行なわれたことはないが、われわれが現在得ている技術援助がわれわれの需要を満たしていないことは事実である。

